二　支出額が予算額に比し減少したとき。

2　農林大臣は、都道府縣又はその他の試驗研究機関が前項の規定により還付を命ぜられた場合正当な理由がないのに還付しないときは、当該都道府縣又はその他の試驗研究機関に対する資金の割当又は交付をしない。

（收支決算書）

第十條　本章の規定により資金の交付を受けた都道府縣又はその他の試驗研究機関は、農林大臣の定める様式により、收支決算書を、次年度六月三十日までに農林大臣に提出しなければならない。

（年次報告書）

第十一條　農林大臣は、毎年度、都道府縣又はその他の試驗研究機関が本章の規定により資金の交付を受けて実施した事業と農業に関する國立の試驗研究機関の試驗研究事業とを検討整理しなければならない。

2　農林大臣は、前項の検討整理の結果及び本章の目的のために定められた予算の支出額の年次報告書を作成し、これを大藏大臣に送付しなければならない。

3　内閣は、前項の年次報告書を、財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第四十條の規定による歳入歳出決算の添附書類として、國会に提出するものとする。

（異議の申立）

第十二條　農林大臣は、二年以上継続して資金を交付することを承認した試驗研究事業につき、その継続に必要な予算が成立していない場合において、都道府縣又はその他の試驗研究機関が左の各号の一に該当することを事由として当該資金の割当又は交付をしないときは、その事実及び事由を遅滞なく内閣総理大臣に報告するとともに当該都道府縣又はその他の試驗研究機関に通知しなければならない。

一　第四條第二項の承認がないこと。

二　第九條第一項の規定により命ぜられた資金の還付をしないことにつき正当な理由がないこと。

三　提出した事業計画の内容が不適当であること。

2　前項の通知を受けた都道府縣又はその他の試驗研究機関は、その通知に係る事由に不服があるときは、その通知を受けた日から一箇月以内に、内閣総理大臣に対し異議の申立をすることができる。

3　内閣総理大臣は、前項の異議の申立があつたときは、その申立を受けた日から一箇月以内にその当否を決定しなければならない。異議の申立を正当と認める決定があつたときは、農林大臣は、当該資金の割当又は交付をしなければならない。

4　農林大臣は、第二項の期間内に異議の申立がない場合又は異議の申立を不当と認める決定があつた場合には、当該資金を他の都道府縣又はその他の試驗研究機関に割り当てることができる。

第三章　農業に関する普及事業の助長

（助成の目的）

第十三條　政府は、農民が農業及び農民生活に関する有益且つ実用的な知識を取得交換し、それを有効に應用することができるように、都道府縣が農林省と協同して行う農業に関する普及事業を助長するため、本章の規定に従い、都道府縣に対し補助金を交付する。

2　この法律は、個人的寄附又は農業協同組合その他政府若しくは都道府縣以外の團体によつて支持されている普及事業を打ち切り、又は退歩させる意図があると解すべきではない。

（協同農業普及事業）

第十四條　本章の規定により補助金を交付される「協同農業普及事業」とは、専門指導員の巡回指導、農場展示、出版物の配付その他の手段により、農民に対し農業及び農民生活の改善に関する教示及び実地展示をすることをいう。

2　前項の普及事業は、農林大臣と本章の規定により補助金の交付を受ける都道府縣とが協議して定める方針に従つて、これを実施するものとする。

（助成の申請）

第十五條　本章の規定により補助金の交付を受け、又は受けようとする都道府縣は、毎年一月三十一日までに、農林大臣の定める様式により、補助金の交付申請書を、次年度において施行しようとする事業の計画書及び経費見積書並びに過去一箇年間における事業の実績報告書とともに、農林大臣に提出しなければならない。

2　前項の実績報告書は、いずれの年度においても、都道府縣が本章の規定により次年度の補助金の割当の決定を受ける以前において、農林大臣の承認を受けなければならない。その承認を受けないものは、次年度の補助金の割当の決定を受けることができない。

（補助金の割当）

第十六條　農林大臣は、前條の提出書類を審査の上、毎年三月三十一日までに、本章の目的のために定められた予算の範囲内において、左の各号の規定に従い、都道府縣別に補助金の割当を決定しなければならない。但し、予算成立の遅延のため三月三十一日までにその決定ができない場合には、予算成立後一箇月以内にこれを決定しなければならない。

一　当該予算総額の四割五分は、各都道府縣の農業人口に應じて各都道府縣に配分する。

二　当該予算総額の四割五分は、各都道府縣の耕地面積に應じて、各都道府縣に配分する。

三　当該予算総額の一割は、天災又は農業資源の開発不十分のため農業改良に必要な協同農業普及事業を施行することが困難である都道府縣及び農業の発展のため緊要な協同農業普及事業の施行を必要とする都道府縣に配分する。

2　前項第一号及び第二号の規定により都道府縣に配分される補助金の額が、当該都道府縣において協同農業普及事業を維持するためその年度に支出する都道府縣費の倍額を超えるときは、その超

える部分については、当該都道府縣は、これを受領することができない。

（助成の承諾）

第十七條　都道府縣は、前條の規定により割当の決定を受けこれを承諾するときは、その割当決定に基いて実施する旨の承諾書を、遅滞なく農林大臣に提出しなければならない。承諾書には、左に掲げる書類を添付しなければならない。

一　事業実施計画書

二　收支予算書

（計画の変更）

第十八條　都道府縣が、承諾書を提出した後　前條各号の書類に記載した事項に重要な変更を加えようとするときは、あらかじめ農林大臣の承認を受けなければならない。

（補助金の流用禁止）

第十九條　本章の規定により交付される補助金は、直接と間接とを問わず、これを諸建物の購入、建造、保全若しくは修理、土地の購入若しくは借入、研究若しくは普及のための農場の経営、取締事務その他本章に規定する目的以外の目的に使用してはならない。

（補助金の還付）

第二十條　農林大臣は、本章の規定により補助金の交付を受けた都道府縣が左の各号の一に該当するときは、補助金の全部又は一部の還付を命ずることができる。

一　前二條の規定に違反したとき。

二　支出額が予算額に比し減少したとき。

2　農林大臣は、都道府縣が前項の規定により還付を命ぜられた場合正当な理由がないのに還付しないときは、当該都道府縣に対する補助金の割当又は交付をしない。

（收支決算書）

第二十一條　本章の規定により補助金の交付を受けた都道府縣は、農林大臣の定める様式により、收支決算書を、次年度六月三十日までに農林大臣に提出しなければならない。

（年次報告書）

第二十二條　農林大臣は、毎年度、本章の目的のために定められた予算の支出額及び本章の規定により補助金の交付を受けて実施した事業の結果の年次報告書を作成し、これを大藏大臣に送付しなければならない。

2　内閣は、前項の年次報告書を、財政法第四十條の規定による議入議出決算の添附書類として、國会に提出するものとする。

（異議の申立）

第二十三條　農林大臣は、都道府縣が左の各号の一に該当することを事由として第十六條第一項第一号及び第二号の規定による補助金の割当又は交付をしないときは、その事実及び事由を遅滞なく内閣総理大臣に報告するとともに当該都道府縣に通知しなければならない。

一　第十五條第二項の承認がないこと。

二　第二十條第一項の規定により命ぜられた補助金の還付をしないことにつき正当な理由がないこと。

2　前項の通知を受けた都道府縣は、その通知に係る事由に不服があるときは、その通知を受けた日から一箇月以内に、内閣総理大臣に対し異議の申立をすることができる。

3　内閣総理大臣は、前項の異議の申立があつたときは、その申立を受けた日から一箇月以内にその当否を決定しなければならない。異議の申立を正当と認める決定があつたときは、農林大臣は、当該補助金の割当又は交付をしなければならない。

4　農林大臣は、第二項の期間内に異議の申立がない場合又は異議の申立を不当と認める決定があつた場合には、当該補助金を不要額とする。

附　則

第二十四條　この法律施行の期日は、その公布の日から三箇月を超えない期間内において、政令でこれを定める。

第二十五條　第四條第一項及び第十五條第一項に規定する書類の提出に関しては、昭和二十三年度に限り、同條の規定にかかわらず、農林大臣の指示するところによるものとする。

2　第四條第二項及び第十五條第二項の規定は、昭和二十三年度に限り、これを適用しない。

第二十六條　第五條及び第十六條第一項中割当の期日に関する規定は、昭和二十三年度に限り、これを適用しない。

第二十七條　第十六條第二項の規定は、昭和二十三年度に限り、これを適用しない。

第二十八條　産業試験費講査費國庫補助法（明治三十九年法律第九号）は、これを廃止する。

◎指定農林物資檢査法

（昭和二十三年八月二日法律第二百十号）（農林大臣署名）

指定農林物資檢査法

（法律の目的）

第一條　この法律は、重要な農林畜水産物の取引の迅速及び安全を期するため、適正且つ公平な檢査を行い、あわせて当該物資の品質の改善を図ることを目的とする。

（定義）

第二條　この法律において「指定農林物資」とは、國内において生産された重要な農産物　林産物、畜産物及び水産物並びにこれらを原料として製造（加工を含む。以下同じ。）された物資であつて別表第一及び第二に掲げるものをいう。

（指定農林物資の規格）

第三條　農林大臣は、指定農林物資の合格又は不合格を判定し、且つ品質を識別するため、規格審議会の議を経て、各種類ごとに規格及びその施行期日を定め、その期日の少くとも三十日前までにこれを公示しなければならない。

2　前項の規格は、適正且つ公平であつて類似の條件にある指定農

林物資の生産者間に不均衡を生ずるものであつてはならない。

3　第一項の規定に基いて定められた規格が前項の條件を欠くと認める場合には、指定農林物資の生産者は、その施行期日の十日前までに、農林大臣に対しその旨を申し出ることができる。

4　前項の規定による申出を受けた場合には、農林大臣は、これを規格審議会の議に附し、その理由があると認めるときは、すみやかに規格を訂正し、施行期日の少くとも五日前までにこれを公示しなければならない。その理由がないと認めるときは、当該請求者に対し、理由を附してその旨を通知しなければならない。

5　規格が施行された後事情が変更したため第二項に規定する條件を欠くに至つたと認める場合には、指定農林物資の生産者は、農林大臣に対し、その改訂を請求することができる。

（検査機関）

第四條　別表第一に掲げる國の機関又は都道府縣知事は、命令の定めるところに従い、前條の規定によつて定められた規格に基いて別表第一に掲げる指定農林物資であつて、その管轄区域内において生産され、又は当該区域内に搬入されたものの検査を行わなければならない。

2　都道府縣知事は　別表第二に掲げる指定農林物資又は前項の規定による検査が行われない別表第一に掲げる指定農林物資であつて、その管轄区域内において生産され、又は当該区域内に搬入されたものについて、前條の規定によつて定められた規格に従つて、検査を行うことができる。

3　前二項の規定により検査を行う國の機関又は都道府縣知事（以下検査機関という。）の検査を受けた指定農林物資が、当該指定農林物資について検査を行う他の検査機関の管轄区域内に搬入された場合には、前二項の規定は、第八條の規定により検査を受けないものとみなされる場合を除き、これを適用しない。

4　第一項若しくは第二項の規定によつて検査を行つた場合又は第七條の規定によつて検査を免除した場合には、検査機関は、これを証明するため、省令の定めるところにより、当該指定農林物資又はその包装に証票、印章又は記号（以下証票等という。）を附さなければならない。

5　前四項の外検査の手続に関する事項は、省令でこれを定める。

（生産者の義務）

第五條　指定農林物資の生産者は、前條の規定に基いて検査が行われる場合には、その検査を受けたものでなければ、当該指定農林物資を販賣（交換する場合を含む。以下同じ。）し、若しくは販賣の委託をし、又は当該検査機関の管轄区域外に搬出してはならない。但し、農林大臣の定める一定数量以下のものを当該区域外に搬出する場合は、この限りでない。

（販賣業者の義務）

第六條　指定農林物資の販賣業者は、証票等の附されたものでなければ、これを購入し、若しくは販賣し、又は購入若しくは販賣の委託をしてはならない。但し、当該指定農林物資について第四條の規定に基く検査を行わない検査機関の管轄区域内で生産された

ものを、当該区域又は当該指定農林物資について同條の規定に基く検査を行わない他の検査機関の管轄区域内において購入し、若しくは販賣し、又は購入若しくは販賣の委託をする場合は、この限りでない。

2　前條の規定は、検査を行わない検査機関の管轄区域内で購入した指定農林物資を、検査を行う他の検査機関の管轄区域内に搬入した販賣業者に、これを準用する。

（検査の免除）

第七條　指定農林物資であつて輸出品の検査に関する他の法律の適用を受けるものについては、生産者又は販賣業者は、省令の定めるところにより、検査機関に対し、第四條の規定による検査の免除を申請することができる。

2　前項の申請があつた場合には、検査機関は、第四條の規定にかかわらず、検査を免除することができる。

（再検査を受けなければならない場合）

第八條　検査済の指定農林物資であつても左の各号の一に該当するものは、検査を受けないものとみなす。

一　荷造又は結束を改め、又は損じたもの

二　証票等の明かでないもの又は証票等を偽造し、若しくは変造したもの

三　容量若しくは重量に著しい増減のあつたもの又は形状に著しい変化のあつたもの

四　虫、ねずみ等の害を受け、又は変質したもの

五　証票等の有効期間が経過したもの

六　農林大臣が検査機関の検査を不当と認めて特に再検査を指定したもの

2　前項第五号の有効期間は、農林大臣がこれを定める。

（証票等類似物の使用禁止）

第九條　何人も第四條第四項の規定によつて附される証票等に類似したものを指定農林物資に附してはならない。

（包装材料の再使用の制限）

第十條　証票等の附してある包装材料は、これを消したものでなければ、再び指定農林物資の包装材料として使用してはならない。

（再検査の請求）

第十一條　検査機関の検査に不服のある者は、農林大臣に対し当該農林物資の再検査を請求することができる。

2　前項の請求があつたときは、農林大臣は、検査機関に対し、再検査に関して必要な指示をしなければならない。

（検査手数料）

第十二條　國の機関である検査機関は、検査を行つたときは、省令の定めるところにより、検査手数料を徴収することができる。但し、再検査によつて上位の等級に変更された場合及び第八條第一項第六号の適用を受けたため再検査を受けた場合は、この限りでない。

（報告の徴収）

第十三條　検査機関は、その検査を行う指定農林物資の生産者又は

販賣業者に対し、その生産し、又は販賣する指定農林物資の品名、数量、生産場所等に関して必要な報告を求めることができる。

（規格審議会）

第十四條　指定農林物資の規格を審査させるため、農林省に農産物、林産物、水産物及び工業食品の四規格審議会を置く。

2　各規格審議会の委員は、五人から十人までとし、学識経験のある者であつて指定農林物資の生産業又は販賣業に利害関係のないもののうちから、農林大臣がこれを委嘱する。

3　この法律に定めるもの外、規格審議会に関し必要な事項は、政令でこれを定める。

（罰則）

第十五條　第五條（第六條第二項において準用する場合を含む。）又は第六條第一項の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は一万円以下の罰金に処する。

第十六條　第九條若しくは第十條の規定に違反した者又は第十三條の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をした者は、五千円以下の罰金に処する。

第十七條　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関して第十五條又は前條の違反行爲をしたときは、行爲者を罰する外、その法人又は人に対しても同條の罰金刑を科する。

附　則

（施行期日及び有効期間）

第十八條　この法律は、公布の日から、これを施行する。

2　この法律は、臨時物資需給調整法（昭和二十一年法律第三十二号）又は物價統制令（昭和二十一年勅令第百十八号）のいずれかが存続する限り、その効力を有する。

（経過規定）

第十九條　この法律施行前臨時物資需給調整法に基く農林省令又は品質の検査に関する條例の規定に基いてした指定農林物資の検査は、これを第四條の規定に基いてした検査とみなし、それを証する証票等は、これを同條の規定に基いて附されたものとみなす。

2　この法律施行の際現に前項の省令又は條令に基いて定められている指定農林物資の規格は、農林大臣の定める日までは、第三條の規定に基いて定められたものとみなす。

3　指定農林物資であつてこの法律施行の際現に第一項の省令又は條例の規定に基いて検査が行われていないものについては、第三條の規定により農林大臣の定める当該指定農林物資の規格の施行期日までは、第五條及び第六條の規定は、これを適用しない。

4　この法律施行の際現に都道府縣知事が検査を行つている別表第一に掲げる指定農林物資であつて、この法律施行後は國の機関が検査を行うべきものについては、第四條第一項の規定及び別表第一にかかわらず、農林大臣の定める日までは、政令の定めるところにより、当該都道府縣知事が検査を行わなければならない。但し、この法律施行の際國の機関に事務を委託して検査を行つているものについては、この限りでない。

5　前項の規定による検査は、これを第四條第一項の規定による検査とみなす。

別表　第一

食糧事務所

わら工品、いぐさ製品、大麻、ちよ麻、亜麻、マオラン麻、除虫菊、みつまた、こうぞ、なたね

都道府縣知事

一般用材、弁甲材、坑木、杭丸太、電柱、造船用材、パルプ用材、押角、耳付板、仕組板、枕木、腕木、たる丸材、木炭、薪、ガス用薪、れん炭、豆炭、たどん、木ろう、はぜの実、魚類乾製品、魚類塩蔵品、魚卵製品、水産物つけ物類、水産くだに、ねり製品、塩辛製品、節類、削節類、食料魚粉、製品、たこ製品、貝類製品、乾えび（あみを含む。）、乾なまこ（ぶしこを含む。）、海藻製品、鯨製品、冷凍水産物、種かき、寒天、水産動物油、水産肥飼料、眞綿及び眞綿製品

別表　第二

都道府縣知事

ソース、カラメル、食酢、種こうじ、育兒菓子、食料びん詰、亜麻種、桐実、牛乳、バター、しいたけ、あべまき樹皮

◎輸出入植物檢疫法（昭和二十三年七月五日法律第八十六号）（農林大臣署名）

輸出入植物檢疫法

一　新制定法

第一章　総則

（病菌又は害虫）

第一條　この法律において「病菌」とは、眞菌、細菌その他の有害植物及びバイラスであつて植物を害するものをいい、「害虫」とは、昆虫、だに等の節足動物、線虫その他の虫類であつて植物を害するものをいう。

（輸出又は輸入）

第二條　本州、北海道、四國、九州及びこれらの附属の島（命令で定める地域を除く。）とこれらの地域以外との間に行われる取引その他による物の移動は、この法律の適用については、これを輸出又は輸入とする。

第二章　輸入植物の檢疫

（輸入の制限）

第三條　命令で定める植物（以下指定植物という。）は、輸出國の官憲により発行され、且つ、その検査の結果病菌又は害虫が附着していないことを確め又は信ずる旨を記載した検査証明書のつるものでなければ、これを輸入してはならない。但し、植物檢疫につき官設の機関を有しない國から輸入する場合は、この限りでない。

（輸入の禁止）

第四條　病菌又は害虫の侵入防止のため、左の各号の一に該当する物（以下禁止品という。）は、これを輸入することができない。但

し、試驗研究の用に供するため農林大臣の許可を得て輸入する場合は、この限りでない。

一　命令で定める地域から発送し、又はこれを經由した植物で命令で定めるもの

二　病菌又は害虫

三　土じょう又は土じょうの附着する植物

（輸入場所の制限）

第五條　第三條又は前條但書の規定に從つて指定植物又は禁止品を輸入しようとする者は、第六條第三項の海港及び飛行場以外の場所で、これを輸入してはならない。

（輸入檢査）

第六條　第三條又は第四條但書の規定に從つて指定植物又は禁止品を輸入した者は、遲滯なく、その物及びその容器包裝に就いて、植物檢疫官の檢査を受けなければならない。但し、輸入前において植物檢疫官の檢査を受けた場合は、この限りでない。

2　前項の檢査を受ける場合には、第三條の檢査証明書又は第四條但書の規定による農林大臣の許可を証する書面を提示しなければならない。

3　第一項の檢査は、命令で定める海港、飛行場その他の場所で、これを行う。

第七條　植物檢疫官は、前條の檢査をする場合において、病菌若しくは害虫の附着している虞があると認めるときは、前條に掲げる物以外の輸入品についても檢査をすることができる。

（郵便物としての輸入）

第八條　第六條第一項の規定により檢査を受けなければならない物を郵便物として輸入する場合は、これを小形包裝物、商品見本又は小包郵便物以外の郵便物として輸入してはならない。

2　前項の規定に違反して輸入された郵便物の配達を受けた者は、その郵便物を添え、遲滯なく、その旨を動植物檢疫所に届け出なければならない。

第九條　通關手續をなすべき郵便局は、指定植物又は禁止品を包容し、又は包容している疑のある小形包裝物、商品見本又は小包郵便物の送付を受けたときは、遲滯なく、その旨を動植物檢疫所に通知しなければならない。

2　前項の場合には、植物檢疫官は、郵便局員の立会の上、同項の小形包裝物、商品見本又は小包郵便物の檢査を行う。

3　前項の檢査をする場合には、植物檢疫官は、受取人に対して、第三條の檢査証明書又は第四條但書の規定による農林大臣の許可を証する書面の提示を求めることができる。

（立入檢査）

第十條　植物檢疫官は、指定植物、禁止品その他病菌若しくは害虫の附着している虞のある輸入品を積載し、藏置し、若しくは所持し、又は積載し、藏置し、若しくは所持している疑があると認めるときは、その船車、航空機、倉庫その他の場所に立ち入つて、積載し、若しくは藏置している物を檢査し、又は關係者に対し質問し、若しくは關係者の所持する物を檢査することができる。

（檢査に基く処分）

第十一條　植物檢疫官は、本章の規定に基く檢査の結果、病菌又は害虫が附着していると認めた植物その他の物を消毒し、廢棄し、その收受を禁止し、その他必要な処分をすることができる。

2　植物檢疫官は、前項の規定により收受を禁止し、その他必要な処分をした場合において、檢査を受けた物の所有者、管理者又は受取人が病菌又は害虫のひろがる虞のないように処置したときは、その收受禁止その他の処分を取り消すことができる。

（違法輸入植物等の收受禁止）

第十二條　第三條、第四條又は第五條の規定に違反して輸入された物又は第六條第一項の規定による檢査を受けない物は、これを收受してはならない。

（檢査の方法等）

第十三條　檢査の方法、檢査の結果行う処分の基準、その他檢査に関し必要な事項は、農林大臣がこれを定める。

第三章　輸出植物の檢疫

（輸出檢査）

第十四條　輸入國政府がその輸入につき輸出國の檢査証明を必要としている植物を輸出（輸出のための政府への寄渡を含む。以下同じ。）しようとする者は、その植物及びその容器包裝について、植物檢疫官の檢査を受けなければならない。

2　植物檢疫官は、病菌又は害虫の取締上必要と認めるときは、前項の檢査を受けた物について再檢査をすることができる。

3　第六條第三項の規定は、第一項の檢査につき、これを準用する。

（栽培地檢査）

第十五條　前條第一項の植物のうち農林大臣の指定するものについては、あらかじめその栽培地で植物檢疫官の檢査を受けて合格したものでなければ、前條の檢査を受けることができない。

2　植物檢疫官は、前項の檢査のため必要があるときは、その栽培地の周囲の土地に立ち入ることができる。

3　植物檢疫官は、第一項の檢査の結果、栽培者又は栽培を委託した者に対し、病菌又は害虫の取締上必要と認める事項を指示することができる。

（檢査に基く処分）

第十六條　植物檢疫官は、第十四條の規定による檢査の結果、病菌若しくは害虫が附着していると認めた植物その他の物又は病菌若しくは害虫の取締上容器包裝に使用することを不適当と認めた物を消毒し、その輸出を禁止し、その他必要な処分をすることができる。

（檢査の方法等）

第十七條　第十三條の規定は、第十四條及び第十五條の規定による檢査につき、これを準用する。

第四章　雜則

（証票の携帯）

第十八條　植物檢疫官は、この法律による職務を執行する場合には、その身分を示す証票を携帯し、且つ関係者の要求があつたときは、これを示さなければならない。

（輸出入植物檢疫審議会）

第十九條　農林大臣の諮問に應じて左に掲げる事項を調査審議させるため、農林省に輸出入植物檢疫審議会（以下審議会という。）を置く。

一　第四條第一号の地域及び植物の範囲

二　第十三條（第十七條で準用する場合を含む。）の檢査の方法及び檢査の結果行う処分の基準

三　その他この法律の施行に関する重要事項

2　審議会は、前項各号に掲げる事項について、農林大臣に建議することができる。

3　審議会は、農林大臣の監督に属し、委員十人以内でこれを組織する。

4　審議会の委員は、関係行政廳の官吏若しくは吏員又は学識経験のある者のうちから、農林大臣がこれを命ずる。

5　審議会に委員の互選による委員長を置く。

6　審議会の委員は、予算に定める金額の範囲内において、手当及び旅費を受けるものとする。但し、官吏又は吏員である委員に対しては、手当は支給しない。

7　前六項に定めるもの外、審議会に関し必要な事項は、命令でこれを定める。

（罰則）

第二十條　植物檢疫官の服制は、農林大臣が、これを定める。

第五章　罰則

第二十一條　左の各号の一に該当する者は、これを一年以下の懲役又は一万円以下の罰金に処する。

一　第三條、第四條又は第五條の規定に違反した者

二　第四條但書の規定による許可の條件に違反した者

第二十二條　左の各号の一に該当する者は、これを六箇月以下の懲役又は五千円以下の罰金に処する。

一　第六條第一項又は第十四條第一項の規定に違反した者

二　第六條第一項又は第十四條第一項の規定による檢査を受けるに際して不正行爲をした者

三　第十二條の規定に違反した者

第二十三條　左の各号の一に該当する者は、これを五千円以下の罰金に処する。

一　第七條、第十條又は第十四條第二項の規定による檢査を拒み、妨げ、又は忌避した者

二　第八條第二項の規定に違反した者

三　第十條の規定による質問に対し答弁をせず、又は虚偽の陳述をした者

四　第十一條第一項又は第十六條の規定による禁止その他の処分に違反した者

五　第十五條第二項の規定による立入を拒み、又は妨げた者

第二十四條　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して第二十一條、第二十二條又は第二十三條第二号若しくは第四号の違反行爲をしたときは、行爲者を罰するの外、その法人又は人に対して各本條の罰金刑を科する。

附　則

第二十五條　この法律施行の期日は、その公布の日から三箇月をこえない期間内において、政令でこれを定める。但し、第十九條の規定は、公布の日から、これを施行する。

第二十六條　指定植物は、この法律施行後六箇月間は、第三條の規定にかかわらず、同條の檢査証明書がなくても、これを輸入することができる。

第二十七條　輸出入植物取締法（大正三年法律第十一号）は、これを廃止する。但し、同法廃止前にした行爲に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

◎農薬取締法（昭和二十三年七月一日法律第八十二号）（農林次官署名）

農薬取締法

（定義）

一　新制定法

第一條　この法律において「農薬」とは、農作物（樹木を含む。以下同じ。）又は農林産物を害する菌、線虫、だに、昆虫、ねずみその他の動植物（以下病害虫と総称する。）の防除に用いられる殺菌剤、殺虫剤その他の薬剤をいう。

2　前項の防除のために利用される天敵で、この法律の適用については、これを農薬とみなす。

3　この法律において「製造業者」とは、農薬を製造し、又は加工することを業とする者をいい、「輸入業者」とは、農薬を輸入することを業とする者をいい、「販賣業者」とは、農薬を販賣することを業とする者をいい、「防除業者」とは、農薬を使用して第一項の防除を行うことを業とする者をいう。

（製造業者及び輸入業者の農薬の登録）

第二條　製造業者又は輸入業者は、その製造し若しくは加工し、又は輸入した農薬について、農林大臣の登録を受けなければ、これを販賣してはならない。

2　前項の登録の申請は、左の事項を記載した書面及び農薬の見本を提出して、これをしなければならない。

一　氏名（法人の場合にあつてはその名称及び代表者の氏名。以下同じ。）及び住所

二　農薬の種類、名称、物理的化学的性状並びに有効成分とその他の成分との別にその各成分の種類及び含有量

三　適用病害虫、使用方法並びに薬効及び薬害に関する試験成績

四　製造場の名称及び所在地

五　製造業者の製造し、又は加工した農藥については、製造方法及び製造責任者の氏名

3　農林大臣は、前項の申請を受けたときは、農藥檢査所の官吏（以下檢査官吏という。）に農藥の見本について檢査をさせ、その申請を受けた日から二箇月以内に、農藥審議会の議決を經て當該農藥を登錄し、且つ、左の事項を記載した登錄票を交付しなければならない。

一　登錄番号及び登錄年月日
二　農藥の種類及び名称
三　製造業者又は輸入業者の氏名
四　製造場の名称及び所在地

4　農林大臣は、前項の檢査につき、省令で定めるところにより、申請者から手数料を徴收することができる。

（記載事項の訂正又は品質改良の指示）

第三條　農林大臣は、前條第三項の檢査の結果、同條第二項の書面の記載事項に虚偽の事実があると認めるとき又はその書面に記載する使用法により當該農藥を使用する場合に農作物　農林産物若しくは使用者に害があると認めるときは、同條第三項の規定にかかわらず、登錄を保留して、申請者に対しその書面の記載事項を訂正し、又は當該農藥の品質を改良すべきことを指示することができる。

2　前項の指示を受けた者が、その指示を受けた日から一箇月以内にその指示に基き書面の記載事項の訂正又は品質の改良をしないときは、農林大臣は、その者の登錄の申請を却下する。

3　農林大臣は、その者の登錄の申請を却下するときは、農林大臣は、前二項の処分をするには、農藥審議会の議決を經なければならない。

（異議の申立）

第四條　第二條第一項の登錄を申請した者は、前條第一項の規定による処分に不服があるときは、同項の指示を受けた日から二週間以内に、農林大臣に書面をもつて異議の申立をすることができる。

2　農林大臣は、前項の申立を受けたときは、その申立を受けた日から二箇月以内に、農藥審議会の議決を經てこれについて処定をし、その申立を正当と認めたときは速かに當該申請者に登錄票を交付し、その申立を正当でないと認めたときは當該申請者にその旨を通知しなければならない。

3　異議の申立をした者が、前項後段の通知を受けた日から一箇月以内に前條第一項の指示に基いて書面の記載事項の訂正又は品質の改良をしないときは、農林大臣は、その者の登錄の申請を却下する。

（登錄の有効期間）

第五條　第二條の登錄の有効期間は三年とする。但し、同條第二項第二号の事項中に変更を生じたときは、登錄はその効力を失う。

（記載事項の変更）

第六條　第一條の登錄を受けた者は、同條第二項第一号又は第三号から第五号までの事項中に変更を生じたときは、その変更を生じた後二週間以内に、その理由を附してその旨を農林大臣に届け出なければならない。

（製造業者及び輸入業者の農藥の表示）

第七條　製造業者又は輸入業者は、その製造し、若しくは加工し、又は輸入した農藥を販賣するときは、その容器（容器に入れないで販賣する場合にあつてはその包裝）に左の事項の眞実な表示をしなければならない。

一　登錄番号
二　農藥の種類、名称、内容量、物理的化学的性状並びに有効成分とその他の成分との別にその各成分の種類及び含有量
三　適用病害虫及び使用方法
四　人畜に有毒な農藥については、その旨及び解毒剤の名称（解毒剤のない場合にあつては、その旨）
五　引火し、爆発し、又は皮膚を害する等の危險のある農藥については、その旨
六　貯藏上又は使用上における注意事項
七　製造場の名称
八　製造業者の製造し、又は加工した農藥については、製造年月及び包裝年月

（販賣業者の届出）

第八條　販賣業者は、その営業所ごとに、左の事項を當該営業所の所在地を管轄する都道府縣知事に届け出なければならない。

一　氏名及び住所
二　當該営業所
三　卸賣業及び小賣業の別

2　販賣業者は、前項の届出事項中に変更を生じたときもまた同項と同樣に届け出なければならない。

3　前二項の規定による届出は、あらたに営業を開始した場合にあつてはその開始後二週間以内に、営業所を増設した場合にあつてはその増設後二週間以内に、第一項の事項中に変更を生じた場合にあつてはその変更を生じた後二週間以内に、これをしなければならない。

（販賣業者と農藥の表示）

第九條　販賣業者は、容器又は包裝に第七條の規定による表示のある農藥（分割して販賣する場合にあつては、その各々につき同條に規定する各事項の外販賣業者の氏名をも表示した農藥）でなければこれを販賣してはならない。

（帳簿）

第十條　製造業者、輸入業者及び販賣業者は、帳簿を備え付け、これに農藥の種類別に、製造業者及び輸入業者にあつてはその製造又は輸入数量及び譲渡先別譲渡数量を、販賣業者にあつてはその譲受数量及び譲渡数量を、眞実且つ完全に記載し、少くとも三年間その帳簿を保存しなければならない。

（防除業者の届出）

第十一條　防除業者は、左の事項を農林大臣に届け出なければならない。

一　氏名及び住所
二　事業の内容
三　営業所
四　防除の方法及び防除に使用する農薬の種類

2　前項の規定による届出については、第八條第二項及び第三項の規定を準用する。

（防除業者に対する監督）

第十二條　前條の規定により届出のあつた方法による防除又は農薬の使用が農作物又は農林産物に害を及ぼすと認められるときは、農林大臣は、農薬審議会の議決を経て、防除業者に対し防除の方法の変更を命じ、又は当該農薬の使用を禁止するものとする。

2　前項の処分に不服がある者は、その処分の通知を受けた日から二週間以内に、農林大臣に書面をもつて異議の申立をすることができる。

3　農林大臣は、前項の申立を受けたときは、その申立を受けた日から二箇月以内に、農薬審議会の議決を経てこれについて決定をし、その申立を正当と認めたときは速かに第一項の処分を取り消し、その申立を正当でないと認めたときは当該申立者にその旨を通知しなければならない。

（登録農薬に関する取締）

第十三條　農林大臣は、製造業者、輸入業者、販賣業者又は防除業者に対し、その業務に関し報告を命じ、又は検査官吏にこれらの者から第十四條の検査のため必要な数量の農薬若しくはその原料を集取させ、若しくは必要な場所に立ち入り、その業務の状況若しくは帳簿、書類その他必要な物件を検査させることができる。但し、農薬又はその原料を集取させるときは、時價によつてその対價を支拂わなければならない。

2　前項の場合において、同項に掲げる者から要求があつたときは、検査官吏は、その身分を示す証票を示さなければならない。

第十四條　農林大臣は、その定める検査方法に従い、検査官吏に農薬を検査させ、その結果第七條又は第九條の規定による表示に虚偽の事実があることを発見したときは、農薬審議会の議決を経て、当該農薬の販賣の禁止若しくは停止を命じ、又は第二條の規定による登録を取り消すものとする。

2　前項の処分があつた場合には第十二條第二項及び第三項の規定を準用する。

（農薬検査所）

第十五條　農薬の検査に関する事務を掌らせるため、農林省に農薬検査所を置く。

2　農林大臣は必要と認める地に農薬検査所の支所を置き、本所の事務を分掌させることができる。

3　農薬検査所の職員について必要な事項は、政令でこれを定める。

（農薬審議会）

第十六條　農薬審議会は、十五人から二十人までの委員をもつてこれを組織する。

2　委員は、学識経験のある者の中から、農林大臣が、これを命ずる。

3　農林大臣は議案の整理に従事させるため、農薬審議会に幹事を置くことができる。

4　この法律に規定するもの外、農薬審議会に対し必要な事項は、省令でこれを定める。

（罰則）

第十七條　左の各号の一に該当する者は、これを一年以下の懲役又は一万円以下の罰金に処する。但し、違反行爲に因つて得た対價の額が一万円を超える場合には、罰金は、その対價の額以下とする。

一　第二條第一項、第七條又は第九條の規定に違反した者
二　第十二條第一項の規定による処分に違反した者
三　第十四條第一項の規定による販賣の禁止若しくは停止の命令に従わない者

第十八條　左の各号の一に該当する者は、これを六箇月以下の懲役又は五千円以下の罰金に処する。

一　第六條、第八條第一項若しくは第二項、（第十一條第二項において準用する場合を含む。）第十條又は第十一條第二項の規定に違反した者
二　第十三條第一項の規定による報告を怠り、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による集取若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

第十九條　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、前二條の違反行爲をしたときは、行爲者を罰する外、その法人又は人に対して各本條の罰金刑を科する。

第二十條　第十七條の犯罪に係る農薬で犯人の所有し、又は所持するものは、その全部又は一部を没収することができる。犯罪の後、犯人以外の者が情を知つてその農薬を取得した場合においても同様とする。

2　前項の場合において、その農薬の全部又は一部を没収することができないときは、その價額を追徴することができる。

附　則

1　この法律は、その公布の後一箇月を経過した日から、これを施行する。

2　この法律施行前から製造され、加工され、又は輸入されていた農薬については、この法律施行後三箇月を限り、第二條第一項及び第七條の規定はこれを適用しない。

3　販賣業者が第七條第二号から第七号までに規定する事項を店頭の見易い場所に掲示したときは、この法律施行後六箇月を限り、第九條の規定はこれを適用しない。

この法律施行の際現に販賣業者又は防除業者である者は、この法律施行の日から二週間以内に、第八條第一項又は第十一條第一項の規定による届出をしなければならない。

◎種畜法（昭和二十三年七月十二日法律第百五十五号）（農林大臣署名）

種畜法

（法律の目的）

第一條　この法律は、畜産の振興を図るため、種畜を確保し、その利用を増強し、もつて家畜の改良増殖を促進することを目的とする。

（定義）

第二條　この法律において「種畜」とは、牛、馬その他政令で定める家畜の種雄であつて、その飼養者がこれを種付（人工授精を含む。以下同じ。）に供用する目的で主務大臣から証明書の交付を受けているものをいう。

2　この法律において「飼養者」とは、家畜を飼養管理する者をいう。

（証明書の交付）

第三條　主務大臣は、前條第一項の証明書の交付の申請があつた場合には、その家畜について検査を行い、伝染性の疾患（以下疾患という。）を有しないものにつき、その飼養者に対して証明書を交付する。

2　前項の証明書には、種畜の血統、能力及び体型による等級を示すべき事項を記載する。

3　第一項の疾患の種類並びに証明書の交付の申請及び検査の手続、証明書の有効期間その他証明書の交付に関し必要な事項は、省令でこれを定める。

（種付の禁止）

第四條　種畜でない牛、馬その他政令で定める家畜の雄又は第六條の規定により証明の効力を停止された種畜は、これを種付に供用してはならない。但し、省令で定める場合はこの限りでない。

2　種畜は、疾患にかかつていることを知りながら、これを種付に供用してはならない。但し、省令で定める場合はこの限りでない。

（疾患の検査）

第五條　主務大臣又は都道府縣知事は、必要があると認めた場合には、省令で定めるところにより、種畜検査委員をして種畜について疾患に関する検査を行わせることができる。

2　前項の規定により、種畜検査委員が検査する場合には、その身分を示す証票を携帯し、要求があるときは、何時でもこれを呈示しなければならない。

（証明の効力の取消又は停止）

第六條　主務大臣は、前條第一項の規定による検査の結果疾患にかかつていると認めた種畜について、省令の定めるところにより、第三條の証明書の証明の効力を取り消し、又は停止することができる。

（種畜の飼養者の義務）

第七條　種畜の飼養者は、当該官吏若しくは吏員又は種付を受けようとする家畜の飼養者その他省令で定める者から要求された場合には、その種畜の証明書を呈示しなければならない。

2　種畜の飼養者は、種付した家畜の雌の飼養者から種付証明書の交付を要求された場合には、正当の事由がなければ、その交付を拒むことができない。

3　前項の種付証明書に関し必要な事項は、省令でこれを定める。

（家畜登錄協会）

第八條　家畜の所有者又は飼養者は、家畜登錄協会を設立することができる。

2　家畜登錄協会は、法人とする。

第九條　家畜登錄協会は、家畜の改良を図るため、種畜又は家畜の血統、能力又は体型について、登錄審査委員の行う審査に合格したものを登錄し、その他必要な事業を行うことを目的とする。

2　前項の登錄審査委員、審査、登錄その他に関し必要な事項は、省令でこれを定める。

第十條　家畜登錄協会は、その名称の中に、家畜登錄なる文字又は家畜の種類の名称を冠する登錄協会という文字を用いなければならない。

家畜登錄協会でないものは、その名称の中に前項に掲げる文字又はこれに類似する名称を用いてはならない。

第十一條　家畜登錄協会には、この法律に定めるものの外、民法（明治二十九年法律第八十九号）の社團法人に関する規定を準用する。

附　則

1　この法律の施行の期日は、その公布の日から起算して九十日をこえない期間内において、政令でこれを定める。

2　政府は、当分のうち、政令の定めるところにより、島を指定してこの法律の全部又は一部を施行しないことができる。

3　第十二條の規定は、この法律の施行の期日から二箇年を限り有効とする。但し、同條の規定の有効期間内にした行爲に対する罰則の適用については、第十三條の規定は、その期間経過後も、なおその効力を有する。

4　種牡牛檢査法（明治四十年法律第四十二号）及び種馬統制法（昭和十四年法律第七十五号）は、これを廃止する。

5　この法律施行の際、現に種牡牛檢査法の規定による種牡牛であるものは、これをこの法律の規定による種畜とみなし、同法第二條の規定による証明書は、これをこの法律の規定による証明書とみなす。

6　この法律施行の際、現に種馬統制法の規定による種牡馬であるものは、これをこの法律の規定による種畜とみなす。

7　馬匹去勢法（明治三十四年法律第二十二号）の一部を次のように改正する。

第一條中「種牡馬又ハ候補種牡馬」を「種畜法ニ依ル種畜」に、同法第四條中「種牡馬又ハ候補種牡馬ニシテ其ノ指定ヲ取消サレ又ハ指定ノ效力ヲ失ヒタルモノ」を「種畜法ニ依ル種畜ニシテ其ノ証明書ノ証明ノ効力ヲ取消サレタルモノ」に、同法第九條中「種馬統制法中種牡馬又ハ候補種牡馬ニ關スル規定」を「種畜法中種畜ニ關スル規定」に改める。

◎競馬法（昭和二十三年七月十三日）（大藏・農林法律第百五十八号）（大臣署名）

競馬法

第一章　総則

第一條　政府、都道府縣又は著しく災害を受けた市で内閣総理大臣が指定するもの（指定市という。以下同じ。）は、この法律により、競馬を行うことができる。

2　政府が行う競馬は、國営競馬といい、都道府縣又は指定市が行う競馬は、地方競馬という。

3　政府、都道府縣又は指定市以外の者は、勝馬投票券その他これに類似するものを発賣して、競馬を行つてはならない。

第二章　國営競馬

（競馬場）

第二條　國営競馬の競馬場は、札幌、函館、福島、新潟、中山、東京、横浜、京都、阪神、小倉及び宮崎の十一箇所とする。

（競馬の開催）

第三條　國営競馬の開催は、競馬場ごとに、年三回以内とする。但し、天災地変その他やむを得ない事由に因り、一競馬場において年二回開催することができないときは、その隣接競馬場において、年三回開催することができる。

2　阪神競馬場及び宮崎競馬場において競馬の開催ができるまでの間、京都競馬場及び小倉競馬場においては、第一項の規定にかかわらず、年四回國営競馬を開催することができる。

3　前二項の競馬の開催日数は、一回につき、八日以内とする。

（入場料）

第四條　政府は、競馬を開催するときには、入場者から、三十円以上百円以下の範囲内で、地方税法（昭和二十三年法律第百十号）の規定による入場税及び入場税附加税を含めた入場料を徴収する。但し、農林大臣は、一回につき二千人以内の限度において無料入場を許可することができる。

2　政府は、前項の規定により徴収した入場税及び入場税附加税は、これを当該地方公共團体に交付しなければならない。

3　地方税法が制定施行せられるまでの間、第一項中「地方税法（昭和二十三年法律第百十号）」とあるのは「入場税法（昭和十五年法律第四十四号）」と、「入場税及び入場税附加税」とあるのは「入場税」と読み替え、第二項の規定は、これを適用しない。

（勝馬投票券）

第五條　政府は、券面金額十円又は二十円の勝馬投票券を券面金額で発賣することができる。

2　政府は、前項の勝馬投票券十枚分又は百枚分を一枚をもつて代表する勝馬投票券を発賣することができる。

（勝馬投票法）

第六條　勝馬投票法は、單勝式、複勝式及び連勝式の三種とする。

第七條　單勝式勝馬投票法においては、第一着となつた馬を勝馬とする。

2　複勝式勝馬投票法においては、勝馬投票券発賣開始の時に、出走すべき馬が四頭以下であるときは第一着となつた馬を、五頭以上七頭以下であるときは第一着及び第二着となつた馬を、八頭以上であるときは第一着、第二着及び第三着となつた馬を勝馬とする。

3　連勝式勝馬投票法においては、第一着及び第二着となつた馬をその順位に從い一組としたものを勝馬とする。

4　連勝式勝馬投票法において、出走すべき馬が七頭以上あるときは、附録第一の例により連勝式番号をつけることができる。

5　前項の規定による連勝式番号は、連勝式勝馬投票法については、その馬の番号とみなす。

（拂戻金）

第八條　政府は、勝馬投票の的中者に対し、当該競走に対する勝馬投票券の賣得金（勝馬投票券の発賣金額から第十二條の規定により返還すべき金額を控除したもの。以下同じ。）の額を各勝馬投票法に区分した金額について、附録第二に定める第一号算式によつて算出した金額から附録第二に定める第二号算式によつて算出した金額を控除した殘額を、当該勝馬に対する各勝馬投票券に按分した金額を拂戻金として交付する。

2　前項の規定により算出した金額が、勝馬投票券の券面金額に満

たないときは、その券面金額　拂戻金の額とする。

第九條　勝馬投票の的中者がない場合における賣得金は、その金額からその金額の百分の二十五及び附錄第二に定める第二号算式によつて算出した金額を控除した殘額を、出走した馬であつて勝馬以外のものに対し投票した者に対し、各勝馬投票券に按分した金額を拂戻金として交付する。

第十條　拂戻金を交付する場合において、前二條の規定によつて算出した金額に一円未滿の端数があるときは、その端数は、これを切り捨てる。

2　前項の端数切捨によつて生じた金額は、政府の收入とする。

第十一條　第八條及び第九條の規定による拂戻金の債権は、一年間これを行わないときは、時効によつて消滅する。

（投票の無効）

第十二條　勝馬投票券を発賣した後、当該競走につき左の各号の一に該当する事由を生じたときは、当該競走における投票は、これを無効とする。

一　出走すべき馬が一頭のみとなつたこと。

二　競走が成立しなかつたこと。

三　競走に勝馬がなかつたこと。

2　前項の場合においては、当該勝馬投票券を所有する者は、政府に対し、その勝馬投票券と引換にその券面金額の返還を請求することができる。

3　前項の請求権は、当該勝馬投票券発賣の日から一年内に、これを行使しなければならない。

4　発賣した勝馬投票券に表示された馬（連勝式勝馬投票法のうち同一の連勝式番号をつけられた馬を一組とした場合にあつては表示された馬のうちいずれか一頭を除いた殘の馬）が出走しなかつたときは、その馬（連勝式勝馬投票法にあつてはその馬の属する組）に対する投票についてもまた前三項と同様である。

（馬主の登錄）

第十三條　政府が行う登錄を受けた者でなければ、國営競馬の競走に馬を出走させることができない。

2　左の各号の一に該当する者は、登錄を受けることができない。

一　禁治産者、準禁治産者及び破産者であつて復権を得ない者

二　競馬法（大正十二年法律第四十七号。以下旧競馬法という。）、地方競馬法（昭和二十一年法律第五十七号）又はこの法律に違反して罰金以上の刑に処せられた者

（馬の登錄）

第十四條　政府が行う登錄を受けた馬でなければ、國営競馬の競走に出走させることができない。

（服色の登錄）

第十五條　自己の服色を使用して、國営競馬の競走に馬を出走させようとする者は、政府が行う服色の登錄を受けなければならない。

（競走馬の調教及び騎乗）

第十六條　省令の定めるところにより、政府が行う免許を受けた調教師又は騎手でなければ、國営競馬の競走のため、馬を調教し又は騎乗することができない。

（登錄料及び免許手数料）

第十七條　政府は、前四條の規定による登錄及び免許について、五千円以下の登錄料及び五百円以下の免許手数料を徴收することができる。

（特別登錄料）

第十八條　政府は、省令で定める國営競馬の競走に馬を出走させようとする者から、一万円以下の特別登錄料を徴收することができる。

2　前項の規定により徴收した特別登錄料は、これを前項の競走の賞金の一部に充てなければならない。

第三章　地方競馬

（競馬場の数）

第十九條　地方競馬の競馬場の数は、北海道にあつては六箇所以内、都府縣にあつては各二箇所以内とする。

（競馬の開催）

第二十條　都道府縣の行う競馬の開催は、競馬場ごとに、年四回以内とする。但し、天災地変その他やむを得ない事由に因り、一競馬場において年四回開催することができないときは、都道府縣知事は農林大臣の許可を受けて、その隣接競馬場において年五回開催することができる。

2　指定市の行う競馬の開催は、各指定市につき年二回以内とする。

3　前二項の競馬の開催日数は、一回につき、六日以内とする。

（入場料）

第二十一條　都道府縣又は指定市は、競馬を開催するときには、入場者から、五円以上五十円以下の入場料を徴收する。但し、都道府縣知事又は指定市の市長は、一回につき六百人以内の限度において無料入場を許可することができる。

（準用規定）

第二十二條　第五條から第十七條までの規定は、地方競馬に、これを準用する。この場合において、第五條及び第八條中「政府」とあるのは「都道府縣又は指定市」と、第九條中「百分の二十五」とあるのは「百分の二十九」と、第十條及び第十二條中「政府」とあるのは「都道府縣又は指定市」と、第十三條から第十六條までのうち「政府」とあるのは「都道府縣又は都道府縣の組合」と、「國営競馬」とあるのは「地方競馬」と、第十六條中「調教師又は騎手」とあるのは「騎手」と、第十七條中「政府」とあるのは「都道府縣又は都道府縣の組合」と読み替えるものとする。

（地方競馬の停止）

第二十三條　農林大臣は、都道府縣が、この法律又はこの法律に基いて発する命令に違反して地方競馬を行つた場合には、当該都道府縣に対し、地方競馬の停止を命ずることができる。

2　都道府縣知事は、指定市がこの法律又はこの法律に基いて発す

る命令に違反して地方競馬を行つた場合は、農林大臣の承認を得て、当該指定市に対し地方競馬の停止を命ずることができる。

第四章　雑則

（秩序の維持等）

第二十四條　農林大臣は、國営競馬場内の秩序を維持し又は競走の公正を確保するため必要な命令を発することができる。

2　地方競馬場内の秩序を維持し又は競走の公正を確保するため必要な事項は、政令でこれを定める。

（地方競馬の監督）

第二十五條　農林大臣は、都道府縣に対し、都道府縣知事は、指定市に対し、地方競馬の開催、終了及び会計その他必要があると認める事項について、報告をさせ又は書類及び帳簿を検査することができる。

2　都道府縣知事は、前項の規定により得た報告又は検査の結果を農林大臣に報告しなければならない。

（会計検査院の検査）

第二十六條　会計検査院は、必要があると認めるときは、地方競馬に関し、都道府縣又は指定市の会計経理の検査をすることができる。

2　会計検査院が、前項の検査をするときは、これを関係者に通知するものとする。

（脱法行為の禁止）

第二十七條　何等の名義をもつてするを問わず、第一條第三項の規定を免れる行為をすることができない。

（勝馬投票券の購入の制限）

第二十八條　学生生徒又は未成年者は、勝馬投票券を買うことができない。

第二十九條　左の各号の一に該当する場合においては、勝馬投票券を買うことができない。

一　競馬に関係する政府職員にあつては、すべての競馬の競走について

二　地方競馬に関係する都道府縣職員又は指定市職員にあつては、当該都道府縣又は指定市の行う地方競馬の競走について

三　國営競馬に関係する調教師、騎手及び馬丁にあつては、國営競馬の競走について

四　地方競馬に関係する騎手及び馬丁にあつては、当該都道府縣又は指定市の行う地方競馬の競走について

五　前各号に掲げる者を除き、競馬の事務に従事する者にあつては、当該競馬の競走について

第五章　罰則

第三十條　左の各号の一に該当する者は、これを五年以下の懲役若しくは十万円以下の罰金に処する。

一　第一條第三項の規定に違反した者

二　第二十七條の規定に違反した者

第三十一條　左の各号の一に該当する者は、これを三年以下の懲役若しくは五万円以下の罰金に処する。

一　國営競馬又は地方競馬の競走に関し勝馬投票類似の行為をさせて利を図つた者

二　馬の競走能力を一時的にたかめ又は減ずる薬品又は薬剤を使用して馬を出走させた者

第三十二條　前二條の罪を犯した者には、情状により、懲役及び罰金を併科することができる。

第三十三條　左の各号の一に該当する者は、これを二万円以下の罰金に処する。

一　第二十九條の規定に違反した者

二　第三十一條第一号の場合において勝馬投票類似の行為をした者

第三十四條　第二十八條の規定に違反した者は、これを千円以下の罰金に処する。

附　則

第三十五條　この法律施行の日は、その公布の日から起算して六十日をこえない期間内において、政令でこれを定める。

第三十六條　旧競馬法、競馬法の臨時特例に関する法律（昭和十四年法律第三十八号）、地方競馬法及び馬券税法（昭和十七年法律第六十号）は、これを廃止する。

2　馬券税法の廃止前に競馬を開催した者に課した又は課すべきであつた馬券税については、なお従前の例による。

3　第一項に掲げる法律の廃止前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第三十七條　政府は、日本競馬会及び社團法人中央馬事会（昭和二十一年二月九日その設立の許可を受けたものをいう。以下同じ。）の資産及び負債を承継することができる。

2　都道府縣は、馬匹組合連合会（縣を区域とする馬匹組合を含む。以下同じ。）の資産及び負債を承継することができる。

3　前項の規定により、都道府縣が馬匹組合連合会の資産を承継したときは、農業協同組合連合会及び農業協同組合は、当該資産（競馬に必要な資産を除く。）の買受については、政令の定めるところにより、他の者に優先する。

4　第一項又は第二項の規定により、政府又は都道府縣が、日本競馬会及び社團法人中央馬事会又は馬匹組合連合会の資産及び負債を承継した場合においては、これらの團体の解散の登記は、農林大臣又は当該都道府縣知事が、これを行う。

第三十八條　政府は、旧競馬法により日本競馬会が行つていた競馬を自ら行うため、政令の定めるところにより、農林省の職員を増置することができる。

2　國営競馬の事務及び地方競馬の監督に関する事務を掌らせるため、農林省畜産局に、臨時に、競馬部を置く。

3　國営競馬の事務の一部を分掌させるため、札幌市、東京都及び京都市に、臨時に、競馬事務所を置く。

4　競馬事務所の名称、管轄する競馬場及び所掌事務の内容につい

ては、政令でこれを定める。

5　競馬部及び競馬事務所の課その他内部組織の細目及びその所掌事務の範囲は、農林大臣が、これを定める。

第三十九條　取引高税法（昭和二十三年法律第百八号）の一部を次のように改正する。

附錄第一

出走すべき馬が七頭であるとき	馬番号	1	2	3	4	5	6	7	
	連勝式番号	1	2	3	4	5	6		
出走すべき馬が八頭であるとき	馬番号	1	2	3	4	5	6	7	8
	連勝式番号	1	2	3	4	5	6		
出走すべき馬が九頭であるとき	馬番号	1	2	3	4	5	6	7	8	9
	連勝式番号	1	2	3	4	5	6		
出走すべき馬が十頭であるとき	馬番号	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
	連勝式番号	1	2	3	4	5	6		
出走すべき馬が十一頭であるとき	馬番号	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11
	連勝式番号	1	2	3	4	5	6		
出走すべき馬が十二頭であるとき	馬番号	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
	連勝式番号	1	2	3	4	5	6		
出走すべき馬が十三頭であるとき	馬番号	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13
	連勝式番号	1	2	3	4	5	6		
出走すべき馬が十四頭以上の場合	馬番号	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14
	連勝式番号	1	2	3	4	5	6		
右に準ずる。									

第七條第十四号を次のように改める。

十四　取引所税法（大正三年法律第二十三号）により取引所特別税又は取引税を課せられる取引

第四十條　この法律は、施行の日から一年を経過した日までに、改廃の措置をとらなければならない。

附錄第二

第一号算式

$$\left(W+\frac{D}{P}\right)\times(1-R)=T$$

Wは当該馬に対する勝馬投票券の総券面金額とする。

Dは出走した馬であつて勝馬以外のものに対する勝馬投票券の総券面金額とする。

Rは國営競馬にあつては百分の二十五、地方競馬にあつては百分の二十九とする。

Pは複勝式勝馬投票法における左表の場合を除き、勝馬の数とする。

	第一着馬	第二着馬	第三着馬	P
第一着、第二着及び第三着となつた馬を勝馬とする場合	第二着の勝馬が三頭以上あるとき	第三着の勝馬が二頭以上あるとき		$\{P'-(N-2)\}\times\frac{N}{2}$
	第三着の勝馬が二頭以上あるとき			$P'-(N-1)$
第一着及び第二着となつた馬を勝馬とする場合	第二着の勝馬が二頭以上あるとき			$P'-(N-1)$
				$\{P'-(N-1)\}\times N$

NP′は勝馬の数
は第二着の勝馬の数

NP′は勝馬の数
は第三着の勝馬の数

P′は勝馬の数
Nは第二着の勝馬の数

Tは第一号算式のTに同じ。

Wは第一号算式のWに同じ。

第二号算式

$$(T-W)\times r$$

一　新制定法

rは國営競馬にあつては百分の二十、地方競馬にあつては百分の十とする。

◎馬匹組合の整理等に関する法律

（昭和二十三年七月十五日）（農林大）
（法律第百六十六号）（臣署名）

馬匹組合の整理等に関する法律

（馬匹組合の解散）

第一條　馬匹組合法（大正四年法律第一号）は、これを廃止する。

2　この法律施行の際現に存する馬匹組合（縣を区域とするものを除く。以下同じ。）については、前項の法律は、この法律施行後でも、なおその効力を有する。

3　前項の馬匹組合でこの法律施行の日から五箇月を経過しなときに現に存するもの（清算中のものを除く。）は、その時に解散する。

4　都道府縣知事は、必要があると認めるときは、何時でも、第二項の馬匹組合に対し、解散を命ずることができる。この場合には、当該馬匹組合は、当該命令に因つて解散する。

5　馬匹組合が解散したときは、政令で定める者がその清算人となる。

6　農林大臣は、第三項又は第四項の規定による解散に因る清算の結了を馬匹組合に速かにさせ、遅くともこの法律施行の日から一箇年以内に清算を結了させることに関し責任があるものとする。

（資産処分の制限）

第二條　馬匹組合は、都道府縣知事の認可を受けなければ、その資産を処分してはならない。但し、通常の業務として行う処分は、この限りでない。

2　前項の規定施行前に馬匹組合のした資産の処分に関する契約で同項の規定施行の日までに当該契約に係る資産の引渡又は代金の受領のいずれかが完了しているものについては、同項の規定を適用しない。

3　第一項の規定に違反する処分は、これを無効とする。

4　第一項の規定施行前に馬匹組合のした資産の処分に関する契約に係る資産の引渡又は代金の受領につき、同項の規定施行の日から二箇月以内に同項の認可がなかつたときは、当該契約は、解除されたものとみなす。

5　馬匹組合が第一項の規定に違反してその資産を処分したときは、その行爲をした馬匹組合の代表者又は代理人、使用人その他の従業者は、これを三年以下の懲役又は一万円以下の罰金に処する。

6　前項の罪を犯した者には、情状により、懲役及び罰金を併科することができる。

（施設の利用）

第三條　馬匹組合は、畜産に関する農業協同組合又は農業協同組合連合会に、その施設を利用させることができる。

（資産の譲渡）

第四條　馬匹組合の組合員たる者の一部を組合員とする農業協同組合は、都道府縣知事の認可を受けて、当該馬匹組合に対し、その資産の譲渡又は債務の引受に関する協議を求めることができる。

2　前項の場合において協議が調わないとき又は協議することができなかつたときは、都道府縣知事は、当事者又はその一方の申請に因り、当事者の意見を聴き、当該馬匹組合に対し、譲渡の條件を定めてその資産の譲渡を命ずることができる。

3　第一項の規定による認可又は前項の規定による命令の取消又は変更を求める訴は、当該認可又は命令を受けた日から一箇月を経過したときは、これを提起することができない。

4　前二項に規定するものの外、第一項の規定の施行に関し必要な事項は、政令でこれを定める。

（解散準備総会）

第五條　この法律施行の際現に存する馬匹組合は、この法律施行後二箇月以内に総会を招集しなければならない。

2　前項の総会の招集は、少くとも会日から十日前までに会議の目的たる事項、日時及び場所を記載した書面をもつて、これを各組合員に通知しなければならない。

3　第一項の総会は、組合員の半数以上の出席がなければ、議事を開き、議決をすることができない。

4　都道府縣知事は、第一項の馬匹組合の組合長又は清算人に対し、前項に規定する組合員の出席を得るため必要な措置を執るべきことを命ずることができる。

5　第一項の総会の招集があつた場合において、第三項に規定する組合員の出席がないときは、馬匹組合は、第一項の期間経過後でも、第三項に規定する組合員の出席があるまで総会を招集しなければならない。この場合には、第二項から前項までの規定を準用する。

6　前項の規定は、第一條第三項及び第四項の規定の適用を妨げない。

（清算人）

第六條　前條第一項の馬匹組合の組合長又は清算人は、同項又は同條第五項の会日から一週間前までに事業報告書及び財産目録を評議員に提出し、且つ、その総会に評議員の意見書とともにこれらの書類を提出してその承認を求めなければならない。

2　前項の組合長又は清算人は、同項の総会において、農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）及びこの法律に関し詳細な報告をしなければならない。

3　第一項の総会においては、資産処理委員会の委員を選任しなければならない。

4　前項の委員の定数は、五人から九人までの人数とし、少くともその四分の三は、みずから家畜を飼養する者でなければならない。

5　第一項の馬匹組合の組合長又は清算人は、第四條の規定による資産の譲渡（第四條第二項の場合にあつては、都道府縣知事に述べるべき意見）及び債務の引受については、資産処理委員会の意

見を聽き、これに從わなければならない。但し、總會の決議に違反することができない。

（登錄稅法の特例）

第七條　農業協同組合が、第四條の規定により馬匹組合から不動産又は船舶に關する權利を承繼する場合において、その取得につき登記を受けるときは、その登錄稅の額は、不動産又は船舶の價格の千分の四とする。但し、登錄稅法（明治二十九年法律第二十七號）により算出した登錄稅の額がこの法律により算出した稅額より少いときは、その額による。

（關係法律の改正）

第八條　家畜市場法（明治四十三年法律第一號）の一部を次のように改正する。

第三條第二項及び第四條中「馬匹組合、馬匹組合連合會、」を削る。

第九條　獸醫師法等の臨時特例に關する法律（昭和十五年法律第十二號）の一部を次のように改正する。

第二條中「馬匹組合、馬匹組合連合會、」を削る。

第十條　牧野法（昭和六年法律第三十七號）の一部を次のように改正する。

第二條の二、第九條、第二十五條及び第二十七條中「馬匹組合、馬匹組合連合會、」を削る。

第十一條　農林中央金庫法（大正十二年法律第四十二號）の一部を次のように改正する。

第五條第一項中「馬匹組合連合會、馬匹組合、」を削る。

第十二條　この法律施行の際現に存する馬匹組合については、第八條から前條までの規定にかかわらず、この法律施行後でも、なお從前の例による。

（罰則の適用）

第十三條　この法律施行前（第一條第二項の馬匹組合については、同項の規定により効力を有する馬匹組合法の失効前）にした行爲に對する罰則の適用については、この法律施行後（同項の馬匹組合については、同項の規定により効力を有する馬匹組合法の失効後）でも、なお從前の例による。

附　則

この法律施行の期日は、その公布の日から起算して三十日をこえない期間内において、政令でこれを定める。但し、第二條の規定は、公布の日から、これを施行する。

◎獸醫師會及び裝蹄師會の解散に關する法律

（昭和二十三年七月十日）（法律第百十六號）（農林大臣署名）

獸醫師會及び裝蹄師會の解散に關する法律

第一章　總則

第一條　獸醫師會及び裝蹄師會の解散に關する處置に關しては、この法律の定めるところによる。

第二條　この法律において「獸醫師會」とは、日本獸醫師會及び都道府縣獸醫師會をいい、「裝蹄師會」とは、日本裝蹄師會及び都道府縣裝蹄師會をいう。

第二章　解散に關する處置

第三條　獸醫師會及び裝蹄師會は、これを解散する。

第四條　日本獸醫師會の清算については、この法律に定めるものを除き獸醫師會令（昭和二年勅令第七十五號）の定めるところによる。

2　日本裝蹄師會の清算については、この法律に定めるものを除き裝蹄師會令（昭和十五年勅令第四百四十號）の定めるところによる。

第五條　都道府縣獸醫師會の清算については、この法律に定めるものを除き獸醫師會令の規定を準用する。

2　都道府縣裝蹄師會の清算については、この法律に定めるものを除き裝蹄師會令の規定を準用する。

3　前二項の場合において、獸醫師會令及び裝蹄師會令中「農林大臣」とあるのは、「都道府縣知事」と讀み替えるものとする。

第六條　農林大臣又は都道府縣知事は、獸醫師會又は裝蹄師會の清算の監督上必要があると認めるときは、清算の事務及び財産の狀況について清算人に報告を命じ、又は當該官吏若しくは更員に檢査をさせることができる。

2　當該官吏若しくは更員が、前項の規定により檢査をする場合においては、その身分を示す証票を携帶し、關係人の請求があつたときは、これを呈示しなければならない。

第七條　清算人は、清算が結了したときは、速かにその旨を日本獸醫師會又は日本裝蹄師會にあつては農林大臣に、都道府縣獸醫師會又は都道府縣裝蹄師會にあつては所轄都道府縣知事に届け出なければならない。

2　農林大臣又は都道府縣知事は、前項の届出があつたときは、獸醫師會又は裝蹄師會の清算結了の旨を告示しなければならない。

第八條　民法（明治二十九年法律第八十九號）第七十八條から第八十一條までの規定は、獸醫師會及び裝蹄師會の清算にこれを準用する。

第三章　罰則

第九條　第六條第一項の規定による報告をせず、若しくは虚僞の報告をし、又は當該官吏若しくは更員の檢査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、これを六箇月以下の懲役又は五千円以下の罰金に處する。

附　則

第十條　この法律は、公布の日から、これを施行する。

第十一條　獸醫師法（大正十五年法律第五十三號）の一部を次のように改正する。

第九條乃至第十一條　削除

第十二條　裝蹄師法（昭和十五年法律第八十九號）の一部を次のように改正する。

第六條乃至第八條　削除

◎自轉車競技法（昭和二十三年八月一日法律第二百九号）（内閣総理・商工・運輸大臣署名）

自轉車競技法

第一條　都道府縣及び人口、財政等を勘案して主務大臣が指定する市（以下指定市という。）は、自轉車の改良、増産、輸出の増加、國内需要の充足に寄與するとともに、地方財政の増收を図るため、この法律により、自轉車競走を行うことができる。

前項に掲げる者（以下自轉車競走施行者という）は、命令の定めるところにより、自轉車競走の実施を、当該都道府縣毎に設立する、自轉車振興会に、委任することができる。

第二條　自轉車競走施行者が、この法律により、自轉車競走を開催しようとするときは、命令の定めるところにより、都道府縣知事を経由して、主務大臣に届け出なければならない。

第三條　第一條の自轉車競走は、第四條に定める、自轉車競走場で行わなければならない。但し、主務大臣の許可を受けて、道路を利用する、長距離競走を、行うことができる。

第四條　第一條の自轉車競走を行う競走場の数は、都道府縣は各二箇所以内、指定市は各一箇所である。

第五條　前條の自轉車競走場並びに第一條の自轉車競走に出場する選手及び使用自轉車の種類、規格は、命令の定めるところによ

り、自轉車振興会連合会に、登録されたものでなければならない。

第六條　自轉車競走場で自轉車競走を開催するときは、入場者から入場料を取らなければならない。但し、都道府縣知事又は指定市の市長が、無料入場者と定めた者からは、入場料を取らなくてもよい。

第七條　自轉車競走施行者は、一口金二十円以下の勝者投票券を、額面金額で賣出すことができる。

第八條　自轉車振興会の役員、選手その他自轉車競走の事務に従う者に対して、勝者投票券を賣出すことはできない。

第九條　自轉車競走施行者は、勝者投票の的中者に対して、命令の定めるところにより、その競走についての勝者投票券の賣上金の額を超えない範囲内において、拂戻金を交付する。

勝者投票の的中者のない場合における賣上金は、命令の定めるところにより、これを勝者投票券を買つた者に拂戻しする。

前二項の拂戻金の債権は、一年間これを行わなければ、時効によつて消滅する。

第十條　自轉車競走施行者は　命令の定めるところにより、勝者投票券の賣上金額の百分の二十五以内の金額を自己の収入とすることができる。

自轉車振興会に、自轉車競走を委任したるときは、自轉車競走施行者は、勝者投票券の賣上金額の百分の三以内の金額を、自己の収入とすべき金額内より、自轉車振興会に交付しなければならない。

ない。

自轉車競走施行者は、第一項の金額より、第二項の金額及び所要の経費を差し引いた殘額の三分の一に相当する金額を國庫に納付しなければならない。

主務大臣は、前項の規定により、納付された金額に相当する金額を、自轉車の改良、増産、輸出の増加、國内需要の充足に必要な経費に支出しなければならない。

前項の金額の支出については、命令で定める。

第十一條　自轉車振興会は、自轉車競走の実施並びに自轉車に関する事項の振興を目的とする法人であつて、都道府縣ごとに設立する。

各都道府縣の自轉車振興会は、命令の定めるところにより、競走場、出場選手及び使用自轉車の種類、規格の登錄並びに檢定、その他自轉車競走の実施及び効果を統制するため、連合会を設置することができる。

第十二條　自轉車振興会及びその連合会の設立は、命令の定めるところにより、主務大臣の認可を受けなければならない。

第十三條　主務大臣は、自轉車競走施行者の行爲がこの法律に違反すると認めるときは、自轉車競走施行者に対し、勝者投票券の発賣の停止その他必要な措置を命ずることができる。

第十四條　左の各号の一に該当するものは、三年以下の懲役若しくは五万円以下の罰金に処し、又はその刑を併せ科する。

一　第七條の規定に違反して、勝者投票券を発賣したり、又はこれに類似の行爲をなした者

二　この法律による自轉車競走に関し、職業として、多数の者に対して財物を以てかけごとをなした者

三　第八條に掲げる者にして、前号に規定する行爲の相手方となつた者

第十五條　左の各号の一に該当する者は、二万円以下の罰金に処する。

一　第八條に掲げる者に対して、同條に掲げる者なることを知つて、勝者投票券を賣出した者

二　第八條に掲げる者にして、勝者投票券を買入れ又は譲り受けた者

三　第十四條第一号、第二号に規定する行爲の相手方となつた者

第十六條　自轉車振興会の役員又はこの法律により、自轉車競走の職務を執行する役員若しくは選手が、その職務又は競走に関して、賄賂をとり、又はこれを要求若しくは約束したときは三年以下の懲役に処する。因つて不正の行爲をなし、又はなすべき行爲をなさないときは五年以下の懲役に処する。

前項の場合において、受け取つた賄賂はこれを没収する。若しその全部又は一部を没収することができない場合には、その價額を追徴する。

第十七條　前條第一項に掲げる者に対して賄賂を支拂い、提供し又は約束した者は三年以下の懲役に処する。

前項の罪を犯した者が自首したときは、その刑を軽減し又は免

除することができる。

附　則

この法律は、公布の日から、これを施行する。

◎輸出品取締法（昭和二十三年七月十二日法律第百五十三号）

（大蔵・厚生・農林・商工大臣署名）

輸出品取締法

（法律の目的）

第一條　この法律は、輸出貿易の健全な発達を期するため、輸出品の声價の向上及び品質の改善を図ることを目的とする。

（輸出品の定義）

第二條　この法律において「輸出品」とは、輸出の申請のあつた物品をいう。

（輸出品の等級、標準及び條件）

第三條　主務大臣は、品質の識別のため必要があると認めるときは、輸出品の品目を指定して、その各々につき、等級及びその標準を定める。

第四條　主務大臣は、左に掲げる輸出品については、保健、衞生、安全又は純度に関する輸出の最低の標準及び包装條件を定める。

茶

かん詰その他の加工食料品

医薬品

試薬

マッチ

双眼鏡、顯微鏡、測量機械その他の光学機器

電球

（標準及び條件の決定方法）

第五條　前二條の規定による標準及び條件は、命令で定める手続に従い、利害関係人の意見を参考とし、経済安定本部総裁の同意を得てこれを定め、その施行の期日の少くとも三十日前に、これを官報に公示しなければならない。

2　前項の標準及び條件は、適当な品種別にこれを定め、適正且つ公平でなければならず、同一産業において同様の條件の下にある生産業者の間又は産業部門の間に、差別を附するものであつてはならない。

（検査）

第六條　第三條の規定により指定された輸出品を輸出し、又は輸出品として政府に譲り渡そうとする者は、その輸出品に、同條の規定により定められた標準に適合する等級を附さなければならない。

2　主務大臣は、この法律を実施する責に任ずるものとし、この目的のため必要と認めるときは、前項の規定により輸出品に附された等級について、検査を行うことができる。

第七條　第四條に掲げる輸出品は、同條の規定により定められた標準及び條件に達したものでなければ、これを輸出し、又は輸出品

として政府に譲り渡してはならない。

2　前條第二項の規定は、前項の場合に、これを準用する。

（印章等）

第八條　第六條第二項（前條第二項において準用する場合を含む。）の規定による検査の結果輸出品に附した印章、記号又は証票は、正当の理由がなくて、これを消し、除き、又は隠してはならない。

2　前項の規定に違反して印章、記号又は証票を消し、除き、又は隠した輸出品は、これを輸出し、又は輸出品として政府に譲り渡してはならない。

（國の機関による買取等）

第九條　第三條の規定により指定された輸出品が、第六條第二項の規定による検査の結果、同條第一項の規定により輸出品に附した等級が、第三條の規定により定められた標準に適合していないことが決定されたときは、その輸出品に附した等級は、これを正確に訂正しなければならない。

2　前項の輸出品が、これを輸出品として買い受けた者から、同項の規定による等級の訂正を理由としてその受領を拒絶された場合において、その拒絶後九十日以内に（その輸出品が保存に耐えないものであるときは、直ちに）、新たに輸出のために賣り渡されないときは、主務大臣は、その輸出品を物價廳の定める價格で買い取るべき旨を、適当な國の機関に指示しなければならない。但し、その輸出品が、臨時物資需給調整法（昭和二十一年法律第三十二号）に基いて、割当を受けた資材を使用して製造又は加工されたものでないときは、この限りでない。

3　第四條に掲げる輸出品が、第七條第二項において準用する第六條第二項の規定による検査の結果、第四條の規定により定められた標準に達しないことが決定されたときも、前項と同じとする。

4　前二項の規定による指示のあつた輸出品（保存に耐えないものを除く。）は、その指示を受けた國の機関が買い取るまで、主務大臣が、これを管理する。但し、指示の日から三十日を経過したときは、この限りでない。

5　前項の場合において、その指示を受けた國の機関が、その輸出品を買い取らなかつたときは、主務大臣は、前項の規定による管理を解き、通常の取引経路による販賣を自由に行わせなければならない。

6　前四項の規定による処分に関する手続は、経済安定本部総裁の同意を得て、命令で、これを定める。

（聽聞会）

第十條　第三條若しくは第四條の規定により定められた標準若しくは條件、第六條第二項（第七條第二項において準用する場合を含む。）の規定による検査の決定又は前條第二項若しくは第三項の規定による買取の指示について、不服のある関係業者その他の利害関係人は、主務大臣に、聽聞会の開催を請求することができる。

2　主務大臣は、前項の請求があつたときは、聽聞会を開いて、不服の事由を審査し、第三條若しくは第四條の規定により定められ

た標準若しくは条件が第五條の規定に違反し、又は第六條第二項（第七條第二項において準用する場合を含む。）の規定による検査の決定若しくは前條第二項若しくは第三項の規定による買取の指示が不当であると認めるときは、適当な処置をとらなければならない。

第十一條　この法律で聽聞会とは、この法律の適正且つ公平な施行を期するため、前條の規定による不服の申立を審査する目的をもつて行う手続をいう。

2　主務大臣は、聽聞会の請求があつたときは、必要と認める者の出頭を命じ、又はその保管する帳簿、書類その他の証拠物件の提出を命ずることができる。

3　聽聞会は、これを公開するものとし、正当な結論を得るために、公平且つ迅速に、これを行わなければならない。

4　聽聞会の開催を請求した者は、証言、書証その他の証拠を提出し、又は自己の利益に反して提出された証拠を審査し、若しくは証人を審問するため、充分な機会を與えられる。

5　聽聞会の開催を請求した者は、主務大臣に対し、自己のために必要な証人の出頭を命ずることを求めることができる。

6　聽聞会の当事者は、その選任する弁護士を代理人とすることができるものとし、且つ、聽聞会に対する準備のため必要な時日を與えられる。

7　主務大臣は、聽聞会における証言その他の事項を完全に記録しなければならない。

（罰則）

第十二條　第六條第一項、第七條第一項又は第八條第二項の規定に違反した者は、これを三年以下の懲役又は三万円以下の罰金に処する。

第十三條　第三條の規定により指定された輸出品及び第四條に掲げる輸出品には、命令の定めるところにより、内容の表示をしなければならない。

2　前項の規定に違反して、故意に内容の表示をせず、又は虚偽の内容表示をした者は、これを六箇月以下の懲役又は五千円以下の罰金に処する。

第十四條　第八條第一項の規定に違反して、印章、記号又は証票を消し、除き、又は隠した者は、これを六箇月以下の懲役又は五千円以下の罰金に処する。

第十五條　第四條に掲げる輸出品を生産し、又は加工する者が、臨時物資需給調整法に基いて割当を受けた資材を使用して、故意又は重大な過失により、同條の規定により定められた標準に達しない輸出品を生産し、又は加工した場合は、これを三年以下の懲役又は三万円以下の罰金に処する。

2　前項の罪を犯した者には、情状により懲役及び罰金を併科することができる。

第十六條　第十一條第二項の規定による主務大臣の命令に従わない者は、これを五千円以下の罰金に処する。

第十七條　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、前五條の違反行爲をしたときは、行爲者を罰する外、法人又は人に対しても各本條の罰金刑を科する。

附　則

第十八條　この法律は、公布の日から起算して、九十日を経過した日から、これを施行する。

第十九條　輸出絹織物取締法（昭和二年法律第二十七号）、輸出水産物取締法（昭和九年法律第三十六号）、重要輸出品取締法（昭和十一年法律第二十六号）及び輸出毛織物取締法（昭和十五年法律第九十五号）は、この法律の施行の日から起算して、三十日を経過した日に、これを廃止する。

第二十條　前條に規定する各法律廃止の日以前に、輸出絹織物取締法第一條、輸出水産物取締法第一條第一項、重要輸出品取締法第二條又は輸出毛織物取締法第一條の規定による検査に合格した輸出絹織物、輸出水産物、重要輸出品又は輸出毛織物については、命令で定める期間内は、第六條又は第七條の規定は、これを適用しない。

第二十一條　第十九條に規定する各法律廃止の日以前にした行爲に関する罰則の適用については、なお従前の例による。

第二十二條　本州、北海道、四國、九州及びこれらの附属の島（命令で定める地域を除く。）からこれらの地域以外の地域への輸出品の移動は、この法律の適用については、これを輸出とする。

◎石炭鉱業権等臨時措置法

（昭和二十三年七月十二日）（商工六）
（法律第百五十四号）（臣署名）

石炭鉱業権等臨時措置法

第一章　総則

（この法律の目的）

第一條　この法律は、石炭鉱区の調整を図り、あわせて石炭を目的とする鉱業権について使用権の設定を認め、もつて石炭の増産を促進することを目的とする。

2　この法律の規定に基く行政権の発動は、前項の目的に照し必要な場合に限定せらるべきであつて、これを濫用してはならない。

（定義）

第二條　この法律で「鉱業」又は「鉱業権」とは、石炭を目的とする鉱業又は鉱業権をいい「鉱区」とは、石炭を目的とする鉱業権の鉱区をいう。

（手続その他の行爲の効力）

第三條　この法律又はこの法律に基く命令の規定によつてした手続その他の行爲は、鉱業権者、使用権者、土地所有者又は関係人の承継人に対しても、その効力を有する。

2　鉱業法（明治三十八年法律第四十五号）の規定であつて、使用権者の鉱業に関して適用又は準用すべきものにより、鉱業権者の鉱

業に関してした手続その他の行爲は、使用権の設定とともに、使用権者に対してもその効力を有し、当該規定を使用権者の鉱業に関して適用又は準用した場合において、当該規定によつてした手続その他の行爲は、使用権の消滅とともに、鉱業権者に対してもその効力を有する。但し、鉱業権の消滅に因る使用権の消滅の場合は、この限りでない。

（職権の委任）

第四條　商工大臣は、省令の定めるところにより、この法律によつて準用した鉱業法による職権の一部を石炭局長に委任することができる。

第二章　鉱区の調整

（協議及び裁定の申請）

第五條　石炭の増産を図ろうとする者は、そのために必要な鉱業権の譲渡又は隣接鉱区との間の鉱区の増減について、省令の定めるところにより、石炭局長の許可を得て、当該鉱業権者に対して協議することができる。

2　前項の規定による協議は、左の各号の一に該当する場合に限り、これを行うことができる。

一　当該鉱業権者が事業に着手せず、又は休業中であるとき。

二　鉱利保護上必要があるとき。

三　合併施業その他操業の合理化のため必要があるとき。

3　第一項の規定による協議をすることができず、又は協議がととのわないときは、石炭の増産を図ろうとする者は、当該事項について、省令の定めるところにより、石炭局長の裁定を申請することができる。

（裁定の申請の登録）

第六條　石炭局長は、前條第三項の規定による裁定の申請を受理したときは、当該鉱業権について、裁定の申請があつた旨の登録をしなければならない。

（裁定の申請の効果）

第七條　石炭局長は、第五條第三項の規定による裁定の申請を受理したときは、その申請書の副本を当該鉱業権者に交付し、期間を指定して答弁書を提出させ、且つ、その申請書の要旨を、当該鉱業権の抵当権者又は当該鉱業権の属する鉱業財團について登記した抵当権を有する者に通知し、期間を指定して意見書を提出する機会を與えなければならない。

第八條　第五條第三項の規定による裁定の申請があつたときは、当該鉱業権者は、その申請を拒否する旨の裁定があるまで、第十三條の規定によつて裁定がその効力を失うまで又は第十四條第一項の規定による当該鉱業権の移轉若しくは変更の登録があるまでは、当該鉱業権を譲渡し、又は当該鉱区の分合、減区若しくは増減区の出願をすることができない。

（裁定）

第九條　石炭局長は、第五條第三項の申請に基いて裁定をしようとするときは、地方炭鉱管理委員会に諮問しなければならない。

2　前項の裁定は、文書をもつてこれを行い、且つ、理由を附さなければならない。

3　裁定書の謄本は、これを当事者及び第七條の規定により通知を受けた者に交付しなければならない。

第十條　石炭局長は、鉱業権を譲渡し、又は隣接鉱区との間の鉱区の増減をすべき旨の裁定をするときは、その裁定において、当該鉱業権者に支拂うべき対價及びその支拂の時期を定めなければならない。

（対價の不服の訴）

第十一條　裁定のうち対價について不服のある者は、その裁定書の謄本の交付を受けた日から三十日以内に、訴をもつてその金額の増減を請求することができる。

2　前項の訴においては、石炭の増産を図ろうとする者又は当該鉱業権者を被告とする。

（対價の供託）

第十二條　左に掲げる場合においては、対價を支拂うべき者は、その対價を供託しなければならない。

一　対價を受けるべき者がその受領を拒んだとき又はこれを受領することができないとき。

二　裁定のうち対價について前條の規定による出訴があつたとき。

三　当該鉱業権又は当該鉱業権の属する鉱業財團について抵当権が設定されているとき。但し、抵当権者の同意を得たときは、この限りでない。

2　前項第三号の場合においては、抵当権者は、供託金に対してもその権利を行うことができる。

（裁定の失効）

第十三條　対價を支拂うべき者が裁定において定めた対價支拂の時期までに対價の全部の支拂又は供託をしないときは、裁定は、その効力を失う。

（登錄）

第十四條　左の各号の一に該当する場合においては、石炭局長は、当該鉱業権の移轉又は変更の登錄をしなければならない。

一　対價を支拂うべき者が対價の全部の支拂又は供託をしたとき。

二　当該鉱業権者が対價の全部又は一部の支拂について延期を承諾したとき。

2　前項第二号の場合においては、石炭局長は、当該鉱業権について抵当権設定の登錄をしなければならない。

3　対價を支拂うべき者又は当該鉱業権者は、第一項各号の場合において、省令の定めるところにより、届出をしなければならない。

（裁定の申請の登錄の抹消）

第十五條　左の各号の一に該当する場合においては、石炭局長は、第六條の規定による登錄を抹消しなければならない。

一　裁定の申請を拒否する旨の裁定をしたとき又は裁定の申請が

取り下げられたとき。

二　第十三條の規定により、裁定がその効力を失つたとき。

三　前條の規定による登録をするとき。

（事業設備の譲渡）

第十六條　第五條第一項、第三項及び第七條から第十三條までの規定は、石炭の増産を図るために必要な事業設備の譲渡にこれを準用する。但し、第七條中「の抵当権者」とあるのは「について登記した担保権を有する者」と、第十二條中「抵当権」とあるのは「登記した担保権」と、「抵当権者」とあるのは「担保権者」と読み替える。

2　事業設備を譲渡すべき旨の裁定があつたときは、その権利は、裁定による対價の全部の支拂又は供託があつた時に移轉する。

第三章　使用権の設定

（使用権の設定）

第十七條　鉱業権は、この法律の定めるところに従い、これに使用権を設定することができる。

第十八條　使用権は、特定の鉱床を目的として、これを設定することができる。

2　同一の鉱区中同一の区域においては、二以上の使用権を設定することができない。但し、前項の場合は、この限りでない。

（使用権の内容等）

第十九條　使用権者は、使用権の登録を得た鉱区の区域（以下使用鉱区という。）において石炭を掘採し、及びこれを取得する権利を有する。

2　使用鉱区は、これを増減することができる。

（権利義務の移轉）

第二十條　使用権者の権利義務は、使用権とともに移轉する。

2　鉱業法の規定であつて使用権者の鉱業に関して適用又は準用すべきものによる鉱業権者の権利義務は、使用権の設定とともに使用権者に移轉し、当該規定を使用権者の鉱業に関して適用又は準用した場合における当該規定による使用権者の権利義務は、使用権の消滅とともに鉱業権者に移轉する。但し、鉱業権の消滅に因る使用権の消滅の場合は、この限りでない。

（使用権を目的とする権利の制限）

第二十一條　使用権は、相続、譲渡、滞納処分又は強制執行の目的となる外、権利の目的となることができない。

（存続期間）

第二十二條　使用権の存続は、一定期間を限るものとする。

2　前項の期間は、これを更新することができる。

（登録事項）

第二十三條　左に掲げる事項は、これを鉱業原簿に登録する。

一　使用権の設定、変更、移轉、存続期間の更新、消滅及び処分の制限

二　第二十六條第二項及び第三十一條第二項の條件中使用権者の権利の制限に関するもの及びその消滅

2　前項の登録は、登記に代わるものとする。

3　登録に関する規程は、省令でこれを定める。

（登録の効果）

第二十四條　前條第一項に掲げる事項は、相続及び鉱業権の消滅又は存続期間の満了に因る使用権の消滅の場合を除く外、登録をしなければその効力を生じない。

（抵当権との関係）

第二十五條　使用権は、その登録前当該鉱業権について登録し、又は当該鉱業権の属する鉱業財團について登記した抵当権者に対してもその効力を有する。

2　前項の抵当権があるときは、使用権者は、当該鉱業権者に対して支拂うべき使用料を供託しなければならない。但し、抵当権者の同意を得たときは、この限りでない。

3　前項の場合においては、抵当権者は、供託金に対してもその権利を行うことができる。

（使用権の設定変更等の許可）

第二十六條　使用権の設定、使用鉱区の増減、使用権の移轉（相続に因る場合を除く。）又は存続期間の更新、短縮若しくはその満了前の使用権の消滅については、省令の定めるところにより、石炭局長の許可を受けなければならない。

2　石炭局長は、使用権の設定、使用鉱区の増減又は使用権の移轉の許可をする場合において、必要があると認めるときは、その許可に條件を附すことができる。

3　石炭局長は、第一項の許可をしようとするときは、地方炭鉱管理委員会に諮問しなければならない。

（鉱区の分合等に対する承諾）

第二十七條　鉱業権者は、使用鉱区に該当する部分について、鉱区の分合、減区又は増減区を出願しようとするときは、使用権者の承諾を得なければならない。

2　使用権者は、前項の承諾をしようとするときは、前條第一項の規定による使用鉱区の減区又は存続期間満了前の使用権消滅の許可を受けなければならない。

（使用料の増減）

第二十八條　使用料が石炭の價格の変動その他の事由に因り公正でないと認められるに至つたときは、当事者は、将来に向つてその増減を請求することができる。この場合においては、相手方は、正当な理由がなければその承諾を拒むことができない。

2　前項の承諾を拒まれた者又はその承諾を得ることができない者は、石炭局長の裁定を申請することができる。

3　前項の裁定については、第七條、第九條及び第十一條の規定を準用する。

（使用権の取消）

第二十九條　石炭局長は、左の各号の一に該当する場合においては、地方炭鉱管理委員会に諮問して、使用権を取り消すことができる。

一　使用権者が第二十六條第二項及び第三十一條第二項の條件に違反したとき。

二　使用權者が登錄の日から六箇月以内に事業に着手せず、若しくは引き續き六箇月以上休業したとき又は施業案によらないで採掘をしたとき。

三　使用權者が第三十三條において準用する鑛業法第四十三條ノ三、第七十二條又は第七十四條ノ四第三項の命令に從わないとき。

四　使用權者が他人に使用權を使用させたとき。

五　第三十一條第一項の規定により使用權を取得し、若しくは使用鑛區を增加した使用權者が、使用料の支拂を一箇月以上遲滯した場合において、鑛業權者が使用權の取消を申請したとき。

六　石炭の增産上使用權の存續が適當でないと認められるとき。

2　石炭局長は、前項の規定による取消處分を取り消そうとするときは、地方炭鑛管理委員会に諮問しなければならない。

（取消の登錄）

第三十條　石炭局長は、前條第一項の規定による取消若しくは同條第二項の規定による取消處分の取消又は第二十三條第一項第二号の規定により鑛業原簿に登錄しなければならない條件の取消をしたときは、その登錄をしなければならない。

（準用規定）

第三十一條　第五條第一項、第三項、第六條、第七條、第九條、第十條及び第十五條（第二号を除く。）の規定は、使用權の設定、使用鑛區の增減及び使用權の行使に伴い必要な事業設備の使用について準用する。但し、第十條中「對價」とあるのは「使用料」と、第十五條第三号中「前條」とあるのは「第三十一條第三項」と讀み替える。

2　石炭局長は、必要があると認めるときは、前項において準用する第五條第三項の規定による裁定に條件を附すことができる。

3　石炭局長は、第一項において準用する第五條第三項の規定により裁定をしたときは、使用權の設定又は變更の登錄をしなければならない。

4　第一項において準用する第五條第三項の申請があつたときは、當該鑛業權者は、その申請を拒否する旨の裁定、前項の規定による登錄又は當該事業設備の引渡があるまでは、當該鑛業權を讓渡し、當該鑛區の分合、減區若しくは增減區の出願をし、又は當該事業設備について讓渡その他の處分をし、若しくはその形質を變更することができない。但し、省令の定めるところにより、石炭局長の許可を受けた場合は、この限りでない。

5　第一項の規定による事業設備の使用權者は、その引渡があつたときは、その後においてその事業設備について物權を取得した者に對しても、その効力を有する。

（事業設備の讓渡）

第三十二條　使用權が消滅したときは、鑛業權者は、使用權者であつた者に對して、その者が使用權の行使に伴い設置した事業設備を時價で賣り渡すべきことを請求することができる。但し、第七十四條第一項及び第七十四條ノ二第一項中「鑛業權消滅」とあるのは「鑛業權消滅ニ因リ使用權消滅」と、第七十四條ノ二第一項中「鑛業權消滅ノ時」とあるのは「鑛業權消滅ニ因ル使用權消滅ノ時」と、第七十四條ノ二第二項中「二以上ノ鑛區ノ鑛業權者」とあるのは「二以上ノ使用鑛區又ハ二以上ノ鑛區及使用鑛區ノ使用權者又ハ鑛業權者及使用權者」と、第七十四條ノ二第三項中「鑛業權者ソノ鑛業權ヲ讓渡シタルトキハ損害發生ノ時ノ鑛業權者及其ノ後ノ鑛業權者」とあるのは「使用權ノ讓渡、設定又ハ消滅アリタルトキハ損害發生ノ時ノ使用權者又ハ鑛業權者及其ノ後ニ於ケル使用權者又ハ鑛業權者」と、第七十四條ノ三第二項中「鑛業權ヲ讓受ケタル者」とあるのは「使用權讓渡ノ場合ニ在リテハ使用權ノ讓受人、使用權設定ノ場合ニ在リテハ使用權者、使用權消滅ノ場合ニ在リテハ鑛業權者」と、「鑛業權者」とあるのは「鑛業權者又ハ使用權者」と、第七十四條ノ六中「鑛業權者其ノ鑛業權ヲ讓渡シ又ハ消滅セシメ」と、「讓受人」とあるのは「使用權者其ノ使用權ヲ讓渡シ又ハ消滅セシメ又ハ鑛業權者又ハ使用權ヲ讓渡シ又ハ鑛業權者」と讀み替える。

2　使用權が消滅したときは、使用權者であつた者は、鑛業權者に對して、その同意を得て設置した使用權の存續期間をこえて存續すべき事業設備を、時價で買い取るべきことを請求することができる。但し、鑛業權の消滅に因つて使用權が消滅したときは、この限りでない。

3　第一項の承諾を拒まれ、若しくはその承諾を得ることができないとき又は前項の規定による買取の條件につき協議をすることができず、若しくは協議がととのわないときは、當事者は、石炭局長の裁定を申請することができる。

4　前項の裁定については、第七條、第九條から第十三條まで及び第十六條第二項の規定を準用する。但し、第七條中「の抵當權者」とあるのは「について登記した担保權を有する者」と、第十二條中「抵當權」とあるのは「登記した担保權」と、「抵當權者」とあるのは「担保權者」と讀み替える。

5　第三項の申請があつたときは、使用權者であつた者は、その申請を拒否する旨の裁定があるまで、前項において準用する第十三條の規定により裁定がその効力を失うまで又は當該事業設備の引渡があるまでは、當該事業設備について讓渡その他の處分をし、又はその形質を變更することができない。但し、省令で定めるところにより、石炭局長の許可を受けた場合は、この限りでない。

（鑛業法の準用）

第三十三條　鑛業法第五條、第九條第二項本文前段、第十二條、第十五條、第十六條、第三十八條、第三十九條、第四十三條ノ三から第四十六條まで、第四十九條から第七十條まで、第七十二條から第七十四條ノ十五まで、第九十二條第一項から第三項まで及び第九十三條の規定は、使用權者の鑛業に關して、これを準用する。但し、第七十四條第一項及び第七十四條ノ二第一項中「鑛業權消滅」とあるのは「鑛業權消滅ニ因リ使用權消滅」と、第七十四條ノ二第一項中「鑛業權消滅ノ時」とあるのは「鑛業權消滅ニ因ル使用權消滅ノ時」と、第七十四條ノ二第二項中「二以上ノ鑛區ノ鑛業權者」とあるのは「二以上ノ使用鑛區又ハ二以上ノ鑛區及使用鑛區ノ使用權者又ハ鑛業權者及使用權者」と、第七十四條ノ二第三項中「鑛業權者ソノ鑛業權ヲ讓渡シタルトキハ損害發生ノ時ノ鑛業權者及其ノ後ノ鑛業權者」とあるのは「使用權ノ讓渡、設定又ハ消滅アリタルトキハ損害發生ノ時ノ使用權者又ハ鑛業權者及其ノ後ニ於ケル使用權者又ハ鑛業權者」と、第七十四條ノ三第二項中「鑛業權ヲ讓受ケタル者」とあるのは「使用權讓渡ノ場合ニ在リテハ使用權ノ讓受人、使用權設定ノ場合ニ在リテハ使用權者、使用權消滅ノ場合ニ在リテハ鑛業權者」と、「鑛業權者」とあるのは「鑛業權者又ハ使用權者」と、第七十四條ノ六中「鑛業權者其ノ鑛業權ヲ讓渡シ又ハ消滅セシメ」と、「讓受人」とあるのは「使用權者其ノ使用權ヲ讓渡シ又ハ消滅セシメ又ハ鑛業權者又ハ使用權ヲ讓渡シ又ハ鑛業權者」と讀み替える。

2　使用權の設定がある場合においては、鑛業法第四十三條ノ三から第四十六條まで、第五十條から第七十條まで、第七十二條から第七十四條ノ十五まで、第九十二條第一項から第三項まで及び第

九十三條の規定は、當該規定が使用權者の鑛業に關して準用される限度において、鑛業權者の鑛業に關してはこれを適用しない。

第三十四條　鑛業權者が、使用權者でない者に鑛業權を使用させたときは、石炭局長は地方炭鑛管理委員會に諮問して、鑛業權を取り消すことができる。

第四章　罰則

第三十五條　詐僞の行爲をもつて使用權を得た者は、二年以下の懲役又は三万円以下の罰金に處する。

2　過失によつて使用鑛区外に侵掘した者は、二万円以下の罰金に處する。

3　前二項の場合においては、其の掘採した鑛物を沒收する。もしその全部又は一部を沒收することができないときは、その價額を追徵する。

第三十六條　左の各号の一に該当する者は、一年以下の懲役又は二万円以下の罰金に處する。

一　第三十三條において準用する鑛業法第四十三條ノ三、第四十五條、第七十二條、第七十三條第一項又は第七十四條第一項の規定による命令に違反した者

二　第三十三條において準用する鑛業法第四十四條の規定に違反した者

第三十七條　第三十一條第四項又は第三十二條第五項の規定に違反して、事業設備の形質を變更した者は二万円以下の罰金に處する。

第三十八條　左の各号の一に該当する者は、一万円以下の罰金に處する。

一　第三十三條において準用する鑛業法第四十六條の規定に違反した者

二　第三十三條において準用する鑛業法第七十四條ノ四第三項の規定による命令に違反した者

第三十九條　第三十三條において準用する鑛業法第五十三條第一項の許可を受けずに障害物を除却した者は、五千円以下の罰金に處する。

第四十條　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人其の他の從業者が其の法人又は人の業務に關し、前五條の違反行爲をしたときは、行爲者を罰する外、その法人又は人に對しても各本條の罰金刑を科する。

附　則

1　この法律施行の期日は、その公布の日から起算して三十日をこえない期間内において、政令でこれを定める。

2　この法律は、臨時石炭鑛業管理法（昭和二十二年法律第二百十九号）の有効期間滿了の時に、その効力を失う。

3　この法律のうち使用權に關する規定（第二十二條第二項の規定を除く）は、前項の規定にかかわらず同項の規定によるこの法律失効の際現に存在する使用權の消滅するときまで、當該使用權に關して、なおその効力を有する。

4　前二項の規定によるこの法律失効の際において必要な經過規定は、政令でこれを定める。

◎國有鉄道運賃法（昭和二十三年七月七日法律第百十二号）（運輸大臣署名）

國有鉄道運賃法

（總則）

第一條　國有鉄道（國有鉄道に關連する國營船舶を含む。）における旅客運賃及び貨物運賃並びにこれに關連する運賃及び料金は、この法律の定めるところによる。

2　前項の運賃及び料金は、左の原則によつてこれを定める。

一　公正妥当なものであること。

二　原價を償うものであること。

三　產業の發達に資すること。

四　賃金及び物價の安定に寄與すること。

（旅客運賃）

第二條　旅客運賃は、普通旅客運賃及び定期旅客運賃とする。

2　旅客運賃の等級は、一等、二等及び三等とする。

（鉄道の普通旅客運賃）

第三條　鉄道の普通旅客運賃は、左の各号の定めるところによる。

一　三等の賃率は、營業キロ一キロメートルごとに、百五十メートルまでは九十錢、百五十キロメートルをこえる部分は六十五錢とする。

二　二等の運賃は三等の三倍、一等の運賃は三等の六倍の額とする。

（航路の旅客運賃）

第四條　航路の普通旅客運賃は、別表第一の通りとする。

（定期旅客運賃）

第五條　定期旅客運賃は、左の各号の規定に從い、運輸大臣がこれを定める。

一　通用期間一箇月又は三箇月の定期旅客運賃は、普通旅客運賃の百分の五十に相当する額をこえることができない。

二　通用期間六箇月の定期旅客運賃は、普通旅客運賃の百分の四十に相当する額をこえることができない。

（急行及び準急行料金）

第六條　急行料金及び準急行料金は、別表第二の通りとする。

（貨物運賃）

第七條　貨物運賃は、車扱貨物運賃及び小口扱貨物運賃とする。

2　車扱貨物運賃は、貨物等級表の等級に從い、別表第三の賃率による。

3　小口扱貨物運賃は、車扱貨物運賃の賃率を參しやくして運輸大臣の定める賃率による。

（運賃料金の輕微な変更）

第八條　全体として國有鉄道の総收入に著しい影響を及ぼすことがない運賃又は料金の輕微な変更は、運輸大臣がこれを行うことが

できる。

（委任規定）

第九條　この法律に定めるものの外、旅客又は貨物の運送に関連する運賃及び料金並びにこの法律に定める賃率の適用に関する細目は、運輸大臣がこれを定める。但し、鉄道営業法（明治三十三年法律第六十五号）の規定の適用を妨げない。

附　則

第十條　この法律の施行期日は、公布の日から二十日をこえない期間内において、各規定につき政令でこれを定める。

第十一條　鉄道営業法の一部を次のように改正する。

第三條第二項中「運賃」の上に「國有鉄道以外ノ鉄道ノ」を加え、「一月」を「七日」に改める。

第十二條　昭和二十年勅令第五百四十二号ポツダム宣言受諾に伴い発する命令に関する件に基く鉄道営業法第三條第二項の規定の適用除外に関する政令（昭和二十二年政令第百十三号）は、これを廃止する。

別表第一　第四條の規定による航路普通旅客運賃表

航路別	三等運賃	二等運賃	一等運賃
青森函館間	100円	300円	800円
宇野高松間	18	55	
仁方堀江間	65	195	
宮島口宮島間	3		
大畠小松港間	5		
下関門司港間	5		

別表第二　第六條の規定による急行料金表

種別	地帯別	三等料金	二等料金	一等料金
急行料金	600キロメートルまで	130円	260円	390円
	1200キロメートルまで	190	380	570
	1201キロメートル以上	250	500	750
準急行料金	600キロメートルまで	65円	130円	195円
	1200キロメートルまで	95	190	285
	1201キロメートル以上	125	250	375

別表第三

第七條の規定による車扱貨物賃率表

（一グラムトンについて）

キロ程＼等級	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11
キロメートルまで	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
10	95	73	55	44	38	37	33	29	26	23	21
20	127	97	74	59	51	49	44	39	35	31	27
30	160	122	93	74	64	61	55	48	44	39	34
40	192	146	112	89	77	73	66	58	53	46	41
50	224	171	130	103	90	86	77	68	61	54	48
60	256	195	149	118	103	98	88	77	70	62	55
70	289	220	168	133	116	110	99	87	79	70	62
80	321	244	186	148	129	122	109	97	88	77	68
90	353	269	205	163	142	135	120	106	96	85	75
100	385	293	224	178	154	147	131	116	105	93	82
120	422	321	245	195	169	161	144	127	115	102	90
140	459	349	267	212	184	175	157	138	125	111	98
160	496	377	288	229	199	189	169	149	135	120	106
180	533	406	310	246	214	203	182	160	145	128	113
200	570	434	331	263	228	217	194	171	156	137	121
220	607	462	353	280	243	231	207	183	166	146	129
240	644	490	374	297	258	245	219	194	176	155	137
260	681	518	395	314	273	259	232	205	186	164	145
280	718	546	417	331	288	273	245	216	196	173	153
300	755	574	438	348	302	287	257	227	206	182	161
320	792	602	460	365	317	301	270	238	216	191	168
340	829	631	481	382	332	316	282	249	226	199	176
360	866	659	503	399	347	330	295	260	236	208	184
380	903	687	524	416	362	344	308	271	246	217	192
400	940	715	546	433	376	358	320	282	256	226	200
420	974	740	565	448	390	370	331	293	265	234	207
440	1007	766	585	464	403	383	343	303	274	242	214
460	1041	791	604	479	417	396	354	313	284	250	221
480	1074	817	623	495	430	409	366	323	293	258	228
500	1108	842	643	510	443	421	377	333	302	266	235
550	1192	906	691	548	477	453	406	358	325	286	253
600	1275	969	740	587	510	485	434	383	347	306	271
650	1359	1033	789	626	544	517	462	408	370	327	289
700	1443	1097	837	664	577	549	491	433	393	347	306
750	1527	1160	886	703	611	580	519	458	416	367	324
800	1610	1224	934	741	644	612	548	483	438	387	342
850	1694	1288	983	780	678	644	576	509	461	407	360
900	1778	1351	1031	818	711	676	605	534	484	427	377
950	1862	1415	1080	857	745	708	633	559	507	447	395
1000	1945	1479	1129	895	778	740	662	584	530	467	413

1100	2113	1606	1226	972	845	803	719	634	575	507	448
1200	2280	1733	1323	1049	912	867	776	684	621	548	484
1300	2448	1861	1420	1126	979	931	833	735	666	588	519
1400	2615	1988	1517	1203	1046	994	890	785	712	628	555
1500	2783	2115	1614	1280	1113	1058	947	835	757	668	590
1600	2950	2242	1711	1357	1180	1121	1003	885	803	708	626
1700	3118	2370	1809	1435	1247	1185	1060	936	848	749	661
1800	3285	2497	1906	1512	1314	1249	1117	986	894	789	697
1900	3453	2624	2003	1589	1381	1312	1174	1036	940	829	732
2000	3620	2752	2100	1666	1448	1376	1231	1086	985	869	768
2100	3788	2879	2197	1743	1515	1440	1288	1137	1031	909	803
2200	3955	3006	2294	1820	1582	1503	1345	1187	1076	950	839
2300	4123	3134	2392	1897	1649	1567	1402	1237	1122	990	874
2400	4290	3261	2489	1974	1716	1631	1459	1287	1167	1030	910
2500	4458	3388	2586	2051	1783	1694	1516	1338	1213	1070	945
2600	4625	3515	2683	2128	1850	1758	1573	1388	1258	1110	981
2700	4793	3643	2780	2205	1917	1822	1630	1438	1304	1151	1017
2800	4960	3770	2877	2282	1984	1885	1687	1488	1350	1191	1052
2900	5128	3897	2974	2359	2051	1949	1744	1539	1395	1231	1088
3000	5295	4025	3072	2436	2118	2013	1801	1589	1441	1271	1123
以上3000メートルまでごとに100キルトン増	167	128	98	77	67	64	57	50	46	40	35

◎港則法（昭和二十三年七月十五日法律第百七十四号）（運輸大臣署名）

港則法

第一章　総則

（法律の目的）

第一條　この法律は、港内における船舶交通の安全及び港内の整とんを図ることを目的とする。

（港域）

第二條　港の区域は、別に法律でこれを定める。

（定義）

第三條　この法律において「雑種船」とは、汽艇、はしけ及び端舟その他ろかいのみをもつて運転し、又は主としてろかいをもつて運転する船舶をいう。

2　この法律において「特定港」とは、きつ水の深い船舶が出入できる港又は外國船舶が常時出入する港であつて、別表に掲げるものをいう。

第二章　入出港及び停泊

（入出港の届出）

第四條　船舶は、特定港に入港したとき、又は特定港を出港しようとするときは、命令の定めるところにより、港長に届け出なければならない。

（びよう地）

第五條　特定港内に停泊する船舶は、命令の定めるところにより、各〻そのトン数又は積載物の種類に従い、当該特定港内の一定の区域内に停泊しなければならない。

2　命令の定める船舶は、命令の定める特定港に入港する際、港長からびよう地の指定を受けなければならない。この場合には、港長は、特別の事情がない限り、前項に規定する一定の区域内においてびよう地を指定しなければならない。

3　前項に規定する特定港以外の特定港でも、港長は、特に必要があると認めるときは、入港船舶に対しびよう地を指定することができる。

4　前二項の規定により、びよう地の指定を受けた船舶は、第一項の規定にかかわらず、当該びよう地に停泊しなければならない。

5　港長は、びよう地を指定するに当つては、けい船浮標、さん橋その他の施設で当該指定に係るものの管理者の意見を聴かなければならない。

（夜間入港の制限）

第六條　前條第二項の規定によりびよう地の指定を受けなければならない船舶は、港長の許可のある場合又は海難を避けようとする場合その他やむを得ない事由のある場合を除いて、日没から日出までの間は、同項に規定する港に入港してはならない。

（移動の制限）

第七條　雑種船以外の船舶は、第四條、第八條第一項、第十條及び第二十三條の場合を除いて、港長の許可を受けなければ、第五條第一項の規定により停泊した一定の区域外に移動し、又は港長から指定されたびよう地から移動してはならない。但し、海難を避けようとする場合その他やむを得ない事由のある場合は、この限りでない。

2　前項但書の規定により移動したときは、当該船舶は、遅滞なくその旨を港長に届け出なければならない。

（修繕及びけい船）

第八條　特定港内においては、雑種船以外の船舶を修繕し、又はけい船しようとする者は、その旨を港長に届け出なければならない。

2　修繕中又はけい船中の船舶は、特定港内においては、港長の指定する場所に停泊しなければならない。

3　港長は、危険を防止するため必要があると認めるときは、修繕中又はけい船中の船舶に対し、必要な員数の船員の乗船を命ずることができる。

（けい留等の制限）

第九條　雑種船及びいかだは、港内においては、みだりにこれをけい船浮標若しくは他の船舶にけい留し、又は他の船舶の交通の妨となる處のある場所に停泊させ、若しくは停留させてはならない。

（移動命令）

第十條　港長は、特に必要があると認めるときは、特定港内に停泊する船舶に対して移動を命ずることができる。

（停泊の制限）

第十一條　特定港内における船舶の停泊及び停留を禁止する場所又は停泊の方法について必要な事項は、命令でこれを定める。

第三章　航路及び航法

（航路）

第十二條　雑種船以外の船舶は、特定港に出入し、又は特定港を通過するには、命令の定める航路（以下単に航路という。）によらなければならない。但し、海難を避けようとする場合その他やむを得ない事由のある場合は　この限りでない。

第十三條　船舶は、航路内においては、左の各号の場合を除いては、投びようし、又はえい航している船舶を放してはならない。

一　海難を避けようとするとき。

二　運轉の自由を失つたとき。

三　人命又は急迫した危険のある船舶の救助に従事するとき。

四　第三十一條の規定による港長の許可を受けて工事又は作業に従事するとき。

（航法）

第十四條　航路外から航路に入り、又は航路から航路外に出ようとする船舶は、航路を航行する他の船舶の進路を避けなければならない。

2　船舶は、航路内においては、並列して航行してはならない。

3　船舶は、航路内において、他の船舶と行き会うときは、右側を航行しなければならない。

4　船舶は、航路内においては、他の船舶を追い越してはならない。

5　命令で一定の特定港につき特別の定をした場合には、前二項の規定を適用しない。

第十五條　汽船が港の防波堤の入口又は入口附近で他の汽船と出会う虞のあるときは、入航する汽船は、防波堤の外で出航する汽船の進路を避けなければならない。

第十六條　船舶は、港内及び港の境界附近においては、他の船舶に危険を及ぼさないような速力で航行しなければならない。

2　帆船は、港内では、帆を減じ又は引船を用いて航行しなければならない。

第十七條　船舶は、港内においては、防波堤、ふとうその他の工作物の突端又は停泊船舶を右げんに見て航行するときは、できるだけこれに近寄り、左げんに見て航行するときは、できるだけこれに遠ざかつて航行しなければならない。

第十八條　雑種船は、港内においては、汽船及び帆船の進路を避けなければならない。

第十九條　前五條に定めるものの外、運輸大臣は、命令で一定の特定港における航法に関して特別の定をすることができる。

第二十條　この章並びに第十四條第五項及び前條の命令に定めるもの外、港内における航法については、海上衝突予防法（明治二十五年法律第五号）の定めるところによる。

第四章　危険物

第二十一條　爆発物その他の危険物（当該船舶の使用に供するものを除く。以下同じ。）を積載した船舶は、特定港に入港しようとするときは、港の境界外で港長の指揮を受けなければならない。

2　前項の危険物の種類は、命令でこれを定める。

第二十二條　危険物を積載した船舶は、特定港においては、びよう地の指定を受けるべき場合を除いて、港長の指定した場所でなければ停泊し、又は停留してはならない。但し、港長が爆発物以外の危険物を積載した船舶につきその停泊の期間並びに危険物の種類、数量及び保管方法に鑑み差支がないと認めて許可したときは、この限りでない。

第二十三條　船舶は、特定港において危険物の積込、積替又は荷卸をするには、港長の許可を受けなければならない。

2　港長は、前項に規定する作業が特定港内においてされることが不適当であると認めるときは、港の境界外において適当の場所を指定して前項の許可をすることができる。

3　前項の規定により指定された場所に停泊し、又は停留する船舶は、これを港の境界内にある船舶とみなす。

4　船舶は、特定港内又は特定港の境界附近において危険物を運搬しようとするときは、港長の許可を受けなければならない。

第五章　水路の保全

第二十四條　港内その他日本國の水域における水質の汚濁防止については、別に法律でこれを定める。

第二十五條　港内又は港の境界附近において発生した海難に因り他の船舶交通を阻害する状態が生じたときは、当該海難に係る船舶の船長は、遅滞なく標識の設定その他危険予防のため必要な措置をし、且つ、特定港にあつては、その旨を港長に報告しなければならない。

第二十六條　特定港内又は特定港の境界附近における漂流物、沈没物その他の物件が船舶交通を阻害する虞のあるときは、港長は、当該物件の所有者又は占有者に対しその除去を命ずることができる。

第六章　船燈及び信号

第二十七條　海上衝突予防法第七條第一項第三号及び第四号に規定する船舶は、夜間航行中それぞれ同項第三号又は第四号に規定する船燈を掲揚しなければならない。

第二十八條　船舶は、港内においては、みだりに汽笛又は汽角を吹き鳴らしてはならない。

第二十九條　特定港内において使用すべき私設信号を定めようとする者は、港長の許可を受けなければならない。

第三十條　雜種船以外の船舶で信号符字を有するものは、入港しようとするときは、港の境界附近でこれを掲げなければならない。港を通過しようとするときも同様である。

2　前項の船舶は、港内を航行するときは、信号符字を掲揚しなければならない。

第七章　雜則

（工事等の許可及び進水等の届出）

第三十一條　特定港内又は特定港の境界附近で工事又は作業をしようとする者は、港長の許可を受けなければならない。

2　港長は、前項の許可をするに当り、船舶交通の安全のために必要な措置を命ずることができる。

第三十二條　特定港内において端艇競争その他の行事をしようとする者は、予め港長の許可を受けなければならない。

第三十三條　特定港内において船舶を進水させ、又はドックに出入させようとする者は、その旨を港長に届け出なければならない。

第三十四條　特定港内において竹木材を船舶から水上に卸そうとする者及び特定港内においていかだをけい留し、又は運行しようとする者は、港長の許可を受けなければならない。

2　港長は、前項の許可をするに当り船舶交通安全のために必要な措置を命ずることができる。

（漁ろうの制限）

第三十五條　船舶交通の妨となる慮のある特定港内の場所においては、みだりに漁ろうをしてはならない。

（燈火の制限）

第三十六條　何人も、港内又は港の境界附近における船舶交通の妨となる慮のある強力な燈火をみだりに使用してはならない。

2　港長は、特定港内又は特定港の境界附近における船舶交通の妨となる慮のある強力な燈火を使用している者に対し、その燈火の減光又は被覆を命ずることができる。

（船舶交通の制限）

第三十七條　港長は、船舶交通の安全のため必要があると認めるときは、特定港内において航路又は区域を指定して、船舶の交通を制限し又は禁止することができる。

2　前項の規定により指定した航路又は区域及び同項の規定による制限又は禁止の期間は、港長がこれを公示する。

第八章　罰則

第三十八條　第二十二條又は第二十三條第一項若しくは第四項の規定に違反したときは、その行爲をした者は、これを六箇月以下の懲役又は五千円以下の罰金に処する。

第三十九條　左の場合にはその行爲をした者は、これを三箇月以下の懲役又は三千円以下の罰金に処する。

一　第五條第一項の規定に違反したとき。

二　第五條第二項の規定による指定を受けないで停泊したとき又は同條第四項のびよう地以外の場所に停泊したとき。

三　第七條第一項、第十二條又は第十三條の規定に違反したとき。

四　第八條第三項、第十條又は第三十七條第一項の規定による処分に違反したとき。

第四十條　第二十五條の規定に違反した者は、これを三箇月以下の懲役又は三千円以下の罰金に処する。

第四十一條　左の各号の一に該当する者は、これを三箇月以下の懲役又は三千円以下の罰金に処する。

一　第二十六條、第三十一條第二項又は第三十六條第二項の規定による処分に違反した者

二　第三十一條第一項の規定に違反した者

第四十二條　第四條、第六條、第八條第二項、第二十一條、第三十條又は第三十五條の規定に違反したときは、その行爲をした者は、これを千円以下の罰金又は科料に処する。

第四十三條　左の各号の一に該当する者は、これを千円以下の罰金又は科料に処する。

一　第八條第一項、第二十九條、第三十二條、第三十三條又は第三十四條第一項の規定に違反した者

二　第三十四條第二項の規定による処分に違反した者

第四十四條　第十一條の規定による命令の規定に違反したときは、その行爲をした者は、これを千円以下の罰金又は拘留若しくは科料に処する。

第四十五條　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関して第四十一條又は第四十三條の違反をしたときは、行爲者を罰する外、その法人又は人に対しても各本條の罰金を科する。

附　則

1　この法律施行の期日は、公布の日から六十日を超えない期間内において、政令でこれを定める。

2　開港港則（明治三十一年勅令第百三十九号）は、これを廃止する。

別表

稚内	留萌	根室	釧路	小樽	室蘭
函館	青森	八戸	船川	釜石	酒田
塩釜	新潟	清水	京濱	横須賀	名古屋
伏木東岩瀬	七尾	四日市	武豊	敦賀	和歌山下津
宮津	舞鶴	神戸	田邊	大阪	高知
小松島	坂出	境	新居濱	今治	尾道糸崎
宇野	濱田	岩國	吳	廣島	

德山下松　宇部　萩
關門・博多　三池
唐津　佳ノ江　佐世保
長崎　口之津　嚴原
三角　鹿兒島

◎港域法（昭和二十三年七月十五日法律第百七十五号）（運輸大臣署名）

港域法

1　港の区域を別表の通り定める。

2　海上保安廳法（昭和二十三年法律第二十八号）第一條第二項の港と河川との境界及び港則法（昭和二十三年法律第百七十四号）第二條の港の区域は、この法律の定めるところによる。

附　則

1　この法律は、港則法施行の日から、これを施行する。

2　運輸大臣は政令の定めるところにより、船員法（昭和二十二年法律第百号）第一條第二項第二号の適用について、当分の間特に港を指定し、この法律の定める港の区域と異る区域を定めることができる。

別　表

都道府縣	港名	港の区域
北海道	紋別	弁天岬から九十度千メートルの地点まで引いた線、同地点から百八十度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面
	網走	天測点を中心として千八百メートルの半径を有する円内の海面及び網走川網走橋下流の河川水面
	根室	根室弁天島燈台（北緯四十三度二十分二十九秒東経百四十五度三十四分五十六秒）を中心として千八百メートルの半径を有する円内の海面
	厚岸	アイカップ崎からビンナイ崎まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面
	釧路	釧路崎燈台（北緯四十二度五十八分二秒東経百四十四度二十二分三十八秒）から二百七十度三千七百メートルの地点まで引いた線、同地点から零度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに釧路川の別保川流入口下流の河川水面
	廣尾	廣尾港燈台（北緯四十二度十六分五十九秒東経百四十三度十九分二十八秒）を中心として千メートルの半径を有する円内の海面
	浦河	浦河燈台（北緯四十二度九分三十六秒東経百十二度四十六分五十四秒）を中心として千メートルの半径を有する円内の海面
	室蘭	エンルム崎から大黒島を経てホテイシ崎まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面
	函館	穴澗岬から百八十度九百五十メートルの地点から六十九度に引いた線、同地点から有川口左岸突端まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面
	江差	南防波堤東端を中心として千八百メートルの半径を有する円内の海面
	壽都	岩崎を中心として千八百メートルの半径を有する円内の海面
	岩内	天測点を中心として千八百メートルの半径を有する円内の海面
	余市	尻場岬から百三十五度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面
	小樽	平磯岬から茅柴岬まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面
	増毛	増毛燈台（北緯四十三度五十一分七秒東経百十一度三十一分五十八秒）を中心として千八百メートルの半径を有する円内の海面
	留萌	留萌埼から三百三十度二千七百メートルの地点まで引いた線、同地点から九十度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面
	稚内	野寒岬から声間埼まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面
	天塩	太郎兵衛埼を中心として千四百メートルの半径を有する円内の海面
	沓形	クツカンタ埼から二十三度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面
青森	深浦	入前埼から行合埼まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面
	鰺ヶ沢	弁天埼を中心として二千メートルの半径を有する円内の海面及び中村川最下流道路橋下流の河川水面
	青森	鼻繰埼から二百七十度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに堤川最下流鉄橋下流の河川水面
	小湊	安井埼から金附埼まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面
	野辺地	野辺地町と東平内村の境界海岸から九十度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに野辺地川最下流道路橋下流の河川水面
	大湊	芦埼を中心として三千六百メートルの半径を有する円内の海面
	大間	細間埼を中心として二千メートルの半径を有する円内の海面

岩手	大畑	大畑港南防波堤燈台（北緯四十一度二十四分三十秒、東経百四十一度十分十六秒）を中心として千五百メートルの半径を有する円内の海面及び大畑川最下流鉄橋下流の河川水面
	八戸	日出岩（三・三メートル）から百八十度及び二百七十度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに新井田川及び馬淵川各最下流鉄橋下流の河川水面
	久慈	牛島三角点（六三・三メートル）から三百十五度に引いた線、同三角点から百八十度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに久慈川最下流道路橋下流の河川水面
	八木	坂下三角点（六六・五メートル）から十度五百メートルの地点を中心として九百メートルの半径を有する円内の海面
	宮古	測候所暴風標（北緯三十九度三十八分十五秒東経百四十一度五十八分十三秒）を中心として千四百メートルの半径を有する円内の海面及び閉伊川最下流道路橋下流の河川水面
	山田	小島東端から傳作暴及び熊ケ埼まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに大沢川及び関口川各最下流道路橋下流の河川水面
	大槌	七戻埼から雀島外端を見透した線及び陸岸により囲まれた海面並びに大槌川及び小槌川各最下流道路橋下流の河川水面
	釜石	鷲ノ巣埼から鎌ケ埼まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに大渡川最下流道路橋下流の河川水面
	大船渡	珊瑚島北端から九十度及び二百七十度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに盛川最下流道路橋下流の河川水面
	廣田	大森山三角点（一四七・二メートル）を中心として千九百メートルの半径を有する円内の海面
宮城	氣仙沼	鹿折村南端海岸から二百七十度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面
	志津川	弁天埼から荒島南端まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに水尻川水尻橋、八幡川汐見橋及び新井田川本浜橋各下流の河川水面
	女川	赤根埼から大貝埼まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面
	鮎川	清埼から黒埼まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面
	荻浜	狐穴埼から割石埼まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面
	渡波	尾埼から石巻市と渡波町の境界海岸まで引いた線、万石橋及び陸岸により囲まれた海面
	石巻	石巻港東防波堤燈台（北緯三十八度二十四分二十一秒東経百四十一度十九分）を中心として千八百メートルの半径を有する円内の海面及び北上川開北橋下流の河川水面
	塩釜	花淵埼から唐戸島南端まで引いた線、同島三角点（三六メートル）から寒風沢島長浜天測点を経て腕埼まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに三九高地から二百七十度に引いた線以北の貞山運河水面
秋田	象潟	小潤埼を中心として二千メートルの半径を有する円内の海面及び象潟川最下流道路橋下流の河川水面
	金浦	暴風信号標（北緯三十九度十五分十三秒東経百三十九度五十四分五十八秒）を中心として千五百メートルの半径を有する円内の海面
	平沢	芹田岬から二十三度三千メートルの地点まで引いた線、同地点から九十度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面
	本荘	野尻田三角点（一五・二メートル）から二百三十度千百五十メートルの地点を中心として千五百メートルの半径を有する円内の海面及び子吉川由利橋下流の河川水面
	秋田	秋田港燈台（北緯三十九度四十五分二十九秒東経百四十度三分十七秒）を中心として三千メートルの半径を有する円内の海面及び雄物川放水路水門下流の河川水面
	船川	根ノ埼三角点（四〇メートル）から二十五度千三百メートルの地点を中心として四千四百メートルの半径を有する円内の海面
	北浦	八斗埼から九十度二千メートルの地点まで引いた線、同地点から百八十度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに賀茂川最下流道路橋下流の河川水面

	能代	天測点を中心として二千七百メートルの半径を有する円内の海面及び同円内の河川水面
山形	酒田	酒田燈台（北緯三十八度五十五分二十八秒東経百三十九度四十八分五十五秒）を中心として二千八百メートルの半径を有する円内の海面及び同燈台を中心として四千メートルの半径を有する円内の最上川の河川水面
	鼠ヶ関	トヤ埼からカノ島北端を経て沖平島北端まで引いた線、同地点から九十度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに鼠ヶ関川蓬萊橋下流の河川水面
	賀茂	立岩埼を中心として千五百メートルの半径を有する円内の海面
福島	松川浦	鵜ノ尾岬を中心として千五百メートルの半径を有する円内の海面
	四倉	水準標（三・四二メートル）を中心として千五百メートルの半径を有する円内の海面
	江名	折戸山三角点（八三・四メートル）を中心として千五百メートルの半径を有する円内の海面
	小名浜	三埼から八埼まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面
茨城	平潟	鵜子岬を中心として千メートルの半径を有する円内の海面
	大津	大津三角点（五五メートル）を中心として千五百メートルの半径を有する円内の海面
	日立	三角点（二九・八メートル）から二百六度五百メートルの地点を中心として二千メートルの半径を有する円内の海面
	久慈	久慈港北防波堤燈柱（北緯三十六度二十九分三十四秒東経百四十度三十七分三十秒）を中心として千五百メートルの半径を有する円内の海面及び同円内の久慈川の河川水面
	磯崎	三角点（二五・八メートル）から零度千七百メートルの地点を中心として千九百メートルの半径を有する円内の海面
	那珂湊	大名鼻から百八十度に引いた線、祝町三角点（七一メートル）から九十度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに東経百四十度二十五分十秒の子午線以東の那珂川及び涸沼川の河川水面
	磯浜	三角点（二九・一メートル）から百八十度八百メートルの地点を中心として千八百メートルの半径を有する円内の海面
	波崎	銚子港導燈の低燈（北緯三十五度四十四分九秒東経百四十度五十一分十七秒）を中心として三千メートルの半径を有する円内の海面及び海上村三角点（五七メートル）から十二度に引いた線以東の利根川の河川水面中茨城縣地先部分
千葉	銚子	銚子港導燈の低燈（北経三十五度四十四分九秒東経百四十度五十一分十七秒）を中心として三千メートルの半径を有する円内の海面及び海上村三角点（五七メートル）から十二度に引いた線以東の利根川の河川水面中千葉縣地先部分
	勝浦	黒鼻から八幡岬まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面
	白浜	西防波堤突端を中心として千メートルの半径を有する円内の海面
	館山	暴風信号標（北緯三十四度五十九分十四秒東経百三十九度五十一分三十八秒）を中心として千八百メートルの半径を有する円内の海面及び矢那川最下流道路橋下流の河川水面
	木更津	善光寺三角点（四九・二メートル）から二百六十度二千二百五十メートルの地点を中心として三千メートルの半径を有する円内の海面
	千葉	登戸三角点（二二メートル）から百八十度四千二百メートルの地点まで引いた線、同地点から九十度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに都川最下流道路橋下流の河川水面
	船橋	船橋市と行徳町の境界海岸から百七十度四千メートルの地点まで引いた線、船橋市と津田沼町の境界海岸から百八十度三千メートルの地点まで引いた線、同地点を結んだ線及び陸岸により囲まれた海面並びに海老川海老川橋下流の河川水面
東京	岡田	勝埼から零度三百メートルの地点まで引いた線、同地点から小口岬まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面

東京 神奈川	波浮 元村	赤八ッ埼から龍王埼まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面 元村三角点（一三・三メートル）から百八十度五百五十メートルの半径を有する円内の海面
	新島	新島三角点（四二八・五メートル）からナダラネ東端を見透した線、鳥ケ島西端から鵜ノ根を見透した線及び陸岸により囲まれた海面
	大久保	北風平三角点（一一九・二メートル）を中心として九百メートルの半径を有する円内の海面
	神湊	横石鼻から零度三百メートルの地点まで引いた線、同地点から垂戸鼻まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面
	八重根	前埼ケ鼻を中心として千メートルの半径を有する円内の海面
	京浜	荒川放水路口右岸突端から百九十三度に引いた線、本牧鼻から四十七度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに隅田川永代橋及びその他各河川最下流鉄橋各下流の河川水面

神奈川	横須賀	小柴崎、同地点から九十度三千メートルの地点、観音埼燈台（北緯三十五度十五分十二秒東経百三十九度四十四分四十八秒）から九十度千メートルの地点、同地点から海獺島燈標（北緯三十五度十二分三十秒東経百三十九度四十四分十八秒）を見透し七十メートルの地点を順次連結した線、同地点から二百九十度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面
	三崎	歌舞島ノ鼻から城ケ島西北端まで引いた線、同島東端から同線に平行に引いた線及び陸岸により囲まれた海面
	眞鶴	磯埼鼻から眞鶴埼まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面
新潟	能生	鱗埼三角点（七二・三メートル）から五十四度千八百五十メートルの地点を中心として千九百メートルの半径を有する円内の海面
	直江津	直江津港第五号導燈（北緯三十七度十分四十九秒東経百三十八度十五分十二秒）を中心として千六百メートルの半径を有する円内の海面及び同円内の荒川の河川水面

東京 神奈川	植崎	勝願寺三角点（四二・一メートル）から九十度四百メートルの地点を中心として千四百メートルの半径を有する円内の海面
	寺泊	寺泊海水浴場駅東方三角点（一四九・五メートル）から零度二千メートルの地点を中心として千三百メートルの半径を有する円内の海面
	新潟	新潟港防波堤燈台（北緯三十七度五十七分十九秒東経百三十九度四分十八秒）から二百五度二千百メートルの地点を中心として四千五百メートルの半径を有する円内の海面及び信濃川万代橋下流の河川水面
	岩船	諸上寺山三角点（七三・四メートル）から九十度五百メートルの地点を中心として二千メートルの半径を有する円内の海面及び石川明神橋下流の河川水面
	夷（両津）	金剛山三角点（九六五メートル）から百四十九度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面
	羽茂	市振埼から五十度千二百五十メートルの地点を中心として千三百メートルの半径を有する円内の海面及び羽茂川羽茂川橋下流の河川水面
	小木	城山山頂を中心として千八百メートルの半径を有する円内の海面
富山	魚津	魚津燈台（北緯三十六度四十八分四十二秒東経百三十七度二十三分四十八秒）を中心として二千メートルの半径を有する円内の海面
	伏木東岩瀬	岩埼三角点（六一メートル）から百二度に引いた線、大村三角点（六・八メートル）から零度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに小矢部川城光寺橋、庄川新庄川橋、内川東橋（法土寺橋）、神通川萩浦橋及び富岩運河松浦小橋各下流の河川水面
	氷見	唐島三角点（一二メートル）を中心として千九百メートルの半径を有する円内の海面及び石川川、土庄川及び新川各最下流道路橋下流の河川水面
石川	七尾	須曾ノ屏風南端から石崎ノ屏風西北端まで引いた線、能登島松ケ埼（宮崎）から久木まで引いた線及び陸岸により

	囲まれた海面
穴水	イナヘダミ鼻からタケガ鼻まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに小又川城山橋下流の河川水面
宇出津	エビス埼から二百七十度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面
飯田	直村三角点（五八・五メートル）から二百十度六百五十メートルの地点を中心として千メートルの半径を有する円内の海面及び若山川吾妻橋下流の河川水面
輪島	龍ケ埼からヒカク山山頂まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに輪島川最下流道路橋下流の河川水面
福浦	藻ノ埼を中心として千メートルの半径を有する円内の海面
滝	滝港第二防波堤燈台（北緯三十六度五十五分二十三秒東経百三十六度四十五分二十五秒）を中心として八百メートルの半径を有する円内の海面
金石	金石燈台（北緯三十六度三十六分東経百三十六度三十五分三十六秒）を中心として二千五百メートルの半径を有する円内の海面並びに犀川及び大野川各最下流道路橋下流の河川水面

福井	赤埼から九十度に引いた線、宮ケ埼から城山まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面
和田	二見島埼（辰ノ口鼻）から波照鼻まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面
小浜	赤埼から蛭子埼まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに旧笙ノ川笙ノ橋下流の河川水面
敦賀	三國港防波堤燈台（北緯三十六度十三分十七秒東経百三十六度七分四十五秒）を中心として千メートルの半径を有する円内の海面及び九頭龍川新保橋下流の河川水面
三國	
静岡	
網代	赤根埼から立岩まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面
伊東	伊東港第二防波堤燈台（北緯三十四度五十八分二十秒東経百三十九度六分三十六秒）から二百七十度千五百メートルの地点を中心として二千八百メートルの半径を有する円内の海面
稲取	稲取岬から零度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面
下田	赤根埼から九十度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに稲生沢川最下流道路橋下流の河川水面

松崎	下流道路橋下流の河川水面
宇久須	アジホガ鼻から百八十度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面
土肥	小峯三角点（一四九・八メートル）から百七十四度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面
沼津	通埼から二十度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面
	牛臥山三角点（六二メートル）を中心として千八百メートルの半径を有する円弧、同三角点から二百七十度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに狩野川永代橋下流の河川水面
清水	眞埼から零度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに巴川千歳橋下流の河川水面
焼津	浜当目三角点（一七二・九メートル）から百八十度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面
相良	波津三角点（七二・二メートル）を中心として二千八百メートルの半径を有する円弧、同三角点から九十度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに間川新橋下流の河川水面

御前埼	元根鼻三角点（七メートル）から零度千五百メートルの地点まで引いた線、同地点から二百七十度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面
舞阪	弁天島駅を中心として二千メートルの半径を有する円内の海面並びに同円内の河川及び湖水面
福江	向山三角点（六・四メートル）から百七十度千二百メートルの地点を中心として千メートルの半径を有する円内の海面
泉	西防波堤突端を中心として五百メートルの半径を有する円内の海面
田原	船倉橋東橋台を中心として二千八百メートルの半径を有する円内の海面及び汐川船倉橋下流の河川水面
豊橋	十間川口右岸突端を中心として四千五百メートルの半径を有する円弧、梅田川右岸堤防突端から二百七十度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに豊川最下流道路橋下流の河川水面
三谷	府相三角点（三五・六メートル）から竹島東南端まで引いた線、同島南端から三谷ケ鼻まで引いた線及び陸岸によ

蒲郡	り囲まれた海面 蒲郡港防波堤燈台（北緯三十四度四十八分四十二秒東経百三十七度十三分三十秒）を中心として千メートルの半径を有する円弧、府相三角点（三五・六メートル）から竹島東南端まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面
形原	古城港東防波堤基点を中心として千メートルの半径を有する円弧、形原町と西浦町の境界海岸から九十度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面
西浦	東蜊蛎防波堤基点を中心として千メートルの半径を有する円弧、西浦村海岸北端から九十度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面
吉田	矢崎川口燈柱（北緯三十四度四十七分東経百三十七度四分五十一秒）を中心として千四百メートルの半径を有する円内の海面及び矢崎川最下流道路橋下流の河川水面
一色	一色燈台（北緯三十四度四十七分二十秒東経百三十七度一分二十秒）を中心として千メートルの半径を有する円内の海面
武豊	布土村元標から九十度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに小垣江港燈柱（北緯三十四度五十八分東経百三十六度五十九分五十四秒）から二百七十度に引いた線以南の河川水面
師崎	鳶ケ崎から九十度に引いた線、羽豆岬から九十度五百メートルの地点まで引いた線、同地点から零度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面
篠島	東山鼻及び蛭子ケ鼻からそれぞれ零度六百メートルの地点まで引いた線、同地点を結んだ線並びに陸岸により囲まれた海面
豊浜	豊浜港西防波堤燈台（北緯三十四度四十二分二秒東経百三十六度五十六分二十秒）を中心として九百メートルの半径を有する円内の海面
常滑	常滑港南防波堤燈台（北緯三十四度五十二分三十二秒東経百三十六度五十分二十秒）を中心として千メートルの半径を有する円内の海面
名古屋	名古屋港西突堤燈台（北緯三十五度二分三秒東経百三十六度五十一分三十秒）を中心として七千五百メートルの

三重	
桑名	半径を有する円内の海面並びに荒子川、蛤門、山崎川忠治橋、大江川港東橋、天日川千鳥橋、堀川景雲橋及び新堀川記念橋各下流の河川水面及び中川運河水面
四日市	小貝須三角点（〇・〇メートル）から白鷺三角点（三・七メートル）まで引いた線と伊勢大橋との間の河川水面 朝明川口左岸突端から百三十五度二千メートルの地点まで引いた線、楠町と鈴鹿市の境界海岸から九十度三千メートルの地点まで引いた線、同地点を結んだ線及び陸岸により囲まれた海面並びに朝明川、海蔵川、三滝川、鹿化川、内部川、鈴鹿川及び各その支流各最下流道路橋下流の河川水面
千代崎	金沢川右岸堤防突端を中心として千五百メートルの半径を有する円内の海面及び金沢川最下流道路橋下流の河川水面
津	賛崎燈台（北緯三十四度四十二分五十六秒東経百三十六度三十一分三十六秒）を中心として千四百メートルの半径を有する円内の海面及び岩田川最下流道路橋下流の河川水面
松阪	松阪港東防波堤燈柱（北緯三十四度三十六分五十秒東経百三十六度三十三分四十八秒）を中心として二千メートルの半径を有する円内の海面
宇治山田	伊勢大湊西燈柱（北緯三十四度三十一分十八秒東経百三十六度四十五分四秒）から二百十五度千七百メートルの地点を中心として三十メートルの半径を有する円内の海面及び同円内の河川水面
鳥羽	西崎、日向島北端、答志島島ケ崎、阪手島丸山崎及び加布良古崎を順次連結した線並びに陸岸により囲まれた海面
波切	波切港防波堤燈台（北緯三十四度十六分四十八秒東経百三十六度五十四分十五秒）を中心として二千メートルの半径を有する円内の海面
浜島	城山崎を中心として千五百メートルの半径を有する円内の海面
五箇所	止崎から田曾崎（三崎）まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面
長島	長島町南方三角点（一三七メートル）から大石を経て千鳥鼻まで引いた線及

京都	引本	び陸岸により囲まれた海面
	尾鷲	尾南曾鼻から佐波留島東端まで引いた線、同島北端から裸島（投石）を経て猪ノ鼻まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに船津川左岸の船津村と相賀町の境界から三百十五度に引いた線以南の船津川及び銚子川銚子橋下流の河川及び湖水面
	木本	モト山鼻から佐波留島南端まで引いた線、同島北端から裸島（投石）を経て猪ノ鼻まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面 鬼ケ城三角点（一五九メートル）を中心として二千メートルの半径を有する円内の海面
	久美浜	湊村三角点（一七三・五メートル）から零度千メートルの地点まで引いた線、同地点から九十度千五百メートルの地点まで引いた線、同地点から百八十度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面
	浅茂川	三角点（二八五・七メートル）から四十五度二千百メートルの地点を中心として三百メートルの半径を有する円内の海面 鷲口岬を中心として千メートルの半径を有する円内の海面
大阪	間人	大呂岬から友ケ鼻まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面
	中浜	林ノ下突端から甲崎亀礁まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面
	本庄	城山鼻から青島南端を経て鋤崎まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面
	伊根	片島鼻から日置崎まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに大手川大手橋下流の河川水面
	宮津	金ケ崎から零度に引いた線、博奕岬から二百七十度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに高野川、伊佐津川、寺川、伊保良川、祖母谷川及び志楽川各最下流道路橋下流の河川水面
	舞鶴	コットイ崎から三ツ礁鼻まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面 小崎から椎崎まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面
	野原	市内城址三角点（二一〇メートル）から三百三十九度千メートルの地点を中心として千メートルの半径を有する円内
	田井	
岸和田		

兵庫	尼崎	武庫川口右岸突端から二百度二千メートルの地点まで引いた線、同地点から九十度に引いた線、大阪港北境界線及び陸岸により囲まれた海面並びに庄下川最下流道路橋下流の河川水面 夙川口右岸突端から百五十八度に引いた線、申川口左岸突端から二百二十五度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面 妙法寺川口左岸突端から九十三度に引いた線、岩屋川口左岸突端から二百二十二度三十分に引いた線及び陸岸により囲まれた海面
	西宮	
	神戸	
堺		の海面 石津川口右岸突端から大阪港南突堤燈台（北緯三十四度二十八分九秒東経百三十五度二十四分）を見透した線、大阪港南境界線及び陸岸により囲まれた海面
大阪		神崎川口左岸突端から二百十四度に引いた線、大和川口左岸突端から二百七十度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに木津川大浪橋、尻無川岩崎橋、安治川船津橋及び新淀川最下流鉄橋各下流の河川水面及び船津橋南端と大浪橋東端を結んだ線以西の運河水面
明石		明石港突堤燈台（北緯三十四度三十八分二十三秒東経百三十四度五十九分三十四秒）を中心として九百メートルの半径を有する円内の海面
二見		瀬戸川口左岸突端から二百四十度二千メートルの地点まで引いた線、同地点から零度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面
別府		別府港防波堤燈台（北緯三十四度四十二分四十二秒東経百三十四度五十分五十五秒）を中心として千メートルの半径を有する円内の海面
高砂		高砂港突堤燈台（北緯三十四度四十三分五十秒東経百三十四度四十七分五十二秒）を中心として九百メートルの半径を有する円内の海面及び同円内の河川水面
伊保		伊保港燈台（北緯三十四度四十五分二秒東経百三十四度四十六分十五秒）を中心として千メートルの半径を有する円内の海面及び洗川千鳥橋下流の河川

八木	水面 木場三角点（一〇六・一メートル）から二百三十度千百メートルの地点を中心として五百メートルの半径を有する円内の海面及び八家川三橋下流の河川水面
飾磨	市川口右岸突端から百八十度二千メートルの地点まで引いた線　同地点から二百七十度五千九百メートルの地点まで引いた線、同地点から零度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに夢前川廣栄橋及び船場川思案橋各下流の河川水面
網干	飾磨港西境界線、同線南端から二百七十度に引いた線、中川口右岸突端から百八十度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに中川、揖保川、大津茂川各最下流道路橋下流の河川水面
相生	釜埼から金ケ埼まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面
赤穂	岡山縣と兵庫縣の境界海岸から取揚島北端及び御前岩を経て御埼まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに大津川石ケ崎橋、野々内澪樋門、千種川赤穂大橋及び御崎澪元鍬橋各下流の河川水面
津居山	津居山島猿ケ城から赤島を見透した線及び陸岸により囲まれた海面並びに羽子山三角点（七七メートル）から三百四十五度に引いた線以北の円山川の河川水面
香住	白石島北端からそれぞれ黒島北端及び弁天島北端を見透した線並びに陸岸により囲まれた海面
柴山	コヤガ谷鼻から臼ケ浦島南端まで引いた線、同島鷹ガ巣鼻から大島北端まで引いた線　同島南端から大山山頂を見透した線及び陸岸により囲まれた海面
岩屋	岩屋港東突堤燈柱（北緯三十四度三十五分十四秒東経百三十五度一分二十秒）を中心として千メートルの半径を有する円内の海面
洲本	洲本港燈台（北緯三十四度二十分三十八秒東経百三十四度五十四分三秒）を中心として千メートルの半径を有する円内の海面及び洲本川最下流道路橋下流の河川水面
福良	釣島鼻から百三十五度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面
湊	北防波堤突端を中心として千メートルの半径を有する円内の海面及び同円内の河川水面
都志	西防波堤突端を中心として五百メートルの半径を有する円内の海面及び都志川大橋下流の河川水面
郡家	南防波堤突端を中心として五百メートルの半径を有する円内の海面及び郡家川大川橋下流の河川水面
和歌山 新宮	熊野川口両岸突端を結んだ線と熊野川鉄橋との間の河川水面中和歌山縣地先部分
勝浦	大石原鼻からシケ島鼻まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面
宇久井	宇久井鼻から駒埼まで引いた線、狐島東端から中山北端まで引いた線、同地点から百十度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに長野川最下流鉄橋下流の河川水面
三輪崎	磯埼から鈴島北端まで引いた線、同島東端から孔島東端まで引いた線同島南端から二百八十五度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面
浦神	懐山山頂から耳ノ鼻まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面
古座	狼烟山山頂から二百三十五度四百五十メートルの地点を中心として七百メートルの半径を有する円内の海面並びに古座川大橋及び小橋各下流の河川水面
串本	橋杭水準点（二・四四メートル）から百九十二度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面
箕島	宮埼鼻から苅藻島西端まで引いた線、同島東端から百三十五度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに有田川安諦橋下流の河川水面
日置	日置川口両岸突端を結んだ線と日置川鉄橋との間の河川水面
田辺	番所鼻から齋田埼まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに会津川会津橋下流の河川水面
御坊	櫂現埼から二百九十五度二千メートルの地点まで引いた線　同地点から三十度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに日高川天田橋、西川大橋及び小橋各下流の河川水面
由良	神谷埼から蟻島北端まで引いた線　同

		島南端から長崎まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに由良川由良橋下流の河川水面
	湯浅廣	タタキノ鼻から天王崎まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに廣川廣橋及び山田川栖原橋各下流の河川水面
	和歌山下津	地ノ島鹿ノ首から田倉崎及び目取鼻まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに紀ノ川北島橋、加茂川硯橋及び女良川旭橋各下流の河川水面
鳥取	境	外ノ江西端から金毘羅山山頂まで引いた線、同線に接続する同線以東の陸岸及び境港導燈の前燈（北緯三十五度三十三分四十秒東経百三十三度十四分三十秒）を中心として四千メートルの半径を有する円弧により囲まれた海面
	米子	八尋鼻から三百十五度及び二百二十五度に引いた線並びに陸岸により囲まれた海面
	赤碕	西防波堤電燈（北緯三十五度三十分三十四秒東経百三十三度三十九分三十七秒）を中心として千八百メートルの半径を有する円内の海面
	鳥取	賀露港防波堤燈柱（北緯三十五度三十二分三十二秒東経百三十四度十一分十二秒）から百三十二度二百七十メートルの地点を中心として千五百メートルの半径を有する円内の海面及び同円内の河川水面
	網代	鶏島から二百七十度に引いた線、大岩村と福部村の境界海岸から零度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに蒲生川最下流道路橋下流の河川水面
島根	石見	吉田町と高津町の境界海岸を中心として千五百メートルの半径を有する円内の海面及び高津川高角橋下流の河川水面
	浜田	黒崎から馬島水島鼻まで引いた線、同鼻千疊敷鼻から入道鼻まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに浜田川最下流道路橋下流の河川水面
	江津	渡津村三角点（一三八・八メートル）から二百七十度千四百メートルの地点を中心として二千三百メートルの半径を有する円内の海面及び江川江川橋下流の河川水面
	仁万	荒布場鼻から菱島西端まで引いた線、同島東端から廣出鼻まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面
	久手	久手町と島井村の境界海岸を中心として千三百メートルの半径を有する円内の海面
	大社	神戸川口右岸突端から笹子島北西端を見透した線及び陸岸により囲まれた海面
	七類	尾戸（猿渡）東端から九島西端まで引いた線、同島東端から青木島北端まで引いた線、同島南端から鈴原まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面
	惠曇	生洲鼻から男島北端を見透した線及び陸岸により囲まれた海面
	美保関	石燈籠を中心として五百メートルの半径を有する円内の海面
	松江	大海崎鼻から意宇川口左岸突端まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに末次鼻から嫁ケ島西端を見透した線以東の宍道湖及び大橋川の河川水面
	安來	油壺鼻から龜山北端まで引いた線、同地点から伯太川口右岸突端まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面
	西郷	高瀬埼から鳥貝埼まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面
	浦郷	白埼鼻からニグ鼻まで引いた線、獅子鼻から島根鼻まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面
岡山	日生	松ケ鼻からツブロ鼻まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに中州川新橋下流の河川水面
	片上	伊里川口右岸突端から前島東端まで引いた線、同島北端から生埼まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面
	鶴海	臍尾鼻から高目鼻まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面
	牛窓	馬立鼻から前島荒埼まで引いた線、同島城ケ埼から大鼻まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面
	西大寺	九蟠西突堤突端から外波埼まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに吉井川永安橋下流の河川水面
	小串	東山東端から外波埼まで引いた線、九蟠西突堤基点から大浦礁まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面中小串村地先部分
	岡山	高島北端から零度に引いた線、同鼻南端から百八十度に引いた線、松尾鼻か

	ら零度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに旭川京橋、中橋及び小橋各下流の河川水面
宇野	高辺岬から下鳥島西端及び飛州を経て蛸埼まで引いた線並びに陸岸により囲まれた海面
日比	貝掛鼻から松ケ鼻まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面
琴浦	和井田三角点（九一・九メートル）から四十度千二百メートルの地点から鵜石鼻まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面
味野	和井田三角点（九一・九メートル）から五十度千メートルの地点から百八十度千五百メートルの地点まで引いた線、同地点から二百七十度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに大川大正橋下流の河川水面
下津井	基本水準標から祇園鼻まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面
水島	玉島山三角点（九三・七メートル）から二百七十度千九百メートルの地点を中心として二千メートルの半径を有する円内の海面並びに鶴島三角点（九一・一メートル）から九十度に引いた線以南の旧東高梁川の河川水面
玉島	端山三角点（三〇・六メートル）から九十度六百メートルの地点を中心として五百メートルの半径を有する円内の海面
笠岡	古山城三角点（六八・八メートル）を中心として九百メートルの半径を有する円内の海面

廣島	福山	釈迦ケ端から牛ノ首まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面
	鞆	要害鼻から玉津島防波堤突端まで引いた線　同島南端から二百七十度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面
	尾道糸崎	犬吠山山頂から岩子島三角点（一三一メートル）まで引いた線、同島鶏小島から向島布刈鼻まで引いた線、同島大磯鼻から戸崎まで引いた線　向島松ケ鼻を中心として千五百メートルの半径を有する円弧及び陸岸により囲まれた海面
	忠海	宮床ノ鼻から冠ケ埼まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面
	竹原	月見鼻から的場ノ鼻まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに今津川最下流道路橋下流の河川水面
	久賀	久賀町と瀬野村の境界海岸から大崎鼻まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面
	安下庄	安下埼から龍埼まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面
	小松	津長鼻から十七度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに屋代川屋代川橋下流の河川水面
	柳井	柳井町地先三角点（二一・七メートル）から百三十度五百メートルの地点を中心として二千メートルの半径を有する円内の海面並びに片野川最下流鉄橋下流の河川水面
	室津	尾國南西端三角点（一八・七メートル）から奈古屋埼まで引いた線、赤石鼻から横島大石鼻まで引いた線　同地点から四十五度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面中上関港に属さない部分
	上関	尾國南西端三角点（一八・七メートル）から奈古屋埼まで引いた線、赤石鼻から檜島八石鼻まで引いた線、同地点から四十五度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに今津
吳		陸岸により囲まれた海面
廣島		豆倉鼻から小麗女島西南端を経て鍋舞々尻鼻まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面
廿日市		観音埼、峠島南端、似島東南端、同島地獄鼻、大カクマ島南端、津々根島南端及び八幡川口左岸突端を順次連結した線並びに陸岸により囲まれた海面
鯏崎		住吉新開南東端を中心として七百メートルの半径を有する円内の海面
		鯏埼鼻から佐組島東端まで引いた線、同島西端から生野島馬取鼻まで引いた線、同島覆迫鼻から小琴ノ鼻まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面
木ノ江		高山鼻から宝崎鼻まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面
御手洗		馬目ノ鼻から小島南東端を見透した線、蒲野鼻から観音埼まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面
嚴島		水晶山東突端から小名切岬まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面
山口		
岩國		阿多田島長浦鼻から今津川口右岸突端及び小瀬川口右岸突端まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに今津

宰積	葦ケ浦鼻から赤岩まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面
徳山下松	茶臼山山頂から笠戸島鎌石岬まで引いた線、同島亀岩から大馬島金埼まで引いた線、大津島丸山埼から四十鼻まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面
三田尻	龍宮岬から翁埼まで引いた線、同島郷ケ崎から間屋口突堤基点まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面
門司	中関港港燈柱（北緯三十三度五十九分四十五秒東経百三十一度三十二分四十秒）から牛ケ鼻まで引いた線、向島郷ケ崎から間屋口突堤基点まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面
秋穂	千石岩から岩屋ノ鼻まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面
宇部	宇部岬から二百六十度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに二百十度に引いた線、本山鼻から百十度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに眞諦川（新川）最下流鉄橋及び厚東川大橋各下流の河川水面
小野田	小野田港防波堤燈台（北緯三十三度五十八分十二秒東経百三十一度十分二秒）を中心として千七百メートルの半径を有する円内の海面及び有穂川最下流道路橋下流の河川水面
厚狭	宮埼から繩地ケ鼻まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに厚狭川下津橋下流の河川水面
小串	湯玉村と小串町の境界海岸から龍宮島北端まで引いた線、同島南端から松谷鼻まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面
仙崎	ヤカワ鼻から青海島千貫鼻まで引いた線、暴風標から零度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに三隅川最下流道路橋下流の河川水面
特牛	特牛燈台（北緯三十四度十八分五十四秒東経百三十度五十三分三十六秒）から百八十度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面
萩	大瀬鼻から笠山山頂まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに松本川最下流道路橋下流の河川水面
須佐	海苔石から天神島三角点（四六・一メートル）を見透した線及び陸岸により囲まれた海面
江崎	宇生ケ埼から布鼻まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面
山口福岡	
関門	鷲ケ巣山山頂から三百二十度に引いた線、竹ノ子島台場鼻から和合良島島頂まで引いた線、同島頂から二百三十度に引いた線、根嶽山頂から太郎ケ瀬鼻まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面
徳島	
撫養	妙見山三角点（六四・二メートル）を中心として二千三百メートルの半径を有する円内の海面及び撫養川最下流道路橋下流の河川水面
徳島	徳島港防波導水堤燈台（北緯三十四度二分五十一秒東経百三十四度三十五分五十九秒）から三百一度千五十メートルの地点を中心として千五百メートルの半径を有する円内の海面並びに新町川、園瀬川及び各その支流各最下流道路橋下流の河川水面
小松島	和田ノ鼻から大埼まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに神代瀬川最下流鉄橋及び立江川最下流道路橋各下流の河川水面
富岡	除三角点（六六・一メートル）から三百五十五度七百メートルの地点を中心として千メートルの半径を有する円内の海面
香川	
豊浜	水準点（四・五七メートル）から三百五十五度七百メートルの地点を中心として千メートルの半径を有する円内の海面

仁尾	古江岬から大蔦島北東端まで引いた線、同島南端から小蔦島北西端まで引いた線、同島南端から百三十五度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面
観音寺	観音寺港南防波堤燈台（北緯三十四度七分二十六秒東経百三十三度八分六秒）から七十二度四百四十メートルの地点を中心として千五百メートルの半径を有する円内の海面並びに財田川及び一ノ谷川各最下流道路橋下流の河川水面
多度津	多度津港燈柱（北緯三十四度十六分七秒東経百三十三度四十四分四十三秒）から三十度二百六十メートルの地点を中心として千三百メートルの半径を有する円内の海面
丸亀	土器川口左岸突端、上真島三角点（三六・六メートル）下真島三角点（三一・七メートル）及び金倉川口右岸突端を順次連結した線並びに陸岸により囲まれた海面
坂出	鵜崎から沙彌島ママコ鼻まで引いた線、同鼻から総社川口左岸突端まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面

愛媛	高松	高松港西防波堤燈台（北緯三十四度二十一分七秒東経百三十四度三分九秒）から二百三十度四百メートルの地点を中心として千八百メートルの半径を有する円内の海面
	志度	房前鼻から九十度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面
	三本松	寺町三角点（三一・八メートル）から二百七十度千二百メートルの地点を中心として千五百メートルの半径を有する円内の海面
深浦	引田	城山東端から馬宿川口左岸突端まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに小海川御幸橋下流の河川水面
	坂手	碁石山三角点（四三四・七メートル）から二百四十七度千八百五十メートルの地点を中心として千五百メートルの半径を有する円内の海面
	草壁	赤崎から三百十五度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面
	土庄	宮ノ鼻から百八十度に引いた線、永代橋及び陸岸により囲まれた海面
	荷鷺	鼻から零度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面

	宇和島	戎鼻から零度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面
	吉田	君ケ浦水準点（三・五九メートル）から二百七十度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面
	三瓶	御手洗鼻から龍王崎まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面
	八幡浜	城ケ浦から三百四十度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面
	川之石	松ケ鼻から丸岩鼻まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面
	三崎	オミ岬から大島井磐を経て大島井ノ鼻まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面
	三机	襖鼻から走手鼻まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面
	長浜	長浜港防波堤燈台（北緯三十三度三十六分五十一秒東経百三十二度二十九分十二秒）から二百四十九度四百メートルの地点を中心として九百メートルの半径を有する円内の海面
	郡中	栄町水準点（二・八八メートル）から零度三百五十メートルの地点を中心として千メートルの半径を有する円内の海面
	松山	大可賀新田西北端から興居島黒崎まで引いた線、同島神崎から白石鼻まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面
	北條	北條港燈柱（北緯三十三度五十八分二十一秒東経百三十二度四十六分二十四秒）を中心として千メートルの半径を有する円内の海面
	今治	蒼社川口右岸突端から零度に引いた線、大浜燈台（北緯三十四度五分十二秒東経百三十二度五十九分四十八秒）から百二十度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面
	菊間	菊間港防波堤突端燈台（北緯三十四度二分東経百三十二度五十分二十秒）を中心として七百メートルの半径を有する円内の海面及び菊間川予讃本線鉄橋下流の河川水面
	壬生川	大明神川口三角点（四・七メートル）を中心として四千メートルの半径を有する円弧、同三角点から六十七度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面
	西條	三角点（四・四メートル）を中心として二千メートルの半径を有する円内の海面

新居浜	御代島三角点（七五メートル）から百三十五度千メートルの地点を中心として二千メートルの半徑を有する円内の海面
三島	三島港防波堤燈台（北緯三十三度二十九分三十九分東經百三十三度三十二分四十二秒）から二百三度三百五十メートルの地点を中心として千メートルの半徑を有する円内の海面
川之江	城山三角点（六二・二メートル）から三十一度六百メートルの地点を中心として千メートルの半徑を有する円内の海面
岡村	觀音埼から龍神岬まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面
宮浦	御串山泊ケ鼻から道明ケ鼻まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面
高知 甲浦	唐人ケ鼻から葛島西端まで引いた線、同島東端から零度に引いた線、高知縣と德島縣の境界海岸から二子島南端まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面
室戸岬	手斧碆南端を中心として千メートルの半徑を有する円内の海面
室津	馬碆南西端を中心として千メートルの半徑を有する円内の海面及び室津川最下流道路橋下流の河川水面
高知	龍頭埼燈台（北緯三十三度二十九分三十七秒東經百三十三度三十四分三十秒）から九十度千八百メートルの地点まで引いた線、同地点から零度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面
宇佐 須崎	白ノ鼻（龍埼）から零度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面 角谷ノ岬からコーギノ鼻まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに櫻川最下流道路橋下流の河川水面
久禮	小草鼻から雙名南島南端まで引いた線、同地点から雙名北島南端を見透した線及び陸岸により囲まれた海面
上ノ加江	加江埼から押岡埼まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面
上川口	三角点（四七・五メートル）を中心として千百メートルの半徑を有する円内の海面及び蜷川最下流道路橋下流の河川水面
奈半利	羽根岬から二百七十度二千メートルの地点まで引いた線、同地点から零度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに奈半利川最下流道路橋下流の河川水面
下田	道崎三角点（五五メートル）を中心として三千メートルの半徑を有する円内の海面並びに四万十川山路渡船場から零度に引いた線以東の後川及び四万十川の河川水面
清水	大浦鼻から遠見埼まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面
片島	大島東端及び西端からそれぞれ零度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面
福岡 加布里	鷺ノ首から配埼まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面
博多	満切から唐島北端まで引いた線、同島浜埼から妙見岬（小戸鼻）まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに石堂川及び那珂川各最下流道路橋下流の河川水面
芦屋	魚見山三角点（四三・五メートル）を中心として千七百メートルの半徑を有する円内の海面及び同円内の河川水面
苅田	神島三角点（五六・九メートル）を中心として三千メートルの半徑を有する円内の海面
宇島	八幡町三角点（一二・二メートル）から三十度九百メートルの地点を中心として二千五百メートルの半徑を有する円内の海面及び桂瀧川最下流道路橋下流の河川水面
東吉富	中津市大江新開三角点（四・三メートル）を中心として三千メートルの半徑を有する円内の海面及び山口川山國橋下流の河川水面
三池	三池港燈台（北緯三十三度六秒東經百三十度二十三分四十二秒）を中心として二千七百メートルの半徑を有する円内の海面（船きよを含む。）
大牟田	四ツ山山頂から八度千九百メートルの地点を中心として四千五百メートルの半徑を有する円弧、三池港境界線及び陸岸により囲まれた海面並びに諫訪川最下流鉄橋下流の河川水面
若津	浜武村三角点（七・一メートル）を中心として二千七百メートルの半徑を有する円内の海面及び筑後川大中島北東端から百三十五度に引いた線以南の筑後川の河川水面中福岡縣地先部分

佐賀	伊万里	佐賀縣と長崎縣の境界海岸から福島石岩鼻まで引いた線、煤屋崎から三百十五度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに伊万里川最下流道路橋下流の河川水面
	呼子	友崎から加部島東端まで引いた線、同島北西端から波戸岬まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面
	唐津	高島北端から二百九十三度に引いた線、同島南東端から百八十度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに松浦川松浦橋下流の河川水面
	住ノ江	船津川口右岸突端から二百七十度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに住ノ江川の牛津川流入口下流の河川水面
	諸富	掬三角点（四・八メートル）から百八十度に引いた線、大中鼻南西端から百三十五度に引いた線、太堂川口左岸突端から百三十五度に引いた線及び同地点から三百十五度に引いた線により囲まれた河川水面中佐賀縣地先部分
長崎 島原		堤防瀬から二百七十度に引いた線、同地点から上鳥帽子瀬、子持島及び鷹島を経て龍宮島東端まで引いた線、同島北端から三百三十七度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面
	口ノ津	宮崎鼻から百八十度に引いた線、白間崎から九十度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面
	小浜	高石から小田鼻石まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面
	茂木	汐見崎を中心として二千メートルの半径を有する円内の海面
	長崎	小瀬戸浦南東端から鼠島外端を経て蔭ノ尾島長刀崎まで引いた線、同島三角点（四六・二メートル）から百八十度に香焼島まで引いた線、同島石燈籠ノ鼻から堂ノ崎まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに浦上川及び中島川各最下流道路橋下流の河川水面
	式見	端崎から神樂島立標まで引いた線、同標から四十五度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面
	瀬戸	結神北西端から鍋崎西端まで引いた線、同地点から福島西端まで引いた線、同島南端から唐宇崎まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面

大村		新城南端から臼島北端まで引いた線、同島南端から玖島崎まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面
崎戸		鶴崎から崎戸島北西端まで引いた線、同島南端から宇島北端まで引いた線、同地点から折瀬ノ鼻まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面
佐世保		向後崎から水尻鼻まで引いた線、猪首ノ鼻から朽木崎まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面
相浦		大崎から三百四十度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面
臼浦		魚見崎からコゴ瀬まで引いた線、同瀬から黒島を見透した線及び陸岸により囲まれた海面
江迎		銭立鼻から高鶴島西端を見透した線及び陸岸により囲まれた海面並びに江迎川江迎橋下流の河川水面
田平		波戸崎から南龍崎まで引いた線、同崎から九十度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面
福江		天神崎から三十度千メートルの地点まで引いた線、同地点から石切鼻まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面
富江		和島北端から三百十五度に引いた線、同島東端から百八十度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面
奈留島	今禰、	野崎から雁尾鼻まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面
岐宿	玉ノ浦	小浦北端から島山島西端まで引いた線、同島黒瀬崎から九十度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面
奈良尾		尼崎から首曲鼻まで引いた線、三角から白浜まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面
有川		掛り先鼻から末津島西端まで引いた線、同島南端から鳴神鼻まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面
笛吹		丸瀬鼻から福見崎まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面
平戸		野首崎から覆津三角点（一一二・六メートル）まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面
		一本松鼻からエビス鼻まで引いた線、穴ノ口から内ノ雷鼻まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面
		山姥崎から黒子島東端を経て坊主瀬ノ鼻まで引いた線及び陸岸により囲まれ

	生月	た海面 鳥瀬埼から九十度千五百メートルの地点まで引いた線、同地点から百八十度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面
	津吉	坊山埼から待鹿埼まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面
	大島	曲鼻から百八十度六百メートルの地点まで引いた線、同地点から九十度に引いた線、ツルノサガリ鼻から百八十度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面
	芦辺	若宮埼から龍神岬（龍神鼻）まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面
	郷浦	細埼から烏帽子埼まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面
	勝本	勝本北東端から名烏島（名烏巣島）北東端まで引いた線、同島北端から若宮島北東端まで引いた線、同島西端から烏屋鼻まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面
		尉殿埼から礫ノ埼まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面
		立場埼からトロク埼まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに浦之浜川及び大戸川各最下流道路橋下流の河川水面
	比田勝	虎埼から耶良埼（寢釈迦鼻）まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面
佐須奈		豆酘埼から小母埼まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面
熊本	水俣	明神埼を中心として千七百メートルの半径を有する円内の海面
	佐敷	鶴木山番所ノ鼻恵比須岩から唐船岩を経て京泊鼻まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに湯浦川右岸の湯浦村と佐敷町の境界から二百二十五度に引いた線以北の湯浦川及び佐敷川最下流鉄橋下流の河川水面
	八代	加賀島三角点（二八・七メートル）を中心として五千メートルの半径を有する円内の海面並びに前川及び球磨川各最下流道路橋下流の河川水面
	三角	瀬戸ノ鼻から大矢野島金比羅鼻まで引いた線、同島塔ケ埼から千束島六四郎鼻まで引いた線、戸馳島燈台（北緯三十二度三十四分二十四秒東経百三十度二十九分二十七秒）から二百十度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面
	百貫	白川口左岸突端から零度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに櫨現山三角点（二七三・二メートル）から百八十度に引いた線以西の白川及び坪井川の河川水面
	長洲	暴風信号標を中心として千三百メートルの半径を有する円内の海面
	本渡	茂木根埼から百三十五度に引いた線、五色島三角点（一七・八メートル）から九十度及び二百七十度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに廣瀬川今篠橋、舟橋川小松原橋、町山口川昭和橋、南川昭南橋及び亀川明亀橋各下流の河川水面
	牛深	宮崎三角点（五二メートル）を中心として二千二百メートルの半径を有する円弧、下須島天附三角点（四三メートル）から零度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面
	富岡	巴埼から志岐村と富岡町の境界海岸まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面
大分	鬼池	鬼池港防波堤燈台（北緯三十二度三十二分三十八秒東経百三十度一分三十一秒）を中心として八百メートルの半径を有する円内の海面
	中津	大江新開三角点（四・三メートル）を中心として三千メートルの半径を有する円内の海面及び山國川最下流鉄橋下流の河川水面
	竹田津	毘沙埼から太郎岩を経て龜埼まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面
	守江	櫨現鼻（崩レ鼻）から四十五度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに八坂川錦江橋及び高山川永代橋各下流の河川水面
	別府	高崎山山頂から松ケ鼻まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面
	大分	大分港北突堤燈台（北緯三十三度十四分五十四秒東経百三十一度三十五分二十四秒）を中心として千八百メートルの半径を有する円内の海面
	鶴崎	水準点（三・三四メートル）を中心として四千メートルの半径を有する円内の海面並びに大野川及び乙津川各最下流鉄橋下流の河川水面

佐賀関	流泉鼻から馬ノ礁まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面
臼杵	天神ケ鼻から三百三十七度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面
津久見	千怒埼から横浦埼まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに青江川最下流鉄橋下流の河川水面
佐伯	番匠川口右岸突端から東島東端まで引いた線、下り松鼻から大入島守後鼻まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに長鳥川海運橋、中江川及び番匠川各最下流道路橋各下流の河川水面
蒲江	米搗鼻から雀ケ瀬鼻まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面
宮崎	
延岡	九ケ島三角点（二一・八メートル）から四十度千八百五十メートルの地点を中心として二千三百メートルの半径を有する円内の海面及び同円内の河川水面
土々呂	ヨボ埼から鯛名岬前面岩礁を経て同岬まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面
細島	細島埼から松ケ鼻まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面
宮崎	今村三角点（二一・一メートル）を中心として四千メートルの半径を有する円内の海面及び大淀川高松橋下流の河川水面
内海	内海港防波堤燈台（北緯三十一度四十五分七秒東経百三十一度二十八分三十八秒）を中心として千三百メートルの半径を有する円内の海面及び内海川最下流道路橋下流の河川水面
油津	尾伏鼻から長崎鼻まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに堀川最下流道路橋下流の河川水面
外浦	観音埼から祇園埼まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面
福島	隠現鼻を中心として千三百メートルの半径を有する円内の海面及び同円内の河川水面
鹿児島	
志布志	志布志港導燈の低燈（北緯三十一度二十八分十二秒東経百三十一度六分四十一秒）を中心として千九百メートルの半径を有する円内の海面
内之浦	火ノ埼から高埼まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに廣瀬川内之浦橋下流の河川水面
大泊	波山鼻を中心として千五百メートルの半径を有する円内の海面
大根占	城ケ崎突端を中心として千五百メートルの半径を有する円内の海面
垂水	垂水三角点（八三・八メートル）から三百四十度五百メートルの地点を中心として二千メートルの半径を有する円内の海面及び本城川垂水橋下流の河川水面
鹿屋	北防波堤基点を中心として千メートルの半径を有する円内の海面
鹿児島	鹿児島新波止場北燈柱（北緯三十一度三十五分四十一秒東経百三十度三十四分三秒）を中心として千八百メートルの半径を有する円内の海面
山川	大山埼から金比羅ノ鼻まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面
枕崎	赤崩鼻から山立神鼻まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面
野間池	山神鼻を中心として千メートルの半径を有する円内の海面
串木野	串木野港北防波堤燈台（北緯三十一度四十二分二十五秒東経百三十度十五分四十秒）を中心として千九百メートルの半径を有する円内の海面及び五反田川最下流道路橋下流の河川水面
川内	黒瀬岩北端を中心として千メートルの半径を有する円内の海面並びに川内川
阿久根	鹿児島本線鉄橋下流の河川水面
	阿久根港防波堤燈台（北緯三十二度五十二秒東経百三十度十一分四十二秒）を中心として二千メートルの半径を有する円内の海面及び高松川最下流道路橋下流の河川水面
米ノ津	米ノ津港北防波堤燈台（北緯三十二度七分三十六秒東経百三十度二十分三十六秒）を中心として千九百メートルの半径を有する円内の海面及び米ノ津川最下流道路橋下流の河川水面
西之表	洲ノ埼から箱埼まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面
中甑	倉妻埼から串埼まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面
一湊	平松山三角点（一六四メートル）を中心として千八百メートルの半径を有する円内の海面及び一湊川最下流道路橋下流の河川水面

◎木船保險組合の解散に関する法律

（昭和二十三年七月六日）（大藏・運輸大臣・法律第百六号）（法務總裁署名）

木船保險組合の解散に関する法律

第一條　木船保險組合（以下組合という。）は、これを解散する。

第二條　組合の清算は、破産の場合を除く外、運輸大臣の監督に属する。

第三條　組合の清算については、理事長及び理事が清算人となる。

2　前項の規定により清算人となる者がないとき又は清算人が欠けたときは、運輸大臣が清算人を選任する。

3　運輸大臣は、必要があると認めるときは、清算人を解任することができる。

第四條　清算人は、清算及び財産処分の方法について、運輸大臣の認可を受けなければならない。

2　運輸大臣は、必要があると認めるときは、清算人に対し、清算及び財産処分の方法について、監督上必要な事項を命ずることができる。

第五條　組合と組合員との保險関係で、この法律施行の日までに保險期間が満了していないものは、同日をもつて保險期間が満了したものとみなす。

2　前項の場合においては、組合は、政令の定めるところにより、保險料を組合員に返還しなければならない。

第六條　清算人は、就職後遅滞なく、組合財産の現況を調査し、財産目録、貸借対照表及び損益計算書を作り、これ　運輸大臣に提出してその承認を求めなければならない。

第七條　清算人は、第十三條の規定により準用する民法（明治二十九年法律第八十九号）第七十九條第一項に規定する債權申出の期間内は、債權者に対して弁済をすることができない。

2　運輸大臣は、必要があると認めるときは、期間を限り、前項の債權を弁済することのできない期間を延長することができる。

第八條　組合は、欠損を生ずる場合は、その欠損の額を限度として、政令の定めるところにより、保險金の額を削減してその責を免れることができる。

第九條　運輸大臣は、組合の清算の監督上必要があると認めるときは、清算人から清算事務若しくは財産の状況に関して報告を徴し、又は当該官吏に組合の事務所、事業場その他の場所に臨み、清算事務若しくは財産の状況を検査させることができる。

2　当該官吏が、前項の規定により検査をするときは、その身分を示す証票を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを呈示しなければならない。

第十條　清算事務が終つたときは、清算人は、遅滞なく、決算報告書を作り、これを運輸大臣に提出してその承認を求めなければならない。

第十一條　清算人は、政令の定めるところにより、解散及び清算について必要な登記をしなければならない。

2　前項の規定により登記しなければならない事項は、その登記の後でなければ、これをもつて第三者に対抗することができない。

第十二條　組合が前條の規定によりなす登記については、登錄税を課さない。

第十三條　民法第七十三條及び第七十八條から第八十一條までの規定は、組合の清算にこれを準用する。

第十四條　左の各号の一に該当する者は、これを六箇月以下の懲役又は五千円以下の罰金に処する。

一　第四條第二項の規定による命令に違反した者

二　第七條第一項の規定に違反した者

三　第九條第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は檢査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

第十五條　清算人が第十一條第一項の規定による登記をすることを怠り、又は不実の登記をしたときは、これを千円以下の過料に処する。

附　則

この法律施行の期日は、公布の日から三十日をこえない期間内において、政令で、これを定める。

◎郵便爲替法

（昭和二十三年六月二十六日）（法律第五十九号）（内閣總理・大藏・逓信大臣署名）

第一章　總則

第一條（この法律の目的）　この法律は、郵便爲替を簡易で確実な送金の手段としてあまねく公平に利用させることによつて、國民の円滑な経済活動に資することを目的とする。

第二條（郵便爲替の國営及び逓信大臣の職責）　郵便爲替は、國の行う事業であつて、逓信大臣が、これを管理する。

2　逓信大臣は、この法律の目的を達成するため、左の職責を有する。

一　郵便爲替に関する條約及び法律に従い、省令を発すること。

二　法律に触れない範囲において、郵便爲替の取扱をする郵便局を指定し、郵便局における郵便爲替事務の窓口取扱時間を定めること。

三　法律に触れない範囲において、郵便爲替の總括計算の事務を取り扱う官署を設置し、又は廃止すること。

四　郵便爲替の業務に従事する者をその職務につき指揮監督すること。

五　法律に触れない範囲において、郵便爲替の業務に従事する者の能率の向上を図るため必要な厚生、保健その他の施設をし、且つ、郵便爲替の業務に従事する者の訓練を行うこと。

六　郵便爲替事業を行うため、財政及び会計に関する法令の定めるところに従い、必要な契約をすること。

七　前各号に掲げるものを除いて、郵便爲替に関し逓信大臣の職

責として法令の定める事項を掌理すること。

第三條（逓信大臣の職権の委任）　逓信大臣は、この法律に定める職権で細目の事項に関するものを、條件を定めて、逓信局長又は郵便局長に委任することができる。

第四條（郵便爲替の業務に従事する官吏）　郵便爲替の業務に従事する官吏の身分、給與及び服務に関する事項は、別に法律でこれを定める。

第五條（印紙税の免除）　郵便爲替に関する書類には、印紙税を課さない。

第六條（郵便爲替に関する條約）　郵便爲替に関し條約に別段の定のある場合には、その規定による。

第七條（郵便爲替の種類）　郵便爲替は、通常爲替、電信爲替及び小爲替とする。

第八條（通常爲替）　通常爲替においては、差出人が現金を振出請求書とともに郵便局に差し出したときに、その郵便局において、差し出された現金の額を表示する通常爲替証書を発行してこれを差出人に交付するとともに、振出請求書を差出人の指定する拂渡郵便局に送付し、その拂渡郵便局において、送付を受けた振出請求書と通常爲替証書とを対照した上通常爲替証書と引き換えに差出人の指定する受取人に爲替金を拂い渡す。

第九條（電信爲替）　電信爲替においては、差出人が現金を振出請求書とともに郵便局に差し出したときに、その郵便局において、その旨を省令の定めるところにより電信で通知し、その通知を受けた郵便局において、差し出された現金の額を表示する電報を差出人の指定する受取人に送達するとともに、その電報を差出人の指定する拂渡郵便局（差出人の指定のないときは、電信爲替証書を発行する郵便局の指定する拂渡郵便局）に送達し、その拂渡郵便局において、送達を受けた電報と電信爲替証書とを対照した上電信爲替証書と引き換えに受取人に爲替金を拂い渡す。

第十條（小爲替）　小爲替においては、差出人が現金を郵便局に差し出したときに、その郵便局において、差し出された現金の額を表示する小爲替証書を発行してこれを差出人に交付し、差出人の指定する拂渡郵便局（差出人の指定のないときは、受取人の選択する拂渡郵便局）において、差出人が小爲替証書に記載した受取人に小爲替証書と引き換えに爲替金を拂い渡す。

第十一條（交換決済による拂渡）　前三條の規定は、爲替金を手形交換所における交換決済により拂い渡すことを妨げない。

第十二條（爲替金に関する権利の譲渡）　爲替金に関する受取人の権利は、銀行以外の者にこれを譲り渡すことができない。

爲替金に関する受取人の権利の銀行への譲渡は、当該郵便爲替証書を銀行に引き渡さなければ、これを以て逓信官署その他の第三者に対抗することができない。

前項の譲渡には、民法第四百六十七條及び第四百六十八條の規定を適用しない。

第十三條（証明）　逓信官署は、郵便爲替の差出人又は受取人の眞偽を調査するため必要な証明を求めることができる。

第十四條（正当の拂渡及び拂もどし）　この法律又はこの法律に基く省令に規定する手続を経て、爲替金を拂い渡し、又は拂いもどしたときは、正当の拂渡又は拂もどしをしたものとみなす。

第十五條（免責）　逓信官署は、左の場合において爲替金の拂渡又は拂もどしを延期したときは、これに因り生じた損害を賠償しない。

一　爲替金を拂い渡し、又は拂いもどすべき郵便局において現金に余裕のないとき。

二　爲替金の拂渡又は拂もどしに関する書類が整つていないとき。

三　不可抗力に因り拂い渡し、又は拂いもどすことができないとき。

第十六條（郵便爲替証書の金額の制限）　通常爲替証書、電信爲替証書及び小爲替証書（以下郵便爲替証書と総称する。）の金額は、一枚につき、通常爲替証書及び電信爲替証書にあつては五千円以下、小爲替証書にあつては千円以下とする。但し、郵便、電信、電話、郵便爲替、郵便貯金及び郵便振替貯金の業務に関し逓信官署相互間又は逓信官署とこれらの業務に従事する者との間において公金を郵便爲替によつて受受する場合における郵便爲替証書及び代金引換の取扱において郵便物の差出人の指定に従い逓信官署において引換金を通常爲替によつて送金する場合における通常爲替証書については、逓信大臣は、その制限額を引き上げることができる。

電信爲替証書の金額には、一円未満の端数をつけることができない。

第十七條（郵便爲替の料金）　郵便爲替の料金は、郵便爲替証書一枚につき左の通りとする。

一　通常爲替

爲替金額千円以下の場合　十五円
同　三千円以下の場合　二十円
同　五千円以下の場合　二十五円

二　電信爲替

爲替金額百円以下の場合　二十五円
同　三百円以下の場合　五十円
同　千円以下の場合　七十円
同　三千円以下の場合　九十円
同　五千円以下の場合　百円

三　小爲替

爲替金額五十円以下の場合　二円
同　五百円以下の場合　四円
同　千円以下の場合　六円

電信爲替に関する通知を至急電報でする場合における電信爲替の料金は、前項第二号に規定する料金の倍額とする。

前條第一項但書の規定により制限額を引き上げた場合における郵便爲替については、同項本文に規定する制限額又はその端数ごとに各別に郵便爲替証書を発行したものとみなして、前二項の例

による。

郵便為替の料金は、差出人が第八條乃至第十條の規定により現金を郵便局に差し出す際、これを納付しなければならない。

第十八條（郵便為替の料金の免除及び低減）　郵便、電信、電話、郵便為替、郵便貯金及び郵便振替貯金の業務に関し逓信官署相互間又は逓信官署とこれらの業務に従事する者との間において公金を授受する場合における郵便為替については、逓信大臣は、その料金を免除し、又は低減することができる。

第十九條（料金の還付）　郵便為替に関する既納の料金は、左のものに限り、これを納付した者の請求に因り還付する。

一　過納又は誤納の料金

二　第二十五條第一項の規定により通常為替証書を速達郵便物として送達する取扱において、郵便為替に関する業務に従事する者の過失に因つて特殊取扱をしない郵便物として送達するのと同様の結果を生じた場合における郵便物の速達料に相当する金額

三　電信為替において、郵便為替に関する業務に従事する者の過失に因つて通常為替によつたのと同様の結果を生じた場合における当該為替金額に対する電信為替の料金と通常為替の料金との差額

四　前二号に掲げるものを除いて、郵便為替に関する業務に従事する者の過失に因つて請求に係る取扱をしなかつた場合におけるその取扱の料金

前項の請求は、その料金を納付した時から一年を経過したときは、これをすることができない。

第二十條（郵便為替証書の有効期間）　郵便為替証書の有効期間は、その発行の日から二箇月とする。

逓信大臣は、必要と認めるときは、離島その他交通不便の地域につき、前項の有効期間を延長することができる。

第十五條に規定する場合において為替金の拂渡又は拂もどしを延期した日数は、これを第一項の有効期間に算入しない。

第二十一條（郵便為替証書の再交付）　逓信官署は、左の場合において、郵便為替の差出人又は受取人の請求があるときは、郵便為替証書を再交付する。

一　小為替証書が亡失された場合において、当該小為替証書の有効期間が経過したとき、又は小為替証書以外の郵便為替証書が亡失されたとき。

二　郵便為替証書が汚染され、又はき損されたため記載事項がわからなくなつたとき。

三　郵便為替証書の有効期間が経過したとき。

差出人又は受取人は、前項の規定による再交付を受けるときは、その料金として郵便為替証書一枚につき一円を納付しなければならない。

第二十二條（為替金に関する権利の消滅）　郵便為替証書の有効期間の経過後三年間、郵便為替証書の再交付又は為替金の拂もどしの請求がないときは、為替金に関する差出人及び受取人の権利は、消滅する。

第二十三條（利用の制限及び業務の停止）　逓信大臣は、天災その他やむを得ない事由がある場合において、重要な業務の遂行を確保するため必要があるときは、逓信官署を指定し、且つ、期間を定めて、郵便為替の利用を制限し、又は業務の一部を停止することができる。

第二十四條（非常取扱）　逓信大臣は、天災その他非常の災害があつた場合において、その災害を受けた郵便為替の差出人又は受取人の緊急な需要を充たすため必要があるときは、省令の定めるところにより、郵便局を指定し、且つ、期間を定めて、郵便為替に関し、料金を免除し、又は便宜の取扱をすることができる。

第二章　通常為替

第二十五條（証書送達）　差出人が第八條の規定により郵便局に現金を差し出す際請求したときは、郵便局において、通常為替証書を差出人の指定に従い特殊取扱をしない郵便物又は速達郵便物として、受取人に送達する。

前項の規定による取扱については、差出人は、郵便に関する料金を基準として省令の定める料金を納付しなければならない。

第二十六條（引換金の郵便為替）　代金引換の取扱において郵便物の差出人の指定に従い逓信官署において引換金を通常為替によつて送金する場合における郵便為替の料金は、第十七條第四項の規定にかかわらず、為替金の拂渡を受け、又は当該郵便為替証書を郵便振替貯金の拂込金に充てる際、当該郵便為替の受取人が、これを納付しなければならない。

前項の通常為替の料金は、第十七條第一項の規定にかかわらず、為替金額が千円以下の場合には、小為替の料金と同額とする。

第二十七條（振出請求書の記載事項の訂正）　第八條の規定により差出人が現金を差し出した郵便局において、差出人の訂正の請求があるときは、振出請求書の記載事項を訂正し、又は拂渡郵便局に訂正の請求があつた旨を差出人の指定に従い郵便若しくは電信で通知する。

前項の通知があつたときは、拂渡郵便局において振出請求書を訂正する。但し、既に為替金を拂い渡した後であるときは、その旨を差出人に通知するに止める。

第一項に規定する通知の取扱については、差出人は、郵便又は電信に関する料金を基準として省令の定める料金を納付しなければならない。

第二十八條（便宜拂）　銀行に為替金を拂い渡す場合において、銀行の請求があるときは、第八條に規定する拂渡郵便局以外の郵便局において、為替金を拂い渡すことができる。

前項の規定により為替金を拂い渡すことのできる郵便局は、銀行の申出に因り、逓信官署において承認した郵便局に限る。

第一項の規定により為替金を拂い渡した場合において、その為替金が拂渡の停止その他の事由に因り拂い渡すことができないも

のであつたときは、逓信官署は、その拂い渡した金額を返還させる。

第二十九條（拂渡の停止）　通常爲替の差出人が爲替金の拂渡の停止を請求したときは、郵便局において、爲替金を拂い渡さず、又は拂渡郵便局に拂渡の停止の請求があつた旨を差出人の指定に從い郵便若しくは電信で通知する。

前項の通知があつたときは、拂渡郵便局において、爲替金を拂い渡さない。但し、既に爲替金を拂い渡した後であるときは、その旨を差出人に通知するに止める。

爲替金の拂渡の停止の解除の請求があつた場合において、その請求を受けた郵便局が拂渡郵便局でないときは、差出人の指定に從い郵便又は電信で拂渡郵便局に解除の請求のあつた旨を通知する。

第一項及び前項に規定する通知の取扱については、第二十七條第三項の規定を準用する。

第三十條（拂渡済の通知）　差出人が第八條の規定により郵便局に現金を差し出す際請求したときは、拂渡郵便局において、爲替金を拂い渡したときにその旨を差出人に通知する。

前項の規定による取扱については、第二十七條第三項の規定を準用する。

第三十一條（拂渡済否の調査）　通常爲替の差出人の請求があるときは、郵便局において、爲替金が拂渡済であるかどうかを調査してその結果を差出人に通知する。

前項の場合において、同項の請求を受けた郵便局が他の逓信官署に照会しなければならないときは、当該郵便局において、差出人の指定に從い郵便又は電信で照会する。

前項の規定による取扱については、第二十七條第三項の規定を準用する。

第三十二條（拂もどし）　差出人の請求があるときは、第八條の規定により差出人が現金を差し出した郵便局において、郵便爲替証書と引き換えに爲替金を当該差出人に拂いもどす。

郵便爲替証書が亡失され、若しくは汚染され、若しくはき損されたため記載事項がわからなくなつた場合又は郵便爲替証書の有効期間が経過した後において、爲替金がまだ拂い渡されていないときは、前項の規定にかかわらず、同項に規定する郵便局において、爲替金を拂いもどす。

前項の規定による取扱については、差出人は、その料金として一円を納付しなければならない。

第三十三條（拂渡郵便局及び拂もどし郵便局の変更）　爲替金を拂い渡し、又は拂いもどすべき郵便局は、省令の定めるところにより、通常爲替の差出人又は受取人の請求があるときは、これを変更することができる。

前項の規定による取扱については、差出人又は受取人は、その料金として一円を納付しなければならない。

第三章　電信爲替

第三十四條（特殊取扱）　差出人が第九條の規定により郵便局に現金を差し出す際請求したときは、郵便局において、省令の定めるところにより、電信爲替に関する書類　特別に速やかに到達させる方法により送達する。

前項の規定による取扱については、第二十七條第三項の規定を準用する。

第三十五條（電信爲替証書の留置）　差出人が第九條の規定により郵便局に現金を差し出す際請求したときは、同條に規定する省令の定める郵便局において、電信爲替証書を拂渡郵便局に送付し、拂渡郵便局において、送付を受けた電信爲替証書を留め置き、受取人の出頭をまつてその者に交付する。

前項の場合において、当該電信爲替証書の発行の日から七日以内に受取人が出頭しないときは、当該電信爲替証書は、これを差出人に送付する。

第三十六條（準用規定）　電信爲替については、第二十七條乃至第三十三條の規定を準用する。この場合において、第二十七條第一項、第二十八條第一項、第三十條第一項及び第三十二條第一項中「第八條」とあるのは、これを「第十條」と読み替えるものとする。

前項において準用する第三十二條第二項の規定による拂もどしは、小爲替証書の亡失に係る場合には、当該小爲替証書の有効期間内は、これをしない。

附　則

第三十九條　この法律は、公布の日から起算し、二十日を経過した日から、これを施行する。

第四十條　明治三十三年法律第五十五号郵便爲替法は、これを廃止する。

第四十一條　この法律施行前に差出人が現金を郵便局に差し出した郵便爲替については、第三十一條の規定を除いて、この法律を適用する。

第四十二條　金融緊急措置令の規定による封鎖支拂のため郵便爲替については、同令施行中は、昭和二十一年閣令第六十一号金融緊急措置令に基く封鎖支拂の取扱に関する件は、なおその効力を有する。

第三十七條（小爲替証書の記載事項の訂正等）　小爲替証書の記載事項の訂正又は拂渡郵便局の指定の抹消は、郵便局において、差出人の請求に因りこれをする。

◎郵便振替貯金法

（昭和二十三年六月二十六日）（内閣総理・大蔵・法律第六十号）（逓信大臣署名）

郵便振替貯金法目次

第一章　総則
第二章　加入
第三章　拂込、振替及び拂出
第一節　通則
第二節　拂込
第三節　振替
第四節　拂出
第五節　特殊受拂
第四章　脱退及び除名
第五章　特殊郵便振替貯金
第一節　公金に関する郵便振替貯金
第二節　債券に関する郵便振替貯金
第三節　在外加入者の郵便振替貯金
附則

郵便振替貯金法

第一章　総則

第一條（この法律の目的）　この法律は、郵便振替貯金を簡易で確実な送金及び債権債務の決済の手段としてあまねく公平に利用させることによつて、國民の円滑な経済活動に資することを目的とする。

第二條（郵便振替貯金の國営及び逓信大臣の職責）　郵便振替貯金は、國の行う事業であつて、逓信大臣が、これを管理する。

逓信大臣は、この法律の目的を達成するため、左の職責を有する。

一　郵便振替貯金に関する條約及び法律に従い、省令を発すること。

二　法律に触れない範囲において、郵便振替貯金の取扱をする郵便局を指定し、郵便局における郵便振替貯金事務の窓口取扱時間を定めること。

三　法律に触れない範囲において、口座所管廳を設置し、又は廃止すること。

四　郵便振替貯金の業務に従事する者をその職務につき指揮監督すること。

五　法律に触れない範囲において、郵便振替貯金の業務に従事する者の能率の向上を図るため必要な厚生、保健その他の施設をし、且つ、郵便振替貯金の業務に従事する者の訓練を行うこと。

六　郵便振替貯金事業を行うため、財政及び会計に関する法令の定めるところに従い、必要な契約をすること。

七　前各号に掲げるものを除いて、郵便振替貯金に関し逓信大臣の職責として法令の定める事項を掌理すること。

第三條（逓信大臣の職権の委任）　逓信大臣は、この法律に定める職権で細目の事項に関するものを、條件を定めて、逓信局長又は郵便局長に委任することができる。

第四條（郵便振替貯金の業務に従事する官吏）　郵便振替貯金の業務に従事する官吏の身分、給與及び服務に関する事項は、別に法律でこれを定める。

第五條（印紙税の免除）　郵便振替貯金に関する書類には、印紙税を課さない。

第六條（郵便振替貯金に関する條約）　郵便振替貯金に関し條約に別段の定のある場合には、その規定による。

第七條（業務の態様）　郵便振替貯金においては、加入者のために口座を設けて、左の取扱をする。

一　加入者又は加入者でない者の拂い込む金額を口座に受け入れること。

二　加入者の口座から加入者の指定する他の口座へ貯金の振替をすること。

三　加入者の口座の貯金を拂い出して、その加入者又はその他の者に拂出金を拂い渡すこと。

第八條（口座の名称）　口座は、加入者の氏名（法人の場合にはその名称。以下本條において同じ。）を以てその名称とする。

加入者の商号、屋号その他氏名以外の名称は、逓信官署の承認を受けなければならない。

前項の名称は、当該口座につき一に限る。

第二項の承認を受けたときは、加入者は、その料金として五円を納付しなければならない。

第九條（印章）　加入者又は代理署名人は、郵便振替貯金に関する手続をする場合には、逓信官署に届け出た印章を押さなければならない。

前項の場合において、加入者の指定した参加署名人があるときは、参加署名人も、逓信官署に届け出た印章をともに押さなければならない。

前二項の印章は、各々当該口座につき一に限る。

第十條（代理署名人）　加入者の指定する代理署名人は、加入者に代つて、振替及び拂出を請求することができる。

代理署名人は、一人に限る。

第十一條（参加署名人）　参加署名人は、一人に限る。

第十二條（法人でない團体の代表者）　法人でない團体の郵便振替貯金においては、その團体の代表者一人を定めなければならない。

前項の郵便振替貯金に関する権利義務については、その代表者を加入者とみなす。

第十三條（郵便振替貯金に関する加入者の権利の譲渡）　郵便振替貯金に関する加入者の権利は、逓信大臣の承認を受けて、これを譲り渡すことができる。

前項の規定による譲渡があつたときは、譲受人は、譲渡人が当

該口座に関し逓信官署に対して負う義務を承継する。

第一項の承認があつたときは、口座所管廳において、その料金として二十円を当該口座の貯金から控除して徴収する。

第十四條（証明）　逓信官署は、加入者、代理署名人、参加署名人、拂出金若しくは貯金残額の受取人又は拂込金の還付を受けるべき者の眞偽を調査するため必要な証明を求めることができる。

第十五條（正当の振替等）　この法律又はこの法律に基く省令に規定する手続を経て、貯金を振り替え、貯金を拂い出し、拂出金若しくは貯金残額を拂い渡し、又は拂込金を還付したときは、正当の振替、拂出、拂渡又は還付をしたものとみなす。

第十六條（免責）　逓信官署は、左の場合において、郵便振替貯金の取扱の遅延があつたときは、これに因り生じた損害を賠償しない。

一　拂込、振替又は拂出に関する書類の送達が遅延したとき。

二　拂込、振替又は拂出に関する書類が不完全であつたとき。

三　拂出金、貯金残額又は拂込金を拂い渡し、又は還付すべき郵便局において現金に余裕のないため又は不可抗力に因つて拂渡し、又は還付することができなかつたとき。

第十七條（利子）　郵便振替貯金には、月の初日から末日までの各日の口座の現在高（一日のうち二以上の現在高のあるときは、その最後の現在高。以下本條において同じ。）のうち最低のものの円位以上の額につき、年二分二厘八毛の利率により利子を附ける。但し、口座の現在高のない日のある月及び口座の現在高が十万円を超える場合におけるその超過額については、利子を附けない。

前項の規定により附けた利子は、毎年三月末日を以てこれを口座の現在高に組み入れる。但し、第五十五條又は第五十六條第二項の規定により口座を閉鎖する場合には、その際これを口座の現在高に組み入れる。

第十八條（拂込、振替及び拂出の料金）　拂込、振替及び拂出の料金は、左の通りとする。

一　拂込

通常拂込

拂込金額五百円以下の場合	一円五十銭
同　五百円を超える場合	三円

電信拂込

拂込金額百円以下の場合	十円
同　三百円以下の場合	二十円
同　千円以下の場合	三十円
同　三千円以下の場合	四十円
同　五千円以下の場合	四十五円
同　一万円以下の場合	五十円
同　一万円を超える場合	一万円を超える一万円又はその端数ごとに十円を五十円に加えた額

二　振替

通常振替	一円
電信振替	

同一口座所管廳に属する口座間の振替の場合	五円
異なる口座所管廳に属する口座間の振替の場合	十円

三　拂出

通常現金拂及び小切手拂

拂出金額五十円以下の場合	二円
同　五百円以下の場合	四円
同　千円以下の場合	六円
同　一万円以下の場合	八円
同　一万円を超える場合	一万円を超える五千円又はその端数ごとに二円を八円に加えた額

電信現金拂

拂出金額百円以下の場合	十五円
同　三百円以下の場合	二十五円
同　千円以下の場合	三十五円
同　三千円以下の場合	四十五円
同　五千円以下の場合	五十円
同　一万円以下の場合	五十五円

電信拂込、電信振替又は電信現金拂に関する通知を至急電報でする場合における電信拂込、電信振替又は電信現金拂の料金は、前項に規定する料金の倍額とする。

小切手拂に関する照会を電信でする場合における小切手拂の料金は、第一項に規定する料金の額（至急電報でする場合には同項に規定する料金の倍額）と電信に関する料金を基準として省令の定める金額との合計額とする。

第十九條（拂込及び拂出の料金の免除及び低減）　加入者が自己の口座に拂込をし、自己を受取人に指定して通常現金拂の請求をし、又は自己指図で振り出した小切手による小切手拂の請求をする場合には、前條の料金を免除する。但し、自己の口座に電信拂込をする場合には、十円を、自己指図で振り出した小切手による小切手拂に関する照会を電信でする場合には、前條第三項に規定する小切手拂の料金から同條第一項に規定する小切手拂の料金を控除した金額をその加入者から徴収する。

前項の場合において、当該加入者が拂出金に関する受取人の権利を譲り渡したときは、前條に規定する拂出の料金をその加入者から徴収する。

手形交換所の所在地に在る口座所管廳に属する口座を有する加入者が、銀行を受取人に指定して振り出した小切手で、当該手形交換所において交換決済されるものによる拂出の料金は、前條の規定にかかわらず、二円とする。

加入者たる銀行が逓信大臣の指定する銀行において有する当座預金の口座に拂出金を預入するため省令の定める簡易な取扱による逓常現金拂を請求する場合における拂出の料金は、前條の規定にかかわらず、通常振替の料金と同額とする。

電信現金拂の料金及び小切手拂に関する照会を電信でする場合における小切手拂の料金は、口座の現在高の不足その他の事由に

因り当該請求に係る貯金の拂出がされなかつた場合には、前條の規定にかかわらず、電信に関する料金の基準として省令の定める金額とする。

第二十條（料金徴收方法）　拂込の料金は、拂込の際、拂込人からこれを徴收し、振替及び拂出の料金は、口座から貯金を拂い出す際、当該口座の貯金から控除してこれを徴收する。但し、前條第五項に規定する拂出の料金は、口座所管廳において、第三十八條第二項の規定による通知又は同條第三項の規定による照会を受けた際、当該加入者の口座の貯金から控除してこれを徴收する。

拂込の料金をその拂込金を受け入れる口座の加入者が負担する旨を表示した拂込書によりする通常拂込の料金は、当該口座の貯金から控除してこれを徴收する。

拂込、振替及び拂出の料金以外の郵便振替貯金に関する料金又は代金は、加入者から徴收する場合には加入者の口座の貯金から控除してこれを徴收することができる。

代金引換の取扱において郵便物の差出人の指定に従い逓信官署において引換金を当該差出人の口座に拂い込んだ場合における拂込の料金は、当該口座の貯金から控除してこれを徴收する。

第二十一條（料金の還付）　郵便振替貯金に関する既納の料金は、左のものに限り、これを納付した者の請求に因り還付する。

一　過納又は誤納の料金

二　電信拂込、電信振替又は電信現金拂の取扱において、郵便振替貯金に関する業務に従事する者の過失に因つて通常拂込、通常振替及び電信振替又は通常現金拂の料金と同様の結果を生じた場合における電信拂込、電信振替又は電信現金拂の料金と通常拂込、通常振替又は通常現金拂の料金との差額

三　前号に掲げるものを除いて、郵便振替貯金に関する業務に従事する者の過失に因つて請求に係る取扱をしなかつた場合におけるその取扱の料金

前項の請求は、その料金を納付した時から一年を経過したときは、これをすることができない。

第二十二條（利用の制限及び業務の停止）　逓信大臣は、天災その他やむを得ない事由がある場合において、重要な業務の遂行を確保するため必要があるときは、口座所管廳又は郵便局を指定し、且つ、期間を定めて、郵便振替貯金の利用を制限し、又は業務の一部を停止することができる。

第二十三條（非常取扱）　逓信大臣は、天災その他非常の災害があつた場合において、その災害を受けた加入者又は受取人の緊急な需要を充たすため必要があるときは、省令の定めるところにより、郵便局を指定し、且つ、期間を定めて、郵便振替貯金に関し、料金を免除し、又は便宜の取扱をすることができる。

第二章　加入

第二十四條（口座の開設）　逓信大臣は、郵便振替貯金の加入の申込があつた場合においてこれを承諾したときは、口座を開設する。

前項の申込をした者は、口座の開設があつたときは、その料金として二十円を納付しなければならない。

第二十五條（加入の制限）　前條第一項の申込をした者が第五十六條第一項第一号又は第二号の事由に因り除名された者であるときは、逓信大臣は、口座を開設しないことができる。

第三章　拂込、振替及び拂出

第一節　通則

第二十六條（拂込、振替及び拂出の種類）　この法律に特別の定のあるものの外、拂込は、通常拂込及び電信拂込とし、振替は、通常振替及び電信振替とし、拂出は、通常現金拂、電信現金拂及び小切手拂とする。

第二十七條（拂込、振替及び拂出に使用する書類）　拂込は、拂込書を以て、振替の請求は、拂出書を以て、拂出の請求は、拂出書又は小切手を以てこれをしなければならない。

拂込書、拂出書及び小切手には逓信大臣の発行する用紙を使用しなければならない。但し、拂込書の用紙及び省令の定める拂出書の用紙は、省令の定める様式に従い、これを私製することができる。

拂込書の用紙は、これを無償で拂込人に交付する。但し、第二十條第二項に規定する拂込書の用紙は、これを拂込人に交付しない。

第二項の用紙で拂込書の用紙以外のものは、五十枚つづり一冊につき一円で、これを加入者に賣り渡す。

第二十八條（通信文）　拂込又は振替若しくは拂出の請求をするときは、拂込書又は拂出書に通信文を記載することができる。

電信拂込、電信振替若しくは電信現金拂又は第三十一條第一項の規定による通知を電信でする通常拂込若しくは通常振替をする場合における前項の通信文の通知については、電信に関する料金を基準として省令の定める料金を納付しなければならない。

第二十九條（現在高を超える振替等の禁止）　加入者は、口座の現在高を超えて、振替若しくは拂出を請求し、又は小切手を振り出すことができない。

第三十條（受拂通知）　口座に拂込金若しくは振替金を受け入れ、又は口座から貯金を拂い出したときは、口座所管廳において、その受拂高及び口座の現在高をその加入者に通知する。

第三十一條（特殊取扱）　逓信官署は、省令の定めるところにより、拂込、振替若しくは拂出に関する書類の送達又は拂込若しくは振替に関する通知を特別に速やかに到達させる方法によりする取扱をする。

前項の取扱については、郵便又は電信に関する料金を基準として省令の定める料金を納付しなければならない。

第二節　拂込

第三十二條（拂込）　拂込は、拂込金を郵便局に差し出してこれをする。

拂込金を受領したときは、郵便局において、通常拂込にあつては、拂込書を郵便で口座所管廳に送付し、電信拂込にあつては、

拂込の事実を電信で口座所管廳に通知する。

第三十三條（小切手を以てする拂込）　小切手は、省令の定めるところにより、小切手金額で、これを通常拂込の拂込金に充てることができる。但し、当該小切手を呈示期間（支出官の振り出した小切手については会計法第二十八條第一項に規定する一年の期間）内に呈示した場合において支拂拒絶があつたときは、その拂込は、初からなかつたものとみなす。

前項本文の規定による拂込に係る郵便振替貯金については、当該小切手が決済された後でなければ、口座の現在高がその小切手による拂込の金額を下るような振替又は拂出の取扱をしない。

第三十四條（証書を以てする拂込）　第三十八條第一項、第二項、第五十五條及び第五十六條第二項の拂出証書並びに郵便爲替証書は、その表示する金額でこれを通常拂込の拂込金に充てることができる。但し、当該証書による拂出金、貯金殘額又は爲替金が拂渡の停止その他の事由に因つて拂い渡すことができないものであつたときは、その拂込は、初からなかつたものとみなす。

前項本文の規定による拂込に係る郵便振替貯金については、同項但書に規定する事由がなくなつた後でなければ、口座の現在高がその証書による拂込の金額を下るような振替又は拂出の取扱をしない。

第三十五條（拂込の取消）　拂込の取消の申出は、拂込人が、拂込をした口座の属する口座所管廳又は郵便局に対しこれをする。

前項の申出があつたときは、郵便局において、拂込人の指定に従い郵便又は電信で、その旨を同項の口座所管廳に通知する。

前項の規定による取扱については、第三十一條第二項の規定を準用する。

第一項の申出又は第二項の通知を受けたときは、口座所管廳において、拂込金を拂込人の指定する郵便局を経て拂込人に還付する。但し、拂込金を既に口座に受け入れた後であるときは、拂込金を還付することなくその旨を拂込人に通知するに止める。

前項の郵便局は、省令の定めるところにより、拂込人の請求があるときは、これを変更することができる。

前項の規定による取扱については、拂込人は、その料金として一円を納付しなければならない。

第三節　振替

第三十六條（振替）　通常振替においては、加入者の請求に因り、口座所管廳において、当該加入者の口座から貯金を拂い出して、これを加入者の指定する他の口座に受け入れる。

電信振替においては、加入者の請求に因り、省令の定める郵便局において、その請求に係る事項を電信で、口座所管廳に通知し、口座所管廳において、当該加入者の口座から貯金を拂い出して、これを加入者の指定する他の口座に受け入れる。

前二項の場合において、貯金を拂い出す口座の属する口座所管廳と貯金を受け入れる口座所管廳とが異なるときは、口座所管廳相互間における必要な通知は、通常振替にあつては郵便で、電信振替にあつては電信でこれをする。

第三十七條（振替の請求の取消）　振替の請求の取消の申出は、振替を請求した加入者が、その口座の属する口座所管廳又は郵便局に対しこれをする。

前項の申出があつたときは、郵便局において、その申出をした者の指定に従い郵便又は電信で、その旨をその申出をした者の口座の属する口座所管廳に通知する。

前二項の場合において、貯金を拂い出す口座の属する口座所管廳と貯金を受け入れる口座所管廳とが異なるときは、口座所管廳相互間における必要な通知は、第一項の申出をした者の指定に従い郵便又は電信で、これをする。

前二項の規定による取扱については、第三十一條第二項の規定を準用する。

第一項の申出又は第二項の通知を受けた場合において、まだ貯金を拂い出していないときは、拂い出さず、既に貯金を拂い出した後であるときは、口座所管廳において、振替金をその口座にもどし入れる。但し、振替金を既に他の口座に受け入れた後であるときは、その旨を第一項の申出をした者に通知するに止める。

第四節　拂出

第三十八條（拂出）　通常現金拂においては、加入者の請求に因り、口座所管廳において、当該加入者の口座から貯金を拂い出してその拂出金額を表示する拂出証書を発行し、当該加入者の指定する郵便局において、その拂出証書と引き換えにこれに表示された金額の現金を当該加入者の指定する受取人に拂い渡す。

電信現金拂においては、加入者の請求に因り、省令の定める郵便局において、その請求に係る事項を電信で口座所管廳に通知し、口座所管廳において、当該加入者の口座から貯金を拂い出してその旨を電信で省令の定める郵便局に通知し、その郵便局において、その拂出金額を表示する拂出証書を発行し、当該加入者の指定する郵便局（当該加入者の指定のないときは、拂出証書を発行する郵便局の指定する郵便局）において、拂出証書と引き換えにこれに表示された金額の現金を当該加入者の指定する受取人に拂い渡す。

小切手拂においては、加入者が省令の定めるところにより、逓信官署にあてて振り出した小切手の呈示があつた場合において、当該加入者の指定する郵便局又は逓信大臣の指定する郵便局において、小切手金額の支拂に充てる貯金の有無をその小切手を振り出した加入者の口座の属する口座所管廳に照会し、その貯金があるときは、口座所管廳において、当該加入者の口座から貯金を拂い出し、その旨をその郵便局に通知し、その郵便局において、小切手と引き換えに小切手金額の現金を拂い渡す。

前三項の規定は、拂出金を手形交換所における交換決済により拂い渡すことを妨げない。

第三十九條（拂出金額の制限）　通常現金拂又は電信現金拂における拂出の請求の金額に、加入者が自己を受取人に指定してする通常現金拂の請求又は第十九條第四項に規定する通常現金拂の請求をする場合を除いて、拂出書一枚につき一万円を超えてはならな

い。但し、加入者の請求がある場合において、逓信大臣が特に必要と認めて通常現金拂の制限額を引き上げたときは、この限りでない。

第四十條（拂出金の拂渡の停止）　通常現金拂の拂出金の拂渡の停止の申出は、拂出を請求した加入者が、その口座の属する口座所管廳又は郵便局に対しこれをする。

前項の申出があつたときは、郵便局において、その申出をした者の指定に従い郵便又は電信で、その旨をその申出をした者の口座の属する口座所管廳に通知する。

前二項の場合において、口座所管廳は、必要な事項を第一項の申出をした者の指定に従い郵便又は電信で、その拂出金を拂い渡すべき郵便局に通知する。

前項の場合において、まだ拂出金を拂い渡していないときは、拂い渡さず、既に拂出金を拂い渡した後であるときは、その旨を第一項の申出をした者に通知するに止める。

第二項及び第三項に規定する取扱については、第三十一條第二項の規定を準用する。

拂出金の拂渡の停止の解除については、第一項乃至第三項及び第三十一條第二項の規定を準用する。

第四十一條（拂出の請求の取消）　通常現金拂の拂出の請求の取消については、前條第一項乃至第三項及び第三十一條第二項の規定を準用する。

前項の場合において、まだ貯金を拂い出していないときは、拂い出さず、既に貯金を拂い出した後であつて、まだ拂出金を拂い渡していないときは、拂出金を口座にもどし入れ、拂出金を拂い渡した後であるときは、その旨を拂出の請求の取消を申し出た者に通知するに止める。

第四十二條（拂出証書の留置）　拂出証書は、電信現金拂の請求の際加入者が請求したときは、これを当該加入者の指定する郵便局に留め置き、受取人の出頭をまつてその者に交付する。

第四十三條（拂出金のもどし入れ）　受取人の所在不明その他の事由に因り拂出金を拂い渡すことができないとき、又は前條の場合において受取人が当該証書の発行の日から七日以内に出頭しないときは、口座所管廳において、その拂出金を口座にもどし入れる。

第四十四條（返れい受拂）　逓信官署は、拂出を請求した加入者の請求があるときは、当該加入者が他人を受取人に指定して拂出を請求した場合における拂出証書で当該受取人から交付されたものによつて、当該加入者に拂出金を拂い渡し、又はその口座に拂出金をもどし入れる。

第四十五條（拂出金に関する権利の譲渡）　拂出金に関する受取人の権利は、銀行以外の者にこれを譲り渡すことができない。

拂出金に関する受取人の権利の銀行への譲渡は、当該拂出証書を銀行に引き渡さなければ、これを以て逓信官署その他の第三者に対抗することができない。

前項の譲渡には、民法第四百六十七條及び第四百六十八條の規定を適用しない。

第四十六條（拂渡郵便局の変更）　第三十八條第一項乃至第三項の規定により拂出金を拂い渡すべき郵便局は、省令の定めるところより、拂出を請求した加入者又は受取人の請求があるときは、これを変更することができる。

前項の規定による取扱については、加入者又は受取人は、その料金として一円を納付しなければならない。

第四十七條（便宜拂）　銀行に拂出金を拂い渡す場合において、銀行の請求があるときは、第三十八條第一項乃至第三項の規定により拂出金を拂い渡すべき郵便局以外の郵便局において、拂出金を拂い渡すことができる。

前項の規定により拂出金を拂い渡すことのできる郵便局は、銀行の申出に因り、逓信官署において承認した郵便局に限る。

第一項の規定により拂出金を拂い渡した場合において、その拂出金が拂渡の停止その他の事由に因り拂い渡すことができないものであつたときは、逓信官署は、その発行の日から二箇月とする。

逓信大臣は、必要と認めるときは、離島その他交通不便の地域につき、前項の有効期間を延長することができる。

郵便局において拂出金の拂渡を遅延したため経過した日数は、これを第一項の有効期間に算入しない。

第四十九條（拂出証書の再交付）　逓信官署は、左の場合において、拂出を請求した加入者又は受取人の請求があるときは、拂出証書を再交付する。

一　拂出証書が亡失されたとき。

二　拂出証書が汚染され、又はき損されたため記載事項がわからなくなつたとき。

三　拂出証書の有効期間が経過したとき。

加入者又は受取人は、前項の規定による再交付を受けるときは、その料金として証書一枚につき一円を納付しなければならない。

第五十條（拂出金等に関する権利の消滅）　拂出証書の有効期間の経過後三年間、拂出証書の再交付又は拂出の請求の取消がないときは、その拂出証書に表示された金額に関する加入者及び受取人の権利は消滅する。

第五節　特殊受拂

第五十一條（保険料及び掛金の拂出）　郵便振替貯金の加入者たる簡易生命保険又は郵便年金の契約者が当該保険契約又は年金契約に係る保険料又は掛金をその口座の貯金を以て支拂うべき旨を口座所管廳に申し出たときは、口座所管廳において、簡易保険局からの保険料又は掛金の拂込の催告に應じて、保険料又は掛金の額に相当する金額をその口座の貯金から拂い出す。この場合には、その拂い出した金額は、逓信大臣の定めるところにより、これを通信事業特別会計から簡易生命保険及び郵便年金特別会計に移し換える。

前項の規定による拂出の料金は、通常振替の料金と同額とする。

第五十二條（貸付金及び弁済金の受拂）　簡易生命保険法又は郵便年金法の規定による貸付金の交付のため簡易保険局の指定する加入者の口座に貸付金の額に相当する金額を受け入れる。この場合には、その受け入れた金額は、逓信大臣の定めるところにより、これを簡易生命保険及び郵便年金特別会計から通信事業特別会計に移し換える。

簡易保険局を加入者とする口座に簡易生命保険法又は郵便年金法の規定による貸付金の弁済のための拂込があつた場合において、簡易保険局の請求があるときは、口座所管廳において、当該口座の貯金から弁済金の額に相当する金額を拂い出す。

この場合には、その拂い出した金額は、逓信大臣の定めるところにより、これを通信事業特別会計から簡易生命保険及び郵便年金特別会計に移し換える。

第一項の規定による受入の料金及び前項の規定による拂出の料金は、通常振替の料金と同額とし、簡易保険局において、これを納付する。

第五十三條（恩給及び年金の給與金の受入）　恩給若しくは年金の受給者に対する恩給金庫の貸付金の弁済のため又は受給者の恩給金庫への預金の預入のため恩給金庫の請求があるときは、逓信官署において当該受給者の恩給又は年金の給與金を拂い渡すべきときに、口座所管廳において、恩給金庫を加入者とする口座に給與金の額に相当する金額を受け入れる。この場合には、その受け入れた金額は、逓信大臣の定めるところにより、これを一般会計から通信事業特別会計に移し換える。

第四章　脱退及び除名

第五十四條（脱退の申出）　加入者は、郵便振替貯金を脱退しようとするときは、口座所管廳にその旨を申し出なければならない。

加入者は、前項の規定により申し出た後は、振替若しくは拂出を請求し、又は小切手を振り出すことができない。

第五十五條（口座の閉鎖）　加入者から脱退の申出があつたときは、口座所管廳において、当該口座を閉鎖して、脱退を申し出た者の指定に従い、貯金残額を他の口座に振り替え、又はその者を貯金残額の受取人として貯金残額を表示する拂出証書を発行し、その者の指定する郵便局において、その拂出証書と引き換えにこれに表示された金額の現金を拂い渡す。

第五十六條（除名）　逓信大臣は、左の場合には、加入者を除名することができる。

一　加入者が現在高を超えて、振替若しくは拂出を請求し、又は小切手を振り出したとき。

二　加入者が料金の納付を怠り、又は不法に料金を免かれるような行爲をしたとき。

三　三年間当該口座への拂込及び当該口座からの拂出がなかつたとき。

前項の規定による除名があつたときは、口座所管廳において、当該口座を閉鎖して、除名された加入者を貯金残額の受取人として貯金残額を表示する拂出証書を発行し、口座所管廳の指定する郵便局において、その拂出証書と引き換えにこれに表示された金額の現金を拂い渡す。

第五十七條（準用規定）　第五十五條及び前條第二項に規定する貯金残額については、第四十五條乃至第四十七條の規定を準用する。この場合において、第四十六條第一項及び第四十七條第一項中「第三十八條第一項乃至第三項」とあるのは、これを「第五十五條又は第五十六條第二項」と読み替えるものとする。

第五章　特殊郵便振替貯金

第一節　公金に関する郵便振替貯金

第五十八條（公金に関する郵便振替貯金）　逓信官署は、公金に関する郵便振替貯金として、地方公共團体を加入者とし、当該加入者が拂い込み、又は振替を請求する場合を除いては、地方税、分担金、使用料その他当該地方公共團体の徴収金の納付のための拂込金又は振替金のみを当該口座に受け入れるための取扱をする。

地方公共團体は公金に関する郵便振替貯金の取扱を受けるには、逓信大臣の認可を受けなければならない。

第五十九條（小切手又は証書を以てする拂込）　公金に関する郵便振替貯金の口座には、当該地方公共團体において予め逓信大臣に届け出なければ、第三十三條又は第三十四條の規定による拂込をすることができない。

第六十條（拂込及び振替）　公金に関する郵便振替貯金の口座への拂込は、当該口座の加入者又は市町村若しくはその組合がする場合を除いては、第二十七條第一項の規定にかかわらず、徴税令書、賦課令書、納額告知書又は納付書を以てこれをしなければならない。この場合には、徴税令書、賦課令書、納額告知書及び納付書は、第三十二條第二項の規定の適用については、これを拂込書とみなす。

公金に関する郵便振替貯金の口座への振替を請求する場合には、当該口座の加入者又は市町村若しくはその組合が請求するときを除いては、拂出書に前項に規定する書類を添附しなければならない。

公金に関する郵便振替貯金においては、当該口座の加入者が拂い込み、又は振替を請求する場合を除いては、電信拂込及び電信振替の取扱をしない。

公金に関する郵便振替貯金においては、当該口座の加入者がする場合を除いては、拂込の取消及び振替の請求の取消をすることができない。

第六十一條（即時拂）　公金に関する郵便振替貯金においては、即時拂の取扱をする。

即時拂においては、加入者の請求に因り、その加入者の予め受領証書の様式及び印章を届け出た郵便局において、その届け出た

様式に適合し、且つ、届け出た印章を押した受領証書と引き換えにこれに表示された金額の現金を拂い渡し、口座所管廳において、その受領証書の送付を受けて、拂い渡した金額を当該加入者の口座の貯金から拂い出す。

第六十二條（取扱料金）　公金に関する郵便振替貯金の口座に当該口座の加入者並びに市町村及びその組合以外の者が拂い込む場合における拂込の料金は、第十八條第一項の規定にかかわらず、一円五十銭、即時拂の料金は、二円とする。

前項の料金及び公金に関する郵便振替貯金の口座に当該口座の加入者並びに市町村及びその組合以外の者が振替を請求する場合における振替の料金は、当該地方公共團体の口座の貯金から控除してこれを徴収する。

第二節　債券に関する郵便振替貯金

第六十三條（債券に関する郵便振替貯金）　逓信官署は、債券に関する郵便振替貯金として、特別の法律により設立された金融機関を加入者とし、当該加入者が拂い込み、又は振替を請求する場合を除いては、逓信官署が省令の定めるところにより取り扱う國債又は当該加入者の発行する債券の募集又は賣出に係る保証金、應募拂込金、賣渡代金その他の收入金のみを当該口座に受け入れるための取扱をする。

金融機関は、債券に関する郵便振替貯金の取扱を受けるには、逓信大臣の認可を受けなければならない。

第六十四條（國債の買上代金の支拂等）　郵便局において、省令の定めるところにより、当該加入者のため、國債を買い上げ、債券の元利金を支拂い、又は保証金を還付したときは、口座所管廳において、その買上代金若しくは債券の元利金の支拂又は保証金の還付に要した金額を当該加入者の口座の貯金から拂い出す。

第六十五條（取扱料金）　債券に関する郵便振替貯金に関する料金は、左の金額の範囲内において、逓信大臣がこれを定める。

一　第六十三條第一項に規定する收入金の受入

國債に係る場合　國債の額面金額の千分の三乃至千分の八に相当する金額

國債以外の債券に係る場合　債券の額面金額の千分の四乃至千分の三十に相当する金額

二　前條の規定による拂出

國債を買い上げた場合　國債の額面金額の千分の二乃至千分の十に相当する金額

債券の元利金を支拂つた場合　支拂金額の千分の四十に相当する金額

第六十三條第一項の規定による受入の料金は、当該收入金を受け入れる口座の貯金から控除してこれを徴収する。

第三節　在外加入者の郵便振替貯金

第六十六條（拂込及び拂出）　外國に居住する加入者は、自己の口座以外の口座に拂い込むことができず、又、外國に居住する他人を受取人に指定して拂出を請求することができない。

第六十七條（拂込の方法）　外國に居住する加入者は、拂込をするには、第三十二條第一項の規定にかかわらず、拂込金を口座所管廳に送付しなければならない。

第六十八條（拂出金及び貯金殘額の拂渡）　外國に居住する加入者が自己を受取人に指定してする通常現金拂の拂出金の拂渡及び外國に居住する者に対する貯金殘額の拂渡は、第三十八條第一項、第五十五條及び第五十六條第二項の規定にかかわらず、口座所管廳において、拂出金又は貯金殘額を郵便爲替でその者に送付してこれをする。

前項の郵便爲替の料金は、加入者の口座の貯金から控除してこれを徴収する。

第六十九條（拂込金等の送付）　外國に居住する加入者は、拂込金又は郵便振替貯金に関する料金若しくは代金で加入者の口座の貯金から控除して徴収しないもの及び省令の定める書類の送付に要する郵便に関する料金を口座所管廳に送付するには、郵便爲替によらなければならない。

第七十條（郵便料金の徴収）　口座所管廳から外國に居住する加入者に送付する書類（前條に規定する書類を除く。）の郵便に関する料金は、加入者の口座の貯金から控除してこれを徴収する。

附　則

第七十一條　この法律は、公布の日から起算し、二十日を経過した日から、これを施行する。但し、小切手拂に関する規定は、昭和二十三年十月一日から、これを施行する。

第七十二條　郵便貯金法の一部を次のように改正する。

附則第三項を削る。

第七十三條　明治三十八年法律第二十三号郵便貯金法の規定に基いて開設された振替計算のためにする郵便貯金の口座でこの法律施行の際現に存するものは、この法律の規定により開設された郵便振替貯金の口座とみなす。

前項に規定する振替計算のためにする郵便貯金の口座につき拂い込まれた基本預金は、この法律施行の日を以て、これを当該口座の貯金の現在高に組み入れる。

第七十四條　この法律施行前にした振替計算のためにする郵便貯金の口座への拂込の料金の徴収については、この法律施行後でも、なお従前の例による。

第七十五條　明治三十八年法律第二十三号郵便貯金法の規定に基く局待拂については、この法律施行後でも、昭和二十三年九月三十日まで、なお従前の例による。

第七十六條　通信事業特別会計法の一部を次のように改正する。

第一條第二項中「及び郵便貯金」を「、郵便貯金及び郵便振替貯金」に改める。

第七十七條　預金部預金法の一部を次のように改正する。

第二條中「郵便貯金」の下に「又ハ郵便振替貯金」を加える。

第七十八條　所得税法の一部を次のように改正する。

第六條第四号中「郵便貯金の利子」の下に「、郵便振替貯金の利子」を加える。

◎簡易生命保険事業における戦争危険に因る死亡に基く保険金の支拂による損失の補てんに関する法律

（昭和二十三年七月六日　法律第百号　大蔵・逓信大臣署名）

簡易生命保険事業における戦争危険に因る死亡に基く保険金の支拂による損失の補てんに関する法律

第一條　政府は、簡易生命保険事業における今次の戦争に因る死亡に基く保険金の支拂により生じた損失については、一般会計の負担において、これを補てんすることができる。

第二條　前條の規定により補てんする損失の金額は、前條の戦争に因る死亡に基いて支拂つた保険金の合計額から、当該保険金支拂の基礎である保険契約に関し簡易生命保険法（大正五年法律第四十二号）第三條第二項の規定に基いて被保険者のために積み立てた金額を控除した金額に相当する金額を限度とする。

第三條　前二條の規定による損失の補てんは、簡易生命保険及郵便年金特別会計に対する公債の交付又は一般会計からの繰入金をもつて、これをなすものとする。但し、公債の交付によつて損失の補てんをなすことができる金額は、四億七千三百二十四万円を限度とする。

2　前項の規定により交付する公債の交付価格、償還期限及び利率は、次の通りとする。

一　交付価格　額面百円につき百円

二　償還期限　十年以内

三　利率　年四分五厘

3　第一項の規定により簡易生命保険及郵便年金特別会計に交付する公債は、これを同特別会計の保険勘定の積立金に属せしめる。

4　前項の規定により公債を簡易生命保険及郵便年金特別会計の保険勘定の積立金に属せしめたときは、当該公債は、これを同勘定の積立金をもつて運用したものとみなす。

第四條　政府は、前條第一項の規定により公債を交付するため、同項に規定する金額を限り、公債を発行することができる。

第五條　第一條の規定により補てんすることのできる損失の範囲及び補てんの時期については、大蔵大臣が、逓信大臣と協議してこれを定める。

附　則

この法律は、公布の日から、これを施行する。

◎電信電話料金法

（昭和二十三年七月六日　法律第百五号　内閣総理・大蔵・逓信大臣署名）

電信電話料金法

第一條　公衆通信の用に供する電信（無線電信を含む。以下同じ。）及び電話（無線電話を含む。以下同じ。）に関する料金は、この法律の定めるところによる。

第二條　電信に関する料金は、別表一の通りとする。

第三條　逓信大臣は、船舶の遭難及び航行の安全に関する通報、火災報知その他公益上特に必要がある場合は、省令の定めるところにより、この法律に定める料金を減免することができる。

第四條　國際電信及び國際電話の料金は、この法律に定める場合を除く外、條約又は協定の定めるところによる。

2　條約において、最高限を定め又は主管廳の決定にゆだねた料金については、財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第三條の規定にかかわらず、内閣総理大臣及び逓信大臣が、命令で、これを定める。

附　則

第五條　この法律は、昭和二十三年七月十日から、これを施行する。

第六條　電信法（明治三十三年法律第五十九号）の一部を次のように改正する。

第十七條中「電信又ハ電話ニ關スル料金及」を削る。

別表一　電信に関する料金

第一類　電報に関する料金

料金種別		単位	料金額
第一　電報料			
一　普通電報			
（一）市内電報			
基本料		和文十字（欧文五語）以内	二十円
		和欧文五字（欧文一語）以内ごとに	七円
累加料		和文十字（欧文五語）以内	三十円
		和欧文五字（欧文一語）以内ごとに	十円
名あて料		追加一名あてごとに	七円
（二）市外電報			
基本料		和文十字（欧文五語）以内	二十円
		和欧文五字（欧文一語）以内ごとに	七円
累加料		和文十字（欧文五語）以内	二十円
		和欧文五字（欧文一語）以内ごとに	七円
名あて料		追加一名あてごとに	七円
二　翌日配達電報			
基本料		和文十字（欧文五語）以内	二十円
		和欧文五字（欧文一語）以内ごとに	七円
累加料		和文十字（欧文五語）以内	二十円
		和欧文五字（欧文一語）以内ごとに	七円
名あて料		追加一名あてごとに	七円
三　無線電報			
（一）船舶又は航空機発着無線電報			
基本料		和文十字（欧文五語）以内	六十円

累加料	和文五字〔以内〕ごと欧文一語〕に	二十円
名あて料	追加一名あてごとに	二十円
(二)陸地間無線電報		普通電報料と同額
四　医療無線電報		
基本料	和文十字〔以内〕欧文五語〕以内欧文五字一語〕ごと	三十円
累加料		十円
五　新聞電報		
基本料	和文五十字〔以内〕欧文十語〕以内欧文十字〕ごとに	七円
累加料		五円
六　新聞無線電報		
(一)船舶又は航空機発着新聞無線電報		新聞電報料と同額
基本料	和文五十字〔以内〕欧文十語〕以内欧文十字〕ごとに	十五円
累加料		十二円
(二)陸地間新聞無線電報		
七　予約新聞電報		(年額)一万二千円
(一)予約字語数に対する料金	一予約〔和文五百欧文百〕につき〔和文五十字欧文十語〕以内ごとに	(日額)二百円

	超過字数に対する料金	新聞電報の料金と同額
(二)	放送無線電報	(月額)三千二百円
八	同報無線電報	
九	予約字数に対する〔送信料 受信料〕	(月額)三千二百円
(一)		(月額)百円
	超過字数に対する〔送信料 受信料〕	(日額)二百円
(二)		(日額)五円
十	氣象通知電報	
(一)	全般天氣予報	

一日放送〔和文一千字語数欧文二百字語〕以内ごとに

但し受信人が受信施設の設備及び運用をするときは〝受信料は課さない。

一日予約総字数一千字以内ごとに一受信人につき一日予約総字数一千字以内ごとに

但し受信人が受信施設の設備及び運用をするときは〝受信料は課さない。

一日超過字数一千字以内ごとに一受信人につき一日超過字数一千字以内ごとに

但し受信人が受信施設の設備及び運用をするときは〝受信料は課さない。

	符号〔訳文〕	(月額)二百円
(二)全般氣象特報	符号〔訳文〕	二百六十円
(三)全國暴風警報	符号〔訳文〕	八十円 百円
(四)地方天氣予報	符号〔訳文〕	七十円
(五)地方氣象特報	符号〔訳文〕	百五十円 二百円
(六)地方暴風警報		七十円 八十円
十一　写眞電報		五十円
甲号		八百円
乙号		五百二十円
丙号		四百円
十二　模写電報		二百円
十三　慶弔電報		
(一)例文電報		普通電報、翌日配達電報又は船舶若しくは航空機発着無線電報料と同額
(二)任意文電報		普通電報料、翌日配達電報料又は船舶若しくは航空機発着無線電報料と同額
十四　船舶通報		
(一)通過報料		
登記料を納付した場合		二十円
臨時請求の場合		三十円
(二)信号報料		
一通ごとに		七十五円
信号料		実費
電報料又は郵便料		普通電報料と同額
(三)海難報料		
一通ごとに		
第二　特殊取扱の料金		
一　至急料		電報料（同文電報については電報料及び同文電報料と同額）の二分の一（同文電報については電報料及び同文電報料と同額）の二分の一
二　照校料		

三	電報受信報知料		普通電報の基本料と同額
四	郵便受信報知料		二十グラムまでの第一種郵便物の料金と同額
五	追尾電報の追送に関する料金		新たに電報を差し出した場合の料金と同額
六	再送電報の再送に関する料金		新たに電報を差し出した場合の料金と同額
七	同文料		原信電報料の二分の一
八	別使配達料		八十円
	(一) 島しよあて以外の場合	追送一回ごとに	二十円
	(二) 島しよあての場合	再送一回ごとに	八十円 但し配達実費がこれをこえるときはその実費
九	はしけ配達料	原信を除き一通ごとに	八十円 但し配達実費がこれをこえるときはその実費
十	特使配達料	十六キロメートル以内	四円
	その他の料金	十六キロメートルをこえるときは四キロメートル以内ごとに	四円
第三			
一	受取証書料		(年額)二百四十円
	送信前返還料		(年額)九百六十円
二	電線託送料		四円
三	略号登記料		(年額)百円
四	配達先登記料		実費
五	閲覧料	和文百字(ごと)以内欧文二十五語(ごと)に	四円
六	正写料		八円
七	尋問、改正又は停止に関する料金		普通電報又は無線電報の料金と同額
八	船舶通報に関する料金		
	(一) 登記料	各種別ごとに	(年額)百円
	(二) 電報による通過報請求通知料		実費

第二類　電信回線專用に関する料金

料金種別	単位	料金額	
第一　電信回線專用料			
一　長期專用の場合			
(一) 線路專用料	一キロメートルごとに	四十三円	下記以外の場合(年額)
陸上線路	一キロメートルごとに	六円	千八百三十円
海底線路	一キロメートルごとに	八千四百円	
(二) 機械專用料			新聞社又は通信社の專用する場合(年額)
音響單信機	一座ごとに	一万二千九百六十円	千二百円
音響二重機	一座ごとに	一万六千三百二十円	
印刷單信機	一座ごとに	十三万七百二十円	八千百六十円
印刷二重機	一座ごとに	十一万二千八百円	一万五千三百円
(三) 移轉料	一座ごとに	二十二万五千六百円	十六万六千四百円
二　設備費負担長期專用の場合		実費	十一万二千八百円
(一) 線路專用料		(年額)	
陸上線路	一キロメートルごとに	七百七十円	
(二) 機械專用料			
調音單信機	一座ごとに	一万四千四百円	
調音集信機	一座ごとに	二万六千四百円	
印刷單信機	一座ごとに	六万七千二百円	
印刷二重機	一座ごとに	十三万四千四百円	
電話機	一座ごとに	六千二百四十円	
(三) 移轉料		実費	
三　短期專用の場合		(日額)	
(一) 線路專用料			
陸上線路	一キロメートルごとに	六円	
海底線路	一キロメートルごとに	四十三円	
(二) 機械專用料			
音響單信機	一座ごとに	五十円	
音響二重機	一座ごとに	百円	
印刷單信機	一座ごとに	三百七十五円	
印刷二重機	一座ごとに	七百五十円	
(三) 機械設備料及び移轉料		実費	
第二　写眞電信回線專用料及び模写電信回線專用料			
一　長期專用又は短期專用の場合			
(一) 線路專用料			
市外線專用料		市外專用電話回線の市外線專用料と同額	
市内線專用料		市内專用電話の回線設備料及び回線維持料と同額	
(二) 機械專用料、機械設備料(短期專用に限る)及び移轉料		実費	
二　臨時專用の場合			
線路專用料			

市外線專用料		專用區間及び專用時間に相當する至急通話料と同額
市內線專用料		
常時使用する場合		市內專用電話の回線設備料及び回線維持料と同額
專用の都度作成する場合		(日額)二百四十円 実費
第三用料及び特殊裝置專用料	無線電信設備專用料	

第三類　外國電報に関する料金

料金種別	料金額
國際放送電報料	
一　対外放送電報	
(一)　一箇の周波数による放送の場合	
一日總放送時間三十分以内	(月額)四千二百円
一日總放送時間一時間以内	六千三百円
一日總放送時間一時間をこえるときは一時間以内を增すごとに	三千五百円
(二)　二箇の周波数による放送の場合	
一日總放送時間三十分以内	八千円
一日總放送時間一時間以内	一万二千円
一日總放送時間一時間をこえるときは一時間以内を增すごとに	六千七百円
二　外國放送電報	(月額)一千二百円
一日總放送時間三十分以内	一千八百円
一日總放送時間一時間以内	
一日總放送時間一時間をこえるときは一時間以内を增すごとに	一千円

別表二　電話に関する料金

第一類　加入電話に関する料金

料金種別	單位	料金額
第一　加入料		三百円
第二　電話使用料		
一　度數料金制施行局		
(一)　基本料		
單独加入		
一級局	住宅用(月額)	三百円
二級局		二百六十円
三級局		二百二十円
四級局		百八十円
共同加入		
一級局		二百二十円
二級局		百八十円
三級局		百四十円
四級局		百二十円
	事務用(月額)	四百八十円
		四百円
		三百四十円
		二百八十円
		三百四十円
		二百八十円
		二百四十円
		二百円

(二)　度數料			市內通話一度數ごとに　二円
二　均一料金制施行局			
單独加入			
三級局	住宅用(月額)	五百八十円	
四級局		五百円	
五級局		四百四十円	
六級局		三百六十円	
七級局		三百円	
共同加入			
三級局	事務用(月額)	九百六十円	
四級局		八百四十円	
五級局		七百二十円	
六級局		六百円	
七級局		五百円	
三　加入區域の設定のない局			普通加入區域とみなされる區域內の關係電話線路百メートルまでごとに
基本	住宅用(月額)	四百二十円	
		三百六十円	
		三百円	
		二百六十円	
		二百二十円	
	事務用(月額)	七百円	
		六百円	
		五百二十円	
		四百四十円	
		三百六十円	
加算額	住宅用(月額)	四十八円	
	事務用(月額)	八十円	
		三十円	
四　甲種增設電話機及び交換機による接續電話機に対する加入電話に対する加算額			(月額)電話使用料(度數料金制を除く)の二分の一
第三　附加使用料			
一　普通加入區域外加入	住宅用(月額)	十八円	關係電話線路百メートルまでごとに
	事務用(月額)	三十円	
(一)　特別加入區域內		二十四円	
(二)　加入區域外		四十円	
他局の加入區域內にあるものに対する加算額			(月額)電話使用料(度數料金制を施行する自動式局においては自動接續市外通話方式による市外通話料を含む)と同額
二　增設機械			一箇ごとに
(一)　電話機	住宅用(月額)	九十六円	
局設備維持		四十八円	
加入者設備維持			
(二)　受話機		三十六円	
局設備維持		二十四円	
加入者設備維持			
(三)　電鈴	事務用(月額)	百六十円	
局設備維持		八十円	
加入者設備維持		六十円	
		四十円	
		三十六円	
		二十四円	

(四) 附属交換機			
局設備維持			
(五) 加入者以外の者の使用する増設電話機に対する加算額		実費	実費
		四十八円	八十円
(六) 二箇の加入回線に共通に接続する乙種増設電話機に対する加算額			
局設備維持			
三 接続電話機	一箇ごとに	四十八円（住宅用）（月額）四十八円（住宅用）（月額）十八円	八十円（事務用）（月額）八十円（事務用）（月額）三十円
四 特別市外通話装置	市外専用電話回線一回線につき接続一箇所ごとに	（月額）千円	千四百四十円
五 甲種増設電話機又は接続電話機を市外専用電話回線に接続する場合の附加使用料			
第四 電話線設備料			
一 特別加入区域内	関係電話線路百メートルまでごとに		
二 加入区域外		千九百二十円	
第五 直通連絡回線の料金			

一 回線設備料	関係電話線路百メートルまでごとに	
創設		千四百四十円
移轉		九百六十円
二 回線使用料	関係電話線路百メートルまでごとに	（月額）十二円
三 附加專用料		（月額）
(一) 加入区域内		
度数料金制施行局		九百円
均一料金制施行局		三百六十円
(二) 加入区域外		千八百円
第六 裝置料		
一 加入申込受理の場合	一加入ごとに	千五百円
二 増設電話機裝置の場合		実費
三 構内移轉又は一時撤去の場合	一箇ごとに	
(一) 電話機		七百円
増設電鈴		四百円
(二)(三) 附属物品（電話機、電鈴、附属交換機の移轉又は一時撤去の場合を除く）		四百円
(四) 附属交換機及びその附属物品		
四 構外移轉の場合		
(一) 電話機		
同一建造物内の移轉で加入者が電話線を建設供給する場合	一箇ごとに	千五百円
(二) 増設機械		七百円
五 加入の所属変更の場合	一加入ごとに	三と同額
六 災害電話の復旧の場合	一箇ごとに	千五百円
第七 名義変更料		四と同額
第八 電話番号簿掲載料	一掲載ごとに	三百円
第九 臨時電話に関する料金		二百四十円
一 裝置料		
(一) 加入申込受理の場合		千二百円
(二) 電話機械移轉の場合	一箇ごとに	第六の三及び四と同じ
二 電話使用料		
(一) 度数料金制施行局		（日額）百四十円
基本料		

度数料	市内通話一度ごとに	二円
(二) 均一料金制施行局		（日額）二百円
三 附加使用料		
乙種増設電話機	一箇ごとに	四百八十円

第二類　通話に関する料金

料金種別	単位	料金額
第一　市内通話料	一度数ごとに	一円
第二　市外通話料		
一　普通通話料		
市外通話区域		
八キロメートル以内	一通話時ごとに	四円
十二キロメートル以内		六円
四十キロメートル以内		十二円
八十キロメートル以内		二十円
百二十キロメートル以内		三十四円
百六十キロメートル以内		四十二円
二百キロメートル以内		五十円
二百四十キロメートル以内		五十八円
二百八十キロメートル以内		六十六円
三百二十キロメートル以内		七十四円
三百八十キロメートル以内		八十六円

四百七十キロメートル以内			百四円
五百九十キロメートル以内			百二十八円
七百十キロメートル以内			百五十二円
八百三十キロメートル以内			百七十六円
九百五十キロメートル以内			二百円
千百キロメートル以内			二百三十円
千二百五十キロメートル以内			二百六十円
千五百キロメートル以内			二百八十八円
千八百キロメートル以内			三百三十円
二千百キロメートル以内			三百七十二円
二千四百キロメートル以内			四百十四円
二千四百キロメートルをこえるもの			四百五十六円
二　至急通話料			普通通話料の二倍
三　特別至急通話料			普通通話料の三倍
四　定時通話料			普通通話料の四倍
第三　通話取消料			
一　定時通話以外の通話			
市外通話区域			
八十キロメートル以内	一回ごとに		二円
二百四十キロメートル以内			十円
五百九十キロメートル以内			二十円
千五百キロメートル以内			三十円
千五百キロメートルをこえるもの			四十円

二　定時通話			一の三倍
第四　予約通話料			（月額）普通通話料の九十倍と同額
第五　予約新聞電話料			（年額）普通通話料の百八十倍と同額

第三類　岸壁電話に関する料金

料金種別	単位	料金額
一　使用料		
局設備維持の場合の加算額	一回線ごとに	（日額）二百四十円
二　市外通話料		七十二円
三　通話取消料		第二類第二と同じ 第二類第三と同じ

第四類　専用電話に関する料金

料金種別	単位	料金額
第一　市内専用電話料		
一　設備料		
（一）電話機	一箇ごとに	出願者が物件を寄附しない場合　三千六百円
構外よりの引込線不要のものに対する料金減額		出願者が物件を寄附する場合　九百六十円
（二）構内移転の場合		百二十円
構外移転の場合		二百四十円
引込線不要のものに対する減額		二百四十円
（三）増設電鈴	一箇ごとに	九百六十円
（四）交換機又は転換器	関係電話線路百メートルまでごとに	千四百四十円
（五）回線		四百八十円

（二）増設受話器	一箇ごとに		百二十円
（三）増設電鈴			二百四十円
（四）交換機又は転換器	関係電話線路百メートルまでごとに		四百八十円
（五）回線			
二　維持料			
（一）電話機	一箇ごとに	（年額）五百八十円	
増設受話器	一箇ごとに	（年額）百四十四円	
（二）増設電鈴	一箇ごとに	（年額）百四十四円	
（三）交換機	一箇ごとに	（年額）二千四百円	
（四）接続五回線をこえるときの回線累増に対する加算額	一回線ごとに	（年額）二百四十円	
（五）轉換器	一箇ごとに	（年額）百四十四円	
（六）回線	関係電話線路百メートルまでごとに	（年額）百四十四円	
（七）臨時中継放送のため市内電話線を短期専用させる場合	一回線ごとに	（日額）二百四十円	
三　附加専用料			
同時通報用電話機	一箇ごとに	（年額）千九百二十円	

四　移轉料			
（一）電話機	一箇ごとに		四百二十円
構内移轉の場合			六百円
構外移轉の場合			百八十円
引込線不要のものに対する減額			二百四十円
（二）増設電鈴	一箇ごとに		実費
（三）交換機又は轉換器			
（四）附属物品			
（電話機、交換機若しくは轉換器の移轉又は一時撤去に伴う場合は除く。）	一箇ごとに		二百四十円
（五）回線			
（單に短縮する場合を除く。）	関係電話線路百メートルまでごとに		九百六十円
五　機械種類変更料			実費
交換機又は轉換器			
第二　市外専用電話料			（年額）
一　市外線専用料			当該専用区間の一通話時の普通通話料の二百倍の三百六十倍
（一）長期専用の場合			
（1）一般専用			

(2)官廳専用（警察事務、刑事訴訟事務及び鉄道事業の用に供するものに限る。）		
専用区間		
市外通話区域		
八十キロメートル以内		一通話時の普通通話料の二十倍の三百六十倍
二百キロメートル以内		一通話時の普通通話料の二十四倍の三百六十倍
四百七十キロメートル以内		一通話時の普通通話料の三十倍の三百六十倍
四百七十キロメートルをこえるもの		一通話時の普通通話料の四十二倍の三百六十倍
(3)新聞社、通信社及び日本放送協会の専用		
(イ)一般		
基本		
搬送電話方式を採用しうる市外線を専用させる場合において専用周波帯域四千サイクル（一方向につき）をこえるときその超過周波帯域に対する加算額	四千サイクル（一方向）までごとに	当該専用区間の一通話時の普通通話料の五十三倍
(ロ)その他		
専用線建設のための所要物品労力経費を専用者が提供したものに対するもの		当該専用区間の一通話時の普通通話料の二十六倍
(二)短期専用の場合		
(1)一般専用		
(2)官廳専用（警察事務、刑事訴訟事務及び鉄道事業の用に供するものに限る。）		
専用区間		
市外通話区域		
八十キロメートル以内		一通話時の普通通話料の二十五倍
二百キロメートル以内		一通話時の普通通話料の三十倍
四百七十キロメートル以内		一通話時の普通通話料の三十六倍
四百七十キロメートルをこえるもの		一通話時の普通通話料の五十一倍

(3)新聞社、通信社及び日本放送協会の専用		当該専用区間の一通話時の普通通話料の百六十倍
(4)新聞社、通信社及び日本放送協会の時間専用		専用時間に應じ専用区間の普通通話料の二倍
二　分岐引込料		
(一)同一加入区域内に専用電話機設置場所二箇以上ある場合	一箇所を除く他の一箇所ごとに	（年額）七千二百円
(二)市外通話区域四十キロメートル以内の区間を専用区間とする場合	一箇所ごとに	七千二百円
(三)市外通話区域二百キロメートル以内の区間を専用区間とする場合	一箇所ごとに	三万三千六百円
(四)市外通話区域二百キロメートルをこえる区間を専用区間とする場合	一箇所ごとに	八万六千四百円
三　端末設備料（新聞社、通信社及び日本放送協会の短期時間専用の場合を除く。）		
(一)専用者が専用電話機器の設備をなす場合	一箇ごとに	四万三千二百円
(二)電話官署が専用機器の設備をなす場合	一箇ごとに	五万二千八百円
四　端末維持料		
(一)(二)及び(三)以外の場合		（年額）
(1)専用者が専用電話機器の維持をなすとき	一箇ごとに	四千八百円
(2)電話官署が専用電話機器の維持をなすとき		七千二百円
(二)電話官署から専用電話機設置場所までの市内線路を専用者の提供した線路によらせる場合	関係電話線路百メートルまでごとに	（年額）百二十円
(三)新聞社、通信社及び日本放送協会の短期時間専用の場合	一回線ごとに	（日額）二百四十円
五　市外専用電話回線に轉換器により市内専用電話機を随時接続するものに対する接続料	一回線ごとに	（年額）七千二百円
六　移轉料		市内専用電話の移轉料に同じ
七　特殊装置料		実費
第三　無線電話設備専用料及び特殊装置専用料		実費

第五類　鉱業特設電話に関する料金

料金種別	単位	料金額
電話專用料	一箇ごと（月額）	四十八円

二一部改正

◎臨時物資需給調整法等の一部を改正する法律（昭和二十三年三月三十一日法律第十六号）（大蔵・厚生・農林・商工・運輸大臣・法務総裁署名）

第一條　臨時物資需給調整法の一部を次のように改正する。

第三條の二　主務大臣は、特別の必要があると認めるときには、この法律に基く権限の一部を地方公共團体の長に委任することができる。

附則中「昭和二十三年四月一日」を「昭和二十四年四月一日」に改める。

第二條　石油配給公團法の一部を次のように改正する。

第三十條第一項中「昭和二十三年四月一日」を「昭和二十四年四月一日」に改める。

第三條　配炭公團法の一部を次のように改正する。

第三十二條第一項中「昭和二十三年四月一日」を「昭和二十四年四月一日」に改める。

第四條　肥料配給公團令の一部を次のように改正する。

第三十二條第一項中「昭和二十三年四月一日」を「昭和二十四年四月一日」に改める。

第五條　酒類配給公團法の一部を次のように改正する。

附則第二條第一項中「昭和二十三年四月一日」を「昭和二十四年四月一日」に改める。

第六條　食料品配給公團法の一部を次のように改正する。

第三十一條第一項中「昭和二十三年四月一日」を「昭和二十四年四月一日」に改める。

第七條　飼料配給公團法の一部を次のように改正する。

第三十二條第一項中「昭和二十三年四月一日」を「昭和二十四年四月一日」に改める。

第八條　油糧配給公團法の一部を次のように改正する。

第三十一條第一項中「昭和二十三年四月一日」を「昭和二十四年四月一日」に改める。

附則

この法律は、公布の日から、これを施行する。

◎復興金融金庫法の一部を改正する法律（昭和二十三年十二月九日法律第七号）（大蔵・商工大臣署名）

復興金融金庫法の一部を次のように改正する。

第三條及び第四條第一項中「五百五十億圓」を「七百億圓」に改める。

附則

この法律は、公布の日から、これを施行する。

◎復興金融金庫法の一部を改正する法律（昭和二十三年七月十二日法律第百五十号）（大蔵・商工大臣署名）

復興金融金庫法の一部を次のように改正する。

第三條及び第四條第一項中「七百億圓」を「九百億圓」に改める。

附則

この法律は、公布の日から、これを施行する。

◎復興金融金庫法の一部を改正する法律（昭和二十三年七月二十二日法律第百五十一号）（大蔵・商工大臣署名）

復興金融金庫法の一部を改正する法律

復興金融金庫法（昭和二十一年法律第三十四号）の一部を次のように改正する。

第三條及び第四條第一項中「九百億圓」を「千三百五十億圓」に改める。

附則

この法律は、公布の日から、これを施行する。

◎金融機関再建整備法の一部を改正する法律（昭和二十三年七月二十一日法律第百八十四号）（大蔵大臣署名）

金融機関再建整備法の一部を改正する法律

金融機関再建整備法（昭和二十一年法律第三十九号）の一部を次のように改正する。

第二十五條の三に次の一項を加える。

第二十五條第一項第三號の規定により資本の減少を行はなければならない金融機関は、前項の規定により資本の減少がその効力を生ずる日から、本店又は主たる事務所及び支店又は従たる事務所の所在地において百二十日以内に資本減少の登記をなせば足りるものとする。

第三十三條　第二十四條第一項の規定により確定損の整理負擔額を計算するもなほ確定損の殘額があるときは、その殘額は、政府において、これを補償する。

政府は、前項の補償債務の決濟を、國債證券の交付により行ふことができる。

前項の規定により決濟のため交付する國債證券の交付價格、償還期限及び利率は、次の通りとする。

一　交付價格　額面百圓につき百圓

二　償還期限　五年

三　利率　年四分五厘

政府は、第一項の補償債務の決濟のため必要な金額を限り、公債を發行することができる。

第二項の規定による決濟は、金融機關の新勘定及び舊勘定の區分の消滅した日の翌日において、これを行ふ。

第一項の規定による政府の補償の金額は、大藏省預金部等損失特別處理法（昭和二十一年法律第五十六號）による補償金の額と昭和二十年「ポツダム」宣言の受諾に伴ひ發する命令に關する件に基く金融機關經理應急措置法の一部を改正する政令（昭和二十三年政令第六十四號）附則第七條の規定による補償金の額とを合計し、百六十三億圓を限度とする。

第二項の規定による國債證券の交付により補償を受けた金融機關は、第二十六條第三項又は第三十七條の二第一項第一號の規定により政府に納付する金額がある場合においては、當該國債證券を以て納付することができる。

第三十四條第三項中「本店又は主たる事務所の所在地においては二週間以内に、又、支店又は從たる事務所の所在地においては三週間以内に」を「本店又は主たる事務所及び支店又は從たる事務所の所在地において百二十日以内」に改める。

第三十七條　第二十五條第三項若しくは第四項又は前條第二項若しくは第三項の規定によりその整理債務又は指定債務の債權の全部又は一部が消滅した金融機關は、新勘定及び舊勘定の區分の消滅後、調整勘定を設け、左の各號の金額を生じたときは、これを同勘定において經理しなければならない。

一　前に舊勘定に屬した資產及び負債について生じた利益金（資產の增價益及び處分益　運用益その他の利益金をいふ。）の金額

二　新勘定及び舊勘定の區分の消滅する際における最終處理引當金の殘額

三　新勘定及び舊勘定の區分の消滅する際における舊勘定の負債の總額と資產の總額との差額その他主務大臣の許可を受けて積み立てた留保金の金額

四　前に舊勘定に屬した資產及び負債について生じた損失金（資產の減價損及び處分損、運用損その他の損失金をいふ。）の金額

前項の規定により設ける調整勘定は、調整勘定以外の勘定と區分經理しなければならない。

前二項の適用に關し必要な事項は、主務大臣が、これを定める。

第三十七條の二　金融機關は、その調整勘定に利益金を生じたときは、隨時、第三十七條の六の規定による債權者審査會の同意を得て、且つ、主務大臣の認可を受けて、左の各號の順序により、これを處分するものとする。

一　第三十三條第一項の規定による政府の補償があつたときは、その額（金融機關の新勘定及び舊勘定の區分の消滅した日の翌日から納付の日までの期間に應じ年四分五厘の割合を乘じて得た金額を加算する。）まで、これを政府に納付する。

二　前號によるもなほ利益金の殘額があるときは、左の各號の順序により、確定損を負擔して消滅した指定債務の債權者（相續人その他の一般承繼人を含む。）に、その確定損の整理負擔額の限度において、これを分配する。

イ　財產稅、戰時補償特別稅及び非戰災者家屋稅以外の租稅の徵收等により國又は地方公共團體の取得した預金等に關する債務の債權者

ロ　戰時補償特別稅に關し他の金融機關からの求償に應じて履行をなすべき債務の債權者

ハ　一萬五千圓以下の退職金その他の臨時的給與の債務の債權者

三　前號によるもなほ利益金の殘額があるときは、第二十四條第一項第九號、第七號、第六號、第五號、第四號の順序により、確定損を負擔して消滅した整理債務の債權者（相續人その他の一般承繼人を含む。）に、その確定損の整理負擔額の限度において、これを分配する。

四　前號によるもなほ利益金の殘額があるときは、先づ、約定利率のある整理債務の債權者に、第三號の順序により、金融機關の新勘定及び舊勘定の區分の消滅した日の翌日から本號の規定による分配の日までの期間に應じ、指定時における約定利率を超えない範圍内でできるだけ高い利率による利息に相當する金額を分配し、なほ殘額があるときは、約定利率のない整理債務の債權者に、第三號の順序により、右の期間に應じ、指定時における約定利率のうち最も低い利率を超えない利率による利息に相當する金額を分配する。

前項の場合において、同順位の債權者があるときは、その確定損の整理負擔額に應じ、均等の割合で分配するものとする。

金融機關再建整備法施行規則（昭和二十一年大藏、農林、商工省令第一號）第六十四條第二項の規定により金融機關に無記名式の債券を提出した者は、第一項第三號の規定の適用については、これを當該債券に係る權利につき確定損を負擔した債權者とみなす。

金融機關再建整備法施行規則第六十四條第二項の規定により金融機關に無記名式の債券を提出しなければならない者が、同項の提出期限を經過した後第三十七條の三の規定による調整勘定の閉

鎖の日までに、當該債券を當該金融機關に提出したときは、當該債券を提出した者は、同條の規定による利益金の殘額があるときに限り、その殘額の範圍内において、その確定損の整理負擔額に應じ均等の割合で、且つ、その確定損の整理負擔額の限度において、その殘額の分配を受けることができる。

第三項の規定は、前項の場合に、これを準用する。

第三十七條の三　金融機關は、前に舊勘定に屬した資産及び負債の整理が完了したとき又は前條の規定により調整勘定の利益金を確定損を負擔した整理債務の債權者にその整理負擔額の全額まで分配したときは、主務大臣の認可を受け、その認可に當り主務大臣の指定する日において、調整勘定を閉鎖しなければならない。

調整勘定閉鎖の際、調整勘定に利益金の殘額がある場合において、當該金融機關に商法第二百八十八條第一項の準備金（その他の法令によるこれに準ずる準備金を含む。以下法定準備金といふ。）があるときは、當該利益金の殘額は、法定準備金に併せられ、又、法定準備金がないときは、當該利益金の殘額がそのまま法定準備金となるものとする。

第三十七條の四　金融機關は、新勘定及び舊勘定の區分の消滅後、前條の規定により調整勘定を閉鎖する時までの間において、前に舊勘定に屬した資産（その資産が債權である場合においてその代物辨濟として交付を受けたものを含む。以下第三十七條の五において同じ。）を處分しようとするときは、豫め、第三十七條の六の規定による債權者審査會の同意を得、且つ、主務大臣の許可を受けなければならない。但し、貸付金その他の債權を回收する場合（擔保の解除又は和解を伴ふことに因り第三十七條第一項第二號乃至第五號の規定による債權者の利益を害する場合を除く。）については、この限りでない。

第三十七條の五　金融機關は、第三十七條の三の規定により調整勘定を閉鎖するまでの間は、前に舊勘定に屬した資産及び負債を他の資産と區分し、當該金融機關の確定損を負擔した債權者のために、善良な管理者の注意を以て、これを管理又は處分しなければならない。調整勘定に生じた利益金についてもまた同じ。

第三十七條の六　第三十七條の規定により調整勘定を設けなければならない金融機關は、債權者審査會を置かなければならない。

債權者審査會は、七人の審査人を以て、これを組織する。

前項の審査人は、金融機關の確定損を負擔した整理債務の債權者であつて當該金融機關に對し債務を負擔していない者（當該金融機關の役員、職員その他の從業者、國、地方公共團體、持株會社整理委員會及び昭和二十年ポツダム宣言の受諾に伴ひ發する命令に關する件に基く公職に關する就職禁止、退職等に關する勅令（昭和二十二年勅令第一號）第三條第二項に規定する覺書該當者を除く。）のうちで確定損負擔額の最も多額な者から順次に、當該金融機關の理事機關がこれを選任し、その任期は、一年とする。

金融機關の理事機關は、審査人がその就職の後當該金融機關から債務を負擔するに至つたとき、又は當該金融機關の役員、職員その他の從業者となつたときは、當該審査人を解任しなければならない。

審査人が心身の故障その他の理由に因りその職務をとることができない場合には、金融機關の理事機關は、當該審査人を解任することができる。

金融機關の理事機關は、前三項の規定により審査人を選任し又は解任したときは、遲滯なく、その者の氏名又は名稱及び住所並びに整理債務の金額を、主務大臣に届出でなければならない。

審査人は、その職務の執行のために要した費用についてその實費の支拂を受ける外、報酬を受けることができない。

債權者審査會の職務の執行は、審査人の過半數を以て、これを決する。

第三十七條の七　調整勘定に繰り入れる金額又は調整勘定から支出する金額は、法人稅法（昭和二十二年法律第二十八號）による各事業年度の普通所得及び地方稅法（昭和二十三年法律第百十號）により事業稅を課する場合における各事業年度の所得の計算上、これを益金又は損金に算入しない。

第三十七條の八　前七條の規定は、第二十五條第三項若しくは第四項又は第三十六條第二項若しくは第三項の規定によりその債權の全部又は一部が消滅した讓渡金融機關からその事業の全部の讓渡又は保險契約の全部の移轉を受けた金融機關に、これを準用する。

前項において讓渡金融機關とは、第二十六條第二項、第四十條第一項、第四十一條第一項若しくは第二項の規定により、又は第三十九條第一項の規定による整備計畫書の定めるところにより他の金融機關に事業の全部の讓渡又は保險契約の全部の移轉をなした金融機關をいふ。

第三十七條の九　第三十七條の二（前條の規定により準用する場合を含む。以下第三十七條の十及び第六十三條第九號において同じ。）の規定により調整勘定の利益金の分配を受ける權利は、これを讓渡し又は擔保に供することができない。

第三十七條の十　金融機關又は金融機關の役員、職員その他の從業者は、第三十七條の二の規定により調整勘定の利益金の分配を受ける權利を有する者から、その權利を讓り受け又はその權利の讓渡を要求し若しくは約束してはならない。

金融機關又は金融機關の役員、職員その他の從業者は、當該金融機關又は他の金融機關の調整勘定に生じた利益金の分配に關して、第三十七條の二の規定により調整勘定の利益金の分配を受ける權利を有する者から、手數料その他の報酬を收受し又はこれを要求し若しくは約束してはならない。

金融機關又は金融機關の役員、職員その他の從業者は、何等の名義によつても、前二項の禁止を免れる行爲をしてはならない。

第三十九條第一項中「第二十四條第一項第三號又は第八號の規定により株主において確定損を負擔する金融機關の理事機關は」を「金融機關の理事機關は」に改める。

第四十六條第二項中「商法第二百八十八條第一項の準備金（その他の法令によるこれに準ずる準備金を含む。以下法定準備金といふ。）」を「法定準備金」に改め、同條に次の二項を加える。

前項の規定にかゝはらず相互會社の新勘定及び舊勘定の區分の消滅の際、特別準備金がある場合においては、當該相互會社は、左の各號の順序により、これを處分しなければならない。

一　保險業法第六十三條の規定による準備金の總額までの積立

二　基金の總額までの償却

前項の規定により、特別準備金を處分するもなほ殘額がある場合においては、保險業法第六十六條の定めるところによる。

第六十三條中第八號及び第九號を次のように改める。

八　第三十七條（第三十七條の八の規定により準用する場合を含む。）の規定による經理を怠り又は同條に違反してその經理をなしたとき

九　第三十七條の二の規定による利益金の處分を怠り又は同條の規定に違反してその處分をなしたとき

十　第三十七條の四（第三十七條の八の規定により準用する場合を含む。）の規定に違反して資産を處分したとき

第六十三條の二　第三十七條の十の規定に違反した者は、これを三年以下の懲役又は三萬圓以下の罰金に處する。

第六十四條中「監査委員」の下に「及び債權者審査會の審査人」を加える。

第六十九條中「第六十三條、」の下に「第六十三條の二、」を加える。

附　則

第一條　この法律は、公布の日から、これを施行する。但し、金融機關再建整備法第二十五條の三、第三十三條、第三十四條、第三十七條、第三十七條の七から第三十七條の九まで及び第四十六條の改正規定は、昭和二十三年四月一日から、これを適用する。

第二條　この法律施行前になした行爲に対する罰則の適用については、なお、從前の例による。

第三條　昭和二十年勅令第五百四十二号「ポツダム」宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く金融機關經理應急措置法の一部を改正する政令（昭和二十三年政令第六十四号）の一部を次のように改正する。

附則第七條に次の一項を加える。

金融機關再建整備法第三十三條第二項乃至第四項の規定は、前項の規定による損失の補償の場合に、これを準用する。

第四條　大藏省預金部等損失特別処理法（昭和二十一年法律第五十六号）の一部を次のように改正する。

第四條に次の四項を加える。

指定時における預金部資金に屬する運用資産につき、前項の規定により一般會計から大藏省預金部に補償金を繰り入れたのちにおいて、第一條の規定による評價額に比し價額の增加又は減少があつた場合において、當該價額の增加額が減少額を超へるときは、政府は、その差額に相當する金額を、當該補償金の額まで大藏省預金部から一般會計に繰り入れる。

金融機關再建整備法第三十三條第二項乃至第四項の規定は、第一項の規定により一般會計から大藏省預金部に補償金を繰り入れる場合に、これを準用する。

金融機關再建整備法第三十三條第七項の規定は、第三項の規定により大藏省預金部から一般會計に同項の差額に相當する金額を繰り入れる場合に、これを準用する。

政府は、第三項の規定による差額に相當する金額を同項の規定により大藏省預金部から一般會計に繰り入れた後なほその殘額があるときは、命令の定めるところにより、これを處分するものとする。

第五條　金融緊急措置令（昭和二十一年勅令第八十三号）の一部を次のように改正する。

第四條　削除

第七條第一項を削る。

第十一條中「若ハ第四條ノ規定、」を削る。

2　この法律施行前になした行爲に対する罰則の適用については、從前の金融緊急措置令第四條及び第十一條の規定は、この法律施行後も、なおその効力を有する。

3　この法律施行の際現に存する金融緊急措置令施行規則（昭和二十一年大藏省令第十二号）に定める第一封鎖預金等は、その時において同規則に定める自由預金等となるものとする。この法律施行後同規則第一條の十の規定により第一封鎖預金等となつたものについてもそのなつた時においてまた同じ。

◎有價証券の処分の調整等に関する法律の一部を改正する法律

（昭和二十三年七月二十九日）（内閣總理・大藏大臣署名）（法律第百九十二号）

有價証券の処分の調整等に関する法律の一部を改正する法律

有價証券の処分の調整等に関する法律（昭和二十二年法律第八号）の一部を次のように改正する。

第二條第一項第六号を次のように改める。

六　削除

第十條第一項中「特別經理株式会社及び企業再建整備法第五十二條に規定する者（以下特別經理会社等という。）が第二條第一項第六号の指定証券を譲渡しようとする場合及び」を削る。

第十一條　企業再建整備法（昭和二十一年法律第四十号）に規定する特別經理株式会社及び同法第五十二條に規定する者（以下特別經理会社等という。）は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）第百七條の規定に基いて定められる命令の規定により譲渡する有價証券については、当該有價証券の譲渡を協議会に委託することができる。

第十一條の二中「特別經理株式会社」を「企業再建整備法に規定する特別經理株式会社（以下特別經理株式会社という。）」に、「企業

再建整備法第二十九條の四」を「同法第二十九條の四」に改める。

第十二條中「第十一條第四項」を「第十一條」に改め、「指定証券の」を削る。

第二十條第二号を次のように改める。

二　削除

附　則

1　この法律は、公布の日から、これを施行する。

2　この法律施行前に、企業再建整備法第十五條第一項から第三項までの規定又は同法第二十條第二項及び第二十一條第二項の規定並びに同法第五十二條の規定に基いて定められる命令の規定において準用する場合を含む。）により認可を受けた特別経理会社等の決定整備計画に定められた有價証券の処分の方法に関する事項は、これを当該決定整備計画に定められなかつたものとみなす。但し、この法律施行前に有價証券の譲渡に関する計画書について証券処理調整協議会（以下協議会という。）の承認を受けた特別経理会社等の決定整備計画については、この限りでない。

3　前項但書の規定の適用を受ける場合における特別経理会社等の有價証券の譲渡及び協議会への譲渡の委託については、なお従前の例による。

4　この法律施行前（前項の規定によりなお従前の例によるべき期間を含む。）において、なされた行爲に対する罰則の適用については、この法律施行後（従前の例によるべき期間の経過後を含む。）においても、なお従前の例による。

◎肥料配給公團令の一部を改正する法律

（昭和二十三年七月十三日）（農林大）
（法律第百五十七号）（臣署名）

肥料配給公團令の一部を改正する法律

肥料配給公團令（昭和二十二年勅令第百七十一号）の一部を次のように改正する。

第一條第一項中「命令で定める肥料」を「命令で定める肥料及び緊急用農藥」に改める。

第十三條中「肥料の生産」を「肥料若しくは農藥の生産」に改める。

第十五條第一項第五号の次に左の一号を加え、同項第六号を第七号とする。

六　緊急用農藥の買取、保管及び賣渡

第二十條第二項及び第三項中「肥料の適正な配給」を「肥料又は緊急用農藥の適正な配給」に改める。

附　則

この法律は、公布の日から、これを施行する。

◎農業災害補償法の一部を改正する法律

（昭和二十三年七月二十一日）（農林大）
（法律第百八十三号）（臣署名）

農業災害補償法の一部を改正する法律

農業災害補償法（昭和二十二年法律第百八十五号）の一部を次のように改正する。

第十三條の二　製糸業法による製糸業者及び蚕糸業法による蚕種製造業者（以下製糸業者等という。）は、政令の定めるところにより、農業共済組合の組合員の支拂うべき蚕繭共済に係る共済掛金の一部を負担しなければならない。

製糸業者等は、政令の定めるところにより、前項の負担金を農業共済再保険特別会計に拂い込まなければならない。

第一項の負担金は、國税徴収法の例によつて、これを徴収することができる。

主務大臣は、製糸業者等から、第一項の負担金に関し必要な報告を徴することができる。

政府は、生糸又は普通蚕種の販賣価格の統制額を定める場合には、第一項の負担金を、製糸業者等からその生産に係る生糸又は普通蚕種を譲り受ける者が負担するように、その統制額を定めなければならない。

前條の規定は、第一項の負担金にこれを準用する。

第八十四條第一項第一号中、「冷害」の下に「、雪害」を加え、同條同項第二号中「又はひよう害」を「、ひよう害、雪害その他気象上の原因（地震及び噴火を含む。）に因る災害」に改める。

第百四十一條、第百四十四條及び第百四十五條中「農林保険審査会」を「農業共済再保険審査会」に改める。

附　則

◎農地開発営團の行う農地開発事業を政府において引き継いだ場合の措置に関する法律の一部を改正する法律

（昭和二十三年五月三十一日）（農林大）
（法律第四十九号）（臣署名）

農地開発営團の行う農地開発事業を政府において引き継いだ場合の措置に関する法律の一部を改正する法律

1　この法律は、公布の日から、これを施行する。但し、第十三條の二の規定は、昭和二十三年の蚕繭から、これを適用する。

2　農業共済再保険特別会計法（昭和十九年法律第十一号）の一部を次のように改正する。

第三條中「食糧管理特別会計ヨリノ受入金、」の下に「農業災害補償法第十三條の二第一項ノ規定ニ依ル負担金、」を、「農業災害補償法第十三條ノ規定ニ依ル交付金」の下に「（同法第十三條の二第六項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）」を加える。

◎農地開発営團の行う農地開発事業を政府において引き継いだ場合の措置に関する法律の一部を改正する法律

農地開発営團の行う農地開発事業を政府において引き継いだ場合の措置に関する法律（昭和二十二年法律第百七十六号）の一部を次のように改正する。

第三條　政府は、農地開発法（昭和十六年法律第六十五号）第四十四條の規定及び政府の委託により農地開発営團が行つていた農地

開発事業を自ら行うため、政令の定めるところにより、農林省の職員を増置することができる。

附　則

この法律は、昭和二十三年六月一日から、これを施行する。

◎森林資源造成法の一部を改正する法律

（昭和二十三年七月十六日）（大藏・農林）
（法律第百七十七号）（大臣署名）

森林資源造成法の一部を改正する法律

森林資源造成法（昭和二十年法律第三十五号）の一部を次のように改正する。

第一條中「額面三億圓」を「額面十五億円」に改める。

附　則

この法律は、昭和二十三年四月一日から、これを適用する。

◎家畜傳染病予防法の一部を改正する法律

（昭和二十三年七月二十六日）（農林大）
（法律第百八十八号）（臣署名）

家畜傳染病予防法の一部を改正する法律

家畜傳染病予防法（大正十一年法律第二十九号）の一部を次のように改める。

「地方長官」を「都道府縣知事又ハ特別市長」に改正する。

第一條第一項中「牛ノ傳染性流産、ダニ熱、」を「牛ノ結核病、」に改め、「炭疽、」の下に「牛馬ノ原生虫病（ヒロプラズマ病、アナプラズマ病、トリパノソーマ病及トリコモナス病ヲ謂フ以下同ジ）、牛山羊豚ノブルセラ病、」を、「仮性皮疽、」の下に「馬ノ流行性腦炎、馬ノ傳染性貧血、馬ノバラチフス、」を加え、「加奈陀馬痘、」を削り「豚丹毒、」の下に「豚ノバラチフス、」を加え、同條第二項を次のように改める。

前項ニ規定スル家畜及傳染病ヲ除クノ外蔓延ノ徴アリ又ハ畜産ニ重大ナル影響ヲ及ボス虞アリト認ムル傳染性疾病発生シタルトキハ農林大臣ハ省令ヲ以テ動物及傳染性疾病ノ種類ヲ指定シ期間ヲ限リ本法ノ一部又ハ全部ヲ適用スルコトヲ得但シ其ノ期間ハ省令公布ノ日ヨリ一年ヲ超ユルコトヲ得ズ

第五條第一項第一号中「氣腫疽、」の下に「牛ノ結核病、」を、「炭疽、」の下に「牛馬ノ原生虫病、牛山羊豚ノブルセラ病、」を「仮性皮疽、」の下に「馬ノ流行性腦炎、馬ノ傳染性貧血、馬ノバラチフス、」を加え、「加奈陀馬痘」を削り、「豚丹毒、」の下に「豚ノバラチフス、」を加える。

第八條第二項第一号中「牛ノ傳染性流産、ダニ熱、」を「牛ノ結核病、牛馬ノ原生虫病、牛山羊豚ノブルセラ病、馬ノ傳染性貧血、」に改め、同項第三号中「加奈陀馬痘、」を「馬ノ流行性腦炎、」に、「又ハ豚丹毒」を「、豚丹毒又ハ豚ノバラチフス」に改め、同項第四号中「牛ノ傳染性流産、ダニ熱、」を「牛ノ結核病、牛馬ノ原生虫病、牛山羊豚ノブルセラ病、馬ノ傳染性貧血、」に、「若ハ豚丹毒」を「、豚丹毒

若ハ豚ノバラチフス」に改める。

第十九條、第二十條第一項、第二十二條及び第二十四條第二項中「移入」を「輸出」に改める。

第二十條ノ二　省令ヲ以テ定ムル家畜ハ都道府縣知事又ハ都道府縣知事ノ指定スル獣医師ノ発行スル健康証明書ヲ有スルモノニ非ザレバ之ヲ都道府縣外ニ移出スルコトヲ得ズ但シ屠殺ノ目的ヲ以テ屠場ニ直行スルモノナルコトヲ証スル都道府縣知事ノ発行スル証明書ヲ有スルモノハ此ノ限ニ在ラズ

前項ノ健康証明書ノ様式ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第二十二條ノ二第一項中「北海道地方費又ハ府縣費」を「都道府縣費」に、同條第二項中「基キテ発スル勅令ノ定ムル所ニ依リ」を「基キ」に改める。

第二十二條ノ三第二項中「北海道地方費又ハ府縣費」を「都道府縣費」に改める。

第二十三條　傳染病予防ニ関スル費用ハ左ノ区分ニ從ヒ國、都道府縣、特別市、市町村、特別区又ハ個人ニ於テ之ヲ負担スベシ

第一　左ニ掲グル費用ハ國ノ負担トス

一　市町村吏員又ハ特別区吏員タル家畜防疫委員以外ノ家畜防疫委員ノ旅費

二　傳染病予防ノ爲屠入レタル獣医師ノ手当及旅費

三　家畜傳染病予防ノ爲都道府縣ノ血清類ノ購入及製造ニ要シタル費用ノ二分ノ一但シ牛疫血清ニ付テハ其ノ全額

四　第三第六号及第四ニ掲グルモノヲ除クノ外傳染病ノ予防ニ要スル消毒藥品費

五　第三ニ掲グルモノヲ除クノ外第二十條ノ檢疫ニ要スル費用

六　前條第一項ノ規定ニ依ル手当金ノ三分ノ一

七　第二十四條第一項及第二項ノ規定ニ依ル手当金

八　評價人ノ手当及旅費

第二　左ニ掲グル費用ハ市町村又ハ特別区ノ負担トス

一　家畜防疫委員ガ傳染病予防ノ爲傭入レタル傭人ノ費用

二　屠体又ハ物品ヲ埋却シタル土地ノ損失費

第三　左ニ掲グル費用ハ所有者又ハ管理人其ノ他保管者ノ負担トス

一　家畜ノ斃付、淹致、隔離、殺及第三條第一項ノ処置ニ要スル費用

二　第八條第二項第四号ニ掲グル家畜ノ斃屠体ノ皮及家畜ノ屠体ノ皮並ニ同項第六号ニ掲グル家畜及殺屠体ノ消毒ニ要スル費用

三　第九條又ハ第十一條ノ規定ニ依リ指揮ヲ待タズシテ消毒ヲ行ヒタル場合ニ要シタル費用

四　屠体及物品ノ燒却又ハ埋却ニ要スル費用

五　抑留シタル犬ヲ返還スル場合ニ於テ其ノ犬ノ抑留中ニ要シタル飼養管理費及返還ニ要スル費用

六　檢疫、檢査、隔離又ハ繫留中ニ要スル飼養管理費

第四　屠場、化製場、家畜市場及之ニ附属スル物品ノ消毒ニ要スル費用ハ場主又ハ開設者ノ負担トス

第五　前各項ニ掲グルモノヲ除クノ外傳染病予防ニ要スル費用ハ都道府縣又ハ特別市ノ負担トス

第二十四條第一項本文中「所有者ニ対シ」の下に「三万円ヲ超エサル範囲内ニ於テ政令ノ定ムル所ニ依リ」を加え　同條同項但書及び第四号を削り、第五号を第四号とし同條第二項中「第二号、第三号及第五号」を「第二号乃至第四号」に改める。

第二十四條ノ二　第五條乃至第八條及前條ノ規定ニ於テ都道府縣知事又ハ特別市長トアルハ輸入又ハ輸出ニ付檢疫ヲ施行スル場合ニ於テハ動植物檢疫所長トス

第二十六條中「五百円」を「一万円」に改める。

第二十七條中「三百円」を「五千円」に改める。

第二十八條　第十三條ノ届出ヲ爲サザル者及第二十條ノ二ノ規定ニ違反シタル者ハ千円以下ノ罰金又ハ科料ニ処ス

第三十條　本法中都道府縣ニ関スル規定ハ都道府縣ガ全部事務組合又ハ役場事務組合ヲ構成スル場合ニ在リテハ当該組合ニ、市町村ニ関スル規定ハ地方自治法第百五十五條第二項ノ市ニ在リテハ行政区ニ、市町村又ハ特別区ガ全部事務組合又ハ役場事務組合ヲ構成スル場合ニ在リテハ当該組合ニ之ヲ適用ス

附　則

1　この法律は、公布の日から、これを施行する。

2　馬の傳染性貧血に罹りたる馬の殺処分に関する法律（昭和四年法律第九号）及び畜牛結核病の予防に関する法律（明治三十四年法律第三十五号）は、これを廃止する。

◎特許法等の一部を改正する法律

（昭和二十三年七月十五日）（法務總裁・商工大臣署名）
（法律第百七十二号）

特許法等の一部を改正する法律

第一條　特許法（大正十年法律第九十六号）の一部を次のように改正する。

「帝國内」を「國内」に、「勅令」を「政令」に改める。

第六條第一項中「道府縣」を「都道府縣」に改める。

第十一條中「審決確定シ又ハ判決アリタル」を「審決確定シタル」に、「審決確定シ若ハ判決アリタル」を「審決確定シタル」に改める。

第十五條第一項及び第四十條第一項中「軍事上秘密ヲ要シ又ハ軍事上若ハ」を削る。

第二十五條中「第百十五條、」を削る。

第三十條中「書類ノ謄本」を「書類ノ謄本若ハ抄本」に改める。

第三十一條　本法又ハ本法ニ基キテ発スル命令ニ依リ出願、請求其ノ他ノ手続ヲ爲ス者ハ政令ヲ以テ定ムル手数料ヲ納付スベシ

第四十三條第一項中「出願公告アリタル場合ニ在リテハ其ノ」及び「出願公告ナカリシ場合ニ在リテハ特許ノ日ヨリ」を削る。

第六十二條中「若ハ」を「又ハ」に、「審決確定シ又ハ判決アリタル」を「審決確定シタル」に改める。

第六十三條但書を削る。

第六十五條第一項中「三十円」を「百五十円」に、「五十円」を「百五十円」に、「百円」を「五百円」に、「二百円」を「千円」に、「四百円」を「二千円」に、同條第二項中「千円」を「五千円」に、「千五百円」を「七千五百円」に、「二千円」を「一万円」に、同條第三項中「百円」を「五百円」に、同條第四項中「六百円」を「三千円」に改める。

第七十三條第六項を削る。

第七十八條中「審決確定シ若ハ判決アリタル」を「審決確定シタル」に改める。

「第五章　審判、抗告審判及出訴」を「第五章　審判及抗告審判」に改める。

第八十九條　審判官ハ各審判事件ニ付特許局長官之ヲ指定ス

審判官中審判ニ干與スルニ故障アル者アルトキハ其ノ指定ヲ解キ更ニ他ノ審判官ヲ以テ之ヲ補充ス

審判長ハ審判官ノ中ヨリ特許局長官之ヲ指定ス

第九十條　審判ハ審判官三人ノ合議ニ依リ之ヲ行フ合議ハ過半数ニ依リ之ヲ決ス

審判長ハ其ノ審判事件ニ関スル事務ヲ掌理ス

第九十一條第六号中「判事」を「裁判官」に改める。

第百條第二項中「区裁判所」を「地方裁判所又ハ簡易裁判所」に改め、「其ノ他区裁判所ノ事務ヲ行フ官廳」を削る。

第百八條第一項中「第六項」を削る。

第百十五條　削除

第百十五條ノ二を削る。

第百十六條　削除

第百十七條中「又ハ判決」を削る。

第百十八條第二項中「審決ノ確定又ハ判決アル」を「審決ノ確定スル」に改める。

第百十九條第一項中「審判、抗告審判及出訴」を「審判及抗告審判」に、同條第二項中「審決、判決又ハ決定」を「審決又ハ決定」に、「審判、抗告審判又ハ出訴」を「審判又ハ抗告審判」に改める。

第百二十條中「審判、抗告審判及出訴」を「審判及抗告審判」に改める。

第百二十一條第一項中「審判若ハ抗告審判又ハ出訴ニ付爲シタル確定審決又ハ判決」を「審判又ハ抗告審判ニ付爲シタル確定審決」に改め、同項第三号を削る。

第百二十二條第二項中「又ハ判決ノ」を削り、同條同項、第四項及び第五項中「審決確定シ又ハ判決アリタル」を「審決確定シタル」に改め、同條第三項中「審判、抗告審判又ハ出訴」を「審判又ハ抗告審判」に改め、同條同項及び第六項中「又ハ判決」を削る。

第百二十三條及び第百二十四條中「審判、抗告審判又ハ出訴」を「審判又ハ抗告審判」に改める。

第百二十五條から第百二十七條までの規定中「審決確定シ又ハ判決アリタル」を「審決確定シタル」に改める。

第百二十八條第一項中「又ハ判決」を削る。

第六章ノ二　訴訟

第百二十八條ノ二　抗告審判ノ審決又ハ抗告審判請求書却下ノ決

定ニ対スル訴ハ東京高等裁判所ノ專屬管轄トス
前項ノ訴ハ審決又ハ決定ノ送達アリタル日ヨリ三十日ヲ經過シタルトキハ之ヲ提起スルコトヲ得ズ
前項ノ期間ハ之ヲ不変期間トス
審判又ハ抗告審判ヲ請求スルコトヲ得ベキ事項ニ関スル訴ハ抗告審判ノ審決ニ対スルモノニ非ザレバ之ヲ提起スルコトヲ得ズ

第百二十八條ノ三　前條第一項ノ訴ニ於テハ特許局長官ヲ被告トスベシ但シ抗告審判ニ於テ請求人及被請求人アルモノニ付テハ請求人又ハ被請求人ヲ被告トスベシ

第百二十八條ノ四　訴ノ提起アリタルトキハ裁判所ハ遅滞ナク其ノ旨ヲ特許局ニ通知スベシ
前項ノ通知アリタルトキハ特許局ハ遅滞ナク其ノ事件ニ関スル書類ヲ裁判所ニ送付スベシ

第百二十八條ノ五　裁判所ハ請求ガ理由アリト認メタルトキハ審決又ハ決定ヲ取消スベシ
前項ノ場合ニハ抗告審判ノ審判官ハ更ニ審理ヲ行ヒ審決又ハ決定ヲ爲スベシ

第百二十八條ノ六　訴訟手続完結シタルトキハ裁判所ハ遅滞ナク第百二十八條ノ四第二項ノ書類ヲ特許局ニ返付スベシ第百二十八條ノ三但書ニ規定スル訴ニ付テハ各審級ノ裁判ノ正本ヲ之ニ添附スベシ

第百二十八條ノ七　第十五條、第四十條又ハ第五十條ニ規定スル補償金額ノ通知又ハ決定若ハ審決ヲ受ケタル者補償金額ニ付不服アルトキハ裁判所ニ訴ヲ提起シテ其ノ金額ノ増減ヲ求ムルコトヲ得
前項ノ訴ハ通知又ハ決定若ハ審決ノ送達アリタル日ヨリ三十日ヲ經過シタルトキハ之ヲ提起スルコトヲ得ズ
前項ノ期間ハ之ヲ不変期間トス

第百二十八條ノ八　前條ノ訴ニ於テハ左ニ掲グル者ヲ被告トスベシ
一　第十五條ニ規定スル補償金額ニ付テハ補償金ヲ支給スベキ行政官廳又ハ出願人
二　第四十條ニ規定スル補償金額ニ付テハ補償金ヲ支給スベキ行政官廳又ハ特許権者若ハ実施権者
三　第五十條ニ規定スル補償金額ニ付テハ実施権者又ハ特許権者若ハ実用新案権者

第百二十八條ノ九　第百二十八條ノ二及第百二十八條ノ四乃至第百二十八條ノ六ノ規定ハ第百二十八條ノ七ノ訴ニ付之ヲ適用セズ
第百三十三條ノ二から第百三十四條ノ二までの規定中「五百円」を「千円」に改める。

第二條　実用新案法（大正十年法律第九十七号）の一部を次のように改正する。
「帝國内」を「國内」に、「勅令」を「政令」に改める。
第十九條中「査定若ハ審決確定シ又ハ判決アリタル」を「査定又ハ審決確定シタル」に改める。
第二十條第一項中「二十円」を「百円」に、「四十円」を「二百円」に、同條第二項中「二十円」を「百円」に改める。
第二十五條中「第三十條、第三十二條、第三十三條、」を「第三十三條、」に、「第百十三條第一項及第百十四條乃至第百二十八條」を「第百十三條第一項、第百十四條及第百十七條乃至第百二十八條ノ九」に改め、同條に左の但書を加える。
但シ第百二十八條ノ七及第百二十八條ノ八ニ於テ第五十條トアルハ意匠法第十四條、第百二十八條ノ八第三号ニ於テ実施権者又ハ特許権者若ハ実用新案権者トアルハ実施権者又ハ実用新案権者若ハ意匠権者トス

第三條　意匠法（大正十年法律第九十八号）の一部を次のように改正する。
「帝國内」を「國内」に、「勅令」を「政令」に改める。
第十九條中「査定若ハ審決確定シ又ハ判決アリタル」を「査定又ハ審決確定シタル」に改める。
第二十條第一項中「二十円」を「百円」に、「四十円」を「二百円」に、同條第二項中「二十円」を「百円」に改める。
第二十五條中「第三十條、第三十二條、第三十三條、」を「第三十三條、」に、「第百十三條第一項及第百十四條乃至第百二十八條」を「第百十三條第一項、第百十四條及第百十七條乃至第百二十八條ノ九」に改め、同條に左の但書を加える。
但シ第百二十八條ノ七及第百二十八條ノ八ニ於テ第五十條トアルハ意匠法第十四條、第百二十八條ノ八第三号ニ於テ実施権者又ハ特許権者若ハ実用新案権者トアルハ実施権者又ハ実用新案権者若ハ意匠権者トス

第四條　商標法（大正十年法律第九十九号）の一部を次のように改正する。
「帝國内」を「國内」に、「勅令」を「政令」に改める。
第二條第一項第二号中「軍旗、」を削り、同項第七号及び第四條第二項中「道府縣」を「都道府縣」に改める。
第十五條第二項中「審決確定シ又ハ判決アリタル」を「審決確定シタル」に改める。
第十八條中「査定若ハ審決確定シ又ハ判決アリタル」を「査定又ハ審決確定シタル」に改める。
第二十四條中「第三十條、第三十二條、第三十三條、」を「第三十三條、」に、「第百十五條ノ二」を「第百十四條」に、「第百二十八條乃至第百二十八條ノ六」に改める。
第二十五條第一項中「審決確定シ又ハ判決アリタル」を「審決確定シタル」に改める。
第三十二條第一項中「千円」を「五十円」に、同條第二項中「千

五百円」を「七千五百円」に改める。

第三十六條ノ二から第三十七條ノ二までの規定中「五百円」を「千円」に改める。

附　則

1　この法律は、公布の日から、これを施行する。

2　この法律施行前に出願公告をしないで設定された特許権の存続期間については、なお従前の規定を適用する。

3　この法律施行前に既に納付し又は納付しなければならない期限を経過した特許料又は登録料については、なお従前の規定を適用する。

4　この法律施行前にした行爲に対する過料の処分については、なお従前の規定を適用する。

5　裁判所法施行法の規定に基く特許法の変更適用に関する政令（昭和二十二年政令第三十二号）は、これを廃止する。

6　この法律施行前に裁判所法施行法の規定に基く特許法の変更適用に関する政令に基いてした訴又は抗告については、なお同令を適用する。

◎弁理士法の一部を改正する法律

（昭和二十三年七月十五日）（法務総裁・商工大臣署名）
（法律第百七十三号）

弁理士法（大正十年法律第百号）の一部を次のように改正する。

「帝國内」を「國内」に、「帝國臣民」を「日本國民」に、「勅令」を「政令」に改める。

第七條中「二十圓」を「千五百円」に改める。

第九條の次に左の一條を加える。

第九條ノ二　辯理士ハ特許法第百二十八條ノ二竝ニ實用新案法第二十六條、意匠法第二十五條及商標法第二十四條ノ規定ニ依リ準用スル特許法第百二十八條ノ二ニ規定スル訴訟ニ關シテ訴訟代理人タルコトヲ得

前條第一項ノ規定ハ前項ノ訴訟代理人ニ付之ヲ準用ス

第十八條第二号中「五百圓」を「千円」に改める。

第二十二條中「五百圓」を「三千円」に改める。

第二十二條ノ四中「千圓」を「一万円」に改める。

附　則

この法律は、公布の日から、これを施行する。

◎水先法の一部を改正する法律

（昭和二十三年七月二十七日）（運輸大臣署名）
（法律第百八十九号）

水先法の一部を改正する法律

水先法（明治三十二年法律第六十三号）の一部を次のように改正する。

第三條中第一号を削り、第二号を第一号とし、以下順次一号ずつ繰り上げる。

第三條ノ二　主務大臣ハ少クトモ毎年一回水先人ガ前條第三号ニ該当セザルヤ否ヤヲ確ムルタメ其ノ体格檢査ヲ執行スベシ

附　則

この法律は、公布の日から、これを施行する。

◎漁船保険法の一部を改正する法律

（昭和二十三年七月九日）（大蔵・農林大臣署名）
（法律第百十四号）

漁船保険法（昭和十二年法律第二十三号）の一部を改正する法律

漁船保険法の一部を次のように改正する。

第二條ノ二　組合ニハ所得税及法人税ヲ課セズ

第四條ノ二　組合ガ本法ニ基キテ爲ス登記ニ付テハ登錄税ヲ課セズ

第五條に左の二項を加える。

組合ハ前項ノ認可ヲ受ケタル時成立ス

第十九條ノ三ノ規定ハ創立総会ニ於ケル決議ニ之ヲ準用ス

第七條ノ二　組合ハ組合員ニ対シ正当ノ事由ナクシテ保険ノ引受ヲ拒ムコトヲ得ズ

第十三條中「日ノ翌日」を「時」に改める。

第十九條ノ二　理事又ハ監事ハ何時ニテモ総会ノ決議ヲ以テ之ヲ解任スルコトヲ得

第十九條ノ三　理事及監事ノ選任及解任ハ総組合員ノ半数以上出席シ其ノ議決権ノ三分ノ二以上ヲ以テ之ヲ決ス但シ定款ニ別段ノ定アルトキハ此ノ限ニ在ラズ

第十九條ノ四　理事ハ定款及総会ノ決議錄ヲ各事務所ニ備ヘ置キ且命令ノ定ムル所ニ依リ組合員名簿ヲ主タル事務所ニ備ヘ置クベシ

第十九條ノ五　理事ハ通常総会ノ会日ヨリ一週間前ニ財産目錄、貸借対照表、事業報告書、損益計算書及剰余金処分案又ハ不足金塡補案ヲ監事ニ提出シ且之ヲ主タル事務所ニ備フベシ

第十九條ノ六　組合員及組合ノ債権者ハ前二條ノ書類ノ閲覽ヲ求ムルコトヲ得

第十九條ノ七　理事ハ第十九條ノ五ノ書類及監事ノ意見書ヲ通常総会ニ提出シテ其ノ承認ヲ求ムベシ

第十九條ノ八　監事ハ理事又ハ事務員ト兼ヌルコトヲ得ズ

第十九條ノ九　組合ト理事トノ利益相反スル事項ニ付テハ監事組合ヲ代表ス

理事欠ケタルトキハ監事其ノ職務ヲ行フ但シ其ノ期間ハ三月ヲ超ユルコトヲ得ズ

理事ノ職務ヲ行フ者ナキトキハ都道府縣知事ハ仮理事ヲ選任シ理事ノ職務ヲ行ハシムルコトヲ得

第二十二條ノ二　総会ノ招集ノ手続又ハ決議ノ方法ガ法令又ハ定款ノ規定ニ違反スルトキハ組合員ハ決議ノ日ヨリ一月以内ニ其ノ決議ノ無効ノ宣告ヲ裁判所ニ請求スルコトヲ得

組合員ハ総会ニ於テ決議ニ対シ異議ヲ述ベタルトキ若ハ正当ノ理由ナクシテ総会ニ出席スルコトヲ拒マレタルトキニ限リ又ハ組合

員ガ總会ニ出席セザル場合ニ於テハ自己ニ対スル総会招集ノ手続ガ法令若ハ定款ノ規定ニ違反スルコトヲ理由トスルトキニ限リ前項ノ訴ヲ提起スルコトヲ得

商法第八十八條、第百五條第三項、第百九條及第二百五十條ノ規定ハ前二項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第二十二條ノ三　組合ハ命令ノ定ムル所ニ依リ定款ヲ以テ總会ニ代ハルベキ總代会ヲ設クルコトヲ得

總会ニ関スル規定ハ前項ノ總代会ニ之ヲ準用ス但シ總代会ニ於テハ解散及合併ノ決議ヲ爲スコトヲ得ズ

第二十二條ノ四　定款ノ変更ハ總会ノ決議ニ依ルベシ

第十九條ノ三ノ規定ハ前項ノ決議ニ之ヲ準用ス

定款ノ変更ハ主務大臣ノ認可ヲ受クルニ非ザレバ其ノ効力ヲ生ゼズ

第二十二條ノ五　組合ノ事業年度ハ一年トス

第二十二條ノ六　組合ハ毎事業年度ノ終ニ於テ存スル漁船保険ニ付命令ノ定ムル所ニ依リ責任準備金ヲ積立ツベシ

第二十二條ノ七　組合ハ不足金ノ塡補ニ備フル爲毎事業年度ノ剰余金中ヨリ命令ノ定ムル所ニ依リ準備金ヲ積立ツベシ

第二十二條ノ八　組合ガ剰余金ノ分配ヲ爲ス場合ニハ其ノ分配ハ命令ノ定ムル所ニ依リ醵出シタル保険料ノ額ニ比例シテ之ヲ爲スベシ

第二十二條ノ九　組合ハ組合員タルベキ資格ヲ有スル者ニ対シ正当ノ事由ナクシテ組合員ト爲ルコトヲ拒ムコトヲ得ズ

第二十四條ノ二　除名ノ事由ハ定款ヲ以テ之ヲ定ムベシ

除名ハ總会ノ決議ニ依ルベシ但シ除名シタル組合員ニ其ノ旨ヲ通知スルニ非ザレバ之ヲ以テ其ノ組合員ニ対抗スルコトヲ得ズ

第十九條ノ三ノ規定ハ前項ノ決議ニ之ヲ準用ス

第二十五條ノ二　組合ハ左ノ事由ニ因リテ解散ス

一　定款ニ定メタル事由ノ発生

二　總会ノ決議

三　組合ノ合併

四　組合ノ破産

五　第二十七條ノ規定ニ基ク主務大臣ノ解散命令

第十九條ノ三ノ規定ハ前項第二号ノ決議ニ之ヲ準用ス

第二十五條ノ三　組合ノ合併ハ總会ノ決議ニ依ルベシ

第十九條ノ三ノ規定ハ前項ノ決議ニ之ヲ準用ス

前二項ニ規定スルモノノ外合併ノ決議ニ関シ必要ナル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第二十五條ノ四　組合ガ合併ノ決議ヲ爲シタルトキハ其ノ決議ノ日ヨリ二週間以内ニ財産目録及貸借対照表ヲ作ルベシ

組合ハ前項ノ期間内ニ其ノ債権者ニ対シ異議アラバ一定ノ期間内ニ之ヲ述ベキ旨ヲ公告シ且知レタル債権者ニ各別ニ之ヲ催告スベシ但シ其ノ期間ハ二月ヲ下ルコトヲ得ズ

第二十五條ノ五　債権者ガ前條第二項ノ期間内ニ合併ニ対シテ異議ヲ述ベザリシトキハ之ヲ承認シタルモノト看做ス

債権者ガ異議ヲ述ベタルトキハ組合ハ合併前之ニ対シ弁済ヲ爲シ又ハ相当ノ担保ヲ供スベシ

第二十五條ノ六　第二十五條ノ四第二項又ハ前條第二項ノ規定ニ違反シテ爲シタル組合ノ合併ハ之ヲ無効トス

第二十五條ノ七　總会ノ決議ニ因ル解散又ハ合併ハ主務大臣ノ認可ヲ受クルニ非ザレバ其ノ効力ヲ生ゼズ

第二十五條ノ八　合併後存続スル組合又ハ合併ニ因リテ設立シタル組合ハ合併ニ因リテ消滅シタル組合ノ権利義務ヲ承継ス

第二十五條ノ九　組合ガ解散シタルトキハ合併ノ場合ヲ除クノ外保険関係ハ終了ス

前項ノ場合ニ於テハ組合ハ未ダ経過セザル期間ニ対スル保険料ヲ拂戻スベシ

第二十五條ノ十　組合ガ解散シタルトキハ合併及破産ニ因ル場合ヲ除クノ外清算人ノ氏名、住所及解散ノ原因、年月日ノ登記ヲ爲スベシ但シ主務大臣ノ命令ニ因リ解散シタルトキハ解散ノ原因及其ノ年月日ノ登記ヲ爲スコトヲ要セズ

前項ノ規定ニ依リ登記シタル事項中変更ヲ生ジタルトキハ其ノ登記ヲ爲スベシ

第二十五條ノ十一　主務大臣組合ノ解散ヲ命ジタルトキハ解散ノ原因及其ノ年月日ノ登記ヲ嘱託スベシ

登記所ハ前項ノ嘱託ニ因リテ其ノ登記ヲ爲スベシ

第二十五條ノ十二　組合ガ合併ヲ爲シタルトキハ合併後存続スル組合ニ付テハ変更ノ登記ヲ爲シ、合併ニ因リテ消滅シタル組合ニ付テハ解散ノ登記ヲ爲シ、合併ニ因リテ設立シタル組合ニ付テハ設立ノ登記ヲ爲スベシ

申請書ニハ定款並ニ理事及監事ノ資格ヲ証スル書面ヲ添付スベシ

合併ニ因ル設立ノ登記ニハ前項ノ書面ノ外合併ニ関スル総会ノ決議錄ヲ添付スベシ

第二十五條ノ二十一　事務所ノ新設、移轉其ノ他登記事項ノ変更ノ登記ハ理事、其ノ職務ヲ行フ監事若ハ仮理事又ハ清算人ノ申請ニ依リテ之ヲ爲スベシ但シ組合ノ合併ニ依ル変更ノ登記ハ理事及監事ノ全員ノ申請ニ依リテ之ヲ爲スベシ

申請書ニハ申請人ノ資格ヲ証スル書面及登記事項ノ変更ヲ証スル書面ヲ添付スベシ但シ前ニ登記ノ申請ヲ爲シタル申請人ガ同一登記所ニ前項ノ申請ヲ爲ス場合ニ於テハ其ノ資格ヲ証スル書面ヲ添付スルコトヲ要セズ

第二十五條ノ二十二　合併ニ因ル解散ノ登記ハ解散シタル時ノ理事及監事ノ全員ノ申請ニ依リテ之ヲ爲スベシ

申請書ニハ総会ノ決議錄並ニ第二十五條ノ四第二項及第二十五條ノ五第二項ノ手続ヲ爲シタルコトヲ証スル書面ヲ添付スベシ

第二十五條ノ二十三　本法ニ依リ登記シタル事項ハ司法事務局遲滯ナク之ヲ公告スベシ

第二十七條中「行政官廳ノ命令ニ違反シ其ノ他公益ヲ害スル虞アルトキ」を「此ノ法律ニ基キテ爲ス行政官廳ノ命令ニ違反シタルトキ」に改める。

第二十八條中「第七十三條乃至第八十三條」を「第七十三條乃至第八十三條並ニ」に改め、「並ニ家畜保險法第八條乃至第十條、第十二條第二項、第十四條、第十八條第二項、第三十五條乃至第四十條、第四十二條、第四十四條、第四十七條、第五十一條乃至第五十七條、第六十條、第六十二條乃至第七十二條、第七十四條、第七十九條及第八十一條乃至第八十六條」を削り、「二週間トシ」を「二週間トス」に改め、「家畜保險法第六十二條乃至第七十條、第七十二條及第八十三條乃至第八十五條ノ規定中組合ノ分割ニ關スル規定ヲ除ク」を削る。

第二十八條ノ二　本法ニ依ル漁船保險ニ関スル書類ニハ印紙税ヲ課セズ

第三十五條中「農林保險審査会」を「漁船再保險審査会」に改める。

第三十六條中「並ニ家畜保險法第九十九條」を削る。

第三十六條ノ二　本法ニ依ル漁船再保險ニ関スル書類ニハ印紙税ヲ課セズ

第三十七條第九号を次のように改める。

九　第二十二條ノ六、第二十五條ノ四又ハ第二十五條ノ五第二項ノ規定ニ違反シタルトキ

附　則

1　この法律は、公布の日から、これを施行する。

2　森林火災國営保險法（昭和十二年法律第二十五号）の一部を次のように改正する。

第二十二條中「農林保險審査会」を「森林火災國営保險審査会」に改める。

◎郵便法の一部を改正する法律

郵便法の一部を次のように改正する。

第十三條に次の一項を加える。

（昭和二十三年七月二日）（内閣総理・通信大臣署名）
（法律第八十五号）

外國郵便に関する料金及び損害賠償金額は、條約に規定する料金及び損害賠償金額を超えない範囲において、内閣総理大臣及び通信大臣が、命令でこれを定める。

附　則

この法律は、その成立の日から起算し、十日を経過した日から、これを施行する。

◎郵便法等の一部を改正する法律

（昭和二十三年七月六日）（内閣総理・大蔵・通信大臣署名）
（法律第百四号）

郵便法等の一部を改正する法律

第一條　郵便法（昭和二十二年法律第百六十五号）の一部を次のように改正する。

第二十一條第二項中「一円二十銭」を「五円」に改める。

第二十二條第二項中「五十銭」を「二円」に、「一円」を「四円」に改める。

第二十三條第四項中「五十銭」を「二円」に、「一円」を「五十銭」に改める。

第二十五條第二項中「百円」を「四百円」に、「百五十円」を「六百円」に改める。

第二十六條第二項中「一円二十銭」を「四円」に、「十五銭」を「五十銭」に改める。

第二十七條第二項中「十五銭」を「五十銭」に改める。

第三十一條第一項中「五円」を「二十円」に、「三円」を「十二円」に改める。

第三十四條第三項中「百円」を「四百円」に改める。

第四十三條第二項中「二円五十銭」を「十円」に、「五円」を「二十円」に、「四十円」を「百六十円」に、「三十円」を「百二十円」に改める。

第四十八條第一項中「三百六十円」を「千四百四十円」に、「三百円」を「千二百円」に、「二百四十円」を「九百六十円」に、「二十円」を「九十円」に改める。

第五十條第二項中「二百円」を「七百二十円」に、「百二十円」を「四百八十円」に、「八十円」を「三百円」に、同條第三項中「二十円」を「七十二円」に改める。

第五十八條第三項中「五円」を「二十円」に改める。

第五十九條第四項中「十五円」を「六十円」に、「十円」を「四十円」に改める。

第六十條第三項中「四円」を「十五円」に改める。

第六十一條第三項中「十円」を「三十円」に改める。

第六十二條第四項を次のように改める。

配達証明料は、三十円とし、前項の規定による取扱をするときは、十五円を増す。

第六十三條第三項中「十円」を「三十円」に「五円」を「十五円」に改める。

第六十四條第四項及び第六十六條第三項中「十円」を「三十円」に改める。

第六十八條第二項中「百円」を「四百円」に改める。

第二條　郵便貯金法（昭和二十二年法律第百四十四号）の一部を次のように改正する。

第十八條第二項及び第三十九條第二項中「一円」を「四円」に改める。

第六十七條第一項中「千分の二」を「百分の一」に、同條第二項中「一銭」を「五銭」に改める。

第三條　郵便為替法（昭和二十三年法律第五十九号）の一部を次のように改正する。

第十六條第一項中「五千円以下」を「一万円以下」に、「千円以下」を「二千円以下」に改める。

第十七條第一項第一号から第三号までを次のように改める。

一　通常為替

為替金額千円以下の場合	四十円
同　三千円以下の場合	六十円
同　五千円以下の場合	八十円
同　一万円以下の場合	百二十円

二　電信為替

為替金額五百円以下の場合	百円
同　千円以下の場合	百二十円
同　三千円以下の場合	百五十円
同　五千円以下の場合	二百円
同　一万円以下の場合	二百五十円

三　小為替

為替金額百円以下の場合	十円
同　五百円以下の場合	十五円
同　千円以下の場合	二十五円
同　二千円以下の場合	三十五円

第二十一條第二項、第三十二條第三項及び第三十三條第二項中「一円」を「四円」に改める。

第二十六條第二項中「千円以下」を「二千円以下」に改める。

第四條　郵便振替貯金法（昭和二十三年法律第六十号）の一部を次のように改正する。

第十八條第一項第一号から第三号までを次のように改める。

一　拂込

通常拂込

拂込金額五百円以下の場合	十円
同　五百円を超える場合	二十円
電信拂込	
拂込金額五百円以下の場合	七十円

同　千円以下の場合	九十円
同　五千円以下の場合	百二十円
同　一万円以下の場合	百五十円
同　一万円を超える場合	一万円又はその端数ごとに七十円を百五十円に加えた額

二　振替

通常振替	四円
電信振替	
同一口座所管廳に属する口座間の振替の場合	七十円
異なる口座所管廳に属する口座間の振替の場合	百円

三　拂出

通常現金拂

拂出金額百円以下の場合	十円
同　五百円以下の場合	十五円
同　千円以下の場合	二十円
同　五千円以下の場合	二十五円
同　一万円以下の場合	三十円
同　一万円を超える場合	一万円を超える五千円又はその端数ごとに十円を二十円に加えた額

小切手拂

拂出金額五百円以下の場合	十円
同　一万円以下の場合	二十円
同　一万円を超える場合	一万円を超える五千円又はその端数ごとに十円を二十円に加えた額

電信現金拂

拂出金額五百円以下の場合	七十円
同　千円以下の場合	九十円
同　五千円以下の場合	百二十円
同　一万円以下の場合	百五十円

第十九條第一項但書中「十円」を「七十円」に、同條第三項中「二円」を「八円」に改める。

第二十七條第四項、第三十五條第六項、第四十六條第二項及び第四十九條第二項中「一円」を「四円」に改める。

第六十二條第一項中「一円五十銭」を「二円」に、「二円」を「八円」に改める。

第五條　金融緊急措置令に基く封鎖支拂の取扱に関する件（昭和二十一年閣令第六十一号）の一部を次のように改正する。

第二條第一号中「千円」を「二千円」に、「五百円」を「千円」に、「二円」を「十円」に、同條第二号中「五千円」を「一万円」に、「二十円」を「三十円」に改める。

に、「三千円」を「五千円」に、「二十五円」を「百円」に改める。

附　則

この法律は、昭和二十三年七月十日から、これを施行する。

第六　文化法

第六　文化法

一　新制定法

◎日本学術会議法

（昭和二十三年七月十日）（大蔵・文部）
（法律第百二十一号）（大臣署名）

日本学術会議法

日本学術会議は、科学が文化國家の基礎であるという確信に立つて、科学者の總意の下に、わが國の平和的復興、人類社会の福祉に貢献し、世界の学界と提携して学術の進歩に寄與することを使命とし、ここに設立される。

第一章　設立及び目的

第一條　この法律により日本学術会議を設立し、この法律を日本学術会議法と称する。

2　日本学術会議は、内閣總理大臣の所轄とする。

3　日本学術会議に関する経費は、國庫の負担とする。

第二條　日本学術会議は、わが國の科学者の内外に対する代表機関として、科学の向上発達を図り、行政、産業及び國民生活に科学を反映浸透させることを目的とする。

第二章　職務及び権限

第三條　日本学術会議は、独立して左の職務を行う。

一　科学に関する重要事項を審議し、その実現を図ること。

二　科学に関する研究の連絡を図り、その能率を向上させること。

第四條　政府は、左の事項について、日本学術会議に諮問することができる。

一　科学に関する研究、試験等の助成、その他科学の振興を図るために政府の支出する交付金、補助金等の予算及びその配分

二　政府所管の研究所、試験所及び委託研究費等に関する予算編成の方針

三　特に専門科学者の検討を要する重要施策

四　その他日本学術会議に諮問することを適当と認める事項

第五條　日本学術会議は、左の事項について、政府に勧告することができる。

一　科学の振興及び技術の発達に関する方策

二　科学に関する研究成果の活用に関する方策

三　科学研究者の養成に関する方策

四　科学を行政に反映させる方策

五　科学を産業及び國民生活に浸透させる方策

六　その他日本学術会議の目的の遂行に適当な事項

第六條　政府は、日本学術会議の求に應じて、資料の提出、意見の開陳又は説明をすることができる。

第三章　組織

第七條　日本学術会議は、選挙された二百十人の日本学術会議会員（以下会員という。）をもつて、これを組織する。

2　会員の任期は、三年とする。但し、再選を妨げない。

3　会員には、手当を支給することができる。

第八條　日本学術会議に、会長一人及び副会長二人を置く。

2　会長は、会員の互選によつて、これを定める。

3　副会長は、人文科学部門又は自然科学部門に属する会員のうちから、それぞれ一人を全部の会員の互選によつて定める。

4　会長及び副会長の任期は、会員としての在任期間とする。但し、再選を妨げない。

5　会長又は副会長が欠員となつたときは、新たにこれを互選する。

第九條　会長は、会務を総理し、日本学術会議を代表する。

2　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、会長の指名により、いずれかの一人が、その職務を代理する。

第十條　日本学術会議に、左の区分により、左の七部を置く。

人文科学部門

第一部（文学、哲学、史学）

第二部（法律学、政治学）

第三部（経済学、商学）

自然科学部門

第四部（理学）

第五部（工学）

第六部（農学）

第七部（医学、歯学、薬学）

第十一條　会員は、前條に掲げる部のいずれかに分属するものとし、各部の定員は、それぞれ三十人とする。

2　各部の定員は、別表の定めるところにより、これを全國区定員と地方区定員とに、全國区定員は、これを専門別定員と専門にかかわらない定員とに分ける。

3　地方区定員は、各地方区において選出された会員一人ずつで、満たされるものとする。

第十二條　各部に、部長及び副部長各々一人並びに幹事二人を置き、その部に属する会員の互選によつて、これを定める。

2　第八條第四項及び第五項の規定は、部長、副部長及び幹事について、これを準用する。

第十三條　部長は、部務を掌理する。

2　副部長は、部長を補佐し、部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3　幹事は、部長の命を受け、部務に従事する。

第十四條　日本学術会議に、その運営に関する事項を審議させるため、運営審議会を置く。

2　運営審議会は、会長、副会長、部長、副部長及び幹事をもつて、これを組織する。

第十五條　日本学術会議に、常置又は臨時の委員会を置くことができる。

2　前項の委員会の委員には、手当を支給することができる。

第十六條　日本学術会議に、事務局を置き、日本学術会議に関する事務を処理させる。

2　事務局に、政令の定めるところにより、局長その他所要の職員を置く。

3　前項の職員中、局長並びに一級及び二級の官吏の任免は、会長の申出を考慮して内閣総理大臣がこれを行い、三級官吏以下の任免は、局長がこれを行う。

第四章　会員の選挙

第十七條　科学者であつて、左の資格の一を有する者は、会員の選挙権及び被選挙権を有する。

一　学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）又は旧大学令（大正七年勅令第三百八十八号）による大学卒業後二年以上の者

二　旧専門学校令（明治三十六年勅令第六十一号）による専門学校、旧師範教育令（昭和十八年勅令第百九号）による教員養成諸学校又はこれらの学校と同等以上の学校、養成所等を卒業後四年以上の者

三　その他研究歴五年以上の者

2　前項の科学者は、科学又は技術の研究者であつて、研究論文若しくは業績報告又はこれに代るべき所属の学会若しくは研究機関の責任者の証明により、研究者であることが証明される者でなければならない。

第十八條　前條の規定により選挙権を有する者（以下有権者という。）は、事務局に備えた各部ごとの名簿に登録しなければ、選挙権を行使することができない。

第十九條　会員の選挙は、全國区と地方区とに分け、各部ごとに、同時に、これを行う。

第二十條　日本学術会議に、選挙管理会を設け、有権者の資格審査、選挙の実施、投票の効力の決定その他選挙に関する事務を行わせる。

第二十一條　前四條に定めるものの外、会員の選挙に関して必要な事項は、日本学術会議の定める選挙規則で、これを定める。

第五章　会議

第二十二條　日本学術会議の会議は、総会、部会及び連合部会とする。

2　総会は、日本学術会議の最高議決機関とし、年二回会長がこれを招集する。但し、必要があるときは、臨時にこれを招集することができる。

3　部会は、各部に関する事項を審議し、部長がこれを招集する。

4　連合部会は、二以上の部門に関連する事項を審議し、関係する部の部長が、共同してこれを招集する。

第二十三條　総会は、会員の三分の一以上の出席がなければ、これを開くことができない。

2　総会の議決は、出席会員の多数決による。

3　部会及び連合部会の会議については、前二項の規定を準用する。

第六章　日本学士院

第二十四條　日本学術会議に、学術上の功績顯著な科学者を優遇するために、日本学士院を置く。

2　日本学士院は、学術の研究を奨励するため、特にすぐれた論文、著書その他特定の研究業績に対して授賞することができる。

3　日本学士院は、日本学士院会員をもつてこれを組織する。

4　日本学士院会員の数は、百五十人とし、日本学術会議がこれを選定する。

5　日本学士院会員は、終身とする。

6　日本学士院会員には、予算の範囲内で、内閣総理大臣の定めるところにより、年金を支給することができる。

第七章　雑則

第二十五條　会員は、病気その他やむを得ない事由があるときは、総会の議決によつて退職することができる。

第二十六條　会員に、会員として不適当な行爲があるときは、総会における出席会員三分の二以上の議決によつて退職させることができる。

第二十七條　会員に欠員を生じたときは、全國区、地方区ともに、あらかじめ選挙管理会の指定する次点者をもつて補充する。

2　前項による補欠会員の任期は、前任者の残任期間とする。

第二十八條　会長は、総会の議決を経て、日本学術会議の運営に関し、必要な運営規則を定めることができる。

附　則

第二十九條　この法律のうち、第三十四條及び第三十五條の規定は、この法律の公布の日から、これを施行し、その他の規定は、昭和二十四年一月二十日から、これを施行する。

第三十條　日本学士院規程（明治三十九年勅令第百四十九号）、学術研究会議官制（大正九年勅令第二百九十七号）及び日本学士院会員の待遇に関する件（大正三年勅令第二百五十八号）は、これを廃止する。

第三十一條　従前、日本学士院及び学術研究会議において所掌した事務でその廃止の日に残存するものは、日本学術会議においてこれを処理する。

第三十二條　第二十四條及び第三十條の規定施行の際、日本学士院規程によつて任命された日本学士院会員は、引き続きこの法律による日本学士院会員となつたものとする。

第三十三條　第一回に選出された会員の任期は、第七條第二項の規定にかかわらず、これを二年とする。

第三十四條　第一回の会員選挙は、第四章の規定に従い、学術体制刷新委員会がこれを行う。この場合において、第四章中「日本学術会議」とあるのは、「学術体制刷新委員会」と読み替えるものとする。

2　日本学術会議の第一回総会は、学術体制刷新委員会委員長が、これを招集する。

3　前二項に要する経費は、國庫の負担とする。

第三十五條　第一回の会員選挙のための選挙管理会は、中央選挙管理会及び地方選挙管理会とする。

2　地方選挙管理会は、各地方区にこれを置き、中央選挙管理会の事務の執行に協力するものとする。

3　中央選挙管理会の委員は百四人とし、学術体制刷新委員会において、これを選定する。但し、うち七人は各地方選挙管理会の委員のうちから一人づゝを選定するものとする。

4　地方選挙管理会の委員は、各地方区ごとに十四人以内とし、学術体制刷新委員会地方連絡委員会において、これを選定する。

別表

部別	専門別定員	全國区定員	地方区定員	合計
	（専門にかかわらない定員）			
第一部				
文学	四			
史学	四	一一	七	三〇
哲学	四			
法学一般	二			
公法学	二			
第二部				
民事法学	二			
刑事法学	二	一三	七	三〇
政治学	二			
第三部				
経済学	五			
商学	五	一三	七	三〇
第四部				
数学	一			
天文学	一			
物理学	一			
地球物理学	一			
化学	一			
動物学	一	一二	七	三〇
植物学	一			
地質学	一			
鉱物学	一			
地理学	一			
人類学	一			

| | | |

2　都道府縣委員会の委員と、地方委員会の委員とは、これを兼ねることができない。

第十一條　通常選挙は、二年ごとに、選挙による委員の定数の半数について、これを行う。

第十二條　委員の選挙においては、選挙区を設けない。

第十三條　委員の選挙に関する事務は、当該地方公共團体の選挙管理委員会が、これを管理する。

第十四條　都道府縣委員会の委員の選挙と、地方委員会の委員の選挙とは、これを同時に行うことができる。

第十五條　委員の選挙は、市町村の議会の議員の選挙に関する選挙人名簿により、これを行う。

第十六條　委員の候補者は、選挙人の推薦によるものでなければならない。

2　前項の推薦は、選挙人が本人の承諾を得て、六十人以上の連署をもつて、その代表者から選挙長に届け出なければならない。

第十七條　委員の被選挙権を有する者は、同時に二つの教育委員会の委員の候補者となることができない。

第十八條　委員の候補者の届出には、供託金を要しない。

第十九條　教育委員会の委員の選挙においては、有効投票の最多数を得た者をもつて当選人とする。

2　当選人を定めるに当り得票数が同じであるときは、選挙会において、選挙長が、くじでこれを定める。

第二十條　在任期間を異にする委員の選挙を合併して行つた場合においては、得票数の多い者から、在任期間の長い当選人を選ばなければならない。

2　得票数が同じである者のうち、任期の長短を定める必要がある場合には、選挙会において、選挙長が、くじでこれを定めなければならない。

第二十一條　当選人が当選を辞したとき、死亡者であるとき、又は地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第五十七條の規定により当選を失つたときは、直ちに選挙会を開き当選人にならなかつた者のうち、得票数の最も多い者から順次に、当選人を定めなければならない。

2　地方自治法第六十二條第一項第五号から第七号までの事由若しくは欠員が、同法第六十條第一項の期限前に生じたときは、当選人にならなかつた者のうち、得票数の最も多い者から順次に、又はその期限経過後に生じた場合において、第十九條第二項の適用を受けた者があるときは、その者のうちから、選挙会を開き、当選人を定めなければならない。

第二十二條　在任期間を異にする委員の選挙を合併して行つた場合において、普通地方公共團体の議会の議員の選挙に関する地方自治法第五十八條の規定の適用があるときは、選挙会において、選挙長が、くじでいずれの委員候補者をもつて、在任期間の長い委員の当選人とするかを定めなければならない。

第二十三條　地方自治法第六十二條第一項第一号から第三号までに掲げる事由が生じた場合、又は同條第一項第四号から第七号までに掲げる事由若しくは欠員が、地方自治法第六十條第一項の期限前に生じた場合において、更に選挙を行わないで当選人を定めることができないときは、更に選挙を行う。

第二十四條　地方自治法第六十二條第一項第四号から第七号までに掲げる事由若しくは欠員か、同法第六十條第一項の期限経過後に生じた場合において、当選人を定めることができないときは、教育委員会において、委員の被選挙権を有する者のうちから、すみやかに補充委員を選任する。

2　補充委員の任期は、次の通常選挙の期日の前日までとし、その委員の任期終了による欠員については、次の通常選挙とあわせて補欠委員の選挙を行う。

第二十五條　地方自治法第六十條第一項の期限経過後、議会において選挙された委員を除くすべての委員が欠けたときは、前條第一項の規定にかかわらず、補欠委員の選挙を行う。

2　前項の事由が、次の通常選挙前六箇月以内に生じたときは、前項の規定にかかわらず、前條第一項の規定による。

第二十六條　第七條第三項の規定による委員が欠けたときは、議会は、すみやかに委員を選挙しなければならない。

第二十七條　地方自治法第七十二條第一項に規定する都道府縣知事の選挙運動に関する規定は、委員の選挙の選挙運動に、同條第三項の規定は、都道府縣委員会の委員の選挙に、これを準用する。但し、同條第一項で準用する衆議院議員選挙法（大正十四年法律第四十七号）第百四十條第四項中「都議会議員選挙管理委員会又は道府縣会議員選挙管理委員会」とあるのは、地方委員会の委員の選挙については、「当該地方公共團体の選挙管理委員会」と読み替えるものとする。

第二十八條　委員の選挙については、この法律又はこれに基く政令に別段の定がある場合を除いては、地方自治法に定める普通地方公共團体の議会の議員の選挙に関する規定を準用する。

（委員の解職の請求）

第二十九條　委員の選挙権を有する者は、委員の解職の請求をすることができる。

2　前項の解職の請求に関しては、地方自治法に定める普通地方公共團体の議会の議員の解職の請求の例による。

（委員の辞職及び資格の決定）

第三十條　委員の辞職及び資格の決定については、地方自治法第六章第八節の規定（第百二十六條但書の規定を除く。）を準用する。但し、「普通地方公共團体の議会」とあるのは、「教育委員会」と、「議員」とあるのは、「委員」と読み替えるものとする。

（委員の報酬及び費用弁償）

第三十一條　地方公共團体は、当該教育委員会の委員に対し報酬を支給しなければならない。但し、給料は支給しない。

2　委員は、職務を行うために要する費用の弁償を受けることができる。

3　報酬及び費用弁償の額並びにその支給方法は、当該地方公共團体の條例でこれを定めなければならない。

（委員の服務等）

第三十二條　委員の宣誓、法令等に從う義務及び服務に關しては、別に地方公共團体の職員に關して規定する法律で、これを定める。

第二節　教育委員会の会議

（委員長及び副委員長）

第三十三條　教育委員会は、委員のうちから、委員長及び副委員長各一人を選挙しなければならない。

2　委員長及び副委員長の任期は、一年とする。但し、再選されることができる。

3　委員長は、教育委員会の会議を主宰する。

4　副委員長は、委員長を助け、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を行う。

（会議の招集）

第三十四條　教育委員会の会議は、委員長が、これを招集する。

2　委員二人以上の者から、書面で会議に付議すべき事件を示して、臨時会の招集の請求があるときは、委員長は、これを招集しなければならない。

3　会議開催の場所及び日時は、会議に付議すべき事件とともに、委員長が、あらかじめこれを告示しなければならない。

4　招集は、開会の日前、都道府縣委員会にあつては七日、地方委員会にあつては三日までに、これを告示しなければならない。但し、急施を要する場合は、この限りでない。

（定例会及び臨時会）

第三十五條　教育委員会の会議は、定例会及び臨時会とする。

2　定例会は、毎月一回これを招集しなければならない。

3　臨時会は、必要がある場合において、その事件に限り、これを招集する。

4　会議招集の告示後に急施を要する事件があるときは、前條第三項及び前項の規定にかかわらず、直ちに、これを会議に付議することができる。

（会議の定足数）

第三十六條　教育委員会の会議は、在任委員の半数以上が出席しなければ、これを開くことができない。但し、同一の事件につき再度招集しても、なお半数に達しないときは、この限りでない。

（会議の公開）

第三十七條　教育委員会の会議は、これを公開する。但し、委員の発議により、出席委員の三分の二以上の多数で議決したときは、秘密会を開くことができる。

2　前項の委員の発議は、討論を行わないで、その可否を決しなければならない。

（議決の方法）

第三十八條　教育委員会の議事は、出席委員の過半数で、これを決する。

（議事参與の制限）

第三十九條　教育委員会の委員は、自己又は配偶者若しくは三親等以内の親族の一身上に關する事件については、その議事に参與することができない。但し、会議に出席し、発言することができる。

（会議規則）

第四十條　教育委員会は、会議規則及び傍聽人規則を設けなければならない。

2　この法律に別段の定がある場合を除いては、教育委員会の会議に關する事項は、会議規則でこれを定めることができる。

第三節　教育長及び事務局

（教育長）

第四十一條　教育委員会に、教育長を置く。

2　教育長は、別に教育職員の免許に關して規定する法律の定める教育職員の免許状を有する者のうちから、教育委員会が、これを任命する。

3　教育長の任期は、四年とする。但し、再任することができる。

第四十二條　教育長は、教育委員会の指揮監督を受け、教育委員会の処理するすべての教育事務をつかさどる。

（事務局）

第四十三條　教育委員会の職務権限に属する事項に關する事務を処理させるため、教育委員会に事務局を置く。

（事務局の部課）

第四十四條　都道府縣委員会の事務局には、教育委員会規則の定めるところにより、必要な部課（会計及び土木建築に關する部課を除く。）を置く。但し、教育の調査及び統計に關する部課並びに教育指導に關する部課は、これを置かなければならない。

2　地方委員会の事務局には、教育委員会規則の定めるところにより、必要な部課を置くことができる。

（事務局の職員）

第四十五條　都道府縣委員会の事務局に、指導主事、教科用図書の檢定又は採択、教科内容及びその取扱、建築その他必要な事項に關する專門職員並びにその他必要な事務職員を置く。

2　地方委員会の事務局には、都道府縣委員会の事務局に準じて必要な職員を置く。

3　前二項に規定する職員の定数は、当該地方公共團体の條例で、これを定めなければならない。

4　第一項及び第二項の職員並びに学校の事務職員は、教育長の推薦により、教育委員会が、これを任命する。

第四十六條　指導主事は、教員に助言と指導を與える。但し、命令及び監督をしてはならない。

第四十七條　教科用図書の檢定又は採択、教科内容及びその取扱、その他特殊な事項に關する專門職員には、教員をもつて、これに充てることができる。但し、その期間中は、教員の職務を行わないことができる。

第三章　教育委員会の職務権限

（教育委員会の所管）

第四十八條　都道府縣委員会は、都道府縣の設置する学校その他の教育機関を、地方委員会は、当該地方公共團体の設置する学校そ

の他の教育機関をそれぞれ所管する。

2　当該教育委員会は、その協議により都道府縣の設置する高等学校を市町村に、又は市町村の設置する高等学校を都道府縣に移管することができる。

（教育委員会の事務）

第四十九條　教育委員会は左の事務を行う。但し、この場合において教育長に対し、助言と推薦を求めることができる。

一　学校その他の教育機関の設置及び廃止に関すること。

二　学校その他の教育機関の運営及び管理に関すること。

三　教科内容及びその取扱に関すること。

四　教科用図書の採択に関すること。

五　別に教育公務員の任免等に関して規定する法律の規定に基き、校長及び教員の任免その他の人事に関すること。

六、教育委員会及び学校その他の教育機関の職員の任免その他の人事に関すること。

七　教員その他教育関係職員の組織する勞働組合に関すること。

八　学校その他の教育機関の敷地の設定及び変更並びに校舎その他建物の営繕、保全の計画及びその実施の指導に関すること。

九　教科その他の設備の整備計画に関すること。

十　教育委員会規則の制定又は改廃に関すること。

十一　教育委員会の所掌に係る歳入歳出予算に関すること。

十二　教育目的のための基本財産及び積立金の管理に関すること。

十三　教育事務のための契約に関すること。

十四　社会教育に関すること。

十五　校長、教員その他教育職員の研修に関すること。

十六　証書及び公文書類を保管すること。

十七　教育の調査及び統計に関すること。

十八　その他法律に別段の定のない、その所轄地域の教育事務に関すること。

第五十條　都道府縣委員会は、前條各号に掲げる事務を行う外、左の事務を行う。但し、この場合において、教育長に対し、助言と推薦を求めることができる。

一　別に教育職員の免許に関して規定する法律の定めるところに従い、教育職員の免許状を発行すること。

二　文部大臣の定める基準に従い、都道府縣内のすべての学校の教科用図書の検定を行うこと。

三　地方委員会に対し、技術的、専門的な助言と指導を與えること。

四　高等学校の通学区域の設定又は変更に関すること。

五　その他法令により、その職務権限に属する事項

第五十一條　校長及び教員の任免、給與等の人事その他共通する必要な事項を決定するために、都道府縣内の地方委員会と都道府縣委員会が連合して協議会を設けることができる。

2　前項の協議会の決議は、全員一致によらなければならない。

3　協議会に関して必要な事項は、当該教育委員会の協議によつて、これを定めなければならない。

第五十二條　特別区の教育委員会については、第四十九條第一項第三号及び第四号の規定は、これを適用せず、都の教育委員会が、これを行う。

（教育委員会規則）

第五十三條　教育委員会は、法令に違反しない限りにおいて、その権限に属する事務に関し教育委員会規則を制定することができる。

2　教育委員会規則は、一定の公告式により、これを告示しなければならない。

（通学区域の設定）

第五十四條　都道府縣委員会は、高等学校の教育の普及及びその機会均等を図るため、その所轄の地域を数箇の通学区域に分ける。但し、必要がある場合には、生徒の就学につきこれを調整することができる。

（報告書の提出）

第五十五條　都道府縣委員会は、地方委員会に対し、文部大臣は、都道府縣委員会及び地方委員会に対し、各所轄区域の教育に関する年報その他必要な報告書を提出させることができる。

2　法律に別段の定がある場合の外、文部大臣は、都道府縣委員会及び地方委員会に対して行政上及び運営上、指揮監督をしてはならない。

（予算の編成）

第五十六條　教育委員会は、毎会計年度、その所掌に係る歳入歳出の見積に関する書類を作成し、これを地方公共團体における予算の統合調整に供するため、地方公共團体の長に送付しなければならない。

第五十七條　地方公共團体の長は、毎会計年度、歳入歳出予算を作成するに当つて、教育委員会の送付に係る歳出見積を減額しようとするときは、あらかじめ教育委員会の意見を求めなければならない。

第五十八條　地方公共團体の長は、教育委員会の歳出見積を減額した場合においては、教育委員会の送付に係る歳出見積について、その詳細を歳入歳出予算に附記するとともに、地方公共團体の議会が教育委員会の送付に係る歳出額を修正する場合における必要な財源についても明記しなければならない。

（予算の執行）

第五十九條　地方公共團体の議会において予算を議決したときは、地方公共團体の長は、教育委員会の所掌に係る予算を、当該教育委員会に配当しなければならない。

第六十條　教育委員会は、その所掌に係る予算について、その配当の範囲内で、支出を出納長又は收入役に命令する。

（議会の議決を経るべき事件）

第六十一條　教育委員会は、法令により地方公共團体の議会の議決を経るべき事件のうち、左のものに関する議案の原案を、地方公共團体の長に送付する。

一　教育目的のための基本財産及び積立金の設置、管理及び処分に関すること。
二　教育事業のための地方債に関すること。
三　授業料その他教育に関する使用料及び手数料に関すること。
四　第三十一條第三項、第四十五條第三項及び第六十六條第二項に規定する條例の制定又は改廃に関すること。

第六十二條　地方公共團体の長は、前條各号の事件につきその議案を地方公共團体の議会の議決に付するに当つて、教育委員会の送付に係る原案を修正しようとするときは、あらかじめ教育委員会の意見を求めなければならない。

第六十三條　地方公共團体の長は、教育委員会の送付に係る原案を修正した場合においては、その議案に教育委員会の意見を附記しなければならない。

（教育委員会及び教育長の代理執行）

第六十四條　委員が、すべて欠けて、第二十五條第二項の規定によることができない場合には、教育委員会の行う事務は、教育長がこれを行う。

2　前項の規定による処理については、教育長は、次の会議において、これを教育委員会に報告しなければならない。

第六十五條　都道府縣委員会の委員がすべて欠け、更にその教育長も欠けた場合には、文部大臣は、当該都道府縣委員会の教育長代理を任命する。

2　地方委員会の委員がすべて欠け、更にその教育長も欠けた場合には、都道府縣委員会は、当該地方委員会の教育長代理を任命する。

3　前項の場合において、都道府縣委員会の委員がすべて欠けたときは、都道府縣の教育長が前項の教育長代理を任命する。

4　第一項及び第二項の教育長代理は、当該教育委員会の次の最初の会議まで在任する。

第四章　雜則

（学校その他の教育機関の職員）

第六十六條　都道府縣及び市町村に校長、教員及び学校の事務職員を置く。

2　校長、教員及び学校の事務職員の定数は、法律又は政令に別段の定がある場合の外、当該地方公共團体の條例で、これを定めなければならない。

3　校長及び教員の身分に関しては、この法律に別段の定があるものを除く外、別に教育公務員の任免等に関して規定する法律の定めるところによる。

4　教育委員会の所管に属する学校以外の教育機関に、必要な職員を置く。

（教育職員等の身分取扱）

第六十七條　教育委員会の任命に係る教育職員のうち、別に教育職員の免許に関して規定する法律の定める教育職員の免許状を必要とする職員（校長及び教員を除く。）の身分取扱に関しては、この

法律に定めるものを除く外、別に教育公務員の任免等に関して規定する法律の定めるところによる。

2　前項以外の職員の身分取扱に関しては、この法律に定めるもの及び前項の法律の定めを除く外、別に地方公共團体の職員に関して規定する法律の定めるところによる。

（職員の給與）

第六十八條　前二條に規定する職員の給與に関しては、法律に別段の定のある場合の外、地方自治法第八章に規定する地方公共團体の長の補助機関たる職員の給與に関する規定を準用する。

附　則

第六十九條　この法律は、公布の日から、これを施行する。但し、第九十四條の規定は、昭和二十三年十一月一日から、これを施行する。

第七十條　大阪市、京都市、名古屋市、神戸市及び横浜市（五大市という。以下同じ。）を除く市町村の教育委員会の設置は、昭和二十五年十一月一日までに、これを行わなければならない。但し、その設置に関し必要な事項は、政令でこれを定めることができる。

第七十一條　この法律施行後、都道府縣又は五大市の教育委員会が成立するまでの間、この法律により教育委員会が行うべき事務は、なお従前の例により、各相当機関がこれを行う。

第七十二條　この法律により初めて行う都道府縣又は五大市の教育委員会の委員の選挙は、昭和二十三年十月五日に、任期四年の委員の選挙と、任期二年の委員の選挙とをそれぞれ一つの選挙で合併して、これを行う。

2　前項の選挙が行われたときは、都道府縣及び五大市の議会は、二十日以内に第七條第三項の委員を選挙し、その結果を都道府縣知事、又は市長に報告しなければならない。

第七十三條　前條第一項の選挙が行われたときは、都道府縣知事又は五大市の市長は、二十日以内に、教育委員会の会議を招集しなければならない。

2　都道府縣及び五大市の教育委員会は、昭和二十三年十一月一日に成立するものとする。

第七十四條　教育委員会が成立した場合においては、その成立の日から、都道府縣知事にあつては三十日以内、五大市の市長にあつては二十日以内に、第四條に規定する事務を当該教育委員会に引き継がなければならない。

第七十五條　前條の規定による事務引継の場合においては、都道府縣知事又は五大市の市長は、書類、帳簿及び財産目録を調整し、処分未了若しくは未着手の事項又は将来企画すべき事項については、その処理の順序及び方法並びにこれに対する意見を記載しなければならない。

第七十六條　前二條に規定するものの外、第七十四條による教育委員会の事務引継に関しては、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第四章第一節に規定する普通地方公共團体の長の事務引継に関する規定による。

第七十七條　昭和二十三年十一月一日に都道府縣及び五大市の教育

局部の長及びその職員は、それぞれ現にある級及び現に受ける号俸に相当する給料をもつて、都道府縣又は五大市の教育委員会の教育長又は事務局の職員に、任用されたものとみなす。

2　前項の教育長の在任期間は、昭和二十四年三月三十一日までとする。

第七十八條　教育委員会は、別に教育職員の免許に関して規定する法律が定められるまでの間、第四十一條の規定にかかわらず別に政令で定める資格を有する者のうちから教育長を任命する。

2　教育委員会は、当分の間、第四十一條及び前項に規定する教育長の資格を有する者を得ることができないときは、その資格を有しない者のうちから、教育長を任命することができる。

3　前項の教育長の任期は、これを一年とする。

第七十九條　都道府縣又は五大市の從前の條例又は規則のうち教育に関するものは、これをこの法律に基いて設けた條例又は教育委員会規則とみなす。

第八十條　この法律施行の際における公共学校の校長、教員及び学校の事務職員の各級別の定数は、現に公立学校官制（昭和二十一年勅令第二百十三号）並びに公立中学校、小学校及び幼稚園官制（昭和二十三年政令第二十号）の規定による地方教官又は地方事務官たる者の定員による。

2　前項の定数は、第六十六條第二項の條例で、これを設けたものとみなす。

第八十一條　この法律に別段の定があるものを除く外、第六十七條に規定する職員の職階制、試験、任免、給與、能率、分限、懲戒、保障、服務その他身分取扱に関しては、別に教育公務員の任免等に関して規定する法律及び地方公共團体の職員に関して規定する法律が定められるまでの間、都道府縣又は市町村の長の補助機関たる職員に関する規定による。但し、政令で特別の規定を設けることができる。

第八十二條　公立学校の事務職員で地方事務官たる者の職階制、試験、任免、給與、能率、分限、懲戒、保障、服務その他身分取扱に関しては、別に地方公共團体の職員に関して規定する法律が定められるまで、從前の公立学校の地方事務官に関する各相当規定を準用する。但し、政令で特別の規定を設けることができる。

第八十三條　この法律施行の際、現に公立学校の事務職員で地方事務官たる者は、この法律若しくはこれに基く政令又は他の法律で別に定めるものを除く外、それぞれ現にある級及び現に受ける号俸に相当する給料をもつて当該公立学校の事務職員に任用され、引き続き現にある職に相当する職に補せられたものとする。

第八十四條　この法律施行の際、現に公立学校の事務職員で地方事務官たる者が、引き続き当該公立学校の事務職員となつた場合には、これを從前の身分のまま勤続するものとみなし、当分の間、これに恩給法（大正十二年法律第四十八号）の規定を準用する。この者が当該公立学校の事務職員から更に官吏となつた場合には、恩給法の適用については、その当該地方公共團体の職員としての在職期間は、これを公務員としての在職年に通算する。

第八十五條　第四條の大学には、当分の間、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第九十八條の規定により從前の学校として存続する高等学校、大学予科、專門学校及び教員養成諸学校を含むものとする。

第八十六條　教科用図書は、第四十九條第四号及び第五十條第二号の規定にかかわらず、用紙割当制が廃止されるまで、文部大臣の檢定を経た教科用図書又は文部大臣において著作権を有する教科用図書のうちから、都道府縣委員会が、これを採択する。

第八十七條　市（五大市を除く。この條中以下同じ。）町村に教育委員会が設置されるまでの間、市町村の教育に関する事務は、從来市町村又は市町村長の権限に属するものを除く外、都道府縣委員会が、これを所管する。

第八十八條　市（五大市を除く。）町村に設置される教育委員会の成立に関しては、五大市の教育委員会の成立の場合の例による。

第八十九條　地方学事通則（大正三年法律第十三号）は、これを廃止する。

第九十條　教育事務のために設ける市町村の一部事務組合は、これを市町村学校組合と称する。

第九十一條　地方学事通則に規定する学区の財産は、同法第四條の規定に從い、昭和二十三年十二月三十一日までに、これを処分する。

第九十二條　教科書の発行に関する臨時措置法（昭和二十三年法律第百三十二号）の一部を、次のように改正する。

第五條第一項、第六條第一項及び第二項、並びに第七條第一項及び第二項中「都道府縣知事」を「都道府縣の教育委員会」に、第七條中「國立の学校の長」を「市町村の教育委員会、國立及び私立の学校の長」に改める。

第九十三條　学校教育法の一部を次のように改正する。

第二十九條、第三十一條、第三十二條及び第七十四條中「その議会の議決を経て」を削る。

第三十四條中「公立又は」を削る。

第三十條、第三十一條及び第三十三條中「又は町村学校組合」を削る。

第百六條第二項として、次の一項を加える。

第四條の認可する監督廳及び第十四條の監督廳は、公立の小学校、中学校、高等学校、盲学校、聾学校、養護学校及び幼稚園については、当分の間、これを都道府縣委員会とする。

第百七條　この法律において市町村立小学校の管理機関とは、当分の間、教育委員会の置かれない市町村にあつては、これを市町村とする。

第九十四條　地方自治法の一部を次のように改正する。

第百二十一條中「監査委員及び市町村の公安委員会の委員」を「監査委員、市町村の公安委員会の委員及び教育委員会の委員」に改める。

第百二十五條中「監査委員又は当該市町村の公安委員会」を「監査委員、当該市町村の公安委員会及び教育委員会」に改める。

第百五十八條中

「四　教育局
(一)教育学藝に関する事項」
及び「三　教育部
(一)教育学藝に関する事項」を削る。

第百七十三條第一項中、「技術吏員及び教育吏員」を「及び技術吏員」に改め、同條第四項を削る。

第九十五條　校長及び教員の身分取扱については、別に教育公務員の任免等に関して規定する法律が定められるまでの間は、第四十九條第五号並びに第六十六條第一項及び第三項の規定にかかわらず、なお従前の例による。但し、政令で特別の規定を設けることができる。

◎教科書の発行に関する臨時措置法

（昭和二十三年七月十日）（文部大法律第百三十二号）（臣署名）

教科書の発行に関する臨時措置法

第一條　この法律は、現在の経済事情にかんがみ、教科書の需要供給の調整をはかり、発行を迅速確実にし、適正な価格を維持して、学校教育の目的達成を容易ならしめることを目的とする。

第二條　この法律において「教科書」とは、小学校、中学校、高等学校及びこれらに準ずる学校において、教科課程の構成に応じて組織排列された教科の主たる教材として、教授の用に供せられる児童又は生徒用図書であつて、文部大臣の検定を経たもの又は文部大臣において著作権を有するものをいう。

2　この法律において「発行」とは、教科書を製造供給することをいい、「発行者」とは、発行を担当する者をいう。

第三條　教科書には、その表紙に「教科書」の文字を、その末尾に著作者の氏名、発行者の氏名、住所及び発行の年月日、並びに印刷者の氏名、住所及び印刷の年月日を記載しなければならない。

2　著作者及び発行者が法人その他の団体であるときは、団体名及びその代表者名を併記するものとする。

3　印刷者の住所と印刷所の所在地とが異なるときは、印刷所の名称及びその所在地をも記載しなければならない。

第四條　発行者は、毎年、文部大臣の指示する時期に、発行しようとする教科書の書目を、文部大臣に届け出なければならない。

第五條　都道府県知事は、毎年、文部大臣の指示する時期に、教科書展示会を開かなければならない。

2　教科書展示会に関しては、省令をもつてその基準を定める。

第六條　文部大臣は、第四條の届出に基き目録を作成し、都道府県知事にこれを送付するものとする。

2　都道府県知事は、前項の目録を当該都道府県の区域内にある第二條第一項に規定する学校に、配付するものとする。

3　発行者は、第四條によつて届け出た教科書の見本を、前條の教科書展示会に出品することができる。

第七條　國立の学校の長は、教科書の需要数を、都道府県知事に報告しなければならない。

2　都道府県知事は、都道府県内の教科書の需要数を、省令の定めるところにより、文部大臣に報告しなければならない。

第八條　文部大臣は、前條第二項の需要数を基礎にして、発行者にその発行すべき教科書の種類及び部数を指示（以下発行の指示という。）しなければならない。

第九條　文部大臣は、左の各号の一に当る事由があるときは、需要者の意思を考慮して、他の発行者に発行の指示を行うことができる。

一　需要数が教科書の発行に不十分なとき。

二　発行者の事業能力、信用状態が教科書の発行に不適当と認められるとき。

三　発行者が文部大臣の指示した発行を引き受けないとき。

四　第十四條又は第十五條の規定により発行の指示の全部又は一部を取り消したとき。

第十條　発行の指示を承諾した者は、省令の定めるところに従い、教科書を発行する義務を負う。

2　発行者は、教科書を各学校に供給するまで、発行の責任を負うものとする。

3　文部大臣は、必要に応じ、発行者から報告をとり、又はその業務の履行の状況を調査することができる。

第十一條　教科書の定価は、文部大臣の認可を経なければならない。

第十二條　発行者は、発行の指示を受けた日から十五日以内に、発行部数に応じて定価の三分にあたる保証金を、現金又は省令の定める種類の有価証券をもつて文部大臣に納めなければならない。

第十三條　保証金は、第十條の義務を履行した後でなければ、その還付を請求し、又はその債権を譲渡することができない。

第十四條　第十條第一項の義務に違反する行爲があると認めるときは、文部大臣は、発行の指示を取り消し、又はその後三年間、発行の指示を行わないことができる。

第十五條　第十二條に定める保証金の全部又は一部を納めない者に対しては、文部大臣は、発行の指示の全部又は一部を取り消すことができる。

第十六條　発行者において、第十條第一項の義務に違反する行爲があると認められるときは、保証金は、これを国庫に帰属せしめることができる。

第十七條　この法律に定めるものの外、この法律施行のため必要な事項は、省令でこれを定める。

第十八條　この法律の規定は、教科書以外の教授上用いられる図書であつて、文部大臣の指定したものに、これを準用する。

附　則

この法律は、公布の日から、これを施行する。

◎公立高等学校定時制課程職員費國庫補助法

（昭和二十三年七月十日）（大蔵・文部法律第百三十四号）（大臣署名）

公立高等学校定時制課程職員費國庫補助法

第一條　公立高等学校で、特別の時期及び時間において授業を行う課程（定時制の課程というのみを置くものの校長並びに主として定時制の課程の授業を担任する教諭、助教諭及び講師の俸給、特別加俸、死亡資金、旅費、扶養手当、勤務地手当、退官又は退職に関する手当並びに日直及び宿直に関する手当のため、都道府縣において要する経費については、予算の定めるところに從い、國庫がその十分の四を補助する。

第二條　前條の補助金は、毎年度これを都道府縣に交付する。

第三條　補助金の交付に関し、必要な規程は、文部大臣が、これを定める。

附　則

この法律は、公布の日から、これを施行し、昭和二十三年四月一日から、これを適用する。

◎市町村立学校職員給與負担法

（昭和二十三年七月十日）（内閣総理・文部大臣署名）
（法律第百三十五号）

市町村立学校職員給與負担法

第一條　市（特別区を含む。以下同じ。）町村立の小学校、中学校、盲学校及びろう学校の校長、教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭、寮母、講師及び地方事務官たる職員の俸給、特別加俸、死亡賜金、旅費、扶養手当、勤務地手当、退官又は退職に関する手当、日直及び宿直に関する手当（以下俸給その他の給與という。）は、都道府縣の負担とする。

第二條　市町村立高等学校で、特別の時期及び時間において授業を行う課程（以下定時制の課程という。）のみを置くものの校長（定時制の課程の外に通常の課程又は夜間の課程を置くものの校長を除く。）並びに定時制の課程の授業を担任する教諭、助教諭及び講師の俸給その他の給與は、都道府縣の負担とする。

附　則

1　この法律は、公布の日から、これを施行し、昭和二十三年四月一日から、これを適用する。

2　市町村立の小学校及び中学校並びに青年学校職員の俸給その他の給與の負担に関する政令（昭和二十三年政令第二十八号）は、これを廃止する。但し、同政令適用の際、從前の規定による中等学校の在学者のうち、第二学年又は第三学年に属する者をその生徒とした市町村立中学校の職員で、國庫負担額算定の基準となる者以外のものの俸給その他の給與は、第一條の規定にかかわらず、これを市町村の負担とする。

◎國民の祝日に関する法律

（昭和二十三年七月二十日）（内閣総理大臣署名）
（法律第百七十八号）

國民の祝日に関する法律

第一條　自由と平和を求めてやまない日本國民は、美しい風習を育てつつ、よりよき社会、より豊かな生活を築きあげるために、ここに國民こぞつて祝い、感謝し、又は記念する日を定め、これを「國民の祝日」と名づける。

第二條　「國民の祝日」を次のように定める。

元　日　一月一日　年のはじめを祝う。

成人の日　一月十五日　おとなになつたことを自覚し、みずから生き抜こうとする青年を祝いはげます。

春分の日　春分日　自然をたたえ、生物をいつくしむ。

天皇誕生日　四月二十九日　天皇の誕生日を祝う。

憲法記念日　五月三日　日本國憲法の施行を記念し、國の成長を期する。

こどもの日　五月五日　こどもの人格を重んじ、こどもの幸福をはかるとともに、母に感謝する。

秋分の日　秋分日　祖先をうやまい、なくなつた人々をしのぶ。

文化の日　十一月三日　自由と平和を愛し、文化をすすめる。

勤労感謝の日　十一月二十三日　勤労をたつとび、生産を祝い、國民たがいに感謝しあう。

第三條　「國民の祝日」は、休日とする。

附　則

1　この法律は、公布の日から、これを施行する。

2　昭和二年勅令第二十五号は、これを廃止する。

◎夏時刻法

（昭和二十三年四月二十八日）（内閣総理以下各大臣署名）
（法律第二十九号）

夏時刻法

第一條　毎年、四月の第一土曜日の午後十二時から九月の第二土曜日の翌日の午前零時までの間は、すべて中央標準時より一時間進めた時刻（夏時刻）を用いるものとする。但し、特に中央標準時によることを定めた場合は、この限りでない。

第二條　四月の第一土曜日の翌日（日曜日）は二十三時間をもつて一日とし、九月の第二土曜日は二十五時間をもつて一日とする。

夏時刻の期間中のその他の日はすべて二十四時間をもつて一日とする。

第三條　この法律の施行に関し、時間の計算に関する他の法律の規定の適用について必要な事項は、政令で、これを定める。

附　則

この法律は、公布の日から、これを施行する。

この法律の適用については、昭和二十三年においては、この法律の第一條及び第二條において「四月の第一土曜日」とあるのは、「五

月の第一土曜日（五月一日）」とする。

二一部改正

◎学校教育法及び義務教育費國庫負担法の一部を改正する法律

（昭和二十三年七月十日）（大藏・文部大臣署名）
（法律第百三十三号）

学校教育法及び義務教育費國庫負担法の一部を改正する法律

第一條　学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）の一部を次のように改正する。

第六十條及び第六十八條第二項中「大学設置委員会」を「大学設置審議会」に改める。

第八十六條　削除

第九十三條及び第九十六條第二項中「勅令」を「政令」に改める。

第九十三條に次の二項を加える。

前項但書に規定する盲学校及び聾学校にかかる保護者の義務は、昭和二十三年度においては、子女の滿七才に達した日の属する学年の終りまでとする。

当分の間、昭和二十四年度以降における第二十二條第一項に規定する盲学校及び聾学校にかかる保護者の義務に関しては、政令で、これを定める。

第二條　義務教育費國庫負担法（昭和十五年法律第二十二号）の一部を次のように改正する。

第一條中「及中学校」を「、中学校、盲学校及聾学校」に改め、「（勅令ヲ以テ定ムルモノヲ除ク）」を削り、「及勅令ヲ以テ定ムル旅費」を「、旅費、扶養手当、勤務地手当及退官又ハ退職ニ関スル手当並ニ政令ヲ以テ定ムル日直及宿直ニ関スル手当」に改める。

同條に次の一項を加える。

前項ノ職員ノ範囲、定員及給與ノ額ハ政令ヲ以テ之ヲ定ム

附　則

この法律は、公布の日から、これを施行し、昭和二十三年四月一日から、これを適用する。但し、学校教育法第六十條及び第六十八條第二項の改正規定は、國家行政組織法施行の日から、これを施行する。

第七　社会法

第七　社会法

一　新制定法

◎船員職業安定法

（昭和二十三年七月十日法律第百三十号）（運輸・労働大臣署名）

船員職業安定法目次

第一章　総則
第二章　政府の行う船員の職業紹介、職業指導及び属員職業補導
　第一節　通則
　第二節　船員職業紹介
　第三節　職業指導
　第四節　属員職業補導
第三章　政府以外の者の行う船員職業紹介事業、船員の募集及び船員労務供給事業
　第一節　船員職業紹介事業
　第二節　船員の募集
　第三節　船員労務供給事業
第四章　船員職業安定審議会
第五章　雑則
第六章　罰則
附則

船員職業安定法

第一章　総則

（法律の目的）

第一條　この法律は、何人にもその能力及び資格に應じて公平且つ有効に船員の職業に就く機会を與えることによつて、海上企業に対する労働力の適正な充足を図ることを目的とする。

（職業選択の自由）

第二條　何人も、その能力及びその有する免状若しくは証書、その受けた訓練又はその経験による資格に應じ、適当な船舶における船員の職業を自由に選択することができる。

（船員選択の自由）

第三條　船舶所有者（船舶共有の場合には船舶管理人を、船舶貸借の場合には船舶借入人を、船舶所有者、船舶管理人及び船舶借入人以外の者が船員を使用する場合にはその者をいう。以下同じ。）は、船員として雇用する者を自由に選択することができる。但し、労働組合法（昭和二十年法律第五十一号）の規定によつて、船舶所有者又はその團体と労働組合との間に締結された労働協約に別段の定のある場合は、この限りでない。

（均等待遇）

第四條　何人も、人種、國籍、信條、性別、社会的身分、門地、従前の職業、労働組合の組合員であること等を理由として、職業紹介、属員職業補導等について、差別的取扱を受けることがない。但し、労働組合法の規定によつて、船舶所有者又はその團体と労働組合との間に締結された労働協約に別段の定のある場合は、この限りでない。

（政府の行う業務）

第五條　政府は、第一條の目的を達成するため、左の業務を行う。

一　海上労働力の需要供給の適正な調整を図ること及びその労働力を最も有効に発揮させるために必要な計画を樹立すること。

二　政府以外の者の行う船員職業紹介、船員の募集又は船員労務供給事業を船員及び公共の利益を増進するように、指導監督すること。

三　求職者に対し、迅速に、その能力に適当な船員の職業に就くことをあつせんすること。

四　求職者に対し必要がある場合には職業指導又は属員職業補導を行うこと。

五　海上労働力の需要供給に関する情報その他の資料を集め、又はこれを周知させること。

六　個人、團体、学校又は関係行政廳の協力を得て、公共船員職業安定所の業務の運営の改善向上を図ること。

七　船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）の規定により失業保険金の支給を受けるべき者について職業紹介、職業指導又は属員職業補導を行い、失業保険制度の健全な運用を図ること。

（定義）

第六條　この法律で「船員」とは、船員法（昭和二十二年法律第百号）による船員及び同法による船員でない者で日本船舶以外の船舶に乗り組むものをいう。

2　この法律で「船員職業紹介」とは、求人及び求職の申込を受け、求人者と求職者との間における船員雇用関係の成立をあつせんすることをいう。

3　この法律で「職業指導」とは、船員の職業に就こうとする者に対し、その者に適当な職業の選択及び職業に対する適応を容易にさせるために必要な計画を樹立すること。

4　この法律で「属員職業補導」とは、属員になろうとする者に対し、属員の職業に就くことを容易にさせるために、救命艇おろし方、ボイラー取扱法、救急法、海事用語、船内規律その他海上労働において必要な基本的且つ実用的知識及び技能を授けることをいう。

5　この法律で「船員の募集」とは、船員を雇用しようとする者が自ら又は他人をして船員となろうとする者に対し、その被用者となることを勧誘することをいう。

6　この法律で「船員労務供給」とは、供給契約に基いて人を船員として他人に使用させることをいう。

第二章　政府の行う船員の職業紹介、職業指導及び属員職業補導

第一節　通則

（海運総局長官の業務）

第七條　運輸省海運総局長官（以下海運総局長官という。）は、運輸大臣の指揮監督を受け、この法律の施行に関する事項について海運局長を指揮監督するとともに、公共船員職業安定所の指揮監督に関する基準の制定、海上企業における船員募集計画の樹立及び実施、失業対策の企画及び実施、海上労働力の需要供給の調整、職業指導及び属員職業補導に関する政策の樹立その他この法律の施行に関し必要な事務を掌り、所属の職員を指揮監督する。

（公共船員職業安定所）

第八條　海運局に、無料で公共に奉仕する公共船員職業安定所を置き、職業紹介、職業指導、船員保険法の規定によりその所掌に属せしめられた事項その他この法律の目的を達成するために必要な事項を行わせる。

2　公共船員職業安定所の名称、位置、管轄区域、職員の定員その他公共船員職業安定所について必要な事項は、命令でこれを定める。

（連絡公共船員職業安定所）

第九條　運輸大臣は、前條第一項の公共船員職業安定所のうち、連絡公共船員職業安定所を指定することができる。

2　連絡公共船員職業安定所は、その属する海運局の管轄区域における海上労働力の需給状況に関し公共船員職業安定所相互間の事務の連絡を掌る。

（職員たる要件）

第十條　公共船員職業安定所の業務を効果あらしめるために、公共船員職業安定所において専らこの法律を施行する業務に従事する官吏その他の職員は、運輸大臣の定める資格又は経験を有する者でなければならない。

（公共職業安定所に対する協力）

第十一條　公共船員職業安定所は、公共職業安定所の業務について、これに協力しなければならない。

（求職者のための施設）

第十二條　政府は、船員職業紹介の事業を行うにあたり必要があると認めるときは、宿泊施設、食堂、浴場その他の施設を設けるものとする。

（労働力の需給に関する調査）

第十三條　海運総局長官は、公共船員職業安定所の海上労働力の需要供給に関する調査報告により、雇用及び失業の状況に関する資料を集め、その研究調査の結果を公表するとともに、研究調査の結果に基いて、海上労働力の需要供給の調整を図り、もつて雇用量を増大することに努めなければならない。

（海上企業に対する奉仕）

第十四條　海運総局長官は、船員の募集、選考、配置転換等に関する問題の処理について、船舶所有者から指導を求められた場合においては、船員の職業に関する調査の結果に基いて、その処理に

必要な資料、方法及び基準を指示し、もつて海上企業の進展に奉仕することに努めなければならない。

（事務の依頼）

第十五條　公共船員職業安定所長は、公共職業安定所に左の事務を依頼することができる。

一　公共船員職業安定所に出頭してすることの困難な求職の申込を公共船員職業安定所に取り次ぐこと。

二　求職者の身元、資格等に関しこれを調査すること。

三　求人又は求職に関する通報を周知させること。

2　前項各号の事務を依頼するにあたり、公共職業安定所が当該地域及びその近接地域にないときは、公共船員職業安定所長は、当該地域の市町村長に前項各号の事務を依頼することができる。

第二節　船員職業紹介

（申込の受理）

第十六條　公共船員職業安定所は、いかなる求人又は求職の申込についてもこれを受理しなければならない。但し、求人若しくは求職の申込の内容が法令に違反するとき、又は求人の申込の内容をなす賃金、労働時間その他の労働條件が通常の労働條件に比べて、著しく不適当であると認めるときは、その申込を受理しないことができる。

2　公共船員職業安定所は、必要があると認めるときは、求人者に対し、その求人数、労働條件その他の求人の條件について、求職者に対し、その就職先、労働條件、乗り組むべき船舶その他の求職條件について指導することができる。

（労働條件の明示）

第十七條　求人者は、求人の申込にあたり、公共船員職業安定所に対し、公共船員職業安定所は、紹介にあたり、求職者に対し、その従事すべき業務の内容及び賃金、労働時間その他の労働條件を明示しなければならない。

（紹介の原則）

第十八條　公共船員職業安定所は、求人者又は求職者に、求人又は求職の申込の内容に適合する紹介をするように努めなければならない。

第十九條　紹介は、求人條件又は求職條件を同じくする申込の間においては、その受理の順序による。但し、求職者が公共船員職業安定所の紹介する適当な職に就くことを命令で定める回数にわたり拒んだときは、紹介の順序については、その最後の拒絶のときにあらたに申込の受理があつたものとみなす。

（求人又は求職の開拓）

第二十條　公共船員職業安定所は、海上労働力の需要供給の狀況に應じ、求人又は求職の開拓に努めなければならない。

（爭議行爲に対する不介入）

第二十一條　公共船員職業安定所は、労働爭議に対する中立の立場を維持するため、同盟罷業、閉出又はけい船の行われている船舶につき、求職者を紹介してはならない。

2　前項に規定する場合の外　労働委員会が公共船員職業安定所に対し船舶において同盟罷業、閉出又はけい船に至る虞の多い爭議が発生していること及び求職者を無制限に紹介することによつて当該爭議の解決が妨げられることを通報した場合においては、公共船員職業安定所は、当該船舶につき、求職者を紹介してはならない。但し、当該爭議の発生前通常使用されていた船員の員数を維持するため必要な限度まで求職者を紹介する場合は、この限りでない。

（施行規定）

第二十二條　船員の職業紹介の手続その他政府の行う船員職業紹介に関し必要な事項は、命令でこれを定める。

第三節　職業指導

（職業指導の原則）

第二十三條　公共船員職業安定所は、あらたに船員の職業に就こうとする者その他船員の職業に就こうとする者に対し特別の指導を加えることを必要とするときは、職業指導を行わなければならない。

（適性檢査）

第二十四條　公共船員職業安定所は、必要があると認めるときは、職業指導を受ける者に就き、体力、知能、性格その他について船員の職業に対する適應性の檢査を行うことができる。

（学校に対する協力）

第二十五條　公共船員職業安定所は、学校を卒業する者に対し学校の行う職業指導に協力しなければならない。

（施行規定）

第二十六條　職業指導の方法その他職業指導に関し必要な事項は、命令でこれを定める。

第四節　属員職業補導

（属員職業補導の原則）

第二十七條　属員職業補導は、海上労働力の需要供給の狀況に應じて必要な職業種目について、これを行わなければならない。年少者その他特別の属員職業補導を加えることを必要とする者については、その者の能力に適するような補導の種目及び方法が選定されなければならない。

2　この法律の規定により運輸大臣の行う属員職業補導は、海上労働者の專門的職業活動に直接関係があるものに限られなければならない。運輸大臣は、技術的科目を除いて、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による学校において通常行われる科目に関する補導は、これを行わないものとし、技術的科目に関する補導を行う場合においても、実地訓練に重点を置き、座学はこれを最小限度に止めるものとする。

（属員職業補導の機関）

第二十八條　属員職業補導は、運輸大臣の指定する船員教育機関が、これを行う。

（公共船員職業安定所の協力）

第二十九條　公共船員職業安定所は、前條の船員教育機関の行う属員職業補導を受けるべき者の選考について、これに協力しなければ

ばならない。

（属員職業補導の種目等）

第三十条　属員職業補導の種目、及び方法並びに属員職業補導を受けるべき者の選考について必要な事項は、運輸大臣が、これを定める。

2　属員職業補導の期間は、三箇月を超えてはならない。

（手当の支給）

第三十一条　政府は、属員職業補導を受ける者に対して、手当を支給することができる。

（施行規定）

第三十二条　この節に定めるもの外、属員職業補導に関し必要な事項は、命令でこれを定める。

第三章　政府以外の者の行う船員職業紹介事業、船員の募集及び船員労務供給事業

第一節　船員職業紹介事業

（船員職業紹介事業の禁止）

第三十三条　政府以外の者は、何人も第三十四條に規定する場合を除いては、船員職業紹介事業を行つてはならない。

（船員職業紹介事業の許可）

第三十四条　船舶所有者を代表する團体、船員を代表する團体、船舶所有者及び船員を代表する協同の團体又は公益を目的とする團体で左の條件を具備するものは、運輸大臣の許可を受けて、船員職業紹介事業を行うことができる。

一　当該團体の行う船員職業紹介が有料でなく、且つ、その事業が営利を目的としないこと。

二　國庫から補助金を受けないで船員職業紹介事業を行うこと。

2　運輸大臣は、前項の條件に適合する許可の申請があつたときは、これに対し許可を與えなければならない。

（船員職業紹介所の所在地変更等）

第三十五条　船員職業紹介事業を行う者は、船員職業紹介所の所在地若しくは設備を変更し、又は船員職業紹介所を増設しようとするときは、あらかじめ運輸大臣に届け出なければならない。

（設備の改善等）

第三十六条　運輸大臣は、船員職業紹介所の設備その他業務の運営が船員職業紹介事業の経営に関して不適当であると認めるときは船員職業紹介事業を行う者に対して設備の改善その他必要な事項を勧告することができる。

（報酬受領の禁止）

第三十七条　船員職業紹介事業の従業者は、いかなる名義でも船員の職業紹介に対する報酬として賃金及び給料並びにこれらに準ずるもの以外の財産上の利益を受け、又は他人にこれを受けさせてはならない。

（兼業の制限）

第三十八条　船員職業紹介事業を行う者及びその従業者は、左の業務を行うことができない。但し、船員職業紹介事業を行う者は、

運輸大臣の許可を受けたときは、第四号から第六号までの業務を行うことができる。

一　両替

二　質屋

三　酒類の販賣

四　飲食店

五　日用品の販賣

六　宿泊所

2　船員職業紹介事業を行う者及びその従業者は、前項各号の業務を行う者と通謀して、利を図ることはできない。

（名称の制限）

第三十九条　第三十四條の規定により船員職業紹介事業を行う者でない者は、その名称又はその有する施設の名称中に船員職業紹介を行う者たることを示すような文字を用いてはならない。

（帳簿書類の作成等）

第四十条　第三十四條の規定により船員職業紹介事業を行う者は、その業務に関して命令で定める帳簿書類を作成し、その事務所に備え置かなければならない。

（準用規定）

第四十一条　第三十四條の規定により行う船員職業紹介には、第十六條から第二十一條までの規定を準用する。

（施行規定）

第四十二条　この節に定めるものの外、船員職業紹介事業に関し必要な事項は、命令でこれを定める。

第二節　船員の募集

（文書等による募集）

第四十三条　新聞紙、雑誌その他の刊行物に掲載する廣告、文書の掲出若しくは頒布又は放送により船員の募集を行おうとする者は、あらかじめ募集の内容を公共船員職業安定所長に通報しなければならない。

（文書等以外の方法による募集）

第四十四条　前條に規定する方法以外の方法により船員の募集を行おうとする者は、命令の定める場合を除いて、運輸大臣の許可を受けなければならない。

2　前項の規定により運輸大臣の許可を受けることを要しない者は、あらかじめ募集の内容を公共船員職業安定所長に通報しなければならない。

（委託募集）

第四十五条　船舶所有者は、その被用者以外の者に船員の募集を行わせようとするときは、運輸大臣の許可を受けなければならない。

2　船舶所有者は、前項の被用者以外の者に船員の募集について報酬を與えようとするときは、運輸大臣の許可を受けなければならない。

3　第一項の規定により船員の募集を行う者は、同時に二以上の船舶所有者のため募集を行つてはならない。

（募集の制限）

第四十六條　公共船員職業安定所長は、海上労働力の需要供給を調整するため必要があるときは、第四十三條の規定による募集に関し、募集地域又は募集時期について、理由を附した文書により制限を加えることができる。

第四十七條　運輸大臣は、第四十四條の規定により、募集を許可する場合は、募集人員、募集地域その他募集方法に関し、必要な指示を與えることができる。

（報酬受領の禁止）

第四十八條　船舶所有者、船員の募集に従事する被用者及び第四十五條第一項の規定により船員の募集を行う者は、募集に應じた者から、いかなる名義でも財産上の利益を受けてはならない。

（報酬給與の禁止）

第四十九條　船舶所有者は、募集に従事する被用者に対し、いかなる名義でもその募集に対する報酬として、金銭その他の財物を給與してはならない。

（再委託の禁止）

第五十條　船員の募集に従事する被用者及び第四十五條第一項の規定により船員の募集を行う者は、その募集を他人に委託してはならない。

（準用規定）

第五十一條　船員の募集については、第十七條及び第二十一條の規定を準用する。

（施行規定）

第五十二條　この節に定めるものの外、船員の募集に関し必要な事項は、命令でこれを定める。

第三節　船員労務供給事業

（船員労務供給事業の禁止）

第五十三條　何人も、第五十四條に規定する場合を除いては、船員労務供給事業を行い、又はその船員労務供給事業を行う者から供給される人を船員として使用してはならない。

（船員労務供給事業の許可）

第五十四條　労働組合法による労働組合は、運輸大臣の許可を受けたときは、無料の船員労務供給事業を行うことができる。

（準用規定）

第五十五條　前條の労働組合の行う船員労務供給事業については、第十七條及び第二十一條の規定を準用する。

（施行規定）

第五十六條　船員労務供給事業に関する許可の申請手続その他船員労務供給事業に関し必要な事項は、命令でこれを定める。

第四章　船員職業安定審議会

（船員職業安定審議会）

第五十七條　この法律の施行に関する重要事項を審議させるため、船員職業安定審議会を置く。

2　船員職業安定審議会は、中央船員職業安定審議会及び地方船員職業安定審議会とする。

3　運輸大臣は、前項に規定する船員職業安定審議会の外、二以上の海運局の管轄区域にわたる地域又は海運局の管轄区域の一部を管轄区域とする特別地区船員職業安定審議会を置くことができる。

4　中央船員職業安定審議会及び二以上の海運局の管轄区域にわたる地域を管轄区域とする特別地区船員職業安定審議会は、運輸大臣の諮問に、地方船員職業安定審議会及び海運局の管轄区域の一部を管轄区域とする特別地区船員職業安定審議会は、海運局長の諮問に應じて第一項に規定する事項を調査審議する外、必要に應じ関係行政廳に建議することができる。

5　運輸大臣及び海運局長は、この法律の施行に関する重要事項については、すべて船員職業安定審議会の意見を徴さなければならない。

6　船員職業安定審議会は、その業務を行うについて資料を必要とするときは、運輸大臣又は海運局長に当該資料の提供を求めることができる。

7　船員職業安定審議会の委員は、船舶所有者を代表する者、船員を代表する者及び学識経験のある者の中から、中央船員職業安定審議会及び二以上の海運局の管轄区域にわたる地域を管轄区域とす、特別地区船員職業安定審議会の委員にあつては、運輸大臣が、地方船員職業安定審議会及び海運局の管轄区域の一部を管轄区域とする特別地区船員職業安定審議会の委員にあつては、海運局長がこれを委嘱する。

8　船舶所有者を代表する者の中から委嘱される委員、船員を代表する者の中から委嘱される委員及び学識経験のある者の中から委嘱される委員の数は、各々同数でなければならない。

9　中央船員職業安定審議会は、三月に一回以上、地方船員職業安定審議会及び特別地区船員職業安定審議会は、一月に一回以上これを招集しなければならない。

10　前各項に定めるものの外、船員職業安定審議会について必要な事項は、命令でこれを定める。

第五章　雑則

（報告の徴收）

第五十八條　公共船員職業安定所長は、必要があると認めるときは、船員の雇用又は解雇について、船舶所有者に報告を求めることができる。

（檢査等）

第五十九條　運輸大臣は、船員職業紹介事業を行う者、船員の募集を行う者若しくは船員労務供給事業を行う者に事業又は業務に関し、報告をさせ、若しくは帳簿書類の提出を求め、又は当該官吏にその事務所において、業務の状況若しくは帳簿書類その他の物件を檢査させることができる。

2　運輸大臣は、第五十三條の規定の実施状況を調査するため、必要があると認めるときは、当該官吏をして、事務所その他の施設に臨み、帳簿及び書類の提出を求め、又は船舶所有者若しくは船員に対して質問させることができる。

3　当該官吏は、前二項に規定する職権を行うときは、その身分を示す証票を携帯しなければならない。

（事業の停止又は許可の取消）

第六十條　運輸大臣は、船員職業紹介事業を行う者、船員の募集を行う者若しくは船員労務供給事業を行う者が法令若しくはこれに基く運輸大臣若しくは海運局長の処分に違反し、又はその事業若しくは業務が公益を害する虞があると認めるときは、その事業若しくは業務を停止し、又は許可を取り消すことができる。

2　前項の規定により船員職業紹介事業の許可の取消を受けた者には、再び船員職業紹介事業の許可を與えることができない。

（秘密の嚴守）

第六十一條　公共船員職業安定所の業務又は政府以外の者の行う船員の職業紹介、募集若しくは船員労務供給事業に関し船員、船舶所有者その他の者から知り得た船員又は船舶所有者の個人的情報は、すべて秘密とし、何人もこれを他にもらしてはならない。但し、海運総局長官の指示に基いて公表する場合は、この限りでない。

（職員の教育又は訓練）

第六十二條　政府は、その行う船員の職業紹介、職業指導その他この法律の施行に関する事務に従事する職員の教育又は訓練を行うため、計画を樹立し、必要な施設を設けなければならない。

（職権の委任）

第六十三條　この法律に規定する運輸大臣の職権は、命令の定めるところにより、海運局長に委任することができる。

第六章　罰則

第六十四條　左の各号の一に該当する者は、これを一年以上十年以下の懲役又は二千円以上三万円以下の罰金に処する。

一　暴行、脅迫、監禁その他精神又は身体の自由を不当に拘束する手段によつて、船員の職業紹介、募集若しくは船員労務の供給を行つた者又はこれに従事した者

二　公衆衛生又は公衆道徳上有害な業務に就かせる目的で、船員の職業紹介、募集若しくは船員労務の供給を行つた者又はこれに従事した者

第六十五條　左の各号の一に該当する者は、これを一年以下の懲役又は一万円以下の罰金に処する。

一　第二十三條の規定に違反した者

二　第三十八條の規定に違反した者

三　第四十四條第一項の規定に違反した者

四　第四十五條第一項の規定に違反した者

五　第五十三條の規定に違反した者

第六十六條　左の各号の一に該当する者は、これを六箇月以下の懲役又は五千円以下の罰金に処する。

一　第三十七條の規定に違反した者

二　第四十五條第二項又は同條第三項の規定に違反した者

三・第四十六條の規定による制限又は第四十七條の規定による指示に従わなかつた者

四　第四十八條の規定に違反した者

五　第四十九條の規定に違反した者

六　第五十條の規定に違反した者

七　虚偽の廣告、文書の提出若しくは頒布若しくは放送により、又は虚偽の労働條件を呈示して船員の職業紹介、募集若しくは船員労務の供給を行つた者又はこれに従事した者

八　労働條件が法令に違反する船舶その他の事業場の業務に就かせるために、船員の職業紹介、募集若しくは船員労務の供給を行つた者又はこれに従事した者

第六十七條　左の各号の一に該当する者は、これを五千円以下の罰金に処する。

一　第四十條の帳簿書類を作成せず、若しくは備え置かなかつた者又は虚偽の帳簿書類を作成した者

二　第五十八條の規定による公共船員職業安定所の求があつた場合において故なく報告をせず、又は虚偽の報告をした者

三　第五十九條第一項又は第二項の規定に違反して、故なく報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、帳簿書類の提出をせず、若しくは虚偽の記載をした帳簿書類を提出し、又は検査若しくは調査を拒み、妨げ若しくは忌避した者

第六十八條　左の各号の一に該当する者は、これを三千円以下の過料に処する。

一　第三十五條の規定に違反した者

二　第三十九條の規定に違反した者

三　第四十三條の規定に違反した者

四　第四十八條の規定に違反した者

五　第四十九條の規定に違反した者

六　第五十條の規定に違反した者

七　虚偽の廣告、文書の提出若しくは頒布若しくは放送により、又は虚偽の労働條件を呈示して船員の職業紹介、募集若しくは船員労務の供給を行つた者又はこれに従事した者

八　労働條件が法令に違反する船舶その他の事業場の業務に就かせるために、船員の職業紹介、募集若しくは船員労務の供給を行つた者又はこれに従事した者

第六十七條　左の各号の一に該当する者は、これを五千円以下の罰金に処する。

一　第四十條の帳簿書類を作成せず、若しくは備え置かなかつた者又は虚偽の帳簿書類を作成した者

二　第五十八條の規定による公共船員職業安定所の求があつた場合において故なく報告をせず、又は虚偽の報告をした者

三　第五十九條第一項又は第二項の規定に違反して、故なく報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、帳簿書類の提出をせず、若しくは虚偽の記載をした帳簿書類を提出し、又は検査若しくは調査を拒み、妨げ若しくは忌避した者

第六十八條　左の各号の一に該当する者は、これを三千円以下の過料に処する。

一　第三十五條の規定に違反した者

二　第三十九條の規定に違反した者

三　第四十三條の規定に違反した者

四　第四十八條の規定に違反した者

五　第四十九條の規定に違反した者

六　第五十條の規定に違反した者

第六十九條　この法律の違反行爲をした者が、法人又は人の事業又は業務について、当該法人又は人のために行爲をした代理人又は被用者である場合においては、当該法人の代表者又は人が普通の注意を拂えば、その違反行爲を知ることができるべきときは、行爲者を罰する外、その法人の代表者又は人に対しても各本條の罰金刑を科する。

2　法人の代表者又は人が違反の計画を知り、その防止に必要な措置を講じなかつた場合、違反行爲を知り、その是正に必要な措置を講じなかつた場合又は違反を教唆した場合においては、当該法人の代表者又は人も行爲者として、これを罰する。

附　則

1　この法律施行の期日は、その公布の日から起算して百二十日を超えない期間において、政令でこれを定める。

2　船員職業紹介法（大正十一年法律第三十八号）は、これを廃止する。

3　この法律施行の際現に運輸大臣の許可を受けて、船員職業紹介事業を行う者は、この法律施行後三月を限り、引き続きその事業を行うことができる。

4　船員保険法の一部を次のように改正する。

「船員職業紹介所」を「公共船員職業安定所」に改める。

5　職業安定法（昭和二十二年法律第百四十一号）の一部を次のよう

に改正する。

第六十二條中「船員法第一條」を「船員職業安定法第六條第一項」に改める。

◎社会保険診療報酬支拂基金法

（昭和二十三年七月十日法律第百二十九号）（大蔵・厚生大臣署名）

社会保険診療報酬支拂基金法

第一章　総則

第一條　社会保険診療報酬支拂基金（以下基金という。）は、政府若しくは健康保険組合、國民健康保険を行う市町村、國民健康保険組合若しくは國民健康保険を行う社團法人又は法律で組織された共済組合（以下保険者という。）が、健康保険法（大正十一年法律第七十号）、船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）、國民健康保険法（昭和十三年法律第六十号）又は共済組合に関する法律の規定に基いてなす療養の給付及びこれに相当する給付の費用について、療養の給付を担当する者又はこれを使用する者（以下診療担当者という。）に対して支拂うべき費用（以下診療報酬という。）の迅速適正な支拂をなし、あわせて診療担当者より提出された診療報酬請求書の審査を行うことをもつて目的とする。

第二條　基金は、これを法人とする。

第三條　基金は、主たる事務所を東京都に、従たる事務所を各都道府縣に置く。

2　基金は、前項に定めるもの外、必要の地に従たる事務所の出張所を置くことができる。

第四條　基金の基本金は、百万円とする。

2　前項の基本金のうち、四十万円は、政府がこれを拠出し、六十万円はその他の保険者が、主務大臣の定めるところにより、これを拠出する。

第五條　基金は、定款をもつて、次の事項を規定しなければならない。

一　目的
二　名称
三　事務所の所在地
四　基本金及び資産に関する事項
五　役員に関する事項
六　業務及びその執行に関する事項
七　各保険者との契約の締結に関する事項
八　会計に関する事項
九　公告の方法

2　定款は、主務大臣の認可を受けて、これを変更することができる。

第六條　基金は、政令の定めるところにより、主たる事務所、従たる事務所及びその出張所の所在地において、その事務所又は出張所を管轄する司法事務局又はその出張所に必要な事項を登記しなければならない。

2　前項の規定によつて登記を必要とする事項は、登記した後でなければ、これをもつて第三者に対抗することができない。

第七條　基金には、所得税及び法人税を課さない。

第二章　役員

第八條　基金に役員として、理事長一人、理事八人から十六人まで及び監事四人を置く。

第九條　理事長は、基金を代表し、その業務を総理する。

2　理事は、定款の定めるところにより、基金を代表し、理事長を補佐して基金の業務を掌理し、理事長に事故があるときには、その職務を代理し、理事長が欠員のときには、その職務を行う。

3　監事は、基金の業務を監査し、財務及び統計に関する報告を徴する。

第十條　理事長は、理事の互選によつて、これを定める。

2　理事は、保険者を代表する者、被保険者を代表する者、診療担当者を代表する者及び公益を代表する者につき、主務大臣が各〻同数を委嘱する。

3　前項の委嘱は、保険者を代表する者、被保険者を代表する者及び診療担当者を代表する者につき、各〻委嘱すべき理事の少くとも二倍の候補者を推薦することを、それぞれの所属團体に求めるものとする。但し、その期間内に推薦がないときは、前項の規定にかかわらず、主務大臣がこれを委嘱する。

5　前三項の規定は、監事の委嘱についてこれを準用する。

第十一條　基金の従たる事務所に幹事八人、その出張所に幹事四人を置く。

2　幹事は、保険者を代表する者、被保険者を代表する者、診療担当者を代表する者及び公益を代表する者につき、理事長が各〻同数を選任する。

3　理事長が、前項の幹事を選任しようとするときは、前條第三項及び第四項の規定を準用する。

第十二條　前條の幹事のうち、一人を幹事長とする。

2　幹事長は、理事長が、これを選任及び解任するものとする。

3　幹事長は、定款の定めるところにより、従たる事務所及びその出張所の業務に関し、一切の裁判上及び裁判外の行為をする権限を有する。

第三章　業務

第十三條　基金は、第一條の目的を達成するため、次の業務を行う。

一　各保険者から、その保険者が、過去三箇月において最高額の費用を要した月の診療報酬の一箇月分に相当する金額の委託を

受けること。

二　診療担当者の提出する診療報酬請求書に対して、厚生大臣の定めるところにより算定した金額を支拂うこと。

三　診療報酬請求書を審査するための委員会を設け、診療担当者の提出する診療報酬請求書を審査すること。

四　前各号の業務に附帶する業務。

2　基金は、前項の業務を行う場合には、定款の定めるところにより、各保険者とそれぞれ契約を締結するものとする。

第十四條　基金は、前條第一項第三号の審査を行うため、従たる事務所及びその出張所ごとに、診療担当者を代表する者及び保険者を代表する者のうちから、審査委員各々五人以下を委嘱しなければならない。

2　診療担当者を代表する者について前項の委嘱をなそうとするときは、所属團体の推薦によらなければならない。

3　審査の方法に関し必要な事項は、命令をもつて、これを定める。

第四章　会計

第十五條　基金の事業年度は、毎年四月から翌年三月までとする。

第十六條　基金は、毎事業年度末に財産目録及び事業状況報告書を作成し、事業年度経過後二箇月以内に、これを主務大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

2　基金は、前項の規定による主務大臣の承認を受けたときは、その財産目録及び事業状況報告書を公告し、且つ、これを定款とともに各事務所に備えて置かなければならない。

第十七條　基金は、起債をすることができない。

第十八條　基金の基本金は、避けることのできない事由によつて、診療報酬の支拂に不足を生じたときの外、これを使用することができない。

第十九條　基金は、各保険者に、その事務の執行に要する費用を、その提出する診療報酬請求書の数を基準として負担させるものとする。

第五章　監督

第二十條　主務大臣は、基金に対して、業務又は財産の状況に関し報告をさせ、又は当該官吏にその業務又は財産の状況若しくは帳簿書類その他の物件を検査させるものとする。

2　主務大臣は、基金の従たる事務所又はその出張所の役員に対する前項の監督権を、その事務所又はその出張所を管轄する都道府縣知事に委任することができる。

3　前二項の規定により、当該官吏又は吏員に検査を行わせる場合においては、命令の定めるところにより、その身分を示す証票を携帶させ、且つ、関係人の請求があるときは、これを呈示させなければならない。

第二十一條　主務大臣は、基金の適正な運営を確保するため必要があると認めるときは、定款の変更その他監督上必要な命令をすることができる。

2　前條第二項の規定は、前項の場合にこれを準用する。但し、定款の変更については、この限りでない。

第二十二條　主務大臣は、基金の理事長、理事及び監事が、法令若しくは定款又は前條第一項に規定する命令に違反したときには、これを解嘱することができる。

第六章　罰則

第二十三條　基金の代表者、代理人、使用人その他の従業者が、第二十條の規定による報告を怠り、若しくは虚偽の報告をなし、又は当該官吏吏員の検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したときは、これを一万円以下の罰金に処する。

2　基金の理事長、理事若しくは監事又はその従たる事務所若しくはその出張所の幹事長若しくは幹事が、第十三條に規定されていない業務を、基金の業務として行つたときもまた同様とする。

第二十四條　基金の理事長、理事若しくは監事又はその従たる事務所若しくはその出張所の幹事長又は幹事が、この法律又はこの法律に基いて発する命令に違反して、登記をすることを怠り、又は不正の登記をしたときは、五千円以下の過料に処する。

附　則

第二十五條　この法律は、昭和二十三年八月一日から、これを施行する。

第二十六條　政府は、設立委員を命じて、基金の設立に関する事務を処理させる。

第二十七條　設立委員は、定款を作成して、主務大臣の認可を受けなければならない。

2　前項の認可があつたときは、設立委員は、遅滞なく、基本金全額の拂出を請求しなければならない。

第二十八條　基本金の拂出があつたときは、設立委員は、遅滞なく、その事務を基金の理事長に引き継がなければならない。

2　理事長が前項の事務の引継を受けたときは、理事長、理事及び監事の全員は、遅滞なく設立の登記をしなければならない。

3　基金は、設立の登記をすることによつて成立する。

第二十九條　地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第一條の地方公共團体は、基金の事業に対しては、地方税を課することができない。

◎消費生活協同組合法

（昭和二十三年七月三十日法律第二百号）（大藏・厚生・農林・商工・労働大臣・法務總裁署名）

消費生活協同組合法

第一章　總則

（目的）

第一條　この法律は、國民の自発的な生活協同組織の発達を図り、もつて國民生活の安定と生活文化の向上を期することを目的とする。

（組合基準）

第二條　消費生活協同組合は、この法律に別段の定のある場合の外、左の各号に掲げる要件を備えなければならない。

一　一定の地域又は職域による人と人との結合であること。

二　組合員の生活の文化的経済的改善向上を図ることのみを目的とすること。

三　組合員が任意に加入し、又は脱退することができること。

四　組合員の議決権及び選挙権は、出資口数にかかわらず、平等であること。

五　組合の剰余金を割り戻すときは、主として事業の利用分量により、これをなすこと。

六　組合の剰余金を出資額に應じて割り戻す場合には、その限度が定められていること。

2　消費生活協同組合及び消費生活協同組合連合会は、これを特定の政党のために利用してはならない。

（名称保護）

第三條　消費生活協同組合又は消費生活協同組合連合会は、その名称中に消費生活協同組合若しくは生活協同組合又は消費生活協同組合連合会若しくは生活協同組合連合会という文字を用いなければならない。

2　消費生活協同組合又は消費生活協同組合連合会でない者は、その名称中に、前項に掲げる文字を用いてはならない。

（法人格）

第四條　消費生活協同組合及び消費生活協同組合連合会（以下組合と総称する。）は、法人とする。

（区域）

第五條　組合は、都道府縣の区域を越えて、これを設立することができない。但し、職域による消費生活協同組合で止むを得ない事情のあるもの及び消費生活協同組合連合会（以下連合会という。）は、この限りでない。

（住所）

第六條　組合の住所は、その主たる事務所の所在地に在るものとする。

（登記）

第七條　この法律の規定により登記しなければならない事項は、その登記の後でなければ、これをもつて第三者に対抗することができない。

（労働組合との関係）

第八條　この法律は、労働組合法（昭和二十年法律第五十一号）による労働組合が、自主的に第十條第一項に規定する事業を行うことを制限し、又はこれに不利益を與えるものではない。

第二章　事業

（最大奉仕の原則）

第九條　組合は、その行う事業によつて、その組合員及び会員（以下組合員と総称する。）に最大の奉仕をすることを目的とし、営利を目的としてその事業を行つてはならない。

（事業の種類）

第十條　組合は、左の事業の全部又は一部を行うことができる。

一　組合員の生活に必要な物資を購入し、これに加工し若しくは加工しないで、又は生産して組合員に供給する事業

二　組合員の生活に有用な協同施設をなし、組合員に利用せしめる事業

三　組合員の生活の改善及び文化の向上を図る事業

四　組合員の生活の共済を図る事業

五　組合員及び組合従業員の組合事業に関する知識の向上を図る事業

六　前各号の事業に附帯する事業

2　連合会は、前項の事業の外、会員たる組合の指導、連絡及び調整に関する事業を行うことができる。

3　都道府縣の区域を越える連合会で地域によるものは、前二項の規定にかかわらず、会員たる組合の指導、連絡及び調整に関する事業以外の事業を行うことができない。

（事業の機会均等）

第十一條　組合は、前條の事業を行うにあたつて、特別の理由がない限り、同種の事業を行う他の者と同等の便益を受けることを妨げられない。

（事業の利用）

第十二條　組合員は、その意に反して、組合の事業を利用することを強制されない。

2　定款に特に定のある場合を除く外、組合員と同一の世帯に属する者は、組合の事業の利用については、これを組合員とみなす。

3　組合は、組合員以外の者にその事業を利用させることができない。但し、当該行政廳の許可を得た場合は、この限りでない。

（他の團体との関係）

第十三條　組合は、組合に関係がある事業を行うため必要であるときは、組合の目的及び他の法律の規定に反しない限り、他の法人又は團体に加入することができる。

第三章　組合員

（組合員の資格）

第十四條　消費生活協同組合の組合員たる資格を有する者は、左に掲げる者で定款で定めるものとする。但し、法人は、組合員となることができない。

一　地域による組合にあつては、一定の地域内に住所を有する者

二　職域による組合にあつては、一定の職域内に勤務する者

2　地域による消費生活協同組合にあつては、定款の定めるところにより、前項第一号に掲げる者の外、その区域内に勤務地を有する者でその組合の施設を利用することを適当とするものを組合員とすることができる。

3　職域による消費生活協同組合にあつては、定款の定めるところにより、第一項第二号に掲げる者の外、その附近に住所を有する

者でその組合の施設を利用することを適当とするものを組合員とすることができる。

4　連合会の会員たる資格を有する者は、左に掲げる者で定款で定めるものとする。

一　組合

二　他の法律により設立された協同組織体で、第二條第一項各号に掲げる要件を備え、且つ、組合の行う事業と同種の事業を行うことを目的とするもの

（加入の自由）

第十五條　組合は、その組合員の数を制限することができない。

2　組合員たる資格を有する者が組合に加入しようとするときは、組合は、正当な理由がないのに、その加入を拒み、又はその加入につき現在の組合員が加入の際に附されたよりも困難な條件を附してはならない。

（出資）

第十六條　組合員は、出資一口以上を有しなければならない。

2　組合員の出資一口の金額は、組合員たる資格を有する者が通常負担できる程度とし、且つ、均一でなければならない。

3　一組合員の有することのできる出資口数の限度は、組合員の総出資口数の四分の一を越えない範囲において、定款でこれを定めなければならない。

4　組合員は、出資金額の拂込について相殺をもつて組合に対抗することができない。

5　組合員の責任は、その出資金額を限度とする。

（議決権及び選挙権）

第十七條　組合員は、その出資口数の多少にかかわらず、各々一個の議決権及び選挙権を有する。但し、連合会については、会員たる消費生活協同組合の組合員数に基いて、定款で別段の定をすることができる。

2　組合員は、定款の定めるところにより、第三十七條の規定により、あらかじめ通知のあつた事項につき書面又は代理人をもつて、議決権及び選挙権を行うことができる。但し、組合員又は組合員と同一の世帯に属する者でなければ代理人となることができない。

3　前項の規定により議決権又は選挙権を行う者は、これを出席者とみなす。

4　代理人は、十人以上の組合員を代理することができない。

5　代理人は、代理権を証する書面を組合に差し出さなければならない。

（過怠金）

第十八條　組合は、組合員が出資の拂込を怠つたときは、定款の定めるところにより、その者に対して過怠金を課することができる。

（自由脱退）

第十九條　組合員は、九十日前までに予告し、事業年度の終において脱退することができる。

2　前項の予告期間は、定款でこれを延長することができる。但し、その期間は、一箇年を越えてはならない。

（法定脱退）

第二十條　組合員は、左の事由に因つて脱退する。

一　組合員たる資格の喪失

二　死亡又は解散

三　除名

2　除名は、左の各号の一に該当する組合員につき、総会の議決によつてこれをすることができる。この場合において組合は、その総会の会日から五日前までに、その組合員に対しその旨を通知し、且つ、総会において弁明する機会を與えなければならない。

一　長期間にわたつて組合の施設を利用しない組合員

二　出資の拂込その他組合に対する義務を怠つた組合員

三　その他定款で定める行爲をした組合員

3　前項の除名は、除名した組合員にその旨を通知しなければ、これをもつてその組合員に対抗することができない。

（拂戻請求権）

第二十一條　脱退した組合員は、定款の定めるところにより、その拂込済出資額の全部又は一部の拂戻を請求することができる。

（脱退組合員の拂込義務）

第二十二條　事業年度の終にあたり、組合の財産をもつてその債務を完済するに足りないときは、その組合は、定款の定めるところにより、その年度内に脱退した組合員に対して、未拂込出資額の全部又は一部の拂込を請求することができる。

（時効）

第二十三條　前二條の規定による請求権は、脱退の時から二年間これを行わないときは、時効によつて消滅する。

（拂戻の停止）

第二十四條　脱退した組合員が組合に対する債務を完済するまでは、組合は、第二十一條の規定による拂戻を停止することができる。

（出資口数の減少）

第二十五條　組合員は、定款の定めるところにより、その出資口数を減少することができる。

2　前項の場合には、第十九條及び第二十一條から第二十三條までの規定を準用する。

第四章　管理

（定款）

第二十六條　組合の定款には、左の事項を記載しなければならない。

一　事業

二　名称

三　地域又は職域

四　事務所の所在地

五　組合員たる資格に関する規定

六　組合員の加入及び脱退に関する規定

七　出資一口の金額及びその拂込の方法並びに一組合員の有することのできる出資口数の最高限度に関する規定

八　第一回拂込の金額

九　剰余金の処分及び損失の処理に関する規定
十　準備金の額及びその積立の方法に関する規定
十一　組合員の権利義務に関する規定
十二　事業の執行に関する規定
十三　役員に関する規定
十四　総会に関する規定
十五　事業年度
十六　公告の方法
十七　組合員の生活の共済を図る事業を行うときは、その掛金及び共済金の最高限度
十八　存立の時期又は解散の事由
十九　現物出資をする者を定めたときは、その者の氏名、出資の目的たる財産及びその価格並びにこれに対して與える出資口数

2　当該行政廳は、模範定款例を定めることができる。

3　厚生大臣は、第一項第十七号の掛金及び共済金の最高限度を定めることができる。

（役員　定数）

第二十七條　組合には役員として理事及び監事を置く。

2　理事の定数は、五人以上とし、監事の定数は、二人以上とする。

（役員の選挙）

第二十八條　役員は、定款の定めるところにより、組合員又は会員たる法人の役員のうちから、これを選挙する。但し、組合設立当時の役員は、創立総会において、組合員になろうとする者又は会員になろうとする法人の役員のうちから、これを選挙する。

2　特別の理由があるときには、理事の定数の五分の一以内を限り、前項に該当しない者のうちから、これを選挙することができる。

（役員の補充）

第二十九條　理事又は監事のうち、その定数の五分の一を越えるものが欠けたときは、一箇月以内にこれを補充しなければならない。

（役員の任期）

第三十條　役員の任期は二年とする。但し、定款で三年以内において別段の期間を定めたときは、その期間とする。

2　補欠役員の任期は、前項の規定にかかわらず、前任者の残任期間とする。

3　設立当時の役員の任期は、第一項の規定にかかわらず、創立総会において定める期間とする。但し、その期間は、一年を越えてはならない。

（役員の兼職禁止）

第三十一條　監事は、理事又は組合の使用人と兼ねてはならない。

（監事の組合代表権）

第三十二條　組合が理事と契約するときは、監事が組合を代表する。組合と理事との訴訟についても、また同様とする。

（監事の職務）

第三十三條　監事の職務は左の通りとする。

一　組合の財産の状況を監査すること。

二　理事の業務執行の状況を監査すること。

三　財産の状況又は業務の執行につき不整の点があることを発見したときは、これを総会又は当該行政廳に報告すること。

四　前号の報告をなすため必要があるときは、総会を招集すること。

（理事の通常総会招集）

第三十四條　理事は、毎事業年度一回通常総会を招集しなければならない。

（理事の臨時総会招集）

第三十五條　理事は、必要があると認めるときは、何時でも臨時総会を招集することができる。

2　組合員が総組合員の五分の一以上の同意を得て、会議の目的たる事項及び招集の理由を記載した書面を理事に提出して総会の招集を請求したときは、理事は、その請求のあつた日から二十日以内に、臨時総会を招集しなければならない。

（監事の総会招集）

第三十六條　理事の職務を行う者がないときは、総会の招集は、監事がこれを行う。

2　前條第二項の請求があつた場合において、理事が正当な理由がないのに総会招集の手続をしないときは、監事は、総会を招集しなければならない。

（総会招集手続）

第三十七條　理事は、総会を招集するときは、会日の少くとも五日前に会議の目的たる事項を示し、定款に定めた方法に従つて、これをしなければならない。

（通知又は催告）

第三十八條　組合の組合員に対してする通知又は催告は、組合員名簿に記載したその者の住所に、その者が別に通知又は催告を受ける場所を組合に通知したときは、その場所にあてることをもつて足りる。

2　前項の通知又は催告は、通常到達すべき時に到達したものとみなす。

（定款等の整備）

第三十九條　理事は、定款及び総会の議事録を各事務所に、組合員名簿を主たる事務所に備えて置かなければならない。

2　組合員及び組合の債権者は、前項に掲げる書類の閲覧を求めることができる。

（書類の提出）

第四十條　理事は、通常総会の会日から一週間前までに、事業報告書、財産目録、貸借対照表及び剰余金処分案又は損失処理案を監事に提出し、且つ、これらを主たる事務所に備えて置かなければならない。

2　組合員及び組合の債権者は、前項に掲げる書類の閲覧を求めることができる。

3　理事は、第一項に掲げる書類を通常総会に提出するときは、監事の意見書を添附しなければならない。

（役員の解任）

第四十一條　役員は、定款の定めるところにより、総組合員の五分の一以上の請求により、任期中でも総会において、これを解任することができる。

2　前項の規定による請求は、解任の理由を記載した書面を組合に提出してこれをしなければならない。

3　前項の規定による書面の提出があつたときは、組合は、総会の会日から十日前までに、その役員に対し、その書面を送付し、且つ、総会において弁明する機会を與えなければならない。

（民法準用）

第四十二條　理事には、民法（明治二十九年法律第八十九号）第四十四條第一項、第五十二條第二項及び第五十三條から第五十五條までの規定を準用する。

（総会の議決事項）

第四十三條　左の事項は、総会の議決を経なければならない。

一　定款の変更
二　組合の解散及び合併
三　毎事業年度の事業計画の設定及び変更
四　收支予算
五　出資一口の金額の減少
六　借入金額の最高限度
七　事業報告書、財産目録、貸借対照表、剰余金処分案及び損失処理案
八　組合員の除名及び役員の解任
九　連合会への加入又は脱退
十　その他定款で定める事項

2　総会においては第三十七條の規定により、あらかじめ通知した事項についてのみ議決をなすことができる。但し、定款に別段の定があるときは、この限りでない。

3　定款の変更は、当該行政廳の認可を受けなければ、その効力を生じない。

4　前項の認可については、第五十八條及び第五十九條の規定を準用する。

（議決権の喪失）

第四十四條　組合と組合員との関係につき議決をなす場合には、その組合員は、議決権を有しない。

（総会の通常議決方法）

第四十五條　総会の議事は、この法律又は定款に特別の定のある場合を除いて、出席者の議決権の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

2　議長は、総会において、そのつど、これを選任する。

3　議長は、組合員として総会の議決に加わる権利を有しない。

（総会の特別議決方法）

第四十六條　左の事項は、総組合員の半数以上が出席し、その議決権の三分の二以上の多数による議決を必要とする。

一　定款の変更

二　組合の解散及び合併
三　組合員の除名

（総代会）

第四十七條　千人以上の組合員を有する組合は、定款の定めるところにより、総会に代るべき総代会を設けることができる。

2　総代は、定款の定めるところにより、組合員のうちからこれを選挙する。

3　総代の定数は少くとも、百人以上でなければならない。

4　総代の任期は、定款でこれを定める。

5　総代会には、総会に関する規定を準用する。この場合において、第十七條第二項但書中「組合員又は組合員と同一の世帯に属する者」とあるのは「組合員」と、同條第四項中「十人」とあるのは「三人」と読み替えるものとする。

6　総代会においては、解散及び合併の議決をすることができない。

（家族の発言権）

第四十八條　消費生活協同組合の組合員と同一の世帯に属する者は、定款の定めるところにより、総会に出席し発言することができる。但し、第十七條第二項の規定による場合を除く外、議決権及び選挙権を有しない。

（減資手続）

第四十九條　組合は、出資一口の金額の減少を議決したときは、その議決の日から二週間以内に財産目録及び貸借対照表を作らなければならない。

2　組合は、前項の期間内に、債権者に対して、異議があれば一定の期間内にこれを述べるべき旨を公告し、且つ、知れてゐる債権者には、各別にこれを催告しなければならない。

3　前項の一定の期間は、一箇月を下つてはならない。

（減資に対する債権者の保護）

第五十條　債権者が前條第二項の一定の期間内に異議を述べなかつたときは、出資一口の金額の減少を承認したものとみなす。

2　債権者が異議を述べたときは、組合は、弁済し、若しくは相当の担保を供し、又は債権者に弁済を受けさせることを目的として、信託会社若しくは信託業務を営む銀行に相当の財産を信託しなければならない。

（剰金金等の積立）

第五十一條　組合は、定款に定める額に達するまでは、毎事業年度の剰余金の十分の一以上を準備金として積み立てなければならない。

2　前項の定款で定める準備金の額は、出資総額の二分の一を下つてはならない。

3　第一項の準備金は、損失のてん補に充てる場合を除いてこれを取りくずしてはならない。

4　組合は、第十條第一項第五号の事業の費用に充てるため、毎事業年度の剰余金の二十分の一以上を翌事業年度に繰り越さなければならない。

（剰余金の割戻）

第五十二條　組合は、損失をてん補し、前條に定める金額を控除した後でなければ剰余金を割り戻してはならない。

2　剰余金の割戻は、定款の定めるところにより、組合員の組合事業の利用分量又は拂い込んだ出資額に應ずる外、これをなしてはならない。

3　組合が組合員の利用分量に應じて剰余金の割戻をなすときは、事業別にその率を定めることができる。

4　組合が拂い込んだ出資額に應じて剰余金の割戻をなすときは、年五分を越えてはならない。

（剰余金の拂込充当）

第五十三條　組合は、組合員が期日の到來した出資の拂込を終るまで、その組合員に割り戻すべき剰余金をその拂込に充てることができる。

第五章　設立

（設立者）

第五十四條　消費生活協同組合を設立するには、その組合員になろうとするもの二十名以上が、連合会を設立するには、二以上の組合が発起人となり、設立趣意書、定款案、事業計画書及び発起人名簿をつくり、賛成者を募らなければならない。

（創立総会の招集）

第五十五條　発起人は、経営をしてゆくのに適当と思われる人数の賛成者ができたときは、創立総会を開かなければならない。

2　前項の賛成者の数は、消費生活協同組合にあつては、少くとも三百人を必要とする。但し、特別の理由があるときは、この限りでない。

（創立総会の議事）

第五十六條　創立総会では、定款及び事業計画を議決し、理事及び監事を選挙し、その他設立に必要な事項を決定しなければならない。

2　創立総会の議事は、組合員たる資格を有する者で、その会日までに発起人に対し、設立の同意を申し出たものの半数以上が出席し、その議決権の三分の二以上でこれを決する。

3　創立総会については、第十七條　第四十四條並びに第四十五條第二項及び第三項の規定を準用する。

（設立認可の申請）

第五十七條　発起人は、創立総会終了の後遅滞なく、設立趣意書、定款、事業計画書、創立総会決議録の謄本及び役員名簿を当該行政廳に提出して、設立の認可を申請しなければならない。

2　発起人は、当該行政廳の要求があるときは、組合の設立に関する報告書を提出しなければならない。

（設立の認可）

第五十八條　当該行政廳は、前條第一項の申請があつたときは、その組合が第二條第一項各号に掲げる要件を欠く場合及び設立の手続又は定款若しくは事業計画の内容が法令又は法令に基いてする行政廳の処分に違反する場合を除いては、その設立を認可しなければならない。

（認可の期間）

第五十九條　第五十七條第一項の申請があつたときは、当該行政廳は、申請書を受理した日から二箇月以内に、発起人に対し、認可又は不認可の通知を発しなければならない。

2　当該行政廳が前條の期間内に同條の通知を発しなかつたときは、その期間満了の日に、第五十七條第一項の認可があつたものとみなす。この場合には、発起人は、当該行政廳に対し、認可に関する証明書の交付を請求することができる。

3　当該行政廳が設立認可の申請に関し発起人に報告を求め、又は第三者に照会を発した場合には、前項の期間は、その報告又は回答のあつた日から、これを起算する。この場合において、第三者に照会を発したときは、当該行政廳は、第一項の期間内に、発起人に対しその旨の通知を発しなければならない。

4　当該行政廳が不認可の決定をするときは、その理由を通知書に記載しなければならない。

5　発起人が不認可の取消を求める訴を提起した場合において、裁判所がその取消の判決をしたときは、その判決確定の日に、第五十七條第一項の認可があつたものとみなす。この場合には、第二項後段の規定を準用する。

（事務引継）

第六十條　第五十七條第一項の認可があつたときは、発起人は遅滞なく、その事務を理事に引き継がなければならない。

2　理事は、前項の規定による引継を受けたときは、遅滞なく、組合員に出資の第一回の拂込をさせなければならない。

3　現物出資者は、第一回の拂込の期日に出資の目的たる財産の全部を給付しなければならない。但し、登記登録その他の権利の設定又は移轉をもつて第三者に対抗するための必要な行爲は、組合成立の後にこれをすることを妨げない。

（成立の時期）

第六十一條　組合は、主たる事務所の所在地において、設立の登記をすることに因つて成立する。

第六章　解散及び清算

（解散の事由）

第六十二條　組合は、左の事由に因つて解散する。

一　総会の議決

二　組合の合併

三　組合の破産

四　存立時期の満了

五　第九十五條第三項の規定による解散の命令

2　解散の議決は、当該行政廳の認可を受けなければ、その効力を生じない。

3　前項の場合には、第五十八條及び第五十九條の規定を準用する。

（解散組合の継続）

第六十三條　存立時期の満了によつて解散した場合には、組合員の

三分の二以上の同意を得、組合を継続することができる。但し、存立時期満了の日より一箇月以内に認可を申請しなければならない。

2　前項の継続に同意しない組合員は、組合継続の時において脱退したものとみなす。

3　第一項の場合には、第五十八條及び第五十九條の規定を準用する。

（組合員の減少による解散）

第六十四條　第六十二條第一項の事由による外、消費生活協同組合は、組合員（第十四條第二項又は第三項の規定による組合員を除く。）が二十人未満になつたことに因つて、連合会は、会員が一人になつたことと又は第十四條第四項第二号の規定による会員のみになつたことに因つて解散する。

2　組合は、前項の規定により解散したときは、遅滞なくその旨を当該行政廳に届け出なければならない。

（合併手続）

第六十五條　組合が合併しようとするときは、総会において合併を議決しなければならない。

2　合併は、当該行政廳の認可を受けなければ、その効力を生じない。

3　合併には、第四十九條、第五十條、第五十八條及び第五十九條の規定を準用する。

（合併行爲）

第六十六條　合併に因つて組合を設立するには、各組合の総会において組合員又は会員たる組合の役員のうちから選任した設立委員が共同して定款を作成し、役員を選任し、その他設立に必要な行爲をしなければならない。

2　前項の規定による役員は、合併しようとする組合の組合員又は会員たる組合の役員のうちから、これを選任しなければならない。

3　第一項の規定による設立委員の選任には、第四十六條の規定を準用する。

（合併の効力）

第六十七條　組合の合併は、合併後存続する組合又は合併に因つて設立する組合が、その主たる事務所の所在地において、第七十九條に規定する登記をすることに因つてその効力を生ずる。

（合併の効果）

第六十八條　合併後存続する組合又は合併に因つて設立した組合は、合併に因つて消滅した組合の権利義務（その組合がその行う事業に関し、行政廳の許可、認可その他の処分に基いて有する権利義務を含む。）を承継する。

（清算人）

第六十九條　組合が解散したときは、合併及び破産に因る解散の場合を除いては、理事が、その清算人となる。但し、総会において他人を選任したときは、この限りでない。

（清算行爲）

第七十條　清算人は、就任の後遅滞なく、組合の財産の状況を調査し、財産目録及び貸借対照表を作り、定款の定めるところにより、財産処分の方法を定め、これを総会に提出して、その承認を求めなければならない。

2　前項の総会については、第四十六條の規定を準用する。

（財産分配）

第七十一條　清算人は、組合の債務を弁済した後でなければ、組合の財産を分配することができない。

（清算の結了）

第七十二條　清算事務が終つたときは、清算人は、遅滞なく決算報告書を作り、これを総会に提出してその承認を求めなければならない。

（民法等の準用）

第七十三條　組合の解散及び清算には、民法第七十三條、第七十五條、第七十六條及び第七十八條から第八十三條まで並びに非訟事件手続法（明治三十一年法律第十四号）第三十五條第二項、第三十六條、第三十七條の二、第百三十五條の二十五第二項第三項、第百三十六條第一項、第百三十七條及び第百三十八條の規定を準用する。この場合において、民法第七十五條中「前條」とあるのは、「消費生活協同組合法第六十九條」と読み替えるものとする。

第七章　登記

（設立登記）

第七十四條　設立の登記は、出資の第一回の拂込があつた日から二週間以内に、主たる事務所の所在地においてこれをしなければならない。

2　設立の登記には、左の事項を掲げなければならない。

一　第二十六條第一項第一号から第三号までの事項

二　事務所

三　出資一口の金額及びその拂込の方法並びに出資の総口数及び拂い込んだ出資の総額

四　存立時期を定めたときは、その時期

五　役員の氏名及び住所

六　公告の方法

3　組合は、設立の登記をした後二週間以内に、従たる事務所の所在地において前項の事項を登記しなければならない。

（従たる事務所の登記）

第七十五條　組合の成立後従たる事務所を設けたときは、主たる事務所の所在地においては二週間以内に従たる事務所を設けたことを登記し、その従たる事務所の所在地においては三週間以内に前條第二項の事項を登記し、他の従たる事務所の所在地においては同期間内にその従たる事務所を設けたことを登記しなければならない。

2　主たる事務所又は従たる事務所の所在地を管轄する登記所の管轄区域内においてあらたに従たる事務所を設けたときは、その従たる事務所を設けたことを登記することをもつて足りる。

（移轉登記）

第七十六條　組合が主たる事務所を移轉したときは、旧所在地においては二週間以内に移轉の登記をし、新所在地においては三週間以内に第七十四條第二項の事項を登記し、從たる事務所を移轉したときは、旧所在地においては三週間以内に移轉の登記をし、新所在地において四週間以内に同項の事項を登記しなければならない。

2　同一の登記所の管轄区域内において主たる事務所又は從たる事務所を移轉したときは、その移轉の登記をすることをもつて足りる。

（変更登記）

第七十七條　第七十四條第二項の事項中に変更を生じたときは、主たる事務所の所在地においては二週間以内に、從たる事務所の所在地においては三週間以内に変更の登記をしなければならない。

2　第七十四條第二項第三号の事項中出資の總口数及び拂い込んだ出資の總額の変更の登記は、前項の規定にかかわらず、毎事業年度末現在により事業年度終了後主たる事務所の所在地においては四週間以内に、從たる事務所の所在地においては五週間以内にこれをすることができる。

（解散登記）

第七十八條　組合が解散したときは、合併及び破産の場合を除いては、主たる事務所の所在地においては二週間以内に、從たる事務所の所在地においては三週間以内に解散の登記をしなければならない。

（合併登記）

第七十九條　組合が合併をしたときは、主たる事務所の所在地においては二週間以内に、從たる事務所の所在地においては三週間以内に、合併後存続する組合については変更の登記、合併に因つて消滅する組合については解散の登記、合併に因つて設立した組合については第七十四條第二項に規定する登記をしなければならない。

（清算人の登記）

第八十條　清算人は、その就任の日から主たる事務所の所在地においては二週間以内に、從たる事務所の所在地においては三週間以内に、清算人の氏名及び住所を登記しなければならない。

2　前項の登記には、第七十七條第一項の規定を準用する。

（清算結了登記）

第八十一條　組合の清算が結了したときは、清算結了の日から主たる事務所の所在地においては二週間以内に、從たる事務所の所在地においては三週間以内に、清算結了の登記をしなければならない。

（管轄登記所）

第八十二條　組合の登記については、その事務所の所在地を管轄する司法事務局又はその出張所を管轄登記所とする。

2　各登記所に消費生活協同組合登記簿及び消費生活協同組合連合会登記簿を備える。

（設立登記の手続）

第八十三條　組合の設立の登記は、役員の全員の申請に因つてこれをする。

2　前項の登記の申請書には、定款並びに出資の總口数及び出資第一回の拂込のあつたことを証する書面及び役員たることを証する書面を添附しなければならない。

3　合併に因る組合の設立の登記の申請書には、前項に掲げる書面の外、第六十五條第三項において準用する第四十九條の規定による公告及び催告をしたこと、若し異議を述べた債権者があるときは、これに対し、弁済し、若しくは担保を供し、又は信託をしたことを証する書面を添附しなければならない。

（從たる事務所の設立登記手続）

第八十四條　第七十四條第三項の規定による登記は、理事の申請に因つてこれをする。

（事務所の新設、移轉及び変更登記手続）

第八十五條　組合の事務所の新設又は事務所の移轉その他第七十四條第二項の事項の変更の登記は、理事又は清算人の申請に因つてこれをする。

2　前項の登記の申請書には、事務所の新設又は登記事項の変更を証する書面を添付しなければならない。

3　出資一口の金額の減少又は組合の合併に因る変更の登記の申請書には、前項に掲げる書面の外、第四十九條（第六十五條第三項において準用する場合を含む。）の規定による公告及び催告をしたこと、若し異議を述べた債権者があるときは、これに対し、弁済し、若しくは担保を供し、又は信託をしたことを証する書面を添附しなければならない。

（解散登記手続）

第八十六條　第七十八條の規定による組合の解散の登記は、第三項に規定する場合を除いて清算人の申請に因つてこれをする。

2　前項の登記の申請書には、解散の事由を証する書面を添附しなければならない。

3　行政廳が組合の解散を命じた場合における解散の登記は、その行政廳の嘱託に因つてこれをする。

（合併による解散登記手続）

第八十七條　第七十九條の規定による解散の登記は、合併に因つて消滅した組合の理事の申請に因つてこれをする。

2　前項の場合には、第八十三條第三項及び前條第二項の規定を準用する。

（清算人の登記手続）

第八十八條　第八十條第一項の規定による登記の申請書には、理事が清算人でない場合には、申請人の資格を証する書面を添附しなければならない。

2　第八十條第二項の規定による登記の申請書には、登記事項の変更を証する書面を添附しなければならない。

（清算結了登記手続）

第八十九條　組合の清算結了の登記は、清算人の申請に因つてこれをする。

2　前項の登記の申請書には、清算人が第七十二條の規定により決